

令和元年第2回志布志市議会定例会会議録 目次

第1号（6月7日）	頁
1. 議事日程	14
2. 出席議員氏名	16
3. 欠席議員氏名	16
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	16
5. 議会事務局職員出席者	16
6. 開会・開議	17
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	17
8. 日程第2 会期の決定	17
9. 日程第3 報告	17
10. 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について	17
11. 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)	19
12. 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につ いて)	21
13. 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について)	22
14. 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて (平成30年度志布志市一般会計補正予算(第12号))	24
15. 日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて (平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 (第4号))	26
16. 日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて (平成31年度志布志市一般会計補正予算(第1号))	26
17. 日程第11 議案第31号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について)	27
18. 日程第12 議案第32号 志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の制定について	31
19. 日程第13 議案第33号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に 伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	35

20.	日程第14	議案第34号	志布志市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について	37
21.	日程第15	議案第35号	志布志市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について	37
22.	日程第16	議案第36号	志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について	43
23.	日程第17	議案第37号	志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	45
24.	日程第18	議案第38号	志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	46
25.	日程第19	議案第39号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	47
26.	日程第20	議案第40号	志布志市森林環境譲与税基金条例の制定について	48
27.	日程第21	議案第41号	志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	49
28.	日程第22	議案第42号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	51
29.	日程第23	議案第43号	志布志市市民センターの指定管理者の指定の期間の変更について	51
30.	日程第24	議案第44号	志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定の期間の変更について	51
31.	日程第25	議案第45号	志布志市老人憩の家の指定管理者の指定の期間の変更について	52
32.	日程第26	議案第46号	市道路線の認定について	52
33.	日程第27	議案第47号	志布志市土地開発公社定款の変更について	53
34.	日程第28	議案第48号	令和元年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	54
35.	日程第29	議案第49号	令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	58
36.	日程第30	議案第50号	令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）	59
37.	散 会			60

第2号（6月13日）

1.	議事日程	61
2.	出席議員氏名	62
3.	欠席議員氏名	62
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	62
5.	議会事務局職員出席者	62
6.	開 議	63
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	63

8. 日程第2	一般質問	63
	野村 広志	63
	小野 広嗣	86
	尖 信一	108
9. 延 会		125

第3号（6月14日）

1. 議事日程	126
2. 出席議員氏名	127
3. 欠席議員氏名	127
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	127
5. 議会事務局職員出席者	127
6. 開 議	128
7. 日程第1	会議録署名議員の指名 128
8. 日程第2	一般質問 128
	平野 栄作 128
	南 利尋 142
	青山 浩二 160
	市ヶ谷 孝 177
	鶴迫 京子 188
9. 延 会	203

第4号（6月17日）

1. 議事日程	204
2. 出席議員氏名	205
3. 欠席議員氏名	205
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	205
5. 議会事務局職員出席者	205
6. 開 議	206
7. 日程第1	会議録署名議員の指名 206
8. 日程第2	報告 206
9. 日程第3	一般質問 207
	小園 義行 207
10. 日程第4	議案第51号 財産の取得について 226
11. 日程第5	議案第52号 財産の取得について 227

12. 散 会	229
---------	-----

第5号（6月24日）

1. 議事日程	230
2. 出席議員氏名	231
3. 欠席議員氏名	231
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	231
5. 議会事務局職員出席者	231
6. 開 議	232
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	232
8. 日程第2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	232
9. 日程第3 議案第34号 志布志市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について	233
10. 日程第4 議案第35号 志布志市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について	246
11. 散 会	248

第6号（6月28日）

1. 議事日程	249
2. 出席議員氏名	251
3. 欠席議員氏名	251
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	251
5. 議会事務局職員出席者	251
6. 開 議	252
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	252
8. 日程第2 報告第2号 継続費繰越計算書について	252
9. 日程第3 議案第32号 志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	253
10. 日程第4 議案第33号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	254
11. 日程第5 議案第36号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について	254
12. 日程第6 議案第37号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	255
13. 日程第7 議案第38号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	257
14. 日程第8 議案第39号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	258

15.	日程第9	議案第40号	志布志市森林環境譲与税基金条例の制定について……………	259
16.	日程第10	議案第41号	志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について……………	260
17.	日程第11	議案第42号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……………	261
18.	日程第12	議案第43号	志布志市市民センターの指定管理者の指定の期間の変更につ いて……………	262
19.	日程第13	議案第44号	志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定の期間の変更 について……………	262
20.	日程第14	議案第45号	志布志市老人憩の家の指定管理者の指定の期間の変更につ いて……………	262
21.	日程第15	議案第46号	市道路線の認定について……………	264
22.	日程第16	議案第48号	令和元年度志布志市一般会計補正予算（第2号）……………	265
23.	日程第17	議案第49号	令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	270
24.	日程第18	議案第50号	令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）……………	271
25.	日程第19	陳情第5号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複 式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書 採択の要請について……………	272
26.	日程第20	発議第1号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意 見書について……………	273
27.	日程第21	議員派遣の決定……………		274
28.	日程第22	閉会中の継続審査申し出について （総務常任委員長・産業建設常任委員長）……………		274
29.	日程第23	閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長）……………		275
30.	閉会……………			275

令和元年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
7日	金	本会議	開会・会期の決定・議案上程
8日	土	休 会	
9日	日	休 会	
10日	月	休 会	
11日	火	休 会	
12日	水	休 会	
13日	木	本会議	一般質問
14日	金	本会議	一般質問
15日	土	休 会	
16日	日	休 会	
17日	月	本会議 委員会	一般質問 予算審査特別委員会（現地調査）
18日	火	委員会	総務常任委員会（連合審査）
19日	水	委員会	常任委員会
20日	木	委員会	予算審査特別委員会
21日	金	休 会	
22日	土	休 会	
23日	日	休 会	
24日	月	本会議 委員会	委員長報告・討論・採決 予算審査特別委員会
25日	火	休 会	
26日	水	休 会	
27日	木	休 会	
28日	金	本会議	委員長報告・討論・採決・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第1号	繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	継続費繰越計算書について
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度志布志市一般会計補正予算（第12号））
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号））
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて（平成31年度志布志市一般会計補正予算（第1号））
議案第31号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第32号	志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
議案第33号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第34号	志布志市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第35号	志布志市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第36号	志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第37号	志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第38号	志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第39号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第40号	志布志市森林環境譲与税基金条例の制定について
議案第41号	志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第42号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第43号	志布志市市民センターの指定管理者の指定の期間の変更について

- 議案第44号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定の期間の変更について
- 議案第45号 志布志市老人憩の家の指定管理者の指定の期間の変更について
- 議案第46号 市道路線の認定について
- 議案第47号 志布志市土地開発公社定款の変更について
- 議案第48号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第49号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 財産の取得について
- 議案第52号 財産の取得について
- 陳情第3号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 陳情第6号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書
- 陳情第7号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情
- 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
議員派遣の決定
- 閉会中の継続審査申し出について
（総務常任委員長・産業建設常任委員長）
- 閉会中の継続調査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
1 野村広志	1 行財政運営の健全化について	<p>(1) 厳しさを増しつつある行財政運営の中で、歳入歳出予算の考え方と健全化に向けた具体的な取り組みについて問う。</p> <p>(2) ICTの利活用による業務の効率化と歳出削減策について問う。</p> <p>(3) 電力自由化に伴う再生可能エネルギーの推進について、調査・研究を進め情報収集すると以前答弁しているが、その後の進捗状況について問う。</p> <p>(4) 本年10月より消費税が10%に引き上げられる予定の中、市財政への影響と対応について問う。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長 教育長</p> <p>市 長 教育長</p> <p>市 長</p>
	2 働き方改革について	(1) 本年4月から、働き方改革関連法が順次施行されている。本市における推進状況について問う。	市 長 教育長
2 小野広嗣	1 コンパクトシティ構想によるまちづくりについて	(1) コンパクトシティ構想は、徒歩や自転車、公共交通による移動性を重視し、さまざまな機能を各地域に集約させた都市形態をいい、持続可能なまちづくりや都市機能の効率化、さらには地域の活性化という考え方を背景にしているが、本市も今後のまちづくりを推進する上で、コンパクトシティ構想を導入する考えはないか問う。	市 長
	2 歴史のまちづくりの推進について	<p>(1) 文化庁は5月20日、地域の有形・無形の文化財をテーマでまとめ、魅力を発信する「日本遺産」に、鹿児島県の「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群『麓』を歩く」などを新たに認定し、志布志麓も認定された。本市の今後の歴史のまちづくりの推進の在り方について問う。</p> <p>(2) 歴史的価値の高い建物を活用しつつ保存する事例が各地で増えており、そうした動きを公的に後押しする内容を盛り込んだ「改正文化財保護法」が、昨年6月に成立し、本年4月に施行されたが、文化財保存活用地域計画策定や日本遺産との連携性について、今後の本市の考え方を問う。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p>

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
2小野広嗣	3 SDGsについて	(1) 先進国を含む国際社会全体が2030年までに達成すべきとして、2015年国連で採択された貧困の撲滅や気候変動対策など17項目からなる国際目標、すなわち持続可能な開発目標であるSDGsは、日本でも2016年に推進本部を設け各自治体に取り組みを促しているが、本市はどのように認識しているのか問う。	市 長 教育長
	4 教育行政について	(1) 新しい学習指導要領として文部科学省が示している、アクティブラーニングの視点からの授業改善をどのように捉えて対応しようとしているのか。併せて全面実施に向けた課題をどのように考えているのか問う。	教育長
3尖 信一	1 人材確保と育成について	(1) 市長は常々ヒト・モノ・カネ・情報が交流することで、雇用の創出などまちの持続的な発展につながる大きな効果が発生すると述べている。人口減少や労働者不足が懸念される中で、本市職員の適正人員数をどのように計画しているか。また、採用後の人材育成研修について問う。	市 長
	2 環境行政について	(1) 「使用済み紙おむつ」の再資源化事業については、多くの初期投資のほか継続的な費用が見込まれるが、今後の事業展開について問う。	市 長
	3 教育行政について	(1) 来年度から始まる小学校高学年での英語教育及びプログラミング教育の準備段階である現状において、すでに都市部と地方で格差が生じていると指摘されている。本市での取り組み状況について問う。	教育長
4平野栄作	1 水道事業における漏水対策及び関連業者との連携について	(1) 水道法が改正されたことを受け、様々な点で議論が高まってきている。本市の水道事業については、公営で維持していくという市長の見解も示されている。円滑な運営を継続するためには、水道工事業者との連携が今後も必要であると考えるが、以下の点について問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
4 平野栄作	1 水道事業における漏水対策及び関連業者との連携について	<p>① 各地区で設定される水道当番店の負担感が増しているのではないか。</p> <p>② 漏水が発生した場合の連絡の在り方はどのようになっているのか。</p> <p>③ 水道工事業者が抱える課題等をどのように認識しているのか。</p>	市 長
	2 山重幼稚園の運営について	<p>(1) 近年共働き世帯が増える中、早い段階で保育所等に子供を預ける家庭が増えてきているように感じる。民間の施設ではこのようなニーズに応えるべく、幼保連携型認定こども園等へ移行するケースが増えているが、以下の点について問う。</p> <p>① 近年の園児数の推移を示せ。</p> <p>② 認定こども園等への移行は考えていないのか。</p> <p>③ 今後も公営で運営していくのか。</p>	市 長 教育長
5 南 利 尋	1 本庁舎移転計画について	<p>(1) 日本国憲法、地方自治法、志布志市議会基本条例に鑑みると、移転は妥当であると考え。法的な観点から、改めて市民への説明も必要ではないか。</p> <p>(2) 市長はまちづくりに対するグラウンドビジョン（基本構想）をどのように考えているか。</p>	市 長 市 長
	2 インバウンド対策について	<p>(1) グローバル社会の中で、交流人口や関係人口を増やすには、本市でも日本語学校など各種学校の設立も検討すべきではないか。</p>	市 長
	3 ごみ処理対策について	<p>(1) 資源ごみの収集日を増やす考えはないか。</p> <p>(2) 資源ごみの収集場所となっている市駐輪駐車場の管理状況について。</p> <p>(3) 新たなごみ処理システムを構築する考えはないか。</p>	市 長 市 長 市 長
	4 観光振興について	<p>(1) 志布志港旅客船埠頭（観光船バース）の景観の維持管理については、これまでも質問し、管理者である県と密に連携を図るとのことであったが、依然として管理が行き届いていないように感じる。現状をどのように考えているか。</p>	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
5 南 利 尋	4 観光振興について	(2) 本市の観光拠点でもあるダグリ岬周辺の景観維持について、旧夏井荘は解体されたがその他の老朽化した施設等の現状と対策についてどのように考えているか。	市 長
6 青 山 浩 二	1 本庁舎移転計画について	(1) 令和元年5月15日の全員協議会で志布志支所の庁舎内視察を行い、21日の全員協議会で本庁舎移転計画の変更案が示された。 前回の定例会終了後、様々な視点からの協議を踏まえた変更案だと思うが、この本庁舎移転計画の具体的内容について問う。	市 長
7 市ヶ谷 孝	1 本庁舎移転基本方針について	(1) 本年5月に改訂された「志布志市本庁舎移転基本方針」について、市長の考えと創出されるまちのイメージを問う。	市 長
8 鶴 迫 京 子	1 いじめ等防止条例について	(1) 本年3月定例会の一般質問において、いじめ等防止条例の制定については、しっかり策定すると答弁であったが、その後の進捗状況はどのようになっているか。	市 長 教育長
	2 安全確保について	(1) 池袋暴走事故、大津園児死傷事故など、弱者と呼ばれる幼い子供たちを含む尊い命が奪われている。このことについての見解を問う。 (2) 通学・通園路での危険回避や交差点での注意喚起など、子供たちの命を守るための安全対策について問う。 (3) 平成30年6月定例会において、ゾーン30の推進について質問したが現状はどうか。	市 長 教育長 市 長 教育長
	3 公園について	(1) 平成30年6月定例会において、安楽地区に公園を整備して欲しいと一般質問したが、その後の検討状況について問う。	市 長
9 小 園 義 行	1 国保について	(1) 均等割を見直して負担の軽減を図る考えはないか。	市 長
	2 福祉行政について	(1) 放課後児童クラブと放課後等デイサービスについて基本的な考えを問う。	市 長 教育長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
9 小園義行	3 敬老祝金について	(1) 現在の節目支給を見直して、75歳以上全員に支給する考えはないか。	市 長
	4 職員の勤務の在り方について	(1) 本市のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等に対する認識と現状を問う。 (2) 平成29年12月定例会で質問をしたが、その後の対応を問う。	市 長 教育長 市 長 教育長
	5 政治姿勢について	(1) 本庁移転に関する条例改正が提案されているが支所の在り方等を含めた議論が十分にされての提案と受け止めてよいか。	市 長

令和元年第2回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：令和元年6月7日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度志布志市一般会計補正予算（第12号）)
- 日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）)
- 日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成31年度志布志市一般会計補正予算（第1号）)
- 日程第11 議案第31号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第32号 志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第33号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第34号 志布志市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第35号 志布志市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第36号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第37号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第38号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第19 議案第39号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第40号 志布志市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第21 議案第41号 志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第42号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第43号 志布志市市民センターの指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第24 議案第44号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第25 議案第45号 志布志市老人憩の家の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第26 議案第46号 市道路線の認定について
- 日程第27 議案第47号 志布志市土地開発公社定款の変更について
- 日程第28 議案第48号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第49号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第50号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開会 開議

○議長（西江園 明君） ただいまから、令和元年第2回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと小野広嗣君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（西江園 明君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月28日までの22日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月28日までの22日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（西江園 明君） 日程第3、報告を申し上げます。
先の定例会から議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第3号、第4号、第6号及び第7号は、総務常任委員会へ、陳情第5号は文教厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から平成30年度事業報告及び決算書、並びに令和元年度事業計画、予算書及び資金計画が、監査委員会から報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。

—————○—————

日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（西江園 明君） 日程第4、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書について説明申し上げます。

平成30年度志布志市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては担当の課長が説明しますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、補足して説明申し上げます。

一般会計の平成30年度から平成31年度への繰越明許費の繰越額が確定しましたので、報告申し上げます。

なお、進捗状況及び完成の見通し等につきましては、お配りしてあります付議案件説明資料の1ページから2ページを御覧ください。

繰越計算書にございます3款、民生費、1項、社会福祉費の低所得者・子育て世帯に係るプレミアム付き商品券発行事業377万6,000円、6款、農林水産業費、1項、農業費、産地パワーアップ事業（茶振興対策）900万6,000円、活動火山周辺地域防災営農対策事業（降灰地域茶安定対策）2,404万9,000円につきましては、国の補正予算関連法案が平成31年2月7日に成立したことを受けて、それに係る補正予算をそれぞれ3月議会へ計上しましたが、事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため、翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、中山間地域総合整備事業（有明地区）7,347万6,000円は、湧水処理に不測の日数を要したことにより、工事が遅延し、その支出が終わらなかったため、翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、基盤整備促進事業（肆部合地区）2,817万8,000円は、関係者と工事時期等の協議を行いました。その調整に不測の日数を要したことから、その支出が終わらなかったため、翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、農地耕作条件改善事業（下段地区）2,000万1,000円は、地権者、受益者等との工事計画等の調整に不測の日数を要したことから、その支出が終わらなかったため、翌年度へ繰り越したものでございます。

2項、林業費の林業専用道整備事業（御在所岳線立木補償業務）59万5,000円は、県の委託を12月に受けましたが、事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため、翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、付議案件説明資料は2ページになりますが、県費単独補助治山事業（新橋中村地区）800万円は、工事計画及び工法工種選定に時間を要し、工事着手時期が遅延したことから、年度内にその支出が終わらなかったため、翌年度へ繰り越したものでございます。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業9,350万円は、用地交渉及び工事規制に伴う交通問題の計画調整に時間を要し、工事着手時期が遅延したことから、年度内にその支出が終わらなかったため、翌年度へ繰り越したものでございます。

9款、消防費、1項、消防費の田之浦四浦分団詰所整備事業3,000万3,000円は、全国的な建設現場の需給ひっ迫により、建設資材の調達が遅延していることから、鉄骨工事の着手時期が遅延し、年度内にその支出が終わらなかったため、翌年度へ繰り越したものでございます。

10款、教育費、2項、小学校費の各小学校普通教室空調機整備事業2億8,330万円及び3項、

中学校費の各中学校普通教室空調機整備事業7,990万円は、国の臨時特例交付金の事業内定に係る補正予算を12月議会で議決いただきましたが、事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため、翌年度へ繰り越したものでございます。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費の農地・農業用施設災害復旧事業3,330万6,000円及び林道陣岳線災害復旧事業600万円、並びに2項、公共土木施設災害復旧費の現年公共土木施設災害復旧事業（補助）3,641万2,000円は、災害査定が12月下旬に行われたため、工事着手時期が遅延したことから、年度内にその支出が終わらなかったため、翌年度へ繰り越したものでございます。

以上、15件で7億2,950万2,000円の繰越額でございますが、繰越額の財源内訳は、既収入特定財源が12万9,000円で、7億1,566万2,000円が未収入特定財源となり、この内、国・県支出金が3億1,000万4,000円、市債が2億5,760万円、その他の財源として基金が1億4,725万8,000円、受益者負担金80万円でございます。

また、一般財源が1,371万1,000円でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西江園 明君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

日程第5、承認第2号から、日程第11、議案第31号まで、以上7件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号から議案第31号までの7件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（西江園 明君） 日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成31年3月29日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めたものであります。

詳細につきましては担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**税務課長（吉田秀浩君）** 承認第2号、平成31年3月29日に専決処分をいたしました志布志市税条例の改正点について補足して説明します。

付議案件説明資料の3ページ、専決処分した条例のあらましを御参照ください。

地方税法の一部改正による環境負荷軽減車を対象とした軽自動車税及びふるさと納税に係る個人住民税の寄附控除の特例措置に関する改正点が主なものであります。

次のページをお開きください。

新旧対照表の4ページから6ページまでが、ふるさと納税に伴う寄附控除の改正点を記載しております。

市民税の特例控除となりますふるさと納税につきましては、総務省は返礼品の割合や品物について、新たな基準を公表しております。この基準を寄附控除に関する条項に反映する改正となっております。

次に、新旧対照表の9ページから12ページであります。軽自動車税に関する改正点となっております。

9ページでは、初回登録から13年を経過する軽自動車につきまして、重課税措置が規定されておりました。今回の改正により、この重課措置を平成31年度までの限定的な措置としております。

10ページ以降でございますが、グリーン化特例措置につきまして、既に経過した平成29年度分を削除し、平成30年度以降の部分につきましては、条項のずれにより記載を新たにしておりますが、内容等に変更はございません。

本条例の施行日は、平成31年4月1日でございますが、ふるさと納税に係る寄附控除の部分のみ、令和元年6月1日施行となっております。

以上で、専決処分した改正点についての補足説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○**議長（西江園 明君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

○**19番（小園義行君）** この軽自動車税のこと、ちょっと先延ばししますよという、そういう意味ですよ、平たく言えば。改正の中身としては全然変わってないけど、年度ちょっと先まで行きますよという、そういう理解でいいですね。

○**税務課長（吉田秀浩君）** 御指摘のとおりでございます。

○**議長（西江園 明君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（西江園 明君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（西江園 明君） 日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成31年3月29日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の課税標準の特例措置等の見直しの措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成31年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

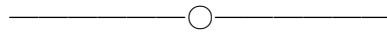
これから採決します。

お諮りします。承認第3号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、承認することに決

定しました。



日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（西江園 明君） 日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成31年3月29日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（吉田秀浩君） 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、志布志市国民健康保険税条例の改正点を補足して説明申し上げます。

今回の改正は、平成31年3月29日に公布されました地方税法施行令の一部を改正する政令に伴う条例改正でございます。

付議案件説明資料の14ページをお開きください。

改正の概要をグラフ等で資料としてお示ししております。

世帯主が年間に支払う国民健康保険税、医療給付費分の最高限度額を引き上げております。

一方、軽減世帯の所得要件を緩和する観点から、軽減世帯の判定に係る世帯1人当たりの控除金額を増額しております。

それでは、付議案件説明資料の新旧対照表により、補足して説明申し上げます。

説明資料の15ページをお開きください。

第2条第2項におきまして、医療給付費の課税限度額を現行の58万円から61万円に引き上げております。このことにより、後期高齢者支援金、介護納付金を合わせた課税限度額が現行の93万円から96万円となります。

第25条、減額に関する規定であります。各項の冒頭で医療給付費の課税限度額に係る部分を61万円に改めております。第2号におきまして5割軽減世帯の世帯1人当たりに乗ずる金額を27万5,000円から28万円に、同じく第3号で2割軽減世帯において、50万円から51万円にそれぞれ改めております。

第28条は、各条項の字句を修正するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回もまた課税限度額を引き上げる。これに対してわが町の影響、どれぐらい負担増というふうに理解していいんですか。

○税務課長（吉田秀浩君） 直近の数字が平成30年度の所得額等でございますので、平成30年度の試算でお答えいたします。

まずもって、課税限度額が引き上がったことによる課税限度世帯につきましては、116世帯が105世帯へ、11世帯減となります。これによる限度超過額の推移につきましては、約330万円の負担増が見込まれております。

また、軽減世帯分でございますが、5割軽減世帯が929世帯から938世帯へ9世帯増えます。2割軽減世帯が633世帯から653世帯へ20世帯増加します。

これによるそれぞれの税収減でございますが、約67万円の減額と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○19番（小園義行君） 承認第4号について反対の立場で討論したいと思います。

私が議員になりましてからもう大分長くなりますけど、毎年毎年こういうふうにして国は国保の税に関するものを毎年引き上げをしてきて、今先ほど課長の答弁でありましたように96万円、大変な金額であります。国保というのは、年金生活者をはじめとして、本当に所得の低いそういった方々が大半加入される。そして現在では、以前はそういう言葉もありませんでしたけど、非正規労働者、そういった方々が入っておられる構造的なものがあります。そうした中で、毎年このように引き上げをして国保の運営をされてる保険者、いわゆる地方自治体に大変な御苦勞をさせているわけです。今、そういうことではなくて、軽減のものはよく理解をします。全国知事会、全国市長会、全国町村会が国に公費の投入、それであって国保の構造的なそういう負担増をしないようにという申し入れをずっとしております。それに対しても国は何ら対策を示さないままに、毎年このように国保に加入されてる方々の負担を増やしてきている。これが実情であります。

私は、こういったことではなくて、本当に協会けんぽ並みの保険料にして払えるものにしていく。それにはもう国の国費を投入する負担を増やしていくしかないというふうに思っております。こういう形で、毎年毎年国保に加入されてる方々への負担を大変重くしていく。こういうやり方では構造的な問題は解決しない。

ただ、我がまちも大変努力をしておられるということは理解をしております。法定外の繰入れ等々をしながら負担を和らげていくという努力をしておられるのは認めますけども、国のこうしたやり方を、本当に全国知事会や市長会、町村会が求めているような方向での要望をしっかりと受け止めて、国保に加入されてる方々の負担を和らげていく。それが国民健康保険法第1条で述べ

ております、社会保障としてこの国保を位置付けている、そのことに私は応えていく道だろうというふうに思います。

当局の努力は大変よく理解をするところですが、そういった立場から今回の課税限度額の引き上げ等については認めるわけにはいかないという立場でございます。

○議長（西江園 明君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。承認第4号は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（西江園 明君） 起立多数であります。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。



日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度志布志市一般会計補正予算（第12号））

○議長（西江園 明君） 日程第8、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

本案は、地方交付税の額、地方債の同意額、ふるさと納税推進事業の事業費の確定等に伴い、緊急に平成30年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成31年3月31日に、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第12号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 承認第5号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第12号）について補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億1,340万7,000円を追加し、予算の総額を268億3,290万9,000円と定めたものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

第2表、地方債補正ですが、起債同意額の確定により、合併特例事業など3件の地方債を総額7,190万円減額変更したものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算の主なものを御説明いたします。

予算書の7ページから15ページになりますが、2款、地方譲与税、3款、利子割交付金、4款、配当割交付金、5款、株式等譲渡所得割交付金、6款、地方消費税交付金、7款、ゴルフ場利用税交付金、8款、自動車取得税交付金につきましては、国の交付金額の確定に伴い、いずれも増額しております。

16ページをお開きください。

10款、地方交付税は交付金額の確定に伴い、普通交付税を936万5,000円、特別交付税を8,494万5,000円増額し、交付総額は66億5,550万7,000円となっております。

17ページをお開きください。

18款、繰入金は、ふるさと志基金繰入金を2,202万9,000円増額しております。

18ページをお開きください。

20款、諸収入は競艇場外発売場オラレ収入金を40万円増額しております。

19ページをお開きください。

21款、市債は事業費の確定に伴い、全て減額ですが、総務債を520万円、農林水産業債を80万円、土木債を4,700万円、教育債を20万円、災害復旧債を1,870万円、それぞれ減額しております。

次に、歳出予算について主なものを御説明申し上げます。

20ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、市が所有する建物等の将来にわたる維持費用の平準化を図る観点から、施設整備事業基金への積立金を9,097万8,000円増額しております。

22ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費は競艇場外発売場オラレ収入金の確定に伴い、オラレまちづくり基金への積立金を40万円増額しております。

予算書はそのまま、付議案件説明資料の16ページをお開きください。

3目、観光費はふるさと納税推進事業の事業費の確定に伴い、委託料を2,202万9,000円増額しております。

そのほか、歳出予算につきましては地方債の財源振替をいたしております。

以上が、承認第5号の概要でございます。よろしく願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第5号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号））

○議長（西江園 明君） 日程第9、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、地方債の同意額の確定に伴い、緊急に平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を補正する必要が生じ、平成31年3月31日に平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めらるるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,824万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。予算書の6ページをお開きください。

歳入の市債は40万円減額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の事業費の工業団地整備事業費は、委託料を40万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第6号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度志布志市一般会計

補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第10、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

本案は、平成31年4月10日の大雨による災害の発生に伴い、緊急に平成31年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、同月17日に、平成31年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246億2,390万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金、基金繰入金は、財政調整基金繰入金を390万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の災害復旧費の農林水産施設災害復旧費は、現年農林水産施設災害復旧費を390万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第7号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第11 議案第31号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第11、議案第31号、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律における消費税法等の一部改正に伴い、消費税率及び地方消費税率を引き上げる措置が講じられたため、関係条例の規定を整理するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（山田勝大君） 議案第31号、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の19ページをお開きください。

まず、条例の趣旨について説明申し上げます。

消費税法等の一部改正に伴い、消費税率等の10%への引き上げが、令和元年10月1日から施行される予定となっており、公の施設の使用料に消費税の増税分を適正に転嫁する必要があることから、公の施設の使用料を改定するものであります。

次に、使用料の改定の考え方について説明申し上げます。

現行の使用料に消費税率引き上げ分の2%を上乗せすることといたしますが、消費税率5%から8%への引き上げの際、10%への引き上げが翌年度に予定されていたことから、一部施設につきましては使用料を据え置きとしており、今回10月1日に施行予定となったことから、改定していない施設につきましては、その分も合わせて上乗せしております。

また、端数の取り扱いについて、利便性の向上及び料金取扱事務の効率化を図るため、原則10円単位となるよう、10円未満の端数を切り捨てることといたしますが、現行使用料の額が1円単位のものは1円単位で改定するものであります。

続きまして、付議案件説明資料20ページをお開きください。

使用料の計算例について説明申し上げます。

消費税率8%時に見直しを行っていない施設において、10円単位の使用料設定を行っているケースにつきましては、現行使用料が端数処理後100円の場合、税抜使用料を100円とし10%転嫁すると110円となります。

次に、現行200円の場合、税抜使用料を190円とし、10%では209円となりますので、10円未満を切り捨てて200円となり、現行300円の場合は、税抜使用料を290円、10%では319円となりますので、切り捨てにより310円となります。

なお、この条例は令和元年10月1日から施行するものであります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回、消費税の引き上り予定ですよ、あくまでも。ここで公の施設に関わる使用料の改定についてということで、その中段、「公の施設の使用料に消費税の増税分を適正に転嫁しない場合は、消費税の増税による減収分は市民税等によって補填され、本来サービス等の利用者に転嫁すべき消費税を市民全体に転嫁することとなり、結果的に市民に不公平が生じることとなることから、国の通知を踏まえ、公の施設の使用料の額を改定する。」というふうに書いてあります。この「本来サービス等の利用者に転嫁すべき消費税を、適正に転嫁しない場合は市民全体に転嫁することとなり、結果的に市民に不公平が生じることとなることから公の使用料の額を改定する。」、ここ非常に理解がしにくいです。このままそれを読んだとしてもです。ここについての国の考え方からすると、先ほど20ページで示されました、この端数は切り捨てていいよという、ここについてはどういった理解を僕たちはしたらいいんだろうかと、209円だったら200円でいいよということですよ。適正に転嫁しない、これは消費税を引き上げるというのは僕は反対ですけど、この今前段で使用料の改定ということと、ここについての209円となった場合は9円捨てていいから200円でいいよと、そういったものの整合性、そこをどういうふうに理解したらいいのかというのが1点です。

2番目に、こういう消費税の考え方が民間のものを売ったり買ったりするときに払う消費税もこういう形で現在履行されているのかというのが2点目です。

3点目に、今回のこの消費税8%を2%上げることで、我がまちのこの利用料の負担というのが直近でいいです。平成30年度でいいですけど、それでしたときにどれぐらい増えるものかということについてちょっとお願いします。

○総務課長（山田勝大君） まず端数処理についてでございますけども、国等の債権、債務等の金額の端数計算に関する法律の中で、原則切り捨て切り上げの項がございますけども、適用除外として地方公共団体の徴収金についてはこれを適用除外とすることでございますので、切り捨てることで問題ないというふうに考えております。

民間につきましては、当然、そういった処理はなされていないと考えおります。

影響額でございますけども、一般会計分の施設等管理費の合計で220万円程度の増となる見込みでございます。

以上です。

○19番（小園義行君） 今、答弁がありましたけど、公の施設、そうした使用料、利用料という、だから切り捨てるといふ、法律に基づいてということと答弁があったんです。本来、そうであれば公の施設に関するこういったものに消費税を掛けること自体がどうなんだろうと、そういう思いがあるわけですが、明確に公の施設に対しての利用料や使用料に消費税を徴収してよいという法律は地方税法ですか、それとも消費税法ですか。明確な法令の根拠を示して下さい。

○総務課長（山田勝大君） 消費税の課税の根拠でございますけども、消費税法の第4条の中で、「国内において事業者が行った資産の譲渡等及び特定仕入れには、この法律により、消費税を課

する。」とあります。

それから、同じく消費税法の第60条の1項の中で、「国もしくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業については、一つの法人が行う事業とみなして、この法律の規定を適用する。」となっているところでございます。

それから、地方財務実務提要の解説の中で、地方公共団体の提供する役務について包括的に非課税とする考え方はとられていませんので、個別の非課税規定の対象となる保険医療報酬、保育料、高等学校授業料等を徴収して行う業務を除き、地方公共団体が使用料を徴して行う事業についても消費税の課税対象とされるものであるということと解説されておりますので、地方公共団体につきましても課税の義務があるのではないかというふうに理解しています。

以上です。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これから討論を行います。討論はありますか。

○19番（小園義行君） 議案第31号について、基本的に反対の立場で討論をしたいと思います。

今回、消費税を10%に引き上げると、法律がそういうふうに決めてますのでそういうことです。でも、現実に今やり取りしましたけれども、もともと消費税そのものが、いわゆる社会的に弱いと言われる人達に対して負担が重いと、そういう法律であります。消費税の在り方であります。私自身もいろんな買い物をします。そして、私は議員報酬を450万円ほどいただいています。そして年金生活の方で2万5,000円とか5万円、いろいろあるでしょう。国民年金です。同じものを1個買うのに私は450万円いただいてそのものを買えますけど、一方、高齢の年金生活の方々、うちのお袋は老齢福祉年金で約2万5,000円程度でしたが、お袋が買うものも同じ消費税を払うわけです。そういうものを考えたときに、この消費税というのは非常に大変所得の低い人たちに重たい制度だというふうに思います。そのことは国が今回の10%に引き上げる。そのことについて、いろいろな対策を打ってます。そのこと自体が、もう消費税はそういうふうにして所得の低い人たちにとっては大変重たい税だということを認めてるというふうに思います。そういった状況を考えるときに、今回、ただでさえ重たい消費税を、今度は市民の方々が公の施設を使うときにもさらにまた負担が掛けられる。これはどう見ても私には理解ができません。消費税を引き上げる予定というところでしてますけれども、消費税については一般財源化されますので、ほとんど見えません。現実にはですね。そうしたときに、何に使われてるのかということさえも見えないわけですよ、基本的に。そういうものをしたときに消費税を引き上げる、これは国の法律だからそうしなければいけないということで、いろんな根拠を課長の方から述べられましたけれども、私は冒頭述べられました金額の端数を切り捨てる。こういったことで掛けなくてもよいというふうには基本的には理解するわけです。そういった立場を取って、引き上げをしないということも可能だというふうに理解するんですよ、このことでいくと。9円、あと1円だったら10円だからそれに足すと、そんなおかしい法律であります。そういった意味からして、今回、消費税を8%

から10%に引き上げるといふ、こういう提案で利用料の改定ということですが、よく考えてみてください、5%から8%に引き上げた、そのことがその後の20年近くデフレの状態を作ってきたのは、国、政府の責任であります。そしてそれを脱却するためといつて消費税を引き上げるような、経済学者の方々も言っておられます。景気が良くないときにそういうことをしていいのだろうか。それはまさにますます景気を悪い方向に持っていく。毎日、新聞報道等で述べられてるとおりであります。地方自治体は国がとんでもないことをやるときには、その防波堤になって住民の生活を守っていく。それが本来、私は地方自治体のあるべき姿だといふふうに思います。

今回、国の法律を引き上げる予定だといふことでこういうことに、220万円からの昨年度の実績ということですが、消費税そのものが私自身は、大変所得の低い人をはじめとして国民を苦しめている状況です。しかも、その方々は生活をしていく。トイレの水を流したり、公共農村集落排水施設、そして体育館に行って健康を維持しようと、そういうときにこういう引き上げといふのもどうなんだろうといふことを、私自身は思います。この消費税については、本当に今国民の状況を考えたときに、はっきりと消費税の引き上げをやらない。こういうことが求められているのではないかといふふうに私は思います。

参議院選挙も近いことですので、政権与党、そういったところ、国が仮にこのことについて引き上げをしないとされたとき、大変大混乱が起きるでしょう。そうしたときにはまた条例の改正、そういったもので、大変住民の混乱が起るといふことも想定しています。

そういった意味で、今回、公の施設に関するこういったものについては、消費税を掛けるといふ、そのこと自体もどうなんだろうとそういう思いがあります。私自身はこの109円だったら100円でいい、こういうものを認めてる以上は、本来、消費税といふのを引き上げに基づいて条例を改正する。そういうことでなくてもよいといふふうに私は考えていまして、こういうことを述べさせていただきます。

本当にこの消費税は私たち国民にとっては大変重たい、そして所得の低い私たち住民の立場に立って考えたときに、こういうものはやっぱり私はやめるべきだと。一緒になって国にそういう声を上げるべきだといふことを申し上げて、私の討論としたいと思います。

○議長（西江園 明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第31号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（西江園 明君） 起立多数であります。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第12 議案第32号 志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に

ついて

○議長（西江園 明君） 日程第 12、議案第 32 号、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は地方公務員法第24条第5項、並びに地方自治法第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○総務課長（山田勝大君） 議案第32号、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、補足して説明いたします。

本案は、会計年度任用職員制度の創設の措置が講じられたため、本市において会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する必要な事項を定め、当該会計年度任用職員制度の適切な運用を図る必要があることから提案するものでございます。

付議案件説明資料の48ページをお開きください。

地方公務員法の改正につきましては、地方公務員の臨時非常勤職員につきまして、任用制度の趣旨に添わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから改正が行われたものでございます。

嘱託職員につきましては、地方公務員法第3条第3項第3号を適用し、特別職として任用しておりましたが、特別職につきましては、法律上、守秘義務等の服務規律等が課されていない問題があり、今回の改正により専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査等を行うものに厳格化されたものでございます。

臨時職員につきましては、地方公務員法第22条第5項を適用し任用しておりましたが、本来は緊急な場合等に選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるため、今回の改正により常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化されたものでございます。

一般職の非常勤職員につきましては、任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に関する規定を設け、その採用方法、任期等が明確化されたものでございます。

付議案件説明資料の49ページをお開きください。

地方自治法の改正でございますが、地方の非常勤職員につきましては、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、期末手当の支給が可能となるよう改正が行われたものでございます。

それでは、議案に基づき説明を申し上げます。

第1章の総則につきましては、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員の定義、給与等を定めております。

第2章につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給与を定めております。フルタイム会計年度任用職員につきましては、職員と同様に給料を支給し、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当を支給するよう定めております。

第3章につきましては、パートタイム会計年度任用職員の給与を定めております。パートタイム会計年度任用職員につきましては、報酬を支給し、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬並びに期末手当を支給できるように定めております。

第4章につきましては、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償を定めており、通勤に係る費用弁償の額は、現在通勤費用として支給しているものと同額となっております。

また、公務のために旅行に係る費用弁償も定めております。

第5章の雑則につきましては、規則委任などを定めております。

この条例につきましては、令和2年4月1日からの施行となっております。

なお、給与の決定、勤務時間、休暇等については附則で定めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定がされるわけですが、会計年度任用職員というのは、ここに給与と費用弁償はあります。この人の任用区分というのは別に条例で定めなくていいんですかが1点です。

そして二つ目に、過去に一般質問等で、この会計年度任用職員の制度導入に対して準備はどうですかと質問をした経緯があります。当時、答弁として、現在の嘱託職員等を含めるとして今より下がることは無いという答弁があったわけですが、そこについて、当然、議会の議決等を問うことが必要なかどうかよく分かりませんよ、これ出てないからですね。そういったことで、来年度施行に基づいて、そういう待遇の改善というのは現在より低くなったりということになると困るなと思いがちあり、そこについての2点目です。

そして、この会計年度任用職員の方は毎年契約更新をしないといけないというふうに理解をするところですが、そこらについてのことでもう少し任用がどうなのかということについて、「会計年度任用職員」という言葉の定義、それが具体的に示されていない中で、ここにいろいろ書かれていますけど、そういった雇用契約の在り方とか、そこらについては全く条例で定めることは必要無いというふうに理解していいのかというのをちょっとお願いします。

○総務課長（山田勝大君） まず任用区分でございますけども、今回提案しております職員の給与及び費用弁償に関する条例の第2条において、1号でフルタイム会計年度任用職員については、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員ということとしております。2号につきましてはパートタイムということで規定しております。

フルタイム会計年度任用職員につきましては、常勤する職員と同様に7時間45分で勤務日数は同じという扱いでございます。

それから、パートタイム会計年度任用職員につきましては、勤務時間が短い者というところがございます。

それから、待遇の面でございますけども、待遇につきましては、現在の給与を基準に比較をしますと、もともとの根拠となる号給の基本を本市でいいます1級1号給を基本として設計することになっておりますので、それに当てはめますと、現在の単価よりも時間単価としては上がっていくということでございます。

それから、期末手当を支給する予定でございますので、その分についても改善されるというふうに認識しております。

それから、更新でございますけども、この制度自体が会計年度について任用するというので、新たに次の年におきましては、年末等に改めてハローワークで募集を行い、応募していただいて面接を行って、次の年に任用するといった制度でございますので、1年1年改めて新しい職に就くという考え方の下に作られた制度でございますので、そういった対応をしていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○19番（小園義行君） ちょっと確認させていただきます。今の地方公務員法の第3条3項3号、こういったものは第22条の第5項、こういうのも残りながら、新たに今回、会計年度任用職員という新たなそれを設けたということですよ、国が。そういう理解でいいんですね、全て。では今後は地方公務員法の第3条3項3号、そういった職員も別に存在するということですよ。そういう理解でいいんですね。全て会計年度任用職員なのではありませんよ。これは新たにそれをしたということですので、そこは残りながらも変な使用、雇用形態の在り方はだめですよという、そういう理解で僕たち受け止めていいんですね。

○総務課長（山田勝大君） これまで任用の根拠としておりました特別職につきましては、専門性を有する者というふうに限定されておりますので、そういった特別職についてはこれまでどおり残るものがございます。いわゆる法令又は条例で定める委員でありますとか、それから学校医そういったものについては、これまでどおり残ります。それから、選挙の投票管理者等も特別職として残るということでございます。

○19番（小園義行君） 新しくそういうのができるということですよ。では、現在の地方公務員法第3条3項3号で規定されている嘱託職員、そういった人たちも新たに今回、来年の4月1日ということですので、全てハローワークに当局が募集をかけられる。それに対して応募して、再度そこで会計年度任用職員となるか、一般の忙しいときのところで臨時職員となるか、それはそれぞれで違うわけですね。今回、現在働いてる人たちは、全てハローワークに申し込みをして、そして面接なり採用試験を受けられて会計年度任用職員に就くと、そういう理解でよろしいですね。それは雇用関係ですので、現在働いておられる人たちもいつからそれを始めようというふう

に、執行は4月1日ですけど、いつからそれをやろうというふうに考えておられるんですか。

○総務課長（山田勝大君） 今後のスケジュールと申しますか、今回の可決をいただきますと、再度職の設定、あるいは賃金の設定、それから職員組合との協議、それから現在勤めていらっしゃる嘱託・臨時職員の方への説明を行った後、10月くらいをめどにハローワークに募集を出して、そこで現在おられる方につきましても、ハローワークの方に申し込んでいただく。その後、11月、12月に面接を行って、1月にはいわゆる任用の通知を行う予定としております。

制度の導入につきましては、令和2年4月1日から導入することとなっておりますので、それに向けて関係する作業を進めていきたいというふうに思っております。

それから、現在の嘱託職員、臨時職員の方につきましては、全て会計年度任用職員という職となりますので、これまで雇用しておりました臨時職員という雇用形態につきましては、現在のところ制度としてはありますけども、全て会計年度任用職員へ移行したいというふうに考えております。

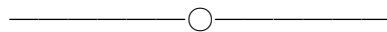
以上です。

○19番（小園義行君） はい、わかりました。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） ただいま議題となっております議案第32号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第13 議案第33号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第13、議案第33号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度を創設する措置が講じられたため、関係条例の規定の整備を行うものであります。

詳細につきましては担当課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○総務課長（山田勝大君） 議案第33号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足して説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、会計年度任用職員制度を創設する措置が講じられたため、関係条例の規定の整備を行う必要があることから提案す

るものでございます。

付議案件説明資料の50ページをお開きください。

第1条関係の志布志市職員定数条例につきましては、今回の法改正による臨時的任用の厳格化に伴い、定数の対象となる職員の範囲を改めるものでございます。

第2条関係の志布志市職員の分限の手続き及び効果に関する条例及び第3条関係の志布志市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例につきましては、会計年度任用職員に係る休職及び減給の効果を加えるものでございます。

第4条関係の志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、今回の法改正に伴い、非常勤職員を会計年度任用職員に改めるものでございます。

第5条関係の志布志市職員の育児休業等に関する条例につきましては、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給及び昇給の対象から会計年度任用職員を除外することを加えているもの等でございます。

第6条関係の志布志市一般職の職員の給与に関する条例につきましては、会計年度任用職員は一般職に含まれるため、会計年度任用職員の給与について非常勤職員との均衡や当該会計年度任用職員の職務の特殊性などを考慮して定めることを明記したものでございます。

第7条関係の志布志市職員の特殊勤務手当に関する条例及び第8条関係の志布志市職員等の旅費に関する条例につきましては、今回の法改正に伴い、フルタイム会計年度任用職員を特殊勤務手当及び旅費の支給対象に加えるものでございます。

第9条関係の志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例につきましては、会計年度任用職員として任用される会計年度任用企業職員の給与の基準について、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に準ずることを定めるものでございます。

第10条関係の志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、公表の対象からパートタイムの会計年度任用職員について除外することを加えるものでございます。

第11条関係の志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び第12条関係の志布志市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例につきましては、今回の法改正に伴い条文の整理を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 1点だけお願いします。第5条関係ですけど、会計年度任用職員については育児休業、そういったものは最初から単年度ですから認めないということでこの第5条の志布志市職員の育児休業等に関する条例第11条という関係になるんですか。

○総務課長（山田勝大君） 第5条の関係でございます。職員の育児休業等に関する条例第11条では、育児休業をしている職員の勤勉手当について規定されておりますけども、会計年度任用職員につきましては勤勉手当の支給はございませんので、勤勉手当を支給する職員から会計年度任用職員を除く規定を追加するというところでございます。

○19番（小園義行君） 期末手当は払うけど勤勉手当は払わないということで、会計年度任用職員については勤勉手当としての査定をすると、その対象になかなかないというふうに理解していいですか。期間が短いからですよ、1年1年という、そういう理解でいいですか。

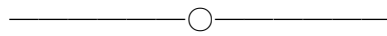
○総務課長（山田勝大君） 勤勉手当につきましては、国の方のマニュアルもまだ検討中であるということでありまして、その理解につきましては、我々もまだ判断しかねるところではございます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第33号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第14 議案第34号 志布志市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第35号 志布志市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第14、議案第34号、志布志市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第15、議案第35号、志布志市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第34号、志布志市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市本庁舎移転基本方針に基づき、更なる経済発展の核として地理的優位性のある志布志支所に本庁舎を移転し、新たなまちづくりを推進するため、志布志市役所の位置する地番を改めるものであります。

内容につきましては、本則中の志布志市役所の位置を志布志市志布志町志布志二丁目1番1号に改めるものであります。

なお、この条例は令和3年1月1日から施行するものであります。

次に、議案第35号、志布志市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市本庁舎移転基本方針に基づき、志布志支所に本庁舎を移転することに伴い、現在の本庁舎を支所とするため、その名称、位置及び所管区域を定めるものであります。

内容につきましては、別表で支所の名称を「有明支所」とし、有明支所の位置を志布志市有明町野井倉1756番地とし、有明支所の所管区域を有明町伊崎田、有明町野井倉、有明町蓬原、有明町原田、有明町野神及び有明町山重とするものであります。

なお、この条例は令和3年1月1日から施行するものであります。よろしく御審議くださいま

すようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可します。

○17番（岩根賢二君） 発言通告をいたしておりましたので質疑をいたしたいと思います。

まず、この議案第34号に関しまして、6月4日に全員協議会が開かれまして、その中で本庁舎移転基本方針が改めて示されたわけです。そのときの説明資料に基づいて次の7点について質疑をいたしたいと思います。

まず一つ目に、本庁舎移転検討委員会に市民や専門家をなぜ入れなかったのか。

2点目に、本庁舎移転検討委員会では、移転の是非や必要性についての議論はあったのか。

3点目に、短期計画では本庁が志布志支所に移ることによって「分庁方式かつ総合支所方式」になるということですが、市民の利便性の向上についての議論はあったのか。

4点目に、志布志支所周辺は、本市の都市拠点として位置付けられ、利便性の高い地区であるとしながらも、周辺地域に土砂災害や津波等の災害危険性があると記されております。このことについてはどのような議論があったのか。

5点目として、3月定例会の一般質問の時に、市長は港湾関係の方とは協議はしていないということでしたが、その後、港湾地区の企業の関係者とはどのような協議があったのか。

6点目といたしまして、これまでの議会全員協議会で示されていた移転に要する費用約9,500万円について、今回は触れられていないのですが、なぜ金額に触れられていないのか。

7点目といたしまして、移転に関する予算として設計業務委託料430万円が計上されておりますが、6点目で申し上げました全体的な費用も何らかの形で示すべきではないのかということ、7点についてお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） まず1点目でございますが、本庁舎移転検討委員会につきましては、所信表明における政策の大きな柱として本庁を志布志支所に置くとした方針を推進するために設置したものでございます。

設置の趣旨につきましては、本庁舎を志布志支所に移転することについて検討するものであったことから、移転に向けた具体的な検討を行うための組織として位置付け、全課長による組織体制としたところでございます。

2点目でございます。本庁舎移転検討委員会では移転の是非や必要性についての議論はあったのかということでございます。

検討委員会は本庁舎を志布志支所に移転することについて検討を行っております。検討委員会での議論としては、庁舎移転の効果や課題、短期、中期、長期の段階的移転計画の内容など、様々な意見があったと報告を受けております。また、私自身も検討委員会に参加して協議を重ねて、最終的には本庁舎移転の基本方針を定めたということでございます。

3点目でございます。短期計画では本庁が志布志支所に移ることによって「分庁方式かつ総合支所方式」になるとのことだが、市民の利便性向上についての議論はあったのかということござ

ざいます。

基本方針でもお示ししてありますように、本庁舎移転の基本的な考え方として、市民サービスの向上を重点に考えた配置計画とすることとしておりますが、行政サービスの利便性という面から、現在の本庁各支所を分析しますと、志布志支所周辺には、医療、福祉、商業等の生活利便施設が充足し、交通アクセスも充実をしております。また、国・県機関、関係機関への近接性が高く、連携がしやすいことから市民の行政サービス利用における利便性が高いと判断されたところであります。

4点目でございます。志布志支所周辺は、本市の都市拠点として位置付けられ利便性の高い地区であるとしながらも、周辺地域に土砂災害や津波等の災害危険性があると記されているが、このことについてはどのように議論があったのかでございますが、志布志市内では急傾斜、土石流危険渓流合わせて1,169か所が土砂災害警戒区域に指定されており、市内の指定は本年3月をもって市内全域指定済みとなっております。土砂災害警戒区域の指定は志布志支所のみでなく、本庁及び松山支所周辺にも存在しており、志布志支所に限ったことではありませんが、志布志支所北側の斜面は昭和60年代後半から平成の初期にかけて治山事業が実施されており、斜面は安定しているものと考えております。

津波においては、鹿児島県が示している津波浸水想定区域外であり、また、国が想定している最大津波高さ7mよりも標高が高い位置にあるため、津波の影響は低いと考えております。

5番目でございます。港湾区域の企業関係者とはどのような協議があったのかでございますが、港湾企業関係者とは、いろいろな会議の中で志布志港の発展のための協議をしているところであります。具体的に庁舎移転に限った形での協議は行っていないところであります。

また、港湾企業ではありませんが、志布志市商工会、志布志町旅館組合、志布志金融倶楽部、志布志漁業協同組合から平成29年2月に港湾商工課の志布志支所への移転についての陳情書が出された経緯がございます。

6番目でございます。これまで議会全員協議会で示された移転に要する費用約9,500万円について、今回触れられていないのはなぜかでございます。

5月21日に開催されました全員協議会において移転に関する概算費用をお示しいたしました。志布志支所の改修経費につきましては、空調工事を含めると約9,500万円であります。現時点におきましても、そのときに配布しました資料のとおりであります。今回6月4日にお示ししました基本方針改訂版につきましては、前回の基本方針の改訂部分とまちづくりに関する部分等について、参考資料を説明させていただいたところでございます。

7点目でございます。移転に関する予算として設計業務委託料430万円が計上されているが、全体的な費用も何らかの形で示すべきではないのかでございます。

移転に要する費用につきましては、先の全員協議会において志布志支所及び有明本庁の現時点での改修費用をお示したところでありますが、設計前の概算費用であるということと、その他の移転に関わる経費については、議決後に具体的な協議検討を行う内容もあることから、移転に

要する全体的な費用については、現段階ではお示しできないところでございます。

以上でございます。

○17番（岩根賢二君）　まず1点目のところですが、市民や専門家をなぜ入れなかったのかということについては、私の所信表明でも述べているから、そのことをやっていくんだという姿勢ですよ。それには市民の声を聞く必要はないというふうに私なんかには聞こえるわけですが、そういう御意見なのか。

2点目も同じようなことです。検討委員会では移転の是非や必要性については、移転を本当にする必要があるのかということについては議論は無かったということです。どのようにして移転をするかということを検討していたということのようでございます。

それと、この2点目の答弁の中で、市長は「私も検討委員会に参加して協議した。」とおっしゃいました。前回の3月の一般質問のときには、その内容についてお聞きしたときに、市長は「私は検討委員会の委員ではないので、そのことは分かりません。」という発言があったんです。ちょっとその点はおかしいのではないかなと思います。

それと3点目です。サービス向上についてということでしたが、私がお聞きしたいのは、「分庁方式かつ総合支所方式」ということで、課が分散して、これは前の説明資料の4ページ、5ページに、課が志布志支所ではこうこうですよ、有明支所ではこうなりますよということの色付けがしてあるわけですが、あそこが分庁方式になるということですので、市民の方にとっては二つ以上の課にわたって要件がある場合には、志布志にも行かなきゃいけない、有明にもまた行かなければいけないというふうなことになるのではないかなと、そういう意味ではサービス向上ではなくて、むしろサービス低下になるのではないかなということを危惧するわけです。その点についての考えをお願いします。

それと、志布志支所周辺の災害の件ですが、これは私がお聞きしているのは、この災害危険性があると記されていることについて、先ほどお聞きしたのは市長の考えで語られたものですよ。議論がどういうふうにあったのかと、課長の皆さん方の中で、このことについてはどのような議論があったのかということをお尋ねしております。

5番目につきましては、私が3月定例会では、港湾関係の人たちはあまり駐車場などの関係だとか考えた場合に、志布志支所に行くときは駐車場の心配もしなければいけないけども、有明に行くときはそのような心配はないから安心して行けるよねというふうなことを私は話したと思うんですが、そのことについて、だから港湾関係の人が私に言われたことは、「別に志布志になくても有明でもいいんですよ。」ということをはっきりとおっしゃったものだから、そのことの確認を私は3月議会で市長にも申し上げましたので、そのことを確認されたのかなと思ってここに書いたわけです。それはされてないということですね。ほかの本庁舎移転については何も話してない。ほかのことは、いろんな会合がありますので協議はしてるけども、本庁舎移転については何も話はされてないということですよ、その確認ですよ、これは。

それと、6番目と7番目は関連すると思いますけれども、この議案として提出された予算は設

計業務委託料だけですよね。地方自治法の書物を繰ってみますと解説がしてありまして、その中で移転に関する費用が確定をしていない、あるいはその財源がはっきりしていない場合には、市役所の位置を決定することは適当ではないということが書かれているわけです。このことについての見解をお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 1点目、2点目については、いわゆる私が検討委員会に参加したという、前はしなかったということですが、これは協議会の内容を委員長が私に説明をしているわけです。そういうことで私も内容について聞いたということでの答弁をしたところであります。

それから、分庁方式、総合方式の件については、これは今の状況と何ら変わらないと思います。今でも総合方式みたいな形でやってきているわけです。本当はここは本庁ということでの対応なんですけど、市民にそういう面でこういうことをするからということでは不便を感じるということではないというふうに思っております。

それから、災害については、これは私は行政というのは市民の生命・財産を守るということであるというふうに思います。庁舎を守るとかではなくて、庁舎の位置は確かにここが高いです。でも我々の役割という、いわゆる行政の役割とは何なのかというと、先ほど言いました市民の生命・財産を守ることなんです。これをいかに早くそういう対応ができるのか。本庁舎が志布志にある、あるいは対策本部が志布志にあることによって早急な対応ができるということを考えております。

それから、港湾企業の関係者との協議についてはしておりません。しかし、私、事務所を回りますと、「市長、まだ本庁舎移転せんのか。」というのは、ほとんどの事業所で聞いております。ですから議員がおっしゃった、「もういわゆる近いんだからもう有明でよかねか。」というようなこと言う人は誰も、すみませんが今のところ私聞いておりません。

そういうことで、港湾の方もそういうふうに本庁舎移転を求めているというふうに私は思っております。

それから、9,500万円のことでございますが、これは先ほど言いましたように、6月議会付議案件説明資料には示していないところでございますけれども、5月21日の全員協議会の配付資料の中で説明したとおりでございます。これはあくまでも概算であるわけです。今回、設計費の予算を計上しておりますが、その詳細な積算ができた時点で、しっかりとお願いしていく、市民にもそれをわかりやすく説明していくことを考えております。

以上でございます。

○17番（岩根賢二君） 市長は検討委員会での中身を委員長から聞いて、そのことについて協議をしたということでおっしゃいましたけれども、最初の答弁で市長は参加したとおっしゃったんです。検討委員会に参加していますとおっしゃったから、言葉はちゃんと選んでもらいたいと思っております。そこは私ら皆そう理解してたんです。だけど参加したとおっしゃったから、言葉は間違わないようお願いいたしたいと思っております。

それと、サービス向上についてはちょっと見解の違いがあるようでございますので、また議論

する場があるかなと思います。

それと、災害のことですけれども、今おっしゃったとおりに行政には役目として市民の生命・財産を守るということはもちろんそうなんですけれども、3月に志布志市の津波防災地域づくり推進計画が策定されました。このときに協議会があったと思うんですけれども、この協議会の委員長が武石副市长だと思っんですけれども、それで、この一番最終的なまとめが3月27日ですか、そのときに専門家の方が防災地域づくり推進計画をまとめる段階で、一番最後の時に最終的に市役所移転について若干触れられたというのを聞いておりますが、そのことについては副市长はちゃんと記憶されていますか。それと、そのことについて何か感想があればお願いをしたいと思います。

それと、予算関係ですけれども、先ほど私が言いましたけれども、地方自治法の解説によりますと予算額を決定してない、財源もはっきりしてない段階では市役所の位置を決めることは適当ではないということが記されているわけなんですけれども、そのことについての答弁は先ほど無かったんですが、そこを再確認をしたいと思います。

○副市長（武石裕二君） 鹿児島大学の多分井村先生だったと思いますので、何回か会をする中で、地震、津波が来たときの対応をどうするべきかということは始終説明をいただいて、また関係機関、県・国、それから気象庁からも委員に入っておられましたし、地域の方も当然入って計画を策定したところです。最後にはまとめという点で、先生の方で考えられていることはいろいろ述べられたところで、地震、津波というのはいつ起こるか分からないと。津波高は7mということをお皆さん気にされていると、当然審議されていますけど、津波というのは1mでもそこで流れてくれば大きな被害、災害が出るということで、その津波高に関係なく、来たときには必ず逃げなさいと、とにかく逃げるんだということはお話をされました。それから、そのために関係機関、こういう集まりがあると、そういった中でそれぞれ認識をする。そして計画書は計画書を作ったので終わりではなくて、それをいかにして生かすかというような趣旨のことを、これまで何回かの中でお話をされましたので、そのことについてはちょっと私も記憶をしておりますけど、志布志支所のどうこうというのは、私ちょっと今のところ記憶をしていないところです。申し訳ございません。

○財務課長（折田孝幸君） 先ほど条例と予算の御質問があったところなんですけれども、確かに、条例と予算は一体となって御提案するというのが前提でございます。その中で、例えば全額が確定した中で条例と同時にというのは、まずは実施設計を行って、それから全体の経費が出るということになりますので、条例だけであるとか、予算だけであるとかというのは、いささかおかしいというふうな形になるかもしれませんが、今回は条例と、それから設計業務の委託の予算一体となって御提案しているところですので、その点については御理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（西江園 明君） 答弁漏れがあればどうぞ。

○17番（岩根賢二君） 答弁漏れではないけども。

○議長（西江園 明君） 特には許可します。

○17番（岩根賢二君） 武石副市長の答弁、一番最後におっしゃったそのことを僕は聞きたかったんです。「市役所についてはどうだったかな、覚えてません」という、そこを一番聞きたかったんです。これはこの場では言うことは差し控えますけれども、一番大事なことをおっしゃっていますので、確認をお願いしたいと思います。

それと予算のことですけれども、設計の予算は出ているんですが、設計業務委託は出てるんですが、では実際に設計をしたらこれだけかかりますよということが出てきた場合に、「いや、それだったらちょっと待て」ということが、ここで市役所の位置を決めてしまったらそれはできないわけでしょ。そういう意味でその予算がやはりちゃんと示されるべきだということを申し上げておきたいと思います。答弁はいいです。

○議長（西江園 明君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後は1時10分から開会いたします。

○

午後0時01分 休憩

午後1時08分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩根賢二君の発言通告が終わりましたので、引き続き、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第34号及び第35号は、総務常任委員会に付託いたします。

○

日程第16 議案第36号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第16、議案第36号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、環境への負荷の少ない自動車を対象とした軽自動車税の特例措置等の見直し、子供の貧困に対応するための単身児童扶養者に対する個人住民税の非課税の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（吉田秀浩君） それでは、議案第36号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料の58ページをお開きください。

1番の子供の貧困対策でございますが、ひとり親世帯で児童扶養手当を受給する世帯の前年の合計所得額が135万円以下のひとり親に対しまして、個人住民税を非課税とする措置であります。第1条関係は新旧対照表59ページ、第2条関係は、64ページの第24条の部分に該当します。

なお、この措置は令和3年度の市民税から適用されまして、対象となる所得は令和2年分の所得であります。

付議案件説明資料の58ページに再度お返りください。

2番の軽自動車税の無認可特例関係でございます。環境性能割の導入に伴いまして、軽自動車に係る無認可特例対象を電気自動車及び天然ガス自動車に限定するものでございます。軽減率は従来どおりの75%としておりまして、令和3年4月以降の登録車から適用となり、翌年度課税から運用されます。第2条関係は新旧対照表65ページ、第16条5項に該当します。

また第1条関係、新旧対照表の60ページから61ページ、第81条の2関係でございますが、自動車取得税に代わり、10月以降、環境性能割の徴収が開始されます。これに伴いまして日本赤十字社が所有する軽自動車につきまして、非課税該当とするものでございます。

新旧対照表61ページ、一番上の条項でございますが、改正前は救急用のみの表記でございましたが、1号から5号まで具体的な車両要綱を明記しております。

なお、市内において現段階での対象車両は無いところでございます。

再度、付議案件説明資料の58ページをお返りください。

3番の軽自動車税の環境性能割導入に伴う臨時的軽減でございます。令和元年10月1日から翌年9月30日までの間に取得した軽自動車について、環境性能割の税率を1%分軽減するもので、改正後は従来の税率の2%の車両のみ1%の税率が残ります。第1条関係の新旧対照表61ページから62ページ、第15条の2、6に該当するものです。

なお、第3条関係、新旧対照表の66ページには令和2年度からの軽自動車税の重課措置を、さらに第4条関係、66ページから67ページの第13項以降で内国法人の電子申告についての項目を追加しております。本条例の施行日は令和元年10月1日となっております。ただし、軽自動車税の重課措置及び電子申告につきましては、公布の日から施行ということになっております。

以上、議案第36号の主な改正点について補足説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） もう私たちのこういう国のどういう経過を経てこういう形になったのかがよく分からないわけですけど、基本的にこの軽自動車税のこういう軽減というのは、国の税制の審議の過程で地方は車が無いと生活できない。中央は公共交通機関がいっぱい発達してます。そういう意味で、地方に対する国の地方創生戦略とかいろんな方法あるわけです。こういったものについては全く議論もされないでこういう法律の改正というふうに理解していいのか、そこらについては課長のところにも情報としてあるんですか、地方は大変ですよ。そういったも

のは全く加味されないんですか。時々そういう法令がありますけど、いかがですか。

○**税務課長（吉田秀浩君）** 今回の軽自動車税関係の改正につきましては、環境性能割、いわゆる自動車取得税が環境性能割に代わるということで、環境負荷の低い車については、税制として優遇措置をしましょうということで、今回の軽自動車税、自動車税の改正になっております。

地方税に関しましても国の税制審議会で協議をされて、こういった形で環境性能に特化した車については減免しましょうという形でできておりますので、これが今後、本市においてどのような影響を与えるかということにつきましては、今軽自動車税の課税も始まったところでございますので、詳細については我々の方で内容を調べながら、どのような影響が出るかということについてはさせていただきたいと思いますが、私どもにおきましては、国の方から税制改革という形で下りてきますので、それに沿うような形での条例改正としたところでございます。

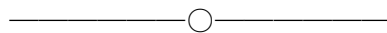
以上でございます。

○**議長（西江園 明君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（西江園 明君）** 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第36号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第37号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○**議長（西江園 明君）** 日程第17、議案第37号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○**市長（下平晴行君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施について、従来の都道府県に加え指定都市においても実施することができることとする措置が講じられたため、当該措置に関する規定を加えるものであります。

内容につきましては、第10条第3項の放課後児童支援員の資格研修を行う者に指定都市の長を加えるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**議長（西江園 明君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（西江園 明君）** 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第37号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

日程第18 議案第38号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第18、議案第38号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設に関する経過措置の期限を5年延長するとともに、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も、引き続き満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育を継続的に提供する場合において、連携施設の確保が著しく困難であると市町村長が認めるときは、連携施設の確保を不要とすることとする等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（北野 保君） 議案第38号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

今回の改正につきましては、連携施設に関する経過措置の期限を5年間延長すること、家庭的保育事業等として引き続き満3歳以上に対して、保育等を提供する場合に、連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、連携施設の確保を不要とすること、家庭的保育者の居宅以外での家庭的保育事業について自園調理の適用の猶予期間を10年とすることの措置が講じられたものでございます。

説明資料の70ページの新旧対照表を御覧ください。

第6条第1項及び第2項は字句の整理でございます。同条第4項及び第5項の追加につきましては、家庭的保育事業者による卒園後の連携施設の確保について著しく困難である場合、認可外保育施設等の連携協力について確保することを条件に、連携施設の確保を不要とするものであります。

次のページの16条第2項第4号は字句の整理でございます。第45条第2項は、満3歳以上の児童を受け入れている事業所内保育事業所について、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものであります。附則第3項は、家庭的保育者が居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行の適用を猶予する期間を10年とするものであります。

次のページ、附則第4号の特例保育所型事業所内保育事業者を除くことにつきましては、第45条第2項で当該施設における連携施設の確保を不要と定めたことから、字句の整理を行ったところでございます。そして、そのほかの事業者は連携施設の確保についての計画時の期限を5年間

延長するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行します。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第38号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第19 議案第39号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第19、議案第39号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所得の低い第1号被保険者の保険料について減額賦課をする場合に、所得段階別に減じる割合を定めることとする措置が講じられたため、該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（西山裕行君） 議案第39号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の73ページをお開きください。

今回の改正は所得の低い第1号被保険者に対する介護保険料軽減強化に関し、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行され、保険料軽減の対象者及び軽減の減額幅の基準が定められたことに伴い、志布志市介護保険条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、令和元年度及び令和2年度における所得段階が第1段階に該当する第1号被保険者の介護保険料について、基準額に定める割合から0.125を超えない範囲内で市町村が定める割合を減じて得た割合とされたため、割合を現在の0.5から0.125引き下げ0.375と定め、保険料の年額3万7,920円を軽減後は2万8,440円とするものであります。

ただし、現行の保険料が平成27年4月から割合を0.5から0.45への減額が一部実施されており、保険料の年額が3万4,128円となっておりますので、5,688円の減額となるところでございます。

第2段階では基準額に定める割合から0.125を超えない範囲内で市町村が定める割合を減じて得た割合とされたため、現在の0.73から0.125引き下げ、割合を0.605と定め、保険料の年額5万

5,368円を4万5,884円とし、9,484円減額するものであります。

次に、第3段階においては、基準額に定める割合から0.025を超えない範囲内で市町村が定める割合を減じて得た割合とされたため、現在の0.75から0.025引き下げ、割合を0.725と定め、保険料の年額5万6,880円を5万4,984円とし、1,896円を減額するものであります。

次に、74ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条第1項中、平成32年度を令和2年度に改め、同条第2項中、平成30年度から平成32年度までの各年度を令和元年度及び令和2年度に、所得段階が第1段階に該当する第1号被保険者の保険料3万4,128円を2万8,440円に改めるものであります。

また、同条に第3項及び第4項を加え、第3項では前項の規定を第1項第2号に掲げる第2段階に該当する第1号被保険者の保険料について準用し、保険料を4万5,884円とするものであります。第4項は、同じく第2項の規定を第1項第3号に掲げる第3段階に該当する第1号被保険者の保険料率について準用し、保険料を5万4,984円とするものでございます。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。

以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第39号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第20 議案第40号 志布志市森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第20、議案第40号、志布志市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、志布志市森林環境譲与税基金条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、森林環境譲与税を財源として、市が実施する森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項各号に掲げる施策に要する費用に充てるため、志布志市森林環境譲与税基金を設置することとし、その管理、運用及び処分に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 議案第40号、志布志市森林環境譲与税基金条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料は75から76ページになります。

1の基金設置の必要性につきましては、森林環境譲与税は市町村が実施する森林環境税及び森

林環境譲与税に関する法律第34条第1項各号に掲げる施策に要する経費の財源に充てる必要があります。単年度の森林環境譲与税が少額であり、複数年度分をまとめて執行したほうが効果的である場合、森林所有者等の調整の遅れから単年度の森林環境譲与税の全額を執行できない場合等も想定されることから、志布志市森林環境譲与税基金を設置し、森林環境譲与税を積み立て、複数年度分をまとめて後年度に執行する等の対応をし、森林環境譲与税の適正な管理を図る必要があるところでございます。

2の譲与基準等の譲与割合は、市町村が100分の90、県が100分の10となっておりますが、令和元年度から令和14年度までの間の譲与割合は中段の表のとおりとなっております。譲与基準の市町村分につきましては、50%が私有林の人工林面積、20%が林業就業者数、30%が人口となっております。

また、森林譲与税の使途につきましては、間伐などの森林整備、林業従事者の人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとなります。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第40号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第21 議案第41号 志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第21、議案第41号、志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、道路構造令の一部改正に伴い、自転車に安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯を新たに規定する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（假屋眞治君） 議案第41号、志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料77ページをお開きください。

自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯状の車道部分として自転車通行帯に関する規定を新たに設けることにより、新たに整備する道路における自転車通行帯の設置の推進を図るため、道路構造令の一部が改正されたため、条例改正するものであります。

政令改正の概要としましては、まず自転車通行帯を新たに規定し、自転車通行帯の設置要件を規定します。また自転車通行帯の幅は1.5m以上とし、特別な理由がある場合は1 mまで縮小できるものであります。

次に、自転車道の設置要件としまして、設計速度が60km以上であることを追加するものであります。自転車通行帯のイメージは図のとおり車道部の左側に設置するものであります。

それでは、付議案件説明資料の78ページの新旧対照表をお開きください。

主な改正条文を説明申し上げます。定義としまして第2条第1項中に第14号、自転車通行帯、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう、の条文を新設します。

次に、79ページでございます。道路構造令第3条第1項により、一般道路は地方部の第3種と都市部の第4種の道路がございます。

自転車通行帯の要件としまして、第9条、自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第2項ですが、自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第3項には、自転車通行帯の幅員は、1.5m以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1 mまで縮小することができる。

第4項では、自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする、の条文を新設します。

自転車道の要件としましては、第10条の自動車及び自転車の交通量が多い第3種の次に、（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60km以上であるもの、の条文を、第2項では、自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の、の次に道路で設計速度が1時間につき60km以上であるもの、の条文を追加いたします。

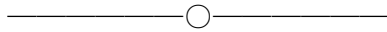
以上で補足説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第41号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第42号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第22、議案第42号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票所経費等の基準額の改定を行う措置が講じられたことに鑑み、選挙長、開票管理者、投票所の投票管理者等の報酬額の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（山田勝大君） 議案第42号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

まず、条例の趣旨について説明申し上げます。

令和元年5月15日に施行された国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、国会議員の選挙等における投票所経費等の基準額が改定されたことから、国の基準に準じて報酬額を改定するものであります。

付議案件説明資料の84ページをお開きください。

報酬額について選挙長及び開票管理者を9,700円から9,900円に、投票所の投票管理者を1万1,700円から1万1,900円へ、期日前投票所の投票管理者を1万200円から1万400円へ、選挙立会人及び開票立会人を7,900円から8,000円へ、投票所の投票立会人を9,800円から1万円へ、期日前投票所の投票立会人を8,600円から8,700円へと改定するものであります。

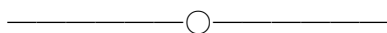
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第42号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第23 議案第43号 志布志市市民センターの指定管理者の指定の期間の変更について

日程第24 議案第44号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定の期間の変更について

日程第25 議案第45号 志布志市老人憩の家の指定管理者の指定の期間の変更について

○議長（西江園 明君） 日程第23、議案第43号、志布志市市民センターの指定管理者の指定の期間の変更についてから、日程第25、議案第45号、志布志市老人憩の家の指定管理者の指定の期間の変更についてまで、以上3件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第43号、志布志市市民センターの指定管理者の指定の期間の変更について説明を申し上げます。

本案は、志布志市市民センターの指定管理者である団体からの申し出に伴い、指定管理者の指定の期間を短縮するものであります。

内容につきましては、志布志市市民センターの指定管理者の指定の期間の終期を平成32年3月31日までから令和元年9月30日までに変更するものであります。

次に、議案第44号、志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定の期間の変更について説明を申し上げます。

本案は、志布志市老人福祉センターの指定管理者である団体からの申し出に伴い、指定管理者の指定の期間を短縮するものであります。

内容につきましては、志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定の期間の終期を平成32年3月31日までから令和元年9月30日までに変更するものであります。

次に、議案第45号、志布志市老人憩の家の指定管理者の指定の期間の変更について説明を申し上げます。

本案は、志布志市老人憩の家の指定管理者である団体からの申し出に伴い、指定管理者の指定の期間を短縮するものであります。

内容につきましては、志布志市老人憩の家の指定管理者の指定の期間の終期を平成32年3月31日までから令和元年9月30日までに変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第43号から議案第45号までの3件については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第26 議案第46号 市道路線の認定について

○議長（西江園 明君） 日程第26、議案第46号、市道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、市道路線の認定について説明を申し上げます。

本案は、市道香月線の延伸及び臨海工業団地5工区の整備に伴い、市道香月線と市道上ノ浜・押切線を接続する生活道路の区域について、地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第46号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

日程第27、議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第27 議案第47号 志布志市土地開発公社定款の変更について

○議長（西江園 明君） 日程第27、議案第47号、志布志市土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、志布志市土地開発公社定款の変更について説明を申し上げます。

本案は、志布志市土地開発公社と志布志市との間の土地売買契約等の締結に際して、責任関係をより明確にするため、志布志市土地開発公社の理事長を副市長とすることに伴い、志布志市土地開発公社定款を変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、第8条第2項及び第9条第1項中の志布志市長を志布志市副市長とするものであります。

なお、この定款は鹿児島県知事の認可のあった日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

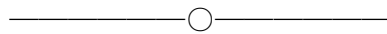
○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第47号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、可決することに決定しました。



日程第28 議案第48号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第28、議案第48号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、保育所運営事業、基盤整備促進事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第48号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は既定の予算に2億9,723万4,000円を追加し、予算の総額を249億2,113万4,000円とするものでございます。

それでは、予算書の5ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、基盤整備促進事業、道路新設改良事業等の実施に伴う合併特例債を2,220万円増額するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。まず歳入予算の主なものを御説明いたします。

8ページをお開きください。

13款、分担金及び負担金、2項、負担金、2目、民生費負担金は本年10月実施の幼児教育保育の無償化に伴い、保育料を1,997万5,000円減額しております。

9ページをお開きください。

14款、使用料及び手数料、1項、使用料、4目、農林水産業使用料及び7目、教育使用料は本

年10月からの消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、使用料を総額で24万6,000円増額しております。

10ページの15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、介護保険制度の改正に伴い、低所得者保険料軽減負担金を1,754万2,000円、幼児教育保育の無償化に伴い、児童福祉費負担金を1億3,703万円増額しております。

11ページをお開き下さい。

2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は国庫補助事業の交付決定等に伴い、社会保障・税番号制度システム整備補助金を239万1,000円、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を189万3,000円計上しております。2目、民生費国庫補助金は、保育所等整備交付金事業の交付基準額や事業計画の見直しに伴い、797万2,000円増額しております。

12ページの3項、国庫委託金、1目、総務費国庫委託金は、本市の関係人口創出事業等が国の関係人口創出拡大事業のモデル事業に選定されたことに伴い、444万7,000円計上しております。

13ページをお開きください。

16款、県支出金、1項、県負担金、2目、民生費県負担金は、低所得者保険料軽減負担金を877万1,000円増額しております。

14ページの2項、県補助金、2目、民生費県補助金は、保育所等整備交付金事業に伴う認定こども園施設整備補助金を376万6,000円減額。幼児教育保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援事業補助金を1,479万8,000円計上しております。

4目、農林水産業費県補助金は、事業に係る補助金交付の内示等に伴い、基盤整備促進事業を4,200万円増額、農業用ハウス強靱化緊急対策事業を548万8,000円計上しております。

17ページをお開きください。

18款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、志布志町在住で昨日6日に御逝去されました故上畑静江様から市立図書館のさらなる利用促進を図るためといただいておりました寄附金を3,000万円計上しております。

18ページの19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として2,580万8,000円減額。4目、施設整備事業基金繰入金は、本庁舎移転計画等に基づく志布志支所庁舎改修事業に充当する経費として430万円増額。14目、オラレまちづくり基金繰入金はオラレ志布志改修事業に充当する経費として624万3,000円増額。15目、ふるさと志基金繰入金は、ダグリ岬周辺景観整備事業に充当する経費等2,615万5,000円を増額しております。

19ページをお開きください。

21款、諸収入、5項、雑入はコミュニティ助成事業補助金等を総額1,089万4,000円計上しております。

20ページの22款、市債は2,220万円を増額し、総額で18億120万円としております。

次に歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の21ページ、説明資料は1ページをお開きください。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費は、人事給与システム改修に係る電算システム業務委託料を528万円計上しております。

説明資料は2ページをお開きください。

3 目、財産管理費は本庁舎移転計画等に基づく志布志支所庁舎改修に係る測量設計業務委託料を430万円計上しております。

4 目、企画費は地域おこし協力隊員の任期満了に伴い、隊員の起業や事業継承を支援するため100万円増額しております。

説明資料は3ページですが、田之浦校区公民館及び通山校区公民館が行うイベント用備品の整備のためのコミュニティ助成事業を490万円計上しております。

予算書の24ページ、説明資料は6ページをお開きください。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、4 目、老人福祉費は介護保険制度の改正に伴い、低所得者の保険料軽減強化及び介護保険システムの改修に係る特別会計への繰出金を3,634万3,000円増額しております。

6 目、福祉施設費は市民センター、老人福祉センター及び老人憩の家の指定管理者の指定期間変更に伴う指定管理料を292万2,000円減額し、施設の管理に必要な費用を直接経費へ組み替えております。

予算書の25ページ、説明資料は4ページをお開きください。

2 項、児童福祉費、4 目、保育所費は本年10月実施の幼児教育保育の無償化に伴うシステム改修費や事務費、扶助費等を7,560万7,000円増額。

予算説明資料は5ページになりますが、交付基準額や事業計画の見直しに伴い、保育所等整備交付金事業を563万1,000円増額しております。

予算書の26ページ、説明資料は6ページをお開きください。

3 項、生活保護費、3 目、生活保護適正化等事業費は生活保護制度改正等に伴い生活保護基幹事務システムの改修業務委託料を181万5,000円計上しております。

予算書の28ページをお開きください。説明資料は7ページになります。

6 款、農林水産業費、1 項、農業費、3 目、農業振興費は新規就農支援事業の交付対象者の見込み増に伴い、新規就農支援事業を100万円増額。

4 目、園芸振興費は農業用ハウスの補強や防風ネットの設置を行い、災害被害防止・軽減を図る農業用ハウス強靱化緊急対策事業を548万8,000円計上しております。

説明資料は8ページから9ページになりますが、8目、農地整備費は農業・農村活性化推進施設等整備事業、基盤整備促進事業及び農業基盤整備促進事業に係る補助金交付の内示に伴い6,510万円増額し、多面的機能支払交付金事業は活動終了に伴う交付金の返納と推進交付金の内示に伴い126万9,000円増額しております。

予算書の29ページ、説明資料は10ページをお開きください。

2 項、林業費、2 目、林業振興費は森林経営管理事業を推進するため1,007万9,000円計上して

おります。

予算書の30ページ、説明資料は3ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は競艇場外発売場オラレ志布志のさらなる利用促進を図るため、映像系機器の増設及び更新に係るオラレ改修事業負担金を624万3,000円計上しております。

説明資料は4ページをお開き下さい。

3目、観光費は海水浴場利用者の安全確保とダグリ岬周辺の景観整備のための公有財産購入費を2,830万円計上しております。

予算書の31ページ、説明資料は11ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費は市道香月線の延伸に伴い、既存の上ノ浜・押切線との接続を図り、臨海工業団地5工区の有効活用を図るための測量設計業務委託料を400万円計上しております。

予算書の32ページ、説明資料は1ページをお開きください。

9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費は災害時に消防団がより効果的な救助活動を図るための資機材整備事業を405万3,000円計上しております。

予算書の33ページ、説明資料は11ページをお開きください。

10款、教育費、5項、社会教育費、8目、図書館費は寄附により市立図書館のさらなる利用促進を図るため、図書館整備事業を3,000万円計上しております。

予算書の35ページ、説明資料は10ページになります。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は、今後の豪雨災害により被災した農業用施設の災害復旧を実施し、安定した経営を図るため450万円増額しております。

以上が補正予算（第2号）の主な内容でございますが、詳細につきましては補正予算説明資料を御参照ください。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号については、9人の委員で構成される令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については9人の委員で構成する令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会の委

員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、南利尋君、市ヶ谷孝君、野村広志君、小辻一海君、平野栄作君、丸山一君、長岡耕二君、東宏二君、福重彰史君。

以上9人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました9人を令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会を招集します。

ただいまから第1委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

○

午後2時07分 休憩

午後2時18分 再開

○

○議長（西江園 明君） 再開します。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。委員長に福重彰史君、副委員長に南利尋君。

以上であります。

○

日程第29 議案第49号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第29、議案第49号、令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、一般管理費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,837万8,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の保険料の介護保険料は第1号被保険者の現年度分特別徴収保険料を3,245万2,000円、現

年度分普通徴収保険料を263万1,000円、それぞれ減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は事業費補助金を125万8,000円増額するものであります。

7ページをお開き下さい。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は事務費繰入金を126万円、低所得者保険料軽減繰入金を3,508万3,000円、それぞれ増額するものであります。

8ページをお開き下さい。

歳出の総務費の総務管理費は一般管理費を251万8,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第49号は文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第30 議案第50号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第30、議案第50号、令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、消費税率及び地方消費税率の引き上げによる使用料の改正に伴い、下水道使用料及び一般会計繰入金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

歳入の使用料及び手数料の使用料は下水道使用料を77万円増額するものであります。

4ページをお開きください。

歳入の繰入金は一般会計繰入金を77万円減額するものであります。

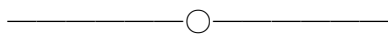
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第50号は文教厚生常任委員会に付託いたします。



○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から12日までは休会とします。

13日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後2時24分 散会

令和元年第2回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和元年6月13日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

野 村 広 志

小 野 広 嗣

尖 信 一

平 野 栄 作

南 利 尋

青 山 浩 二

市ヶ谷 孝

鶴 迫 京 子

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松山支所長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学校教育課長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調査管理係長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと小野広嗣君を指名いたします。

○
日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、6番、野村広志君の一般質問を許可します。

○6番（野村広志君） 皆さん、おはようございます。今年4月に新たに立ち上がりました会派、志みらいの野村でございます。議会基本条例の施行を受け、志布志市民の負託に応えるべく設立に至りました。常に市民目線での活動に重点を置き、研修、研究、研鑽、議論を重ね抜き、多様な意見を戦わせ、合意形成による結論が導き出せる5人の政策集団でありたいと考えております。今後とも主体的な、積極的な議員活動にまい進してまいりますので、当局におかれましても、何とぞ御指導賜りますようよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、令和という新しい時代を迎え、新たな価値が創出されてくる時代に向かっていると言われております。特に平成28年1月に閣議決定されたソサエティ5.0については、御存じのことと思いますが、国内ではIoT、インターネットオブシングやビッグデータ、AIと言われる人工知能やロボットなど、新たな技術が次々に実用化されております。多くは産業分野において実用化が進んでおりますが、行政分野においても少しずつその実用化が見られるようになってまいりました。地方自治体では、多様化、高度化する住民ニーズに応えるべく施策として、ICT等を活用した新たな取り組みに期待が高まっていると言えます。また、近年報道等でも盛んに言われます働き方改革においても、新たな指標が示され、働く環境においても転換期を迎えていると感じております。後もって、こういった問題や課題についても質問してまいります。まずはこうした時代の流れをしっかりと捉え、これからの時代にも耐えうる市政運営を図るための行財政の健全化についてお聞きしてまいります。

地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい中、下平市長が市長に就任され、この行財政改革の陣頭指揮に当たられてから1年と数か月経とうとしておりますが、そこで3月の当初予算、そして6月の補正予算を踏まえ、歳入歳出予算の考え方について、まずはお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えをいたします。

本年度当初予算につきましても、入るを量りて出ざるを制するを念頭に、自主財源の確保に努

めるとともに、全ての事務事業について、これまでの成果や課題を踏まえた優先度評価とスクラップアンドビルドの徹底による事業の見直しを行い、第2次志布志市総合振興計画に掲げる重点施策や重点プロジェクトの推進を中心とした予算編成を行ったところでございます。また、6月補正予算につきましては、緊急性のある事業や国・県補助金等の財源がある事業と必要最小限の予算編成を行ったところでございます。今後も健全な財政運営の維持と持続可能な市政運営を図ってまいります。

○6番（野村広志君） この予算の考え方でありますけれども、市長が当初から述べられております入るを量りて出ざるを制するという考え方に立ちながら、今もありました第2次志布志市総合振興計画や中期財政計画に基づいて予算の編成に当たられたということが推察されるわけですが、地方自治体においては、地方交付税の減収や国・県の補助金等の廃止や縮減、また歳入不足等が懸念される中に義務的経費の増加による厳しい財政運営が更に続くものということは、大いに予測が付くところでありますが、そのような中で、中期財政計画の中で喫緊の課題として捉えられている予算規模についての質問ですけれども、今年度の予算が6月補正を含めまして246億2,390万円の提案がなされております。この予算でございますけれども、市の発足以来、13年、この予算規模については常に右肩上がりのような状態であります。市の発展には、様々な事業の展開が必要なわけで、その積み上げの予算額になることは十分に承知しているわけですが、同規模の自治体等々と比較したときに、かなり高い予算編成になっているのかなということを感じているところでございます。何をもちえて高いであるとか、適正であるということになるわけですが、市長、その辺についての考え方について、しっかりと見通しを立てながらこの予算編成がされているのかどうかということについて、少しお示しいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 議員のおっしゃるとおり、予算規模が右肩上がりで、類似団体と比較すると予算規模が大きいようではあります。経済構造や社会基盤整備、交通網整備といった環境の違いや各年度における事業展開の違い等によって、類似団体と単純に比較することはできませんが、厳しい財政運営を強いられる中で、歳入を意識した予算編成を行っているということでございます。

○6番（野村広志君） ここに合併後の予算の推移がありますけれども、平成26年度と現在31年度の当初予算を比べると、約129%に上昇しているようでございます。合併した平成18年度と比べると予算規模で141%に伸びているようでございます。これは、予算の規模が大きいということ自体が問題ではないと私は思っております。市政の発展と地域経済のバランスが整っているのかということが非常に大事なのかなと思っております。そういったことを踏まえながら、この財政計画に基づいた適正な判断の下で積み上げられた予算であるのかどうかということが一番の課題です。それと、予算規模が膨らんできているという構造的な要因というのがあるかと思っておりますけれども、それについてどのように分析されているのか、教えていただければと思います。

○市長（下平晴行君） 要因でございますが、これは、決算額の伸びにつきましては、一般会計のふるさと納税推進事業、そして高速道路の建設に伴う幹線道路等の建設費の増額が主な要因で

はないかというふうを考えられます。

○6番（野村広志君） 今、志布志市の方では、ふるさと納税、道路等の整備が進んでいるよう
でございますので、そういったことが要因等であろうということでありましたので、また少し、
後もってお聞きします。では、行財政運営の健全化に係るこの間の取り組みの成果について、具
体的な数値をもって確認をさせていただきたいと思えます。

まず、財政状況の変化についてですが、健全化がどのくらい進んできているのかということ、
なかなか簡単には判断しづらいものもありますけれども、平成30年度はまだ決算が認定されてお
りませんので、平成29年度の一般会計と特別会計の決算状況についてお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 平成29年度の一般会計の歳入額につきましては272億7,604万6,000円
でございます。歳出額は266億3,123万1,000円で、差し引き額は6億4,481万5,000円でございます。
また、特別会計を加えますと、歳入額は378億1,735万7,000円、歳出額は364億8,491万円で、差
し引き額は13億3,244万7,000円でございます。

○6番（野村広志君） 決算の状況、今お示しいただきましたけれども、一般会計の収支の状況
については、答弁のとおり、実質収支が6億4,481万5,000円ということで、黒字の決算というこ
との捉え方でよろしいのかなと思えますけれども、一定の水準は確保できているのかなと理解す
るところですけれども、こういった財政について、毎回お聞きしているわけですけれども、見え
る化についての取り組みはどうか少しお聞きしたいと思えます。財政を家計の財布に置き換
えて公表する見える化については、昨年6月議会でもお聞きしましたし、また同僚議員の方か
らも似通った質問があるところですが、その必要性については市長の方でも十分に認識されてい
ると考えております。また、同時にまだまだ十分でないという答弁も昨年されたところでござい
ました。そういったところを置きながら、この情報発信の転換については、具体的にこの見える
化についてはどのような取り組みがされているのか、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 財政の情報発信としましては、当初予算の状況を市報4月号への掲載、
また予算と仕事の概要版を作成して、4月の自治会便送で各世帯に配付をしております。決算に
つきましては、市報12月号に掲載し、その中で市の財政を家計に例えて説明をしております。更
に公会計の考え方により作成した財務諸表をホームページに掲載しているところでございます。
また、出前講座等で職員が財政状況等の説明を行っておりますが、引き続き情報発信の方法など
については調査研究をさせていただきたいと思えます。

○6番（野村広志君） 市長、ここに平成28年度の市報に載っていた分と、平成29年と28年のもの
がございまして。今言われた、見える化という形で、分かりやすく説明をとということを昨年の6
月の議会でお願ひして、その年の12月に出た決算の報告ですけれども、残念ながら非常に代わり
映えがしない、ほぼ中身は一緒なのかなと。確かにデザインが少し変わっておりますけれども、
書かれている内容については、数字の入れ替えがされているだけだというようなことをすごく感
じました。言葉、一語一問、ほとんどそのままでございます。このことについては、当然、財政
は専門用語とか難しい表現等がございまして、なかなかこの市民の方々が興味を示すような内

容であるかというのは難しいのかなという気がいたしますけれども、ぜひ、当局としてももう少し御努力いただければなと思っております。市民の方々にこの市の財政の状況を示すというチャンネルについては、市報でこういった決算の報告をすることと、ホームページ等でお示しすることにしかならないわけですが、どうですか、市長、十分だとお感じですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、いわゆる家計に例えて財政の状況をお示したと、そういう市の財政でも、家庭と同じような考えで、歳入と歳出の考え方、そういうものをもうちょっと具体的に分かるようにした方がいいのかな、というふうには考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 前にもあったかと思えますけれども、非常に分かりやすく説明した、まんが等で表現したりする事例等もあるようでございますので、そういったことも参考にされながら、このことについても取り組んでいただければなと思っております。

では、もう1点、この財政の見える化のところですが、市長はこの対話型自治体経営シミュレーションゲームという自治体財政ゲームというのは御存じでしょうか。知っていらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、承知しております。

○6番（野村広志君） 少し説明いたしますけれども、このゲームは6人を1つのチームとして、財政がひっ迫する仮想自治体の幹部になり、社会保障費の増大など、様々な課題に対してプレイヤー同士の対話を通して、市の将来ビジョンを共有し、必要な事業を選択しながら、市政運営における予算配分等を考えるロールプレイングゲームでございます。熊本県庁の有志でつくる自主活動グループ、くまもとSMILEネットが自主開発したものであり、新聞・雑誌等でも取り上げられておりました。地方自治体の財政への理解を深め、財政の見える化においても面白い取り組み事例ではなからうかなと考えるわけですが、こういった取り組みも参考にしながら、財政の情報提供を考えてみるのもいかがなものかと思えますけれども、どう考えていらっしゃるでしょうか。市長、どうですか。

○市長（下平晴行君） 限りある財源の中で、いわゆるこれから人口減少による税収の減等々と、それから高齢化に伴う、いわゆる社会保障費の増が考えられるわけですから、従来のあれもこれもという時代じゃなくて、あれか、これかというようなのもここにうたってあるんですが、そういうしっかりした予算の用途についてのことをしっかり市民の皆さんにも分かりやすく、そして先ほど言いました予算の財源、限られた財源の中でどうまちづくりをしていくのかと、これをしっかりと取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） このゲームを通してという形ですが、こういったものを市民と一緒に市の財政を含めながら考えていくという良い取り組みになるのかなと私は思っております。ちなみに、お隣の曾於市においては、既に市役所の職員の自主勉強会によって企画がなされ、県内外から66名の参加があり、実施されたようであります。この中で、特筆すべきことは、参加した地元の高校生が将来を見据えた上で、目の前の政策を決めることの難しさがよく分かったとい

うコメントを出されているんですね。まさにこういったことの積み重ねが財政の見える化につながってくるのかなと感じているわけですが、どうですか、市長。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、若いうちからその予算の用途について、行政がどういう形で予算の確保をしながら歳出をしているのか、いわゆる先ほども言いましたように「入るを量りて出ざるを制する」というこの基本的な経営の在り方を、そういうゲーム感覚で知らせるというのは大変いいことじゃないのかなというふうには思っております。

○6番（野村広志君） しっかりと取り組みにつなげていただければなとお願ひしておきたいと思います。

では次に、健全化判断比率の中から実質公債費比率、将来負担比率、その他の市債残高、積立基金、財政基金、財政調整基金等、この積立額の4点について、数値を少しお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 平成29年度決算における状況としましては、実質公債費比率9.9%で、0.2ポイントの増加であります。将来負担比率は34.1%で、10.6ポイント減少しております。また、市債残高については236億3,030万1,000円で、2億2,832万7,000円減少しております。基金残高でございますが62億3,924万4,000円で、4億9,086万9,000円増加しているという状況でございます。

○6番（野村広志君） このところの健全化判断比率における過去3年間の平均値でこれは算出されるわけですが、実質公債費比率について、答弁のとおり9.9%でありました。危険とされる早期健全化基準には及ばないものの、この数値が毎年少しずつじりじりと上昇しているようであります。一方で、今答弁がありました将来負担比率については、当局の御努力もあり、平成25年度からいたしますと平成27年度が71.7%から平成29年度が34.1%ということでございますので、大幅に改善されているのかなと見るところでございます。この実質公債費比率でありますけれども、市の財政における資金繰りを示す数字であると理解しているわけですが、この数値が毎年上昇している主だった要因について、また今後の見通しについてお聞かせいただきたいということと、将来負担比率については改善が見られておりますが、今後の見通しについて見解をお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 将来負担比率の改善及び基金残高の増額は、ふるさと志基金の増額が主な要因でございます。実質公債比率は、令和3年度に普通交付税が一本算定となることにより、実質公債比率が若干上昇することが予想されます。また、将来負担比率におきましては、引き続き将来負担額の減少や充当可能財源等の確保に努めてまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） この両指数、共にコントロールされているというような、理解にずっと落ちてこないところですが、いずれにおいても、このふるさと納税というものが本市の財政に大きく寄与しているということは伺えるのかなと感じたところでございます。この点について、もう少し詳しくお聞きしたいところですが、時間もございませんで、次に、先ほど説明がありました市債の残高についてお聞きします。市の借金に当たるこの市債でございますけ

れども、現在の借金の総額を比べるということはあまり意味がないのかなと私は思っております。すなわち、この市債については、どれだけの残高があるのかという視点よりも、長期的展望の中でこれがしっかりと返済できているかどうかということが財政を見る上での視点にならないのかなと思っております。そこで、本市の状況を見たときに、高齢者が増え、社会保障費が増え続け、高度成長期に行った公共施設や公共事業による借金を返済し続けなければならない。また、公共施設の老朽化も対応していかなければならない。その一方で、歳入については、人口の減少であるとか、地方交付税の縮減でなかなか増えていかない現状にあります。この市債を考えていく上で、問題は市債残高が単に多いということだけが問題ではなくて、市として様々なこれからの問題に対応していくための財源として、新しい政策的経費の捻出が可能になるかどうかということが大事なことではないのかなと思っております。だからこそ、市債の残高は、できれば少なくなればなるほど新たな次の施策への財源の捻出が可能になってくるという考え方に立つのかなと思っております。ですから、更に新たに起こす起債が有効的に活用できるのかなと思っております。

そこで、将来にわたる展望について、こういった今お話しました、新たな財源の捻出につながるような、将来にわたる展望について、市長の考えをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市の市債残高は、平成28年度から減少しているところでございます。市債の活用につきましては、対象事業の選定や財政措置のある有利な市債を選択し、当該年度の元金償還額を上回る借り入れを行わないよう努めているところでございます。今後の事業展開におきましても、有効な財源であると判断をするものにつきましては、中期財政計画にのっとり、市債を活用してまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） では、積立金の基金のところですがけれども、基金、貯金というわけですがけれども、取り崩す額よりも積立額が多ければ増えてまいりますし、取り崩す額が多ければ減っていくということでございますけれども、昨年度における積立額と取り崩し額について、数値を教えてくださいいただけますか。

○市長（下平晴行君） 平成30年度の基金積立額は35億480万5,000円で、取り崩し額は35億48万7,000円でございます。

○6番（野村広志君） では、平成31年度当初時点での積立予定額についてお聞かせいただけますか。当初予算時点ですすね。

○市長（下平晴行君） 平成31年度当初予算における積立予定額は、各基金における預金利子分の積み立て、ふるさと納税推進事業に伴うふるさと志基金への積み立て、オラレまちづくり基金への積み立て、合併特例債の基金造成分としての基金積立で、21億351万7,000円でございます。

○6番（野村広志君） では、今年度この基金の中から大きな繰り出しを予定しているものというのはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 平成31年の一般会計当初予算の歳入における繰入金金は38億9,110万8,000円でございます。繰入金金の大きなものにつきましては、ふるさと志基金が23億7,030万5,000円、

財政調整期金が12億4,457万2,000円となっているところでございます。

○6番（野村広志君） 今後の基金積立についてお聞きしましたが、今議会にも本庁舎の移転に関する関連予算も計上されているようでございますが、今後、中長期的な展望の中で、やはり財源の裏付けが確固たるものでなければならぬと感じております。将来、多額の予算が必要とされる場合に備えた基金の新設についてのお考えをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 基金の造成につきましては、市全体の公共施設の維持管理と併せて考える必要があります。本庁、支所をはじめとした本市の公共施設の個別施設計画が策定され、施設の維持管理等の費用が算出され、本市における適正な公共施設の規模等の全容がある程度見えた後に、必要な経費と積立額について考える時期になろうかというふうに思っております。

○6番（野村広志君） では、現段階では、毎年の積み増し額の目標みたいなものというのは設定されていないという理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） その環境の変化によって予算編成も左右されますので、毎年の基金への積み増し額は変わってくると考えておりますが、社会経済情勢や国の施策の大きな変化や災害等の突発的な事情がなければ、中期財政計画にのっとり、計画的に基金残高を維持して、健全な行財政運営の維持と持続可能な市政運営を図ってまいりたいというふうに思っております。

○6番（野村広志君） 今議会において大きな議案も提案されているわけでありますので、もう少し前向きな答弁があるのかなと感じているところでしたけれども、これは最終的な目的があるからこそ目標を立てるわけでありまして、具体的な手法、方法論になっていくわけであります。当然、目標に向かって示すべきなのかなと私は思っております。今回、本庁舎移転に関する提案についても、短期と中長期の計画の計画が示されておりますが、財源の裏付けがやはり同時に示されなければ市民の理解はなかなか進んでいかないのかなと感じております。どうかしっかりとした行財政改革の舵取り役として、今後もこのことについては取り組んでいただければなと思っております。

では、次にまいります。ICTの利活用による市政業務の効率化についてお聞きしてまいります。

まずは、昨年お聞きしましたICT利活用によるペーパーレス化についてであります。初期投資と運用に関わる費用、また削減される費用等を十分に検討しながら進めている段階であるとの答弁でありました。併せて、昨年3月に第3次の志布志市情報化計画も策定され、具体的に動いてまいるのかな感じているところでございますけれども、合併以来、1人1台パソコンの整備を行い、庁舎内はもとより、光通信を使った本庁・支所での文書管理、情報化は既に確立されているものと思っておりますが、やはり依然として紙を中心とした事務処理が残存していることも、また現実だと思われま。以前、議会においてもペーパーレス化を目的としたタブレット端末の導入に向けた検討をした際、議会で使用する配付資料の印刷に係る費用の積算が1年間で176万円余りであるという報告がございました。これは、あくまで印刷に係る経費であり、そのほか、職員による製本や配付の手間、また資料の更新や差し替えなど、費用積算だけでは読み取れない非効

率な業務もほかにあると言えます。これは、議会における一部分にしか過ぎませんが、市の業務全般を見渡せば歳出削減の観点からしても早急に対応すべきであると思いますが、市長の考えをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市のICT利活用については、先ほど議員の説明がありましたとおり、合併以来、1人1台のパソコンの整備を行い、庁舎内はもとより光通信を使った本庁・支所間の文書管理等による業務の効率化を図っているところでございます。また、急速な発展を続けるICTにあわせて必要性や緊急性、実施効果の高い施策が効果的に推進できるように取り組んでいるところでございます。なお、市の業務全般における効率化や歳出削減策につきましては、引き続き調査研究してまいりたいというふうに思っております。

○6番（野村広志君） では、このことを全庁的に取り組んだ場合、このペーパーレス化ですけれども、どの程度の歳出の削減につながるか、積算されている数値を教えてくださいませんか。

○市長（下平晴行君） 歳出削減につきましては、ペーパーレス化の取り組み内容にもよりますが、仮に会議資料のうち庁内会議を5割程度と仮定しますと、平成29年度に全庁的に使用しているA4サイズのコピー用紙で147万2,000円程度、コピー料金のモノクロ分が201万3,000円程度、カラー分が113万4,000円。合計で約462万円の削減が可能と見込まれます。

○6番（野村広志君） 全体で462万円ぐらいの削減が見込めるという答弁でしたけれども、では庁舎内の業務において、このペーパーレス化、職員としてはどのように捉えて、日々の業務にあたっておられますでしょうか。

○市長（下平晴行君） ペーパーレス化については、両面印刷や用紙の裏面使用に取り組むとともに、庁内のシステムでありますグループウェアの活用による連絡事項の周知、施設や公用車の利用予約、長期保存文書の電子化、電子申請システムの利用など、ペーパーレス化に取り組んでいるところでございます。

○6番（野村広志君） では、教育長にお伺いします。学校現場ではICTをいち早く子供たちの学習環境に取り入れて、より深い学びにつながるような学習に生かされてきているかと思えますけれども、実際にタブレットの導入がなされて、先生たちや学校の業務において何らかの変化みたいなものがございましたでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） ICTの活用についてお答えします。

ICTの活用については、子供たちにとってのメリットと教師にとってのメリットがあると思っています。子供たちにとっては、ICTの活用によって興味・関心を持って意欲的に取り組む姿というのが見えてきております。教師にとっては、業務改善のメリットがあると思います。平成30年度に教員1人1台ずつタブレットを配備いたしました。各学校では、授業で使う教材作成をはじめ、会議資料や教材等をデータ化して共有し、再利用することで業務の効率化を進めております。また、勤務時間についても、公務支援ソフトを利用して、一人ひとりの出退勤時間を管理しております。月末には、勤務時間を総計し、長時間勤務者がいた場合は管理職が当該職員に対して業務遂行の在り方について改善を図るよう具体的な指導を行っております。

今後もICTの利活用を積極的に図り、教員が適正な勤務時間において意欲と能力を最大限に発揮して、充実した教育活動が行えるよう教育委員会としても学校の業務改善に努めてまいります。

○6番（野村広志君） 教育長、やはりこの学校の現場においては、紙を使用するということが非常に多いなというイメージが根強いわけですが、このペーパーレス化について、学校の現場の先生方の声というのは具体的にどうなのかということと、進み具合について、今少しありましたけれども、この声も含めながら、今後、更にペーパーレス化に向けた取り組みについてはどのようにお考えなのか、再度お願いします。

○教育長（和田幸一郎君） ペーパーレス化については、2つの視点があるかなと思っています。1つはコストが削減できるという部分と業務の効率化が行えるということだと思います。確かに今、議員言われますように、学校は紙の使用というのが非常に多いわけです。特に保護者への手紙とか、いろんなのがですね。そういう中で、いかに学校においてこのペーパーレス化を図っていくかというのは、喫緊の課題だというふうに思っています。先日、香月小学校で校長研修会があった折に学校のペーパーレス化の実状について、ちょっと校長先生たちから意見を聞きました。はっきり言いまして、学校差が非常にあるなということを感じました。ある学校は、職員会議とか、研修も全てもうタブレットを使ってやっているという学校も今市内にはございます。しかしながら、学校によって、やはり依然として紙を使って情報の共有という、そういうところがございます。今後は、タブレットがすべて職員一人ひとりに配置されておりますので、できるところは積極的にペーパーレス化を図って、業務の効率化とコストの削減、そういうところに進めていけたらなと、そういうふうに考えております。

○6番（野村広志君） 学校現場では、先生たちに1人1台ずつタブレットがということの今答弁でございました。このペーパーレス化を浸透させていくには、やはり代替え手段として必然的にタブレット端末の導入になるかと思えますけれども、それに併せてペーパーレス業務やペーパーレス化会議等々、今ありました進んでいくのかなと思われましても、同時にITリテラシーの差をどのように補完していくのかということについてもしっかり議論していかなければならないと思っております。導入したらペーパーレス化は成功するというわけではなく、使い方をしっかりと身につけ、活用できるところまでくり返しサポートしていく必要があると思えます。どうですか、市長。環境負荷の軽減や職員の業務作業の効率化と節約、またこの後質問してまいります働き方改革の観点からも、考えに沿うようなものであるのかなと思っております。そして、何よりも歳出削減としての側面から勘案しても、早期にこのことについては取り組むべきだなと感じておりますけれども、お気持ちをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） ICTの利活用につきましては、電子自治体推進会議や推進リーダー会議において業務の効率化や歳出削減も含めて、全庁的な業務において調査・検討を進めているところでございます。タブレット端末の活用についても、窓口業務や庁内での会議、議会運営など、今後進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○6番（野村広志君） 今、議会運営などにもというこの答弁もありましたけれども、ではこの導入の時期についてどうでしょうか。以前はまだ答弁できないというふうな話でございましたけれども、少し前進しておりますでしょうか。

○市長（下平晴行君） タブレット端末については、無線接続によるセキュリティの問題を考慮する必要があるため、利用できる業務や運用面を含め慎重に検討を進めているところでございます。なお、今年度については、窓口業務の試験的な取り組みとしてマイナンバーカードの申請受付事務に活用し、写真撮影から交付申請までを行う予定でございます。

○6番（野村広志君） 業務の中に取り組み、窓口の中でも活用していくということでもございましたけれども、ペーパーレス化に特化する部分として考えた場合、当然議会の方でも紙をたくさん使いますし、執行部側でも使われております。導入となった場合、仮にこの議会側、執行部側、どのような形での導入ということをイメージされますか。

○市長（下平晴行君） タブレット端末を利用した会議、システムについては、ペーパーレス化や事務効率化を考えた場合、議会と執行部側とが同時に導入した方が効果的であるというふうに考えております。

○6番（野村広志君） やはり同時に導入しなければ、その効果は薄れてくるのかなと私も同じ気持ちであります。では、予測されております導入費用についてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 導入する機種や運用方法によって異なりますが、機器を購入せずにタブレット利用通信料として毎月支払う場合は、初期経費としてシステムの設定費用や消耗品費など約100万円、運用費用としてタブレット利用通信料が60台で年間約360万円、システムのライセンス料が年間約100万円、合計で年間460万円の費用が必要となると予測をしているということでございます。

○6番（野村広志君） 先ほどペーパーレス化のところでは削減策どうでしょうかという話をしたときに、仮に5割程度進んだ場合の積算の数値をいただいたところでした。そのとき462万円程度が削減できるという数字をいただいたところでした。積極的に取り組みをすれば、この経費、導入費用、機器代を引けば360万円、機器代入れても460万円と、1年間で賄える数字なのかなと思ったところでした。予算の提案権においては、市長にしかございませんので、総合的に判断をされて、議会にもぜひ提案をしていただければなと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） ペーパーレス化については、全庁的な利活用を含め、その費用対効果や適切な運用取り扱いについても十分検討をする必要があります。また、議会側との共通認識を図る必要があると考えますので、引き続き調査検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 昨年6月に、ちょうど1年前にお聞きしたこととあまり変わっていないかなという気がしております。市長は、生活主義を唱えられ、先手管理に徹した市民目線での市政運営を施策方針に掲げていらっしゃる。しかしながら、1年経過して、この事業の必要性や目的や意義、財源の裏付けについても、また実施に至るまでの手段についても理解をされている

と思います。このことは全て市長の手の中にあるのかなと私感じているところでございます。そのような中で、引き続き調査検討をしていくという回答でございましたけれども、ここはまずこの1点、先ほどございました共通認識を議会とも図るということもありましたので、まずは議会との共通認識を図るための協議に早期に入っていただくということだけのお願いができませんでしょうか。まず一步を踏み出すという形で、市長の気持ちを形にしていくという考えで前進していただけないかと思っておりますけれども、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 庁舎内での会議等での活用とか、それから来庁者の窓口業務での活用、それから訪問業務や現地調査での活用、議会運営での活用等、そういうことを十分調査・研究して、今おっしゃったような取り組みにしていければというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 共通理解を得るために議会との協議を進めるという理解でよろしいですか。

では、参考までに、先般、国会の衆議院議員、小泉進次郎氏によって国会議員が政府に書面で質問を行う際の文書、質問主意書とそれに対する政府の答弁書をペーパーレス化するという衆議院規則の改正が5月30日に衆議院本会議において全会一致で議決されたと発表がありました。これによって、今後、年間約5,000万円という経費削減が、すなわち国民の税金を使わないで済むこととなるということでございます。国においてもこういった動きが加速度的に動いているわけでございますので、しっかりとした議論を進めていただきたいと思いますと思っております。

では、次にまいります。電気料金の自由化に伴う経過措置が2020年4月に原則撤廃されることを受け、今後、多様化が予測される電力契約等についての電力の自由化に伴う再生可能エネルギーの推進についてお聞きしてまいります。これについても、以前質問させていただいたものを基にお聞きしてまいります。

電力の自由化については、再生可能エネルギーの推進といっても、PPS、小売電気事業者、すなわち新電力と呼ばれる事業者と電力契約の切り替えを行うことや、一方で自治体が自ら地域エネルギー事業に乗りだし、公共施設等でエネルギーの地産地消への取り組みを行うことなど、いくつか考えられるわけでございますが、まずは本市の現状について少しお聞かせいただきたいと思います。現在の電力の契約に基づく電気料金の詳細についてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市の電気料金の詳細でございますが、平成30年度の志布志市全体の公共施設に係る電気料金は1億1,850万円でございます。そのうち、各庁舎分の電気料金は本庁が1,620万円、松山支所が380万円、志布志支所が720万円、合計で2,720万円となっております。

○6番（野村広志君） では、教育長、教育委員会分について、学校施設はどうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 学校施設に関しましては、平成30年度の分を答弁したいと思います。平成30年度の小学校分が約2,107万円、中学校分が約985万円、合わせて3,092万円となっております。

○6番（野村広志君） では、電力事業者との電力契約についてお伺いいたします。現在の契約は、どちらの事業者と、何年度から、どのような契約で結ばれているか、お聞かせいただけます

か。

○市長（下平晴行君） 電力契約につきましては、九州電力株式会社とそれぞれの公共施設が完成したときから随意契約を結んでおります。

○6番（野村広志君） 建物ができたときからということでしたけれども、この随契というのは、随契をずっと契約していかなければならないという法的根拠がございますか。

○財務課長（折田孝幸君） 1社随契という形におきましては、当然1社しか随意契約する事業者がいなかった、そういった意味で随意契約というふうになっているところです。ただ、今後につきましては、今、議員がおっしゃるように新電力とか出てまいりますので、そういったことは今後また検討させてもらおうという形になろうかと思えます。

○6番（野村広志君） 入札はそういった経緯があったということでございます。ということは、事業者がなかったわけですから、入札等を検討するということがなかったという理解でよろしいわけですね。

では、今後の対応を含めながら、進め方について少しお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 入札参加資格審査申請を行っている電力事業者の数が少なく、これまで入札自体を行っていないために、他の電力事業者は参加しておりません。できるだけ早期の新計画ビジョンを目指すということで、考えてまいります。本庁、松山支所及び志布志支所については、早ければ令和2年度中に導入したいというふうに考えております。その他の公共施設につきましても、導入可能な施設の精査をこれから行ってまいりたいというふうに考えているところがございます。

○6番（野村広志君） 今、答弁ありましたとおり、電力の契約についても新たな時代に向かうのかなと感じたところでございます。

分かりました。では、教育長にお伺いいたします。ただいま学校施設の普通教室にエアコンの設置が進められておりますが、現在の電気使用料については先ほどお伺いしましたけれども、夏季シーズン、このエアコンの使用が始まった場合の電気料の予測について、教えていただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

使用に当たり、どの程度の電気代の増額が見込まれるか、試算をしましたところ、あくまでも概算ではございますけれども、全学校でおおよそ970万円程度の増額を想定しております。

○6番（野村広志君） 970万円の答弁をいただいたところです。エアコンの電気使用料ですけれども、国や県によって補填みたいなものというのはいないもののでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

国におきましては、昨年、ブロック塀、それから冷房設備対応臨時特例交付金が計上されたことを踏まえまして、公立小中学校等の冷房設備に関わる光熱水費として、今年度から普通交付税算定において措置をすることとされているところがございます。

○6番（野村広志君） 普通交付税で補填していくということですので、ありがたい措置かなと

思っております。

では、使用のルールについてでありますけれども、規定みたいなものが何か国から示されているのか。また、市として新たに設けながら運用していくのか、その辺について少しお聞かせいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 使用にあたりましては、各学校に使用基準を示して節電につながるよう適切な運転をお願いしたいと考えております。先日の校長研修会におきましても、各学校の意見等を集約しながら、それからもう既に取り組んでいる冷房設備が整っているところの意見等もいろいろお聞きしながら、本市なりの使用基準を早急に作成していく、そういう予定でございます。

○6番（野村広志君） いずれにおいても、子供たちの学ぶ環境については大きく改善されたのかなと感じております。有効に活用していただければなと思っております。

また、使用料についても、国の方で補填もあるようですし、市の方での電力の契約、全体の見直しも図られるようでございますので、歳出の削減につながるよう御期待申し上げたいと思っております。

では、次にまいります。本年10月より消費税が8%から10%に引き上げられる予定の中、市の財政への影響額についてお伺いをいたします。消費税の増税につきましても、賛否両論、いろいろご意見あろうかと思いますが、しかし間違いなく市の財政に与える影響は大きいものと考えております。予定としております今年10月からの増税ということで、年度途中での引き上げを予定していることなど、繁雑になることも予測されます。

そこでお聞きしますが、積算をされております地方消費税交付金とその交付税の増額分が基準財政収入額に算入されるわけでありますので、その分における普通地方交付税の減額分について数値をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 地方消費税交付金の増収分についてでございます。普通交付税の算定に用いる基準財政収入額に増収分の全額が算入されることとなっておりますので、消費税率及び地方消費税率が改定された場合に、地方消費税交付金が3,000万円程度増額すると仮定しますと、普通交付税は3,000万円程度の減額が見込まれることとなります。

○6番（野村広志君） これは、増えた分、2%分で増える分が3,000万円ということで、その分が100%普通交付税で減額されるという捉え方でよろしいわけですか。

○財務課長（折田孝幸君） 地方消費税交付金につきましては、昨年6月にもう御質問いただいた中で、概ね平成31年度、令和元年度の影響額が3,000万円程度ということでお伝えしているところでございます。従いまして、そういった形で、まだ軽減税率とか、それから本年度におきましては10月以降4か月分が令和元年度の歳入になるということもありますので、正確な数字はお話しできませんが、今、議員がおっしゃったように地方消費税交付金で入ってきた額におきましては、その分が交付税、基準財政収入額に算入されるわけですので、当然、その分が交付税上は減るといふ形になります。

○6番（野村広志君） 理解いたしました。

では、予定どおりに10%に増税した場合ですけれども、市の歳出で影響を受ける歳出科目について、影響額を教えてくださいませんか。

○市長（下平晴行君） 消費税率及び地方消費税率が引き上げられた場合に、市の一般会計の歳出で影響を受ける主な費目は、工事請負費や委託料、備品購入費等が考えられるところで、主な費目について影響額を集約したところ、今年度予算において、10月以降、3,200万円を超える見込みとなったところです。なお、来年度は更に影響が大きくなるものと考えております。

○6番（野村広志君） では、この増えた消費税交付金について、特定財源ではございませんので、どのような事業にでも充当できるという性格のものと考えてよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 地方交付税交付金の増収分につきましては、前回の消費税率及び地方消費税率の改正から理論上、社会保障施策に要する経費の財源とすることとなっております。本市では、保育所運営事業や予防接種等の事業、健康診査事業等の財源となります。

○6番（野村広志君） お聞きして安心したところでした。今回の消費増税、もしなされればすけれども、改定の趣旨に照らし合わせれば、消費税の税率引き上げ分の増収分については、社会保障の充実及び安定化に充てるべき性格のものと思っております。ぜひとも有効な活用を考えていただければなおお願いしておきたいと思っております。

では、このところで最後になりますけれども、市民への直接の影響として諸々今議会、使用料などの提案がなされております。関係条例の整理がなされておりますけれども、その内容については、議案提案時にもございましたので触れませんが、1点だけ、10月1日から仮にこの消費税率が改定された場合、市民に対する周知について、あんまり期間もございませんけれども、どのような進め方をされるのかをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 市民への周知につきましては、市報やホームページへの掲載、文書でのお知らせ、施設利用者に対してましては施設利用料金の変更のお知らせを施設に掲載するなどして、事前に周知を図っていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 直接市民に影響のあることですので、混乱を招かないようにしっかりと周知を図っていただければなおお願いをしておきたいと思っております。

では、次の項目の働き方改革についてお聞きしてまいります。働き方改革につきましては、民間企業での長時間労働や過労死などの問題の中、大変残念で痛ましい事件の発生などを受け、社会問題として大きくクローズアップされております。働き方改革への関心が高まりを見せる中、国においても、誰でも活躍できる一億総活躍社会の実現を目指すための最大のチャレンジとして、この働き方改革を位置付け、働き方改革実行計画を取りまとめたところでもございました。この実行計画では、罰則付きの時間外労働の上限規則や勤務時間内のインターバル制度の導入など、実行性のある長時間労働の是正を促す計画となっているようでございます。過労死などの悲劇を二度と繰り返さないためにも、国においてもスピード感を持って、強い意志をもって、この実行計画を進めていただきたいと思いますものと期待しているところでございます。

こうした中において、我が志布志市の現状についてお聞きしてまいります。

まず、市長、こういった働き方改革関連法の施行について、どのような考えで向き合っていくのか、まずはお気持ちをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 平成31年3月議会において、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決をしていただきまして、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の改正を行ったところでございます。今年の2月には、働き方改革関連法が施行されるにあたって、民間企業、各種団体及び市役所職員と合同でワークライフバランスについて研修会を開催したところでございます。市役所におきましては、今年の2月に各課事務局において、時間外勤務の抑制について検討を行い、今年の4月22日に、課長、事務局長で組織する働き方改革検討委員会を立ち上げ、各課、事務局から提案された意見について検討を行ったところでございます。今年の5月からは働き方改革の一環として、18時にすべての照明を一旦消灯し、職員の退庁を促すように取り組んでおります。長時間労働の是正は極めて重要な課題ではありますが、市民のニーズに的確に対応し、適時、適切な行政サービスを提供するという役割も同時に果たさなければなりません。そのためには、各部署において、マネジメントの強化を図るとともに、各所属長が先頭に立って組織全体として業務の削減、合理化に取り組むなどの対策を講ずることが必要であるというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 市の方でも様々考えて取り組みを進めていらっしゃるかと思います。この働き方改革関連法は、一つの法律ではなく、いくつもの法律の改正が含まれております。労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法、パート法、派遣法など、対象になっているようでございます。また、改正内容についても多岐にわたっているようであります。労働時間の規制の原則は、御存じのとおり1日8時間、週に40時間、1週間に1日の休日、これが大原則であります。雇用者が労働者にこれを超えて残業させる場合、労使間協定による協定書を締結し、労働基準監督署に提出しなければならないわけで、労働時間の例外を定める労働基準法第36条、俗に言う三六協定に定められております。今回、この三六協定においても上限が厳密に定められました。改正法では、時間外労働時間として1か月に45時間、年間で360時間として、法律で規制がなされております。こうした改正法が順次施行されていくわけですが、外枠だけの規制を行っても働く側の意識が変わっていかねばこの問題は、やはり根底から解決していかないのかなと感じております。まずは働く人の意識の改革が最初に行われなければならないのかなと改めて強く感じております。

では、そのような中で現在の数値をお聞かせいただきたいと思います。市役所内における各課の平均残業時間、年次有給休暇取得の状況であるとか、育児休暇の取得状況、病気休暇取得状況、それと先ほど少しお話いただいたところでしたけれども、ワークライフバランスの推進にあたり、その志布志市の課題についてお聞かせいただければなと思います。

○市長（下平晴行君） 平成30年度について申し上げます。個人の平均で見ますと、1人当たりの年間残業時間は65.5時間、市長部局では65.9時間、教育委員会部局で67.9時間、その他の部局

で57.9時間となっております。年間残業時間が一番多い職員につきましては347時間となっております。

次に、年次有給休暇でございますが、全体の平均取得日数は10.04日でございます。個人の平均で見ますと、1人当たりの年次有給休暇の取得日数は、市長部局では10.9日、教育委員会部局では7.2日、その他の部局で10.3日となっております。また、年次有給休暇を取得していない職員は4名おります。育児休暇の取得状況でございますが、女性職員につきましては2名対象者がおりまして、2名とも取得しております。男性職員につきましては対象者が10名おりますが、取得者はおりませんでした。病気休暇につきましては、長期病気休暇の取得者に限定しますと、14名が取得をしております。ワークライフバランスを推進するにあたっての課題につきましては、これまで残業が美学であるといった、そういう誤った価値観が占めていた時代があり、そのことがサービス残業のまん延、業務の削減への抵抗感につながっていると考えております。

○6番（野村広志君） 諸々今、お示しいただきましたけれども、最長残業時間347時間というようなことですが、これ部署はどちらでしょうか。

○総務課長（山田勝大君） 部署につきましては、情報管理課でございます。

○6番（野村広志君） 大変な時間なのかなと思っております。働く側の意識について、先ほど少しお話ししましたけれども、志布志市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画というのが、こちらですね、策定をされております。その考えに基づいて進められているのかなと思っております。今、諸々いただいた数字、育児休暇の取得について、目標として男性が5%以上、女性が80%以上と掲げ、男性の配偶者出産休暇と育児参加休暇の取得率については、目標を100%に設けてあるようでございます。正直に申しまして、このような目標がしっかりと定められていることに対しては、少し驚きがあったところでした。こういった行動計画が職員の方々に理解が進めば、意識が変わってくる、取得率が変わってくるのかなと感じたところでありました。現実としては、これは平成29年度の実績になりますけれども、男性の育児休暇取得は、先ほどもありましたがこれはなかったということで0%、女性については、平成29年度は100%取得していると。しっかりと取得しやすい環境が整備されているのかなと感心したところでありました。また、男性の配偶者出産の休暇取得と育児参加休暇の取得についても85.7%ということで、目標は100%ということでしたけれども、目標には届いておりませんが、かなり高い数字ではなかろうかなと感じたところでありました。あと、年次有給休暇取得については、平均取得目標数を15日と定めてあるようでございましたけれども、先ほどの答弁のとおり10.9日から、部署で違って教育委員会等は7.2日というような形にとどまっているようでございます。市長、この特定事業主行動計画の目標に近づけるための、先ほど課題について、このワークライフバランスについてはお聞きしましたけれども、更にどのような取り組みが必要なのかということ、率直な御意見、あればお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 私も今年の2月に開催しましたワークライフバランスの研修に参加をしたところでございます。働きやすさとは、年休が取れる、定時に帰れる、希望休が取れる、重圧

が少ない、心身共に苦しくないということでもあります。ワークライフバランスを見直し、男女が共に職業生活と家庭生活の円滑で継続的な両立を可能にするために、働き方改革が必要だというふうに感じております。以前は残業が美学であるという誤った価値観が占めていた時代であったわけですが、そのことがサービス残業のまん延、業務の削減への抵抗感につながっていると考えております。これまでも時間は無いものではなくつくるものであり、時間をつくるという作業は優先順位を決めること、業務を削減することだと働き方については課長会を通じて意識改革を図るよう伝えてきたところでございます。その一環として、5月より18時消灯に取り組んでおります。今後も、働き方改革につきましては、積極的に推進し、ワークライフバランスの研修等についても開催をするように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○6番（野村広志君） では、振替休日について、休日に勤務したときに振り替えるということ、よくやるわけですがけれども、規則では、勤務した日の4週間前から8週間後で取得をするというようなルールがあるようでございます。この取得状況と、仮にこれ、この4週、8週で取れなかった場合等についてどうなるのか。そこまで含めてお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 平成30年度において、週休日に出勤した職員は260名で、延べ1,306日でございます。そのうち振替休日を取得できなかった職員は112名で、延べ272日でございます。全体の21%が取得できてない状況でございます。

また、昨年7月に時間外勤務、週休日勤務及び出張に係る取り扱いについて通知を行い、振替命令簿の写しの提出について、各課・事務局に依頼しておりましたが、各課・事務局からの報告にばらつきがあり、完全に把握できていない状況でございます。今後は状況把握に努め、完全に振替休日が取得できるように、所属長への徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 全体で21%の方がこの振替休日を取得できてないという報告でした。これ、取れなかった場合は、サービス残業という形になるわけですか。

○総務課長（山田勝大君） 実際、振り替えが取れていない職員がいるところでございます。本来であれば振り替えにつきましては、事前にいつ振り替えるという日を指定して週休日に勤務する必要がございますので、本来はきちっとした形で取るべきものでございます。そういったところを今後徹底してまいりたいというふうに考えております。

実際に労働しておりますので、サービス残業という形になるというふうに思っております。

○6番（野村広志君） サービス残業というのが似つかわしくないかということがありますが、これ多いのか、少ないのか、この21%。どういう認識でしょうか。

○総務課長（山田勝大君） 実際、当然年休もでございます。年休を取れない人が振り替えも取れないところまでは、ちょっと調査していませんけれども、夏季休暇でありますとか、年休でありますとか、そういったものも当然使ってはいるところでございますけれども、21%というのは多いんじゃないかなというふうに私は思っております。

○6番（野村広志君） ではもう1点、見なし残業ということをよく聞くわけですがけれども、把握されておりますか。

○市長（下平晴行君） 時間外勤務を行う場合は、原則事前に所属長が命令することとなっております。また、週休日に勤務する命令を行う場合も、先ほど総務課長が言ったとおりでございますが、事前に代休日を定めることとなっております。したがって、こうした見なし労働はないと考えておりますが、今後、職員アンケート等を把握していきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） はい、分かりました。

では、次に、教育現場について少しお伺いいたします。特に教員の長時間労働、多忙化については、解決することは極めて重要かつ緊急性の高い課題であると感じております。教育長も御存じのことと思っておりますけれども、中央教育審議会、中教審では、文部科学大臣からの諮問を受け、今年1月、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」という答申が出されました。答申では、教師の長時間労働の是正は待ったなしの状況、直ちに改善が必要な差し迫った状況にあるという認識の下、何よりも文部科学大臣及び都道府県教育委員会、市町村教育委員会等が今以上に本気で取り組むことが必要であるとし、文部科学省には働き方改革に必要な制度改正や教職員定数の改善などの条件整備を求めています。

そこで、昨年文部科学省から発表された平成28年度の教員勤務実態調査、そこから見える教員の労働実態を少し紹介したいなと思っております。教員の平日平均の勤務時間でありまして、小学校で11時間15分、中学校で11時間32分でありました。特筆すべきは、持ち帰りといわれる仕事でありまして、小学校・中学校ともに平日平均が20分から30分程度、土日に関しては約1時間程度の仕事をもち帰っているようでありまして、土日の勤務についてであります。小学校で約1時間、中学校で約3時間半ほど働いているようであるとの調査結果が出ております。中学校については、部活動のためだと思われまして、また、法律で定められた休憩時間は45分でありまして、実際には小学校では、私が見たところ1分から3分程度しか取れていないと。中学校では2分から6分程度しか取れていないというような数字であったかと思っております。あと勤務時間ですが、定められた時間については8時15分から16時45分とされておりますけれども、平均すると大体午前7時半頃に出勤して、19時台、午後7時過ぎに退勤しているということが多いようでありました。有給休暇の取得日数ですけれども、平均で小学校で11.6日、中学校で8.8日のようでありました。また、週当たりの残業時間の平均を計算いたしますと、小学校で約15.9時間、中学校で16.9時間にのぼって、1か月を4週とすれば小学校で約63.6時間、中学校で67.6時間の残業をしているということになります。厚生労働省は、これ以上働くと死ぬ可能性があるという過労死ラインを定めておりますが、残業が月45時間を超えると過労死のリスクは高まり、1か月当たり80時間を超え、時間外労働が2か月から半年続く場合は過労死ラインを超えるとされております。小学校、中学校ともに教員の平均的な働き方が過労死ラインに近づきつつあるという異常事態が明らかに示された結果となりました。当然、これは志布志市も含め、地域間の格差はあろうかと思っておりますけれども、教育長、市長もですけれども、このような実態をお聞きになってどのように

お感じなのか、お聞かせいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど教員の働き方の実態についてお話がありました。全国的に教員の長時間勤務の実態というのが問題になっている中で、本市の教職員についても同様の課題があると認識しております。要因としては、学校の抱える課題がこれまでよりも複雑・多様化してきており、その解決に多くの時間を要しているということが挙げられると思います。これらの課題解決に向けて、本市においては「学校における業務改善について」という指針を作成しまして、10項目の業務改善策に取り組んでおります。具体的には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を学校に派遣し、教員が担うべき業務の適正化を図ったり、ICT機器の活用による事務負担の軽減、ALTや英語教育の支援講師、小学校での英語や図工の専科教諭の配置といった人的支援を行ったりしています。また、校務支援システムによる出退勤時間の管理や年1回のメンタルヘルスチェックの実施、それから部活動の週2回の休養日の設定、夏季休業中の学校閉庁日の設定等、リフレッシュや休養に努められるよう学校と一体となり働き方改革の推進に努めているところでございます。

○市長（下平晴行君） 社会の急激な変化に伴い、子供や学校を取り巻く課題は複雑化・多様化してきているところでございます。また、高度な情報社会や国際化が進む中で、学校教育の一層の改善・充実が求められており、教職員が担う業務は増加傾向にあります。教職員の多忙化につきましては、教職員の心身の健康面への悪影響だけでなく、教育の質の低下、教職員が子供とじっくり向き合う時間が確保できないなど、子供への悪影響も懸念されるところでございます。

以上のことから、学校現場につきましても、働き方改革の推進に努めてまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） では、本市の教職員の勤務実態について、数値をお聞かせいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 平成30年度の勤務状況ですけれども、1か月における超過勤務の状況ですが、40時間未満が約68%、40時間以上60時間未満が約17%、60時間以上80時間未満が約10%、80時間以上100時間未満が約4%、100時間を超えた職員が約1%と、こういう実態になっております。

○6番（野村広志君） 少し、今、分かりづらかったんですけれども、では、先生たちの勤務時間の管理については、どのような形で、先ほど少しありましたけれども、どのような感じで管理されているのか、お聞かせいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 本市におきましては、校務支援システムというのを導入しております。各学校の先生方がそれに打ち込んで、それを全て一括管理をしてそれぞれの学校の、そして個人の勤務時間を把握しております。学校長が把握した中で、非常に週の働きの時間が多い職員に対しては個別に指導していくということで、その都度、その都度指導していくわけですが、実態としましては、やっぱり管理職、特に教頭等の勤務時間が非常に長くなっているという実態はございます。

○6番（野村広志君） 自己管理の部分が大きくあるのかなと思います。この教職員については、労働基準法とは別に給特法、これは公立の義務教育、小学校等の教育教員の給与等に関する特別措置法というのがあります、教職員においては時間外手当が支給されず、その代わりに一律で給与の月額4%を教職調整額として支給されております。俗によく言われます定額働かせ放題などとやゆされておりますけれども、批判も多い特別措置法であります、こういったことを背景に、教職員の勤務時間については、しっかりされているところも当然本市のようにあろうかと思えますけれども、無頓着になりがちなのかなと。労働時間の管理についても意識が薄くなっている現状も少しあるのかなという気がいたしてあります。教育委員会や校長先生が使用者に当たりますので、教職員の長時間労働の抑制に対する責任がありますし、給特法以外のものについては、労基法の規定に準じて管理をする必要があろうかと思えます。そのことについては、やはり受け止めておくべきなのかなという気がいたしますが、そこについてのお考えはいかがお持ちでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 今、議員言われましたように、教員は残業手当というのがございません。その代わり、今、議員言われましたように、一律に教職調整額4%という形を取っておりますので、働く教職員にとってみれば、家でいろいろな仕事をするのがたくさんあったり、そういうのは全て自分たちでやっていくということになるわけですが、この教職調整額4%という意味が、先ほど言いましたようにもう全く先生方の働き方の中で、残業手当がない中で、先生たちが自分でどうしても頑張らなきゃいけない、そういう思いがどうしても強くなる先生方が多い関係で残業が多くなっているという実態がございます。ただ、この件については、先ほどから言いますように、職員の健康が守られない中で子供たちへの健全な教育はできないという基本的なことが求められると思いますので、やはり校長のリーダーシップというのが特に求められると思います。教育委員会でする業務改善と、それから学校が独自で、例えば会議の削減とか、それから行事を削減していく、それから統合していく、そのような学校ですることやっばり学校長が積極的にリーダーシップを発揮して取り組むようにということで、これからも進めていきたいと思っています。

教師が笑顔を持って、余裕を持って子供たちの前に立てることが、子供たちにとっても、またいい教育を受けられる、そういう環境になるんだろうと思いますので、今の現状というのはまだまだ改善しなきゃいけないことが多々ありますので、そのことについては繰り返し学校の方に指導してまいりたい、そういうふうに思っております。

○6番（野村広志君） なかなか難しい現状なのかなと。すぐには解決できない、答えが出ない問題なのかなと感じているところでございます。しかし、先生方の中には大変苦しんでいらっしゃる方も多くいらっしゃるようでございます。教育委員会としても、校長先生方がぜひとも先生を守ってやっていただければなと思っております。

先ほども少し触れましたけれども、教育の現場においては、「先生、遊んで」とか「先生話を聞いて」という子供たちの声に応じたり、いじめなどの深刻なケースに対応するための時間や心

の余裕がなくなっております。同時に、保護者との意思の疎通を図るための時間も十分に取れておりません。子供との人間的なふれあいの度合いや、保護者との風通しのよさが、教育を豊かにしてまいります。そのための時間が奪われていることは、子供たちにとっても、保護者にとっても深刻な問題であると言えるのではないのでしょうか。

そこで、解決の手立てとしてお聞きいたしますけれども、これは市長部局にも、教育長にもお伺いいたしますけれども、業務の削減について、市として既に実施をしていること、少しお示しいただきましたけれども、また今後、新たに検討しているものがあれば、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市では、各職員の業務量調査や事務事業評価を実施しております。その結果を業務削減につなげようと、昨年度は業務量の多い10課を抽出し、削減に向けた職員研修を実施したところでございます。

内容といたしましては、各課における職員個人や個別の業務への偏りを分析し、業務量削減に向けた具体策の検討を行ったところでございますが、例えば職員間の協力体制の構築や役割分担の見直しによる業務の平準化など、すぐに対応可能なものについては各課において取り組みを進めているところであります。

今後は、現在行っている業務量調査や事務事業評価について、更に有効活用するため、担当職員を集めた活用方法の検討や調査の簡素化などの効率化に向けた見直しを行い、業務の削減につなげていきたいというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど申し上げましたけれども、本市においては初めはできることから業務改善ということで、10項目の指針を示しております。その指針をいくつか紹介したいと思います。一つは教員が児童・生徒と接する時間を確保するために、例えば不登校問題とか、特別な支援を要する子供の支援に対応するために、スクールカウンセラーやSSW、スクールソーシャルワーカーとか、それから教育相談員と連携を図りながら、教員が担うべき業務というのをそういう方々に担っていただくことによって、先生たちが児童・生徒と接する時間をできるだけ確保してあげる。それから、ICT機器、先ほど言いましたけれども、ICT機器の活用によって、授業の準備等も大分削減される。そのことも子供たちと接する時間の確保につながるだろうと、そういうふうに思います。

それから、教育の質を向上していくというのも一方の方では大事なことでございますので、本市においてはALT、小学校の英語教諭支援講師、英語・図工の専科加配、理科観察実験のアシスタント、特別支援教育支援員、こういう方々を配置することによって、教育の質の向上を図るという視点。それから、鹿児島大学と連携を図っておりますので、鹿児島大学の先生方にも協力をもらって授業の支援をしていただく、そういう取り組みをしております。

それから、業務の総量の削減という立場で言いますと、先ほど言いました出退勤時間の管理のシステムを導入しまして、先生方一人ひとりの勤務時間を的確に把握して、多い職員に対してはその都度指導していくということとか、それからメンタルヘルスチェックを本市は行っております。全ての先生方を対象にメンタルヘルスチェックを行っておりますので、そこで課題のある先

生方には個別にまた指導していくという、そういうこと。それから、部活動は原則平日1回休み、そして土曜・日曜1回休みということの原則をきちんと学校が守るようにしていくということ。それから、昨年からお盆の8月13日、14日、15日は学校閉庁を行うということで、本市のいろんな10の視点の中で取り組みを進めておりますが、先ほどから申し上げますように、まだまだ十分でないところがございますので、このことは繰り返し、また学校に対して指導をしてまいりたいと、そういうふうに思っております。

○6番（野村広志君） 少し重複するところも出てまいりますが、業務改善に関わる市独自の人的配置についてはどのように考えているのか、市長部局と両方、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 現在、本市では業務量調査を実施しております。業務量調査結果や時間外勤務の状況を勘案し、業務量の平準化を図るよう職員配置を行っております。また、係員が1名、2名の係もございますので、係の統合を行い、係員を増員した上で係の事務分掌を廃止し、係全員がその係の事務全般に関わる体制を取ることによって、業務改善、休暇の取得促進等につながるものと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほどのちょっと繰り返しになるかもしりませんが、英語教育を進めるにあたって、ALTとか、小学校英語教員の支援講師を、それから英語教育に対する加配の先生を配置するということ。それから、理科専科がない学校がありますので、その学校に対しては理科観察支援実験アシスタントという先生の協力ももらっております。それから、特別支援教育が非常に重要視されていますので、本市においては特別支援教育支援員をたくさん雇ってありまして、その方々の活用というのを図っております。

それから、先ほど言いましたけれども、鹿児島大学の方と連携を図っておりますので、鹿児島大学の先生方にも積極的に学校に入ってもらおう。それから、併せて鹿児島大学の学生にも授業の支援に入ってもらってありまして、市長部局の協力をもらいながら、非常にたくさんの人的な支援がいただいているのではないかなと、そういうふうに思っております。

○6番（野村広志君） では、本市の非正規職員の実態について、その状況をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 市長部局は、嘱託職員96名、臨時職員68名の計164名でございます。教育委員会部局は嘱託職員126名、臨時職員30名の計156名。農業委員会が嘱託職員が1名、臨時職員が5名の計6名でございます。水道課が嘱託職員6名、臨時職員が2名の計8名であります。総計で、嘱託職員229名、臨時職員105名の334名でございます。

○6番（野村広志君） では、この方々の職について、働き方改革ではどのような捉え方で考えればよろしいでしょうか。

○総務課長（山田勝大君） 現在の嘱託、それから臨時職員の方につきましても、年休の付与、それから夏季休暇等の取得をお願いしているところでございます。今後につきましては、会計年度任用職員制度が開始されますので、そういった制度に基づいた働き方の制度化をしっかりとしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） この嘱託職員、臨時職員の方々についても、しっかりとした取り組みを
図っていただければなと思っております。市で勤務されている職員には変わりはありませんの
で、よろしく願いをしておきたいと思えます。

最後に、教育長になりますけれども、児童生徒の出席簿の管理、指導要録や成績の処理、先ほ
どありましたけれども、市の統一仕様としてのシステム管理で、校務支援システムは導入されて
いるということでありましたけれども、ICTの考え方を含めながら、このことが更に業務改善
を目指した取り組みとしてどのように活用できるのか、その内容について、少し教えていただ
ければなと思えます。

○教育長（和田幸一郎君） 業務改善の視点から言いますと、先生方が成績を処理する、ある
いは指導要録を付ける、それから通知表を付けるという、これに使う時間というのはかなり大き
いものがございます。以前に比べればパソコンで打ったりというようなことができていますけれ
ども、このことについては、業務改善で非常に大事な役割だと思えますので、今年度、勤務時間
管理ソフト（s e e - s m i l e）の中で、指導要録とか、あるいは通知表についても、ぜひその
ソフトを有効に活用できないかなということ、実は業者の方ともちょっと相談しながら、今年
度、トライアルの形でまず実施をして、それがもし有効に生かされるようであれば、予算との関
係もありますけれども、通知表、あるいは指導要録の記入等についても、そういう形で進めてい
く予定でございます。

○6番（野村広志君） 私も少し、この校務支援システムについて勉強と申しますか、見させて
いただいたんですけれども、有効に活用できれば、教務に係る先生方の業務の軽減に大きくつな
がるのかなということをごく感じたところでした。もう既に導入されているということござ
いますので、中身を精査されながら、また有効的にそのことが業務改善につながるように、ぜひ
ともお願いをしておきたいと思えますので、よろしく願います。

働き方の改革について、諸々お聞きしてまいりました。現状を鑑み、改善しなければならない
ところについては、法令を厳守し、速やかに改善されることをお願いをしておきたいと思えます。

また、やりとりの中でも申し上げましたが、この働き方改革については、働く方自身の意識も
大変重要ななと思っております。よりよい環境整備と誰しもが活躍できる社会の実現を目指して、
一人ひとりの自覚を促さなければならないと感じております。先般、学校、スクールの語源につ
いて書かれていた本を読んだところでした。古代ギリシャ語でスコレー、余暇という意味に由来
しているということございました。学校と余暇というと大分意味合いも違ってまいりますけれ
ども、暇だから勉強するといった意味合いではなくて、労働から解放された自由な時間に学んで、
自らの能力を高めるという積極的な意味合いなんだということが書かれておりました。すなわち、
この学びの場というのは、ゆとりがなければなかなかできないのかなと、更に感じたところであ
りました。学校においても、職場においても、このゆとりを取り戻すことは、なかなか本市だけ
では解決できないものもあろうかと思えます。また同時に、我々にとって、こっちは国だ、あつ
ちは県だなどと言っている場合でもございません。市としても様々な業務削減に向けて施策を検

討されているようでございますので、どうか成果が出てくることを大いに御期待を申し上げます。私の一般質問を終了したいと思います。

○議長（西江園 明君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

次に、15番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○15番（小野広嗣君） 皆様こんにちは。お昼前ではございますが、早速質問通告に従いまして、順次質問を行ってまいります。

はじめに、コンパクトシティ構想によるまちづくりについて質問いたします。市長は、今定例会において、市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について議案を上程され、その提案理由として、本庁舎移転基本方針に基づき、更なる経済発展の核として、地理的優位性のある志布志支所に本庁舎を移転し、新たなまちづくりを推進するため、市役所の位置する地番を改める必要があると述べられております。提案された議案については、今定例会において十分に慎重審議されることとなりますが、その審議結果の如何に関わらず、志布志支所周辺を経済発展の核として新たなまちづくりを推進するには、この地域を中心としたコンパクトシティ構想が必要ではないかと思っております。コンパクトシティ構想は、徒歩や自転車、公共交通による移動性を重視し、様々な機能を各地域に集約させた都市形態を言い、持続可能なまちづくりや都市機能の効率化、さらには地域の活性化という考え方を背景としておりますが、本市も今後のまちづくりを推進する上で、本市の形態に沿った本市独自のコンパクトシティ構想を導入する考えはないか、市長に伺いたいと思っております。

次に、歴史のまちづくりの推進について質問いたします。文化庁は去る5月20日、地域の有形・無形の文化財をテーマでまとめ、魅力を発信する日本遺産に、「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」などを新たに認定し、志布志麓も認定をされました。大変に喜ばしいことであります。

そこで、こういった啓示を受けて、今後の歴史のまちづくりの推進については、スピードアップを図るべきであると思っておりますが、今後の推進の在り方について、改めて伺いたいと思っております。

また、最近、歴史的価値の高い建物を活用しつつ保存する事例が各地で増えており、そうした動きを公的に後押しする内容を盛り込んだ改正文化財保護法が昨年6月に成立し、本年4月に施行されました。そこで、本市のこれまでの様々な施策や今後求められる文化財保存活用、地域計画策定や日本遺産との連携性について、今後の本市の考え方を伺いたいと思っております。

次に、SDGsについて質問いたします。SDGsは、先進国を含む国際社会全体が2030年までに達成すべきとして、2015年国連で採択されました貧困の撲滅や気候変動対策など17項目からなる国際目標であり、誰一人取り残さないとの基本理念に基づき、日本を含む全ての国連加盟国、地域が達成することを目指しております。持続可能な開発目標であるSDGsは、日本でも2016年に推進本部を設け、各自治体に取り組みを促しております。

そこで、このことについての本市の認識を伺いたいと思っております。

次に、教育行政の観点から、新しい学習指導要領に関連して質問をいたします。新しい学習指

導要領の中で、アクティブラーニングは、主体的、対話的で深い学びとして位置付けられています。主体的・対話的で深い学びは、生涯にわたって主体的に学び続けることやそれぞれの興味や関心を基にした自分の個性に合った学びの実現など、一人ひとりが豊かな人生を実現するための授業改善の視点ではないかと思っております。

そこで、新しい学習指導要領が示しているアクティブラーニングの視点からの授業改善をどのように捉えて対応されようとしているのか。併せまして、全面実施を向かえるための課題をどのように捉えて考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

まず、コンパクトシティ構想によるまちづくりについてでございますが、本市の構想の方向につきましても、第2次志布志市総合振興計画の都市基盤において、少子高齢化の進行や人口減少が見込まれる今後のまちづくりにおいては、都市機能を集約したコンパクトな市街地の形成を必要としております。総合振興計画・都市計画マスタープランにおいても、都市拠点・地域生活拠点・交流拠点・観光景観拠点としての整備を掲げております。具体的には、志布志市街地を都市拠点と位置付け、商業・業務施設の集積を図り、本市の顔となるコンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進めるとしてしております。また、有明本庁周辺、松山支所周辺につきましても、地域生活拠点と位置付けて、地域のコミュニティ事業や公共施設、商店などの利便施設の核としての推進を図るとしてあります。それぞれの3つの拠点地域が、それぞれの地域の核としてコンパクトなまちづくりを推進していく計画であります。そして、3地域をつなぐ道路網の整備、情報ネットワーク強化により、各地域の生活都市機能を相互に補完しながら、市全体が一体となったまちづくりを推進していきたいというふうに考えております。

次に、歴史のまちづくりの推進についてでございますが、平成29年4月6日、「続・日本100名城」に選定された志布志城に続いて、今回、令和元年5月20日に志布志麓が日本遺産に選定されたことに関しましては、新たなネームブランドをいただき、大変喜ばしいことだと感じております。認定後、早速本庁両支所に懸垂幕やのぼり旗を設置したところでございます。「続・日本100名城」に選定された志布志城には、南は沖縄から、北は北海道に至るまで、全国各地から平成30年度の1年間で約2,400名の観光客が訪れています。今回の日本遺産認定は、日本遺産の魅力情報発信を推進することが、その事業趣旨であることから、今後事業が進むにつれて本市を訪れる観光客が増加してくれると確信をしております。現在、歴史のまちづくり推進事業として、福山氏邸の保存・整備事業を本格的に実施するとともに、天水氏庭園の公有化、山中氏邸については、大慈寺を中心とした門前通りの拠点施設に位置付け、観光案内所の機能を併せてギャラリーとしての利活用を図っているところでございます。

歴史のまちづくりは、指定文化財などの歴史的文化遺産の保護活用、景観などの町並み整備、商工観光の基盤整備、道路などの住環境整備等、多岐にわたるまちづくりを推進する考え方であることから、各課の歴史のまちづくり推進の小さな一歩が本市としての大きな一歩になると考えております。「行ってみたいまち」、「住んでみたいまち」、「住んでよかったまち」を目指すため

にも、歴史のまちづくりを全庁的な取り組みとして推進してまいりたいというふうに考えております。

また、本年4月施行の改正文化財保護法につきましては、大きく4つのポイントがあると認識しております。一つ目は地域における文化財の総合的な保存・活用、二つ目は個々の文化財の確実な継承に向けた保存・活用制度の見直し、三つ目は地方における文化財保護行政に係る制度の見直し、四つ目は罰則の見直しでございます。文化財保護活用地域計画策定であります、計画書を策定し、国の認定を受けることによって、地方文化財行政の推進を強化することができるかと認識しております。ただ、一方では、都道府県の文化財保存活用大綱を勘案しながら作成することとなっておりますので、県の大綱作成の動向を見据えながら、文化財保存活用地域計画策定の必要性が高いと判断すれば、本市としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

日本遺産との連携についてでございますが、日本遺産の事業名は「日本遺産魅力発信推進事業」で、情報発信系のソフト事業に主眼を置いており、地域計画策定は、どちらかという既存の文化財の整備促進を公的に後押しするハード的な側面があると認識をしております。今後、文化財保存活用地域計画策定の必要性を判断しながら、歴史のまちづくりを推進するために活用していければと考えているところでございます。

次に、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsについてでございますが、これは2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標でございます。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲット、これらの目標達成に向けた進捗状況を測る232の指標により構成されております。そして、地域上の、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、全世界共通の目標として経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されております。我が国におきましても、平成28年5月に推進本部を設置、平成28年12月にはSDGs実施指針を決定しております。地方公共団体におきましては、平成30年にSDGs未来都市が29都市、SDGsモデル事業が10事業選定されるなど、取り組みが進んでいるようでございます。本市におきましても、振興計画で掲げるまちづくりの基本構想や基本計画と、SDGsの掲げる目標とは合致するものと認識をしております。

○教育長（和田幸一郎君） まず、SDGsについてお答えいたします。

学校現場では、既に現行の中学校学習指導要領において、「未来を担う子供たちは持続可能な社会の創り手である」ということが明記されており、社会科や家庭科、道徳科等で学習しています。小学校においては、学校で取り組んでいるリサイクル活動や青少年赤十字活動を通じて、環境や平和、貧困、人権といった世界的な課題について学んでいます。これらは、持続可能な社会の構築を目指した具体的な実践として行われているものと考えております。なお、来年度以降、順次本格実施となる新学習指導要領には、小学校から高等学校まで、持続可能な社会の構築を目指した内容を学習することが示されています。来年度からは、各教科や総合的な学習の時間、特別活動といった学校教育、また地域との共同学習等において、このSDGsの理念に基づいた学

習がこれまで以上に行われることとなります。教育委員会としましては、児童生徒が持続可能な社会の創り手であるということをも更に強く意識して、豊かで活力ある未来を創ることを目指して教育活動を展開してまいります。

続きまして、アクティブラーニングのことについてお答えいたします。小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から新学習指導要領が完全実施されます。新学習指導要領では、主体的・対話的な深い学び、いわゆるアクティブラーニングの実現を目指し、児童生徒が自分の考えを意見交換したり、議論したりすることで、新しい見方・考え方に気づくことを大切にしており、児童生徒が共に学び合い、高め合う学習を目指しています。授業づくりや指導法を充実させるために児童生徒が見通しを持って学習を進め、自分の考えを出し、学び合い、自他の考えを基に深め合う授業モデルを示し、授業の改善に向けて各種研修会を行っているところであります。現在、小・中学校ともに移行期間中ではありますが、外国語科やプログラミング教育など、新しく始まる学習についても、授業改善に向けた研修の場の設定、カリキュラムマネジメントに基づく地域に根ざした教育課程の編成など、新学習指導要領の完全実施に向けた準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（西江園 明君） ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。午後は、午後1時5分から再開いたします。

○

午後0時00分 休憩

午後1時03分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

○15番（小野広嗣君） それでは、午前中に引き続きまして、市長、教育長の方から答弁をいただきましたので、これよりは通告に従って一問一答で質問を行ってまいりたいというふうに思います。

はじめに、コンパクトシティの視点からお聞きをしたいわけですが、市長も考え方はほとんど一緒なんだろうというふうに思うんですが、今後、コンパクトなまちづくりの方向性について、少し考え方を述べていただきました。市長も御存じのように、従来のコンパクトシティというのは、中心的なその拠点に人と物を一極集中型でつなげていくという考え方でしたけれども、それだけではやはり無理があるということで、国の方も方向転換をし始めまして、先ほど市長が言われたのに近いと思うんですが、いわゆるこの都市拠点、そして一方で地域生活の拠点、本市で描いているのは旧市街地が都市拠点、そして地域生活拠点として松山支所周辺、そして今の有明本庁周辺ですね、こういったところをやはりつないでいくということが大事です。先ほども言われましたように、国もそういった視点でシフトをしているわけですが、本市のこの都市計画マスタ

ープランの中を見てきますと、まさしく、市長が先ほど言われたような視点が総合計画との整合性の中で述べられているわけですね。そうしていった場合、これまで様々な人の生き方があるわけで、一極に人を集めるという考え方には無理がある。そこで、もう少し従来の拠点をどうコンパクトにしながらかししていくのかということが今模索をされているわけですが、市長が先ほど述べられた視点も、今、私が申し上げたような視点でいいのかなというふうに思いますが、そのところにもう少し付け加えるべきことがあれば、市長の御意見をお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市のまち構造の方向につきましては、第2次志布志市総合振興計画の都市基盤において、少子高齢化の進行や人口減少が見込まれる今後のまちづくりにおいては、都市機能を集約したコンパクトな市街地の形成を必要としているところでございます。総合振興計画・都市計画マスタープランにおいても、都市拠点・地域拠点・交流拠点・観光景観拠点と、先ほど申しましたとおり整備を掲げているところでございます。具体的には、志布志市街地を都市拠点と位置付け、商業・業務施設の集積を図り、本市の顔となるコンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進めるとしております。また、有明本庁周辺、松山支所周辺につきましても、地域生活拠点と位置付けて、地域のコミュニティ維持や公共施設・商店などの利便施設の核としての推進を図るとしております。それぞれ3つの拠点地域が、それぞれの地域の核としてコンパクトなまちづくりを推進していく計画でございます。そして、3地域をつなぐ道路網の整備や情報ネットワーク強化により、各地域の生活都市機能を相互に補完しながら、市全体が一体となったまちづくりを推進していくという考え方でございます。

○15番（小野広嗣君） 総合振興計画、あるいは都市マスタープラン、そういったものを、本市のプランを読みますと、今、市長がお述べになられた角度で政策としてもやられているというふうに理解をするわけですが、市長も御存じのように、5年ほど前に日本創生会議が、いわゆる2040年になると全国の約半数の市町村が消滅するんだという衝撃的なデータを出したわけであり、その際、本市はぎりぎりその消滅都市には位置付けられませんでした、ぎりぎりの線でした。そういったことから考えたときに、やはりコンパクトシティというまちづくりを市民の皆さんと一体となって考えていかないと、この創生会議が出したデータに対して、やはり危機感を持っていないということになるんだろうというふうに思うんですね。国の方でもそういった背景を基にして、いわゆるコンパクトシティのまちづくりへの方向転換、拠点ごとのネットワーク形成ですね。そういったまちづくりにシフトをしてきています。そして、そういった取り組みをやる自治体に対しては、しっかりと助成をしていくという制度をがんがん打ち出してきて、国も躍起になっているなという気がしてならないわけです。そういった意味では、本市も、市長が今お述べになったような計画をしっかりと立ててはいるわけですが、ではどこが実行するのか、いつ、それを推進していくのかとか、そういった具体的な中身がまだまだ見えてないわけですね。そういった意味では、スピードアップした展開を図っていただきたいというふうに思うん

ですが、市長、この住生活基本計画、これもやはり整合性が取れているわけですが、これを読んでいくと市民アンケートの結果が出ていますよ。転居を考えている方の半数は、買い物・通院など日常生活が便利という理由から、いわゆる街中、市街地を希望している結果が出ています。中心市街地ですね。これ、都市拠点のことですね。そして、このことに関して都市計画マスタープランとの整合性を図りながら、住みたくなる魅力的な市街地環境整備によるコンパクトなまちづくりを進める必要があるというふうにはっきり言っていますので、もう少し戦略的に知恵を出して、スピードアップをしてこのコンパクトシティに対する取り組みというのを推し進めていっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、コンパクトでにぎわいのある市街地の形成ということで、都市間の連携、交流を強化する交通網の整備促進、そして生活道路や歩行者空間の安全性の強化、海や港、歴史的資源やイベントを生かした観光交流拠点の形成としておりますので、そういう、今、議員がおっしゃいました、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりをどうしたら早くできるのかということを含めて、できるだけ早目に取り組めるように協議をしてまいりたいというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 今定例会におきまして、冒頭質問で申し上げたように、市長は市役所の位置、これに対する条例の改定を提案されていますね。そこでも、いわゆる今の志布志支所の周辺地域を都市拠点として考えていらっしゃる証拠だろうと思うんですね。そういった意味では、今回、提案されていてどうなるか分かりませんが、そういった方向性でいくとした場合、まさしくこの連携のある、3地点の連携も当然大事です。そして、なにかんづく、やはり持続性のあるまちづくりをするためには、この都市拠点の整備、ここが急務だろうなというふうに思うんですね。そういった中で、ちょっと細部に入って質問させていただきますと、本市の都市計画マスタープランの拠点整備方針の中で、少し市長も述べられたと思いますけれども、商店街や志布志支所、鉄道駅等の都市拠点における市民生活の核となる施設の周辺、そしてこの本市の顔となるコンパクトでにぎわいのあるまちづくりを、そういった観点から進めていきたいというふうに言われているんですね。ここまで具体性を帯びて言われていますので、今後、どういう推進体制で、どういった計画で進めていくのか。そのことが、こうやってそれぞれの計画でうたっているわけですが、そこをどう取りまとめて推進をしていくのか。その司令塔はどこになるのか。そういったことをお示しいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 昨年の3月、2年間をかけて志布志市都市計画マスタープランを策定したところでございます。これにより、本市が目指す将来の都市の姿を明確にし、まちづくりを持続的に進めるための都市計画の総合的かつ基本的な方針を定めたところでございます。策定後の具体的な展開では、マスタープランの土地利用推進プログラムに基づき、開発圧力が高まる恐れのある志布志有明インターチェンジ付近を都市計画区域に変更するため、委託等を行ったところであります。今後、区域変更並びに秩序あるまちづくりを図る施策を行ってまいります。

また、本市のマスタープランの都市構造としましては、今まで旧地域ごとで相互の連携を図っ

てきましたが、人口減少・高齢化が進む中、各地域ごとの維持が難しくなりつつあります。よって、都市計画マスタープランでは、各地域の機能の明確化、ネットワークの強化により市全体の一体的な発展を目指しております。このことから、志布志市都市計画区域を都市拠点と位置付けし、住居地域・商業地域・工業・流通業務施設など集約したコンパクトなまちづくりを進めるとしております。また、松山庁舎、有明庁舎を地域生活拠点として、利便施設の核となる場所の確保・集積を図り、都市拠点との交通アクセス向上などを図り、多極ネットワーク型のコンパクトシティの形成を図ってまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） まさに今言われたように、多極ネットワーク型のコンパクトシティ構想、まさしくそれが今後求められる在り方なんだろうなというふうに思うんですが、先ほど質問いたしましたように、それを推し進めていくための調整をするところがどこになるのか。推進計画として、どこまで今庁内で議論されているのか。こうやってお書物的にあるんですが、実際庁内で市長を中心としてこの議論がどこまで進んでいるのか。そういったものを確認させてください。

○市長（下平晴行君） 基本的には、企画政策課が方向性をしっかり示して、そしてそれに関わる建設課と一緒に進めていきたいというふうに考えておりますし、今、企画政策課の方で取り組みをしているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 現段階では、今、市長が答弁になった状況にあるということですね。先ほど、このことに関しては国の助成措置もありますし、そしてこれ、創生会議の中身を見た場合、どこも目が覚めたわけですよ。そして、何もしなければ消滅していくとか、なくなるわけじゃないんですけれども、その基礎的自治体としての機能を失っていくということを考えたときに、どこも自治体間が競争を始めているわけですね。そういう意味では生き残りを懸けている。そして、何よりもその生き残るために大事なものは、財政計画ですよ。きょう、最初の質問のやりとりの中にもありましたように、この財政の健全化を図っていくためのまちづくりの指標としてコンパクトなまちづくりというのがあるわけですから、これは急務なわけですね。せっかくこうやって作り上げていращやるわけですので、しっかりと司令塔の下にスピードアップを図って進めていっていただいて、我々にもまた途中経過をお示しいただければと思うんですが、どうですか。

○市長（下平晴行君） 人口減少の問題、あるいは社会保障の問題等々でそれぞれのまちが切磋琢磨してきているわけでありますが、本市も、今おっしゃいました、そういうことを含めて、できるだけ早目にその対応をしていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 今、市長の方から、できるだけ早いテンポで進めていきたいということですので期待もするわけですが、もう少し具体的な方向で話をさせていただきたいと思いますが、先ほど市長も述べられたんですけれども、本市も都市計画区域等しっかり位置付けて進んでいくということの中で、改正都市再生特別措置法があって、その中で市町村は立地適正化計画を策定して、いわゆる商業施設、福祉・医療施設などを誘導・立地する区域と住宅を誘導・立地する区域を指定することができるようになっていきますね。そして、この区域内に立地を進める施設を国が税

財政面などで優遇する。そして、一方で指定区域外での大規模な宅地開発などを市町村で制限できるとなっているんですね。このことについては、本市もしっかりと、先ほど市長も述べていただいたように少し取り組んでいるんですが、開発動向に応じた適切な土地コントロールという箇所がありまして、用途地域の拡大や特定用途制限地域などの指定検討によって、地域の活力向上に寄与する産業系の機能誘導を許容しつつ、逆に無秩序な市街地化を防ぎ、周辺の良い居住環境の保全を図りますというふうに本市でもしっかりとそこはうたっていて、先ほどの市長の答弁になったと思いますが、しかしながら、まだ県が示しているこの立地適正化計画の策定というところには至っていないと。バルク港が整備をされていく。都城志布志道路が整備をされていく。そして東九州自動車道が整備をされていく。もう直近に近づいていますよね。そうしていくと、ますますこういったことに対する対応が急がれると僕は思うんですよ。ここはしっかりもんでいかないと、もう全国で500ぐらいの自治体がこの適正化計画をしっかり練り上げているんですね。ここについては、市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、都市計画マスタープランに記載してあるとおりでございますが、今後、まちづくりを図る中で、そういうのが必要ということになりますと、当然内部でしっかりと検討して進めてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長はそういう答弁でございますので、位置付けも含めて、本当に気付いたときには必要な用地が別途利用されるということになったら大変なことです。多分急ピッチで、このアクセスがよくなるということで、そういうことに対応していかなきゃいけないときがもう目前に控えているというふうに思いますので、今申し上げたことに対しては、しっかり内部でもんで、計画を立てていってほしいなというふうに思うんです。コンパクトシティというまちづくりの中での位置付けというのがすごく大事になってきますので。

今度は少し角度を変えたいんですが、先ほど言いましたように、このコンパクトシティ構想を実現していく背景には、いわゆるこの財政負担の削減という方向も一方ではあるわけですね。そして、今回は質問しませんが、低炭素なまちづくりという観点もあるんですね。公共交通等を整備することによってですね。公共交通等を整備することによって、制限することによって。今回はそこは触れませんが、この財政負担削減という観点で本市の今後の未来像ということを考えてときに、お書物的にはちゃんと網羅されていますけれども、全てが今後の取り組みですね。それを考えていったときに、この財政負担削減という観点で、コンパクトシティを実現していったときに、どういう効果が生まれるのか、どういう削減効果が生まれるのか。そういったものを、いわゆる試算されたことがあるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃいましたその件については、具体的にはしておりません。

○15番（小野広嗣君） どういったふうに試算すればいいのか、どういった手法があるのか。そういったことも含めて、研究もしていただかないと、なかなか今の市長のような答弁に当然なると思うんです。それはよく理解はできるんです。しかし、そういった方法を学ぶ場があるんですよ、市長。それをちょっと紹介しますと、毎年やっているんですが、これは2019年度、平成31

年度、本年度のコンパクトシティに関する研修の御案内ですね。これはどこがやっているかという、全国建設研修センターなんですが、実は後援しているのは国交省、全国知事会、全国市長会、全国町村会が後援しているんですよ。これは、立地適正化計画の取り組みが現在全国の多くの市町村で始まっていると先ほど僕が質問したことですけれども、そういった中でこの研修というのは都市の構造を見直し、コンパクトなまちづくりを行政と住民や事業者が一体となって進めていく上で必要な知識を習得できるよう、コンパクト・プラス・ネットワークの基礎的な考え方から関連施設、実践の状況までを網羅した内容となっている。実に、これ見ましたけれども、4日間あるんですよ。みっちり組んであります。これをしっかりと学んでいくと、我がまちのコンパクトシティのまちづくりについての知識が、特に管理職でもいいし、中間管理職の方々でもいいですから、これできれば来年度からしっかりこういったところに応募していただいて、持ち帰っていただく。そして、先ほど質問したようなことも試算できるようになるかと思しますので、そこについて、市長、答弁をお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） ただいまおっしゃいましたコンパクト・プラス・ネットワークの考え方下でのまちづくりの促進ということになりますと、当然そういう研修を受けて対応しなきゃいけないというふうに思いますので、そういう研修もしていきたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） ぜひ、今、市長、そういう答弁ですので、市長も含めて、市長がこの研修にうんぬんということじゃないですけれども、職員の方が研修に行って、そして持ち帰ってきた、そういったもの。あるいはネット社会ですので、ネット上でできるもの。そういったものをどんどん集めて市長のもとにお届けしていただいて、市長と一緒にこのことを模索していただければなというふうに思いますし、そういった中からやはり行政の側から音頭を取って、最終的には市民を巻き込んで、そういった市民の理解を得ながら盛り上がりをもってコンパクトシティというのは実現していかなければいけないだろうというふうに思いますが、それを進める場合、一方で箱物をつくるだとか、新しい公共施設をつくっていくという方向だけではなくて、これは逆効果を生みますので、財政削減を考えているのに。ですから、既存のストックをしっかりと利用して構成していくと。そういう視点も入れながらやってほしい。何よりもこういったまちづくりを考えるときには、多くの市民をしっかりと巻き込む。そしてそのためには、やはりこっちが方向性を示さないと巻き込めないわけですので、最初の段階ではそういった姿勢、方向性を示して、多くの市民と我がまちの未来像を描きながらコンパクトシティというまちづくりを進めていってほしいと思いますが、どうでしょう。

○市長（下平晴行君） 人口減少、そして高齢化社会、そういう福祉と交通、そういうものを含めてしっかりとそのような対応をしていかなきゃいけないというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 少し角度を変えて1点お聞きをしたいんですが、本市のまちづくりの構想の中にも、生活道路や歩行者空間の安全性の確保ということで、コンパクトシティのまちづくりの中に含まれておりますので質問させていただきたいと思いますが、過去の本田市政のときに1回、そして下平市長になって、少しだけでしたけれども、さわりだけでしたけれども、商店街

の無電柱化の質問をしています。今回、市長が、いわゆる志布志支所に本庁機能を移すとされた場合には、これまでも質問していますが、西側からも東側からも、これまで以上に自動車が通ってきますね。あそこは、歩道もなくてすごく危ない、通行人にとっても。そして、自動車同士がすれ違うのもなかなか、どちらかが待たなきゃいけない。前も言いましたけれども、いわゆるドアミラーがこすり合うというのは何回もやっていますよ。そういった中で、災害対策の本部としても使うんだというやりとりがありましたね。本庁機能を志布志支所に持たせたときに、そういうことを考えれば、少なくとも、今で言う上町通り、できれば新町からずっと来た前川橋、あの辺りまでの電柱の地中化ができないのかなと思うんですね。お釈迦まつり、そしてグルメストリートとしても活用している、本当に大事な道路、空間でもあります。そして、もっと言えば本庁機能が移転し、短期・中期という長い目で見たときに、やはり二十数年、あの地域が大事な空間になるわけですので、そこを捉えてしっかりまちづくりの観点、コンパクトシティの観点からも無電柱化への取り組みを進めていってほしいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、平成30年2月に鹿児島県無電柱化協議会へ加入しております。商店街の中心道路である市道上町線の無電柱化について協議をしているところでございます。今後は、無電柱化事業の実施に向けて、引き続き電線管理者との合意に向けて調整してまいります。

それと、併せて、歴史のまちづくり事業のこの計画策定についても、この補助というのがあるようでございますので、一体となって、いい方向、いわゆる財源的なものもありますので、率のいい方向で進めてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長の方から結構前向きな答弁をいただけたのかなというふうに思いますので、今後、更に無電柱化が推進されるよう要望して、次へ移りたいと思います。

次に、今、市長もいみじくも述べられました。ここでもその話をするつもりでしたけれども、もう市長が先に答弁されましたので、ちょっと避けたいと思いますが、本当に歴史のまちづくりを推進する我がまちにとっては、日本遺産に認定をされたということは喜ばしいことなんです。すごくうれしかったです。冒頭でも申し上げたように、こういった慶事が重なったときに、「続・日本100名城」選定もありますしね、そういったことを考えると、こういう喜ばしいこと、慶事が重なったこういうときにこそタイミングを逃さず、こういった事業を進めてほしいという観点から質問をさせていただいていますが、実はこの認定に携わった方のコメントがあって、こう言われていますね。市長も御存じかもしれませんが、認定の要件である物語としての興味深さ、斬新さを生かすための地域活性化計画や推進のための組織、人づくりが問われていると。日本遺産認定は決してゴールではなく、新たな地域づくりのための出発点であることを忘れないでほしいというふうにコメントをされていました。先ほど市長も言われたように、市長も施政方針の中で歴史のまちづくりの推進については、いわゆる全体的なまちづくりに寄与する事業展開になってくるから、全庁を挙げてこれは取り組むんだというふうにおっしゃっていました。なぜこういう質問をするかといいますと、そういう市長の意気込みは分かるんですけども、な

かなかスピードアップが図れないなというふうに思っていました。そうしたら、この質問通告をした後ですが、ただ質問通告はまだ市長には届いてなかった段階です。その段階で、市長が課長会で、この歴史のまちづくりの推進については、全庁を挙げてやはりスピードアップを図ってやらなきゃいけないんだというようなニュアンスの話をされたというのを課長からお聞きをして、タイミングがすごく合っているなというふうに思ったんですけど、そういった中で、先ほど述べました、このコメントにありました、組織づくり、人づくり、そしてこの地域の計画ですね、こういったものを今後どう進めていかれるのか、そこを少しお示しいただければと思います。

○市長（下平晴行君） これは、先ほど言いましたように、関係課だけの問題じゃなくて、歴史のまちづくり事業そのものが、いわゆる文化財を保護・活用、観光として生かしていく。これは、国土交通省、文部科学省、農林水産省が一体となった事業でございます。そうなりますと、当然、先ほどからお話がありますように、日本遺産の登録された、あるいは山城の麓の問題等々、私はいいときにこういう事業がどんどん、前向きに取り組むことでこういう事業もつながっていくのかなという感じがしているところでございます。今年度、そういう魅力ある観光づくり計画書の作成に着手しているところでございます。5月31日に全庁的な取り組みを推進するために政策調整会議を開催いたしました。今年度、完成する計画書作成後は、本市にとって有益な各種補助事業を取り入れて歴史のまちづくりのスピードアップを図りたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 今、市長の方から、当然庁内でしっかりもんで、そして職員が一丸となって協力し合ってスピードアップを図っていかなくちゃいけないということでございます。これも企画政策課が中心になるということもあるのかもしれませんが、生涯学習課が中心になるのかもしれませんが。こういった住み分けは、後で議論を少しさせていただきたいというふうに思いますが、市長が施政方針で言われ、先ほども申された中で、一つ少しお示しをいただきたいのは、この山中邸について、観光案内所の機能と併せてギャラリーとしての利活用に取り組んでいくということを述べられていますが、この中身と、今、進めている状況をお示してください。

○市長（下平晴行君） 山中氏邸でございますが、これは観光ガイドの定例会、そして企画展の会場として利用をしております。直近ではお釈迦まつりの日に志布志市フォト倶楽部の写真パネル展示と市の指定文化財などの琉球漆器とのコラボ展示会を行ったところですが、今後もこのようなコラボ展示会を予定して活用していきたいというふうに思っているところでございます。

○15番（小野広嗣君） これは、旧町時代にあそこを少し整備した経緯がありますけれども、そういった活用はすごく大事だと思いますけれども、施設のそれに耐え得るのか、そういった心配も多少するわけですが、そういった部分はもうクリアされているという理解でよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、昨年度の予算の中で、雨漏りとか、畳替え、そういうことをしておりますので、今のところは活用できると思っております。

○15番（小野広嗣君） 中身的なものというよりは、建屋そのもののいわゆる耐震状況であるのか、そういったものが基準に沿ってクリアされているのか、そこをお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） 大分古い建物でございますので、外の方のいろいろな倉庫とかああいうところはかなり傷んでおりますので修復は厳しい状況だと思いますけれども、主屋は今のところ大丈夫だというふうに理解しております。

○15番（小野広嗣君） かなり老朽化しているように見えますよね。旧町時代も少し整備をしているわけですが、やはりそこで会議をやったり、ギャラリーとして人を呼び込んだりするんであれば、そういったものにはしっかり対応できるように調査もして、整備するなりしてほしいなど。畳が腐ったからとか、雨漏りがするからそこを直しましたとか、そういうレベルでは僕はないと思っているんですよ。そこら辺について、どうですかね。

○教育長（和田幸一郎君） 今、議員御指摘のように、今後有効に活用していく上においては、きちんとしたまた保存の在り方について検討していかなきゃいけませんので、そのためにはあの建物の今後の、これから先も十分活用できるような状況というのをきちんと調査をしていかなきゃいけないなど、そういうふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 今、教育長にも答弁していただいたわけですがけれども、今回、教育長に通告をしてない理由があるんですよ。それは、やはり、いわゆるこの歴史のまちづくり構想を進めるのはどこなのかといったときに、生涯学習課が関わっていくという流れになっていますね。市長ももう御存じのように、今回のこの文化財の活用という流れの中で、法が改正された中で、大事な視点がいくつかあります。その中の一つは、いわゆる条例を変えて所管課を、例えば生涯学習が所管している分野の中から市長部局へ移すことができるというふうになっているんですね。そこがあって、市長の考え方を特に聞きたいと。そして、総合的に教育にも市長は関わっていらっしゃると思いますので、今回は教育長にどんどん答弁していただくというよりは、市長に答弁していただきたいという思いで通告していますので、今のその考え方については、いわゆる歩くまちづくり構想であるとか、文化芸術振興であるとか、そして今回のこの質問、もう3回目になりますけれども、いわゆる生涯学習課の所管の中をしっかりと精査して、市長部局に移せるものはしっかり移すという検討の時代に入っているんじゃないのかと。ほかの自治体はそういう方向で大きく、特に県とか政令都市とか、あるいは10万都市以上とか、そういったところはそういう動きにも入っていますね。その数の方が圧倒的に多いわけですから、こういったときを契機にして、しっかり検討を内部でやってほしいという思いがあるんですが、市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、両面から言えることではないかなというふうに思います。学術的なものとなると教育委員会、そして今おっしゃるようにその事業を進めていく中では、市長部局の方が望ましいのかなと。ここは、議員おっしゃるように、そこら辺はまた内部で十分検討をこれからして、どういう方向がこの歴史のまちづくり事業、あるいは文化遺産に対する取り組みが早くできるのか。そこら辺も内部で十分協議してまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） これまで述べてきたのは、歴史のまちづくり事業の観点からだけで、所管替えというかな、そういうことを申し上げてきたわけじゃないんですね。いわゆる歩くまちづくりであるなら、健康増進ということを考えていったときに、保健課とリンクする部分が、そっ

ちの方がウエイトが大きいんじゃないかとか、様々あるわけですよ。そういうのをしっかり見直すチャンスですから、ぜひともそこは庁内で検討、議論を加えていただきたいというふうに思います。

市長も言われましたけれども、今回の法改正で大きいのは、もう一つ、これまで戦後一貫してこの文化財の保護という視点が強かったのが、今後は活用という視点が表に出てきた。それは何かと言ったら、観光とやっぱりリンクさせようという国の狙いもあるんですね。そうしていった場合に、いわゆる先ほど言われましたように、国が示している指定があつて、県が大綱をつくる。その大綱に沿いながら、いわゆる市町村が計画を練っていく。そのことによって、国が持っていた権限が市町村にしっかり配分されていくと。これが大きな流れの一つですね。そういった意味では、こういった改正の中で、認定制度として位置付けられているんですが、これがやはり市の職員がしっかり練り上げて、また協力者も必要でしょうけれども、取り組んでいかなければいけないと思いますけれども、そこら辺への対応方はどうなっているのでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 計画書作成の件ですね。歴史のまちづくり基本構想書は、「水と緑の千軒まち」を作成したのが平成2年3月、官と民が一体となった歴史のまちづくり委員会からの提言を受けて作成された構想書でございます。この構想書は平成6年3月に策定されまして、25年経過しております。歴史遺産を観光資源として活用して、地域資源化を図るという先駆的な視点で作成された構想書だと理解しております。このことから、今回作成する歴史遺産を活用した魅力ある観光づくり計画書の基盤となる構想書であるというふうに捉えております。

○15番（小野広嗣君） 教育長、ちょっと僕が質問している中身とは答弁がかみ合っていないですよ。それはそれでいいんですけれども。市長、今回、この文化財活用理解促進戦略プログラム2020というのがあるのは資料として市長の元に届いていますかね。

○市長（下平晴行君） 資料は届いております。

○15番（小野広嗣君） 読まれましたか。

○市長（下平晴行君） はい、しっかりと読んでいないところがございます。

○15番（小野広嗣君） 市長、原点に戻って少しこの趣旨を述べてみますと、このプログラム2020、そこで冒頭こう言われているんですよ。文化財は専門家のものだけのものではなく、一般の人や外国人観光客に見られて感動し、その価値を知ってもらって、はじめて真価を発揮するものである。こういう意識改革を現場へ浸透させることが重要だというのが書かれていました。そして具体的に、個々の文化財を点として保存することから、地域の文化財を面として一体的に整備活用するよう発想を転換するとともに、専門家でなければ分からない解説ではなく、誰にとっても分かりやすい解説を整備し、多言語化及び国内外に向けた情報発信を進めると。そして文化財を真に人を引きつけ、一定の時間滞在する価値のある観光資源として活用していくことを目指すとなっているわけですね。そういった意味からみれば、日本遺産に認定されたことというのもその中に含んでいるんですよ。そうしていくと、こうあるんですね。ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略

的に発信することが大事だと。ですから、日本遺産に選ばれました。続・日本100名城にも選ばれました。様々な国指定もあります。県指定もあります。そういった流れの中で、いわゆる衆知を結集して、鹿児島県として今回認定されたストーリーは僕も読んでいるからわかっていますよ。本市独特の文化財群を面としてまとめた上でのストーリーというのを衆知を結集して練り上げていってほしいんですよ。ここについてはどうですか。

○市長（下平晴行君） これは文化財の保護、そして活用という部分では、今おっしゃったようなことをしっかりと対応できるんじゃないかなというふうには思ったところでございます。

○15番（小野広嗣君） 当然、こういったことに詳しい方々、現段階においては教育委員会の所管の中で、また企画政策課等と連携を取りながら、ストーリー、物語をしっかりと練り上げていって、そして市内外、市民も含めて公表していってほしいなというふうに思うんですね。

あと、その先にあるのが、先ほど教育長が少し述べられた、過去に遡っての本市が作り上げてきた経緯がありますね。そういったものを練り上げていった先にあるのが歴史文化基本構想という国が求めている構想であります。これに対しては、しっかりとした支援、策定に向けた支援をすると国が言っていますので少し時間がかかるかもしれませんが、その策定に向けても前向きに取り組んでいってほしいと思いますが、どうですか、市長。

○市長（下平晴行君） 日本遺産となった薩摩藩の各麓の魅力が全国に発信されることによって、志布志麓の認知度が高まることには間違いないと確信をしているところでございます。しかし、一方では他の麓との差別化を図らなければならないというふうに認識をしております。中世時代に築城された山城から近世時代の武家屋敷まで、綿々と引き継がれている歴史と多くの湧水群を保有する立地環境などは、他の麓では見られない志布志麓の特徴でございます。今後は、志布志麓の独自の魅力をストーリーとしてまとめることによって、本市独自の魅力発信に着手したいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 今、おっしゃったのは、その前の僕の質問に対する答弁かなと思います。今、市長のそういった答弁はよく理解できますし、その先に来るものが、いわゆる歴史文化基本構想と、国もそういった支援をしますよということですので、多少時間はかかると思いますが、そこへ向けてちょっと努力を傾注していただきたいなというふうに、これは要請をしておけばいいかなと思っています。

あと、今回、指定をされてない文化財に対しても目くばせをしっかりとしていかなきゃいけないということがありますね。それを見ていったときに、実は先進地の浜松市には、市独自に認定文化財制度というのを設けているんですよ。これは、今回、国が言っているのと全く一緒になるんですが、先に走っていたなと思うんですけども、未指定文化財を積極的に検証する取り組みをやっているということなんですね。地域に埋もれている文化財は積極的に掘り起こし、「新たな価値付けを行う中で、地域の中で文化財保護への思いを醸成する目的がある。」これは、改正保護法の中でもその必要性がうたわれているわけでありまして、今後のまた地域計画策定にあたって、それを構成する資源として把握する必要があるわけですね。そういったことを考えたと

きに、この市独自の認定文化財制度みたいなものをしっかり学んでいただいて、取り入れていくと、今後の方向性がまた面として広がるんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、認定されてない文化財も相当あるというふうに思っております。そういうことを市独自に、認定ができれば、実際、自分で管理されている方々に対しても、そして志布志市民に対しての対応の仕方も、見方も違って来るんじゃないかというふうに思いますので、そこら辺、十分検討させていただきたいと思います。

○15番（小野広嗣君） よく分かりました。そういう市長の答弁ですので、理解をするところです。

市長、あとこういった歴史のまちづくり構想が推進されていくと、当然、観光客も増えていくわけですね。そうすると麓地域にしても、山城構想にしても、その周辺整備というのは着々と進んではいるんですけれども、そこへ向けた観光客の増を見ていくと、そこに駐車場の整備が新たに必要になったりとか、様々な土地の利用ということが出てきます。そうしますと、後手になってはいけないから、先行取得をしっかりとやって、そういった観光客への対応方も今のうちに進めていく。後手より先手という、市長の言う先手管理をしっかりとやるべきだと思いますが、その点についてはどうですか。

○市長（下平晴行君） これは、道路等の整備についても同じことだと思います。用地の取得等をして、はじめて国も金を出すという流れでありますので、私どももこの文化財を守る視点でいきますと、そういう空き地であるところの所有者が処分したいということも含めて、そこら辺はしっかりと行政が、その土地についての確認はしていくべきだろうというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） わかりました。あともう1点、こういった歴史のまちづくりも含めて、文化財保護という観点から、そして活用という観点からいったときに、そこに携わる職員の位置付けというのがすごく大事だと思うんですね。やはり、人事で活性化を図るということも大事でしょうけれども、こういった専門知識を有する部門というのは、やはりそれなりの位置付けをしっかりと取り組んでいかなきゃいけないと。今回のこの改正法の附帯決議の中には、いわゆる専門職員の育成という項目がわざわざ付いているんです。こういったことに関しては、市町村も真剣にならなきゃいけないときに至っているというふうにも書かれておりました。そういうふうに見たときに、そういった位置付け、人事、こういったことに対する市長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 今までにそういう学芸員の資格を持ちながら、ほかの課で業務をしていたという事例がございましたので、やはり今おっしゃいますように、そういう知識を持った者がしっかりとその文化財の保護・活用という面でも取り組みをしていくという考え方でありますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○15番（小野広嗣君） 市長の考え方が理解できましたので、そういった方向で進めていっていただきたい。できるだけこういった機会を逃さないように、歴史のまちづくり事業を積極的に事業展開していただきたいということを申し上げて、次へ移りたいと思います。

次、SDGsについてですが、市長の方でも先ほど述べられました。ただですね、今回僕がなぜこの質問をしたのかというと、2年ぐらい前にもこの質問をしようと思ったんですけども、ちょっと立ち止まったんですね。本市は実はこのSDGsについての観点での捉え方というのは、どこを見ても無いんです。これはすごく残念だなというふうに思ったんですね。事業展開としては、このSDGsが描いている構想に志布志市の事業展開は重なる部分はあるんですよ。でも、しっかりとした位置付けとしては取り扱ってない。それを見たときに、実は自治体のSDGsを推進するにあたってのガイドラインというのが示されておるわけですけども、これ市長、見ていただいたか、お持ちであれば、その感想をお述べください。

○市長（下平晴行君） 平成30年度に南九州開発促進協議会の中で内閣府によるSDGsの講師派遣制度を利用して職員が研修を受けたところでございます。また、内閣府によりSDGsの共通言語として課題解決に取り組む官民の連携創出を支援することを目的として設立された「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」に参加し、情報収集に努めているところでございます。その他、今年包括連携協定を締結したユニチャーム株式会社様、リコージャパン株式会社様、共にSDGsに注力されている企業であり、民間事業者提案制度における提案事業においては、いずれもがSDGsに資する取り組みとして位置付けられているところでございます。協定の締結により、これらの企業との連携協定体制が築かれたところでございます。

○15番（小野広嗣君） 議長、僕の質問の答弁にはなってないんですよ。いわゆるこのSDGsガイドラインをお読みになったかと。お読みになったとすれば、その認識をお聞かせくださいということであります。ただ、もう僕の方から申し上げますね。これでは、ガイドラインのアクションプログラムがありまして、そこにこう書かれているんですよ。まず、このアクションプログラムでは、1番目に市の、うちで言えば「総合振興計画に盛り込むべきである。」そして、2番目には「個別の戦略や計画に盛り込むべきである。」うちで言えば、創生戦略プログラム、都市計画マスタープラン、環境基本計画、こういったものに盛り込むべきである。そして、3点目としては、「独自にSDGsに取り組む計画を練る」という自治体もありますね。これがうちは全然なされていないわけですので、途中でしっかりこういったものも検討をして、今僕が言った総合振興計画、創生戦略、あるいはこの都市マスタープラン、環境基本計画、そういったものにも盛り込んでいってほしいと思うんですが、そこはどうですか。

○市長（下平晴行君） 自治体においてSDGsの達成に向けた取り組みを具体的に進めていくという一つの手法として、既存計画も含めた各種計画にこの取り組みや要素を盛り込むというのがございます。今年度策定予定の計画に第2期まち・ひと・しごと創生戦略がございまして、まずはこの中に盛り込んでいくという考え方でございます。

○15番（小野広嗣君） やっとそういったことも出たのかなという感じで、少しはほっとするんですけども、市長に責任があるとは僕は申しませんよ。まだ1年半ですから。だけれども、こういった視点というのは下平市長が一番強い視点だったなど。それが、うまく機能していなかったかなという気がしますし、本市が行っている全ての事業に関わりがあるわけですので、総合振

興計画、あるいは創生戦略、そういったものに反映されなきゃいけない。そういったのは今述べられましたけれども、例えばこの環境基本計画というのは重なる部分がかなり多いんですね。ここに環境基本計画を持ってきていますけれども、何と云うのかな、SDGsの考え方を踏まえながら、この環境基本計画の見直しも行ってほしいし、先ほど市長との共通理解ですけれども、17の目標をそこでしっかりと紹介をして、計画の基本方針、環境基本計画の基本方針とSDGsの関連を明確にしてほしいと思います。これは、もう特に下平市長が専門的な分野でもありますのでお願いをしたいと思いますが、どうですか。

○市長（下平晴行君） これは、SDGsとは何ぞやということで今お話がございましたとおり、やはり市民の皆さんが安心して暮らせるような持続可能なまちづくりと地域活性化が重要というようなことですので、そこら辺もしっかり踏まえて取り組みをしてまいりたいというふうに考えています。

○15番（小野広嗣君） 市長はそういう取り組みをするということですので、このやり取りをしててもそうですけど、市民の中にはまだまだこのSDGsの考え方、言葉すらまだ広がっていない。お隣の大崎町は、もう町を挙げてみんな知っていますよ、この言葉は。同じように、リサイクル日本一ということで、逆に言えばうちの側が大崎町を引っ張ってきた歴史もあるわけですね。そういった中から見たら、少し遅れたのかなと思います。「ジャパンSDGsアワード内閣官房長官賞」を去年の12月に受賞されていますね。それを受けて東町長はこう言われていますね。「SDGsの推進宣言をやります。」これは1月にもう宣言をされています。そして、住民向けのSDGsワークショップ総合計画というのを、SDGsの概念の導入、そして推進条例の制定もやるという中で、3月には議会の同意を得て大崎町持続可能なまちづくり条例、これも推進されています。そういった中で、世界基準の自治体の構築に向けた努力していきたい、こういうふうに表現されているんですね。その意気込みは本当にすごいなと思います。隣の町の喜ばしいことですので素直に認めたいんですが、ここに安倍総理と東町長と菅官房長官と、そしてそれぞれの大臣が6人並んでいますよ。僕は、本来はここに下平市長が立っていてほしかったなというのがあって、これはでも1年半でそこは難しいなというふうに思うんです。ただ、こういうものも含めて、日経グローバルの1面の表紙にも町長が菅官房長官から授与されているのがトップになっていて、2面の目次では、こういったものをしっかり載せていらっしやると。うちの方が先に走っていたのになとか、今さらそういった競争意識でも何でもないんですが、やはりSDGsに対する取り組みがうちがちょっと弱かったのは否めないなというふうに思っておるところです。そして、このSDGsの支援第一弾として大崎町と鹿児島相互信用金庫は、限定企画でこれ、「リサイクル未来創生奨学ローン」というアイデアまで出してやっているんですよ。これを未来を担う子供たちにもしっかり届けていこうという取り組みなんですね。大崎町の広報、3月号の表紙を見てください。SDGsそのままなんです。どんと表紙に載せてきている。そして、3月の施政方針を4月号の広報に載せて、SDGsで「持続可能なまちづくり」と市長の施政方針の中にもぐっと入ってきています。そして、5月号の広報から「SDGs 17のゴールを説明しま

す」という連載でずっと説明していくんですよ。こういう取り組みをしているから、いや応なく市民の皆さんも協力的になる。うちもそういった協力ができる土壌はあるわけじゃないですか。大崎町以上にあると僕は思うんですよ。そういったことを視野に入れて、今後こういった取り組みを前進させてほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどおっしゃいましたように、大崎町での取り組みがやはり先進ということになっておりますが、志布志市も今年度の第2期まち・ひと・しごと創生戦略に盛り込むことで、積極的なSDGs推進の体制が構築できるものというふうに考えております。その上で、提案についても積極的に市民の皆さんに情報提供をしていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） ぜひ、市長はこういったリサイクル関係、そしてこの循環型社会の形成、こういったことに関しては、もう30年来の思い出があって、旗を振って頑張ってきた市長ですので、ぜひともこのことに関しては、積極的な推進を更にお願いをしたいと思っております。

教育長の方に1点だけ。先ほど学校の新学習指導要領への大綱と、対応の仕方ということでお述べになりました。1点だけ聞かせてください。文部科学省が作成した、いわゆる「ESD（持続可能な開発のための教育）推進の手引き」というのがあって、その中でESDカレンダーを活用した事業展開、そしてSDGs実践計画表の紹介までされて、それを県の教育委員会にしっかり届けて、それが現場的に対応できるように提言がなされているんですが、このことについてはどういう状況でしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 今回、議員から質問がありましたこのSDGsと併せてESDのことにつきましては、県の方からも通知等来ておまして、今ここに冊子がありますけれども、文科省の方からSDGsの「持続可能な開発のための教育」ということで指針が来ております。私、今回、この議員の質問を受け、このSDGsの17の項目を見ながら、改めて本当に世界における喫緊の課題がすべて盛られているなということでありまして、この実現のために、やっぱり教育に関わる力というのが非常に大きいなということを実感しておりますので、今回、この質問を受けたことで、また各学校に対しては、これまでも人権とか、平和とか、環境とか、いろんな取り組みをしておりますが、それが点でしかない。それをできるだけつなげるような形で、学校の方にもSDGsということを開発の目標、この目標の達成に向けて学校ができることは何があるのかということについて、やはり具体的にまた指導を進めていかなきゃいけないというふうに思っております。

なお、新学習指導要領においては、全ての教科において、「持続可能な社会の創り手である」ということが全て盛られておまして、来年から使われる予定の6年生の理科の教科書を持ってきたんですけれども、今までは中学校が主体になっていましたが、6年生の教科書でも1ページ割いてこのような形でSDGsを「みんなで創ろう未来」ということで取り上げられています。こういうことが他の教科でも、家庭科も含めてですね、もう必然的に各学校ではこのSDGsのゴールに向けての取り組みというのは、喫緊の課題であるという、そういう認識になると思いますので、これを機会に、また積極的にこのSDGsの取り組みについては進めていきたいなとい

うことを実感いたしました。

以上でございます。

○15番（小野広嗣君） 市長もまた、教育長もそうですけれども、例えば本市が行っている事業がこういったSDGsの事案に全部かなっているんですよ、実は。そういう意識の下で仕事をしていくと、自分たちが世界市民としてつながっているというモチベーションも上がるじゃないですか。そういった意味でも、こういった理念をどんどん導入して行っていただきたいなど、これはお願いをしておきたいというふうに思います。

最後の項になりますが、先ほど教育長の方から御答弁をいただきました。今導入の移行時期にあるわけですが、そういった中で、いわゆる幼稚園は移行時期じゃなくて昨年から導入が始まっているんですね。その状況、そして小学校、中学校が移行する、そういった中でモデル事業的なことも展開をされているわけですが、そこで見えてきた課題等はないのか、お示しをください。

○教育長（和田幸一郎君） 幼稚園の方は、教育要領は平成30年から完全実施ということで、小学校が来年、平成32年度が中学校という形になっています。幼稚園の教育要領は、中身はそんなに多く変わっておりませんが、ただ大きく変わったのは、目指すべき子供たちの10の目安と申しますか、それが新たに設けられたということがございます。この件については、以前、また議員の方の質問がありましたけれども、私は平成27年から幼・保・小連携研修会というのを立ち上げておまして、それまでは幼稚園・保育園の小学校との連携というのは図られておりませんでしたけれども、できるだけやっぱり幼稚園・保育園と小学校との緊密な連携が必要だろうということで幼・保・小連携研修会というのを立ち上げております。その中で大事にしているのは、幼稚園・保育園で学んだことが小学校の小学年でスムーズに移行ができる。逆に小学校の方は幼稚園・保育園で育った子供たちがスムーズに1年生に入っていける、そういう体制をつくるために、今取り組んでいるのが、幼稚園・保育園についてはアプローチカリキュラム、つまり今まで遊びを中心としてきた子供たちが、いざ今度は小学校に入って、45分間机に向かって勉強するというような、そういう状況になりますので、少しずつ小学校に慣れるためのアプローチカリキュラムでスムーズに1年生に入るようにしていただきたいということと、逆に今度は学校の方はスタートカリキュラムということで幼稚園・保育園の子供たちがスムーズに1年生の生活に入っていけるような前段階の様々な仕組みという準備をしていただきたいというふうな取り組みを進めております。そういう意味では、かなり幼稚園・保育園、小学校との連携が図られておりますので、以前に比べればそれぞれの声を聞くことができ非常にいいかなというふうに思っています。まだまだ時間的なことが十分ではありませんけれども、今後とも幼・保・小連携というのを大事にしながら、スムーズな幼稚園から小学校への移行ができるようにしていきたいと、そういうふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 今、教育長の方から、僕が少し危惧していることをもう既にお述べになっていたのだから安心するところですが、これ、新学習指導要領に沿って幼稚園は昨年からス

ターゲットしていると。そういった中で、新しい幼稚園の教育要綱と申しますか、そういったものも改定になっているんですね。そうした場合に、それに沿って小学校へ上がる準備をしているわけですね。一方で、今回福祉課に通告しているわけではありませんけれども、保育行政の中でもそういった保育指針の改定等があって、乗っかって同じように小学校に上がっていかないと、そこで違いがあったらおかしいじゃないですか。そのことを少し危惧していたんですけれども、幼・保・小ですね、この連携研修会、年に2回ぐらい行われているというふうに僕は理解しているんですが、こういった中でそういった共通の理解があるから、今僕が述べたような心配は要らないという方向で、教育長に保育行政のことまで突っ込んで聞くのはどうかなと思いましたがけれども、連携が取れているということであれば、そこに答弁ができるのであればお願いをしたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 幼稚園は幼稚園の教育要領ということで、幼稚園も学校ですので、文科省の方が、保育園は保育要領ということで取り組みが進められておりますが、内容は、例えば5つの領域というのは保育園であっても、それから幼稚園であっても同じであります。幼稚園と保育園の先生方がやっぱり共通の場でいろいろと語り合うというのはすごく大事なことだと思いますので、特に例えば幼稚園・保育園から小学校に上がった子供たちの様子を見ながら、ああ、1か月、2か月で子供たちがこんなに落ち着いて授業に臨んでいるのかというような状況を見ることは、とても幼稚園・保育園の先生方にとっても参考になることだろうと思います。なかなか時間的な余裕がないわけですが、今後とも幼稚園・保育園、それから小学校との連携を図っていくということは大事にしていきたいと思っています。まだまだ満足いくような状況とまでは言えませんが、でもそういう機会というのは大事にしていかなきゃいけないだろうなというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 先ほど述べました、今の考え方はよく理解をしますけれども、幼稚園から上がってきた子供たち、それはしっかり対応ができる。保育園から上がってきた方たちも同じように対応ができるという状況でなければ僕はならないと思っているんですね。ましてや幼保一元化ということが取り沙汰されている時代、状況になってですよ、そこに関して福祉課としては答弁できますか。

○福祉課長（北野 保君） 保育園・認定こども園における小学校との連携につきましては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準においても、小学校等との密接な連携に努めなければならないとされているところでございます。本市の保育園・認定こども園における小学校との連携につきましては、小学校への保育要録や認定こども要録の提出、教職員の交流等が密になされていることと認識しております。児童の個々のケースについて、学校とのやりとりを行い、小学校教育が円滑に行われるよう連携を図っているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今、教育長、または福祉課長の答弁を聞いて安心をするわけですが、特にこの幼・保・小連携研修会というのは、教育長の肝煎りでスタートしたわけで、すごく大事な研修会だなというふうに思っていますので、年に2回は必ず、もっとできれば3回ぐらいやって

いただければありがたいなというふうに思っています。幼・保一元化という問題もありますし、そこと小学校との連携ということを考えてときに、そういったことも含めて検討していただければというふうに思います。

あと、今回の学習指導要領の改定というのは、冒頭、あまり詳しくは答弁されなかったと思うんですけども、授業改善だけではなくて、道德教育の強化、あとは体験活動の充実、またコンピューターを活用した学習活動の充実、そしてそれを目的としたプログラミング教育など、盛りだくさんですね。そういった状況の中で、相当の労力を掛けていかなければ対応できないのではないのかという心配で質問通告をしたわけですが、そこに対する答えは返ってきていませんので、お願いしたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 今、議員言われましたように、今回の学習指導要領改定で、特に小学校は様々な教育課題に対応していかなきゃいけないふうになっています。道德の教科化がもう去年から始まっておりませんが、外国語活動、プログラミング教育、そしてまた様々な今言われました体験活動等、非常にたくさんの教育課題が入っています。ただ言えることは、これから生きていく子供たちにとって避けて通れない部分があるんだろうと思います。ICT社会の中で生きていかなきゃいけない子供たち。そして、また外国語活動もやっぱり子供たちにとって非常に大事な視点なんだろうというふうに思っておりますので、そういう社会で生きていくためには、やっぱり教師が一方的に教えて学ぶという状況では、子供たちにとって主体的に生きる力は育っていかないだろうということで、今回、主体的で、対話的で、深い学びの授業を日常的に行うということが新学習指導要領の観点になっているわけですが、学校としては非常に厳しい状況も確かにあります。授業時数が足りない中で、いかに授業を生み出してやっていくのかということですね、多分学校の負担感というのは非常にあると思いますけれども、削減すべきところは何なのかということも大事にしながら、新しい教育課題に向けての取り組みというのを進めていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 今回、文科省が示している流れの中で、授業の改善については新たに授業の日数を増やせとか、科目を増やせということではないですよね。その中で、授業の改善を図るということですから、ここさえしっかりできていけば、そんなに慌てる必要もないという視点が一方ではありますね。文科省の問い合わせのQ&Aみたいなものちょっと読ませていただいたら、そういうことが言われていました。それはそれとして、じゃ現場の学校の先生たちはこういったことに対してどう受け止めていらっしゃるのか。一緒になって頑張っていきたいと、そういう思いなのか。そういった現場の雰囲気、全部はつかめないでしょうけど分かっていたらお示ください。

○教育長（和田幸一郎君） 今回の新学習指導要領が小学校では来年度から施行されるということで、私どもも機会あるごとに管理職研修会とか、様々な研修会で学習指導要領の改定の趣旨、そしてまた新しい教育課題、先ほどから言いますようにプログラミング教育とか、外国語活動とか、そういうことへの取り組みというのをお願いしているわけがございます。まだまだ十分浸透

してないところはありますけれども、ただ新学習指導要領には主体的で対話的な深い学びというのがどの教科にも全て盛り込まれています。そうしますと、先生方は必然的に、その趣旨に沿って学習活動を進めていかなきゃいけないというような状況になると思います。いろんな負担感というのはやっぱり若干あるんだろうと思いますけれども、前向きに受け止められるような状況をつくっていくのが私ども教育委員会の役割だと思いますので、新学習指導要領の趣旨に沿った形で教育活動ができるように、今後とも各学校には具体的で丁寧な指導を進めていきたいと、そういうふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） よく分かりました。今回、様々な課題があるんじゃないのかということで問うているわけですが、特に新学習指導要領で一番今課題だと言われているのは、今もありました、外国語教育、特に英語教育、小学校5年生・6年生のこの問題ですね。この問題も問いたかったんですけども、3番議員がしっかり問われるという方向性が通告で出ておりますので、そちらにお任せをしたいというふうに思っております。

それでは、児童生徒が主体的に学校で学ぶためには、学校の先生の努力だけで足りるのかといったときに、地域・家庭という問題まで出てきますね。志布志市はコミュニティスクールをがんがん今進めていっております。そういった中の核になってくるのは学校評議員会と、こういった部分だろうと思うんですね。そういう意味では、もう学校だけで子供たちの面倒を見るのではなくて、先生たちだけで面倒見るのではなくて、いわゆる地域も、家庭も、すべてが一緒になって進めていく。そういったチーム学校というような観点が実は今回の改定の中にうたわれているんですね。本当に大事なと、僕はそこを一番感じたところなんですけど、そこに対してやはり教育長が学校現場にも声を掛けていただいて推し進めていっていただきたいなというふうに思うんですが、どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 今回の学習指導要領の改定で、開かれた教育課程ということで、社会との緊密な連携を図るという視点が一つございます。それから、先ほど主体的で対話的な深い学びのこの対話的な学びという中に、子供たち同士の対話、それから教師との対話、そのほかに今議員言われましたように、地域の方々に授業の中に入れてもらって、そういう意味での対話というの也被まれておりますので、学校運営協議会が今全ての学校で進められておりますので、学校運営協議会の役割というのは、学校への参画ということが大事ですので、こういう素晴らしい人材の方々に積極的に関わっていただくということは、これからも積極的に進めていく。このことが、子供たちにとっても非常にいいことであるし、また先生たちの業務改善という視点からしてもいいことなんだろうと思っておりますので、地域の方々の人材活用というのはこれまででもしておりますが、今後とも更に積極的に進めていきたい、そういうふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） おっしゃるように、地域の人材活用ということをしっかり進めていく時代に入ったなというふうに思います。

一方で、こういった改定も含めて、根本となるのは学校教育における子供たちの人材育成だと僕は思っているんです。その人材育成の観点が全部ここに入ってきているなというふうに思うも

んですから、最後にその点について、志布志市の未来ある子供たちが夢を描けるように、教育長の答弁をいただければ、これで終わりたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 教育の目的というのは、教育基本法の中に人格の完成を目指して平和的な国家及び社会の形成者として真実と正義を愛し、個人の価値を高め、そういう子供たちを育てるといふことがあります。まさに私たち、教育に関わる仕事というの人は人を育てるといふ非常に大事な、そしてまた重責を担っておりますので、志布志というところは、たまたま「こころざし」という名前が付いてはいますが、自分のためだけじゃなくて、世の中のために、社会のために頑張っていく、そういう子供たちを育てたいという思いがすごくございます。今回の新学習指導要領の中で、やっぱり自分で考えて、そして自分でいろいろなことを創造して、そして自分で結論を導いていく。そういう主体的な子供たちというのがこれからの社会には求められるんだらうと思いますので、新学習指導要領は、そういう意味でそういう趣旨に則ったものでありますので、ぜひその趣旨を踏まえながら、志布志から育っていく子供たちがやがては志布志のため、そして社会のため、世の中のために尽くすような子供たちが1人でも2人でも出てくるように、また私としても努力をしていきたいと、そういうふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 以上、終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。午後2時45分から再開いたします。

○

午後2時26分 休憩

午後2時40分 再開

○

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

次に、3番、尖信一君の一般質問を許可します。

○3番（尖 信一君） 皆さん、こんにちは。先ほど突然質問を振られてしまって、ちょっと慌ててしまいました。英語の件でしたけれども、小野議員の質問に対して教育長が素晴らしい答弁をなさったので、私もその件については、質問はあまり必要ないかなというふうに考えています。

まず、前回、一般質問の折に高レベル放射性廃棄物拒否条例の件について一般質問させていただきましたが、その後、ちょっと状況が変わりましたので、新しい情報が入りましたので、議長の許可をもらって情報提供という形で、答弁は求めませんので、ちょっとだけ発言させてください。

志布志の市民から2週間ほど前に、尖さん、こういうふうになっていますよということでお会いしていろいろ話を聞きましたら、神奈川県横浜市の保育園が300ほど、それから小学校が4つほど、この敷地内に例の3.11のときの残土処理をした分が持ち込まれていると。それが原因かどうか、因果関係はまったく分かりませんが、3人の園児が発がんしているというのが地元

の新聞に出て、今、市民と保護者交えて5,400人ぐらいの署名運動をやって、市当局に残土の持ち出しを要請しているということが横浜市内で起きています。ちょっとその件を聞いて、もう一回、私の一般質問に対する拒否条例を一蹴するのではなくて、今後、検討課題にさせていただきたいなというふうに思いまして、ちょっと一般質問じゃなくて情報提供という形でやらせていただきました。

それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、3つの案件について一般質問をさせていただきます。

まず初めに、行政の人材確保と、そして職員の育成についてということで、市長は常々、ヒト・モノ・カネ・情報が交流することで、雇用の創出などまちの持続的な発展につながる大きな効果が発生するというので、今回、庁舎移転もお話が進んでおります。そういう中で、この人口減少や労働者不足が懸念される中で、本市の職員の適正な人数、また採用後の人材育成の研修をどのように行っているのか、ちょっと質問してみたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

○市長（下平晴行君） 尖議員の御質問にお答えいたします。

本市の職員定数につきましては、志布志市職員定員適正化計画により、年次ごとの定員目標を定めております。現在の計画は、平成28年度から令和3年度までの第3次志布志市職員定員適正化計画となっており、今年度の定員計画は325名となっておりますが、平成31年4月1日に現在の職員数は322名となっているところでございます。現在の定員適正化計画につきましては、国の指標を参考に算定されておりますが、本市の職員定数につきましては、これまでの算出方法ではなく、志布志市として適切な定員数について検討を進め、またそのために係の統合などによる組織再編についても、併せて検討を行うよう指示をしているところでございます。採用後の人材育成研修につきましては、職員の節目に合わせて行う階層別研修、専門的な内容に特化した特別研修、市が単独で行う研修、国や県への派遣研修、今回改定されました人材育成基本方針にも盛り込んでおりますが、更に民間企業での研修及び自己能力開発研修に積極的に参加させ、職員の能力開発、意欲向上を図り、組織としての総合力を高めてまいります。

○3番（尖 信一君） 日本経済が丸8年のリーマンショックから明けて、ほぼ12年間、一本調子で経済が好景気になりました。その中で、人材不足が併せて起きています。これは恐らく人口減少とかそういうのは関係なくて、やっぱり好景気でどんどん企業の採用が増加しているということと、ある程度のミスマッチが起きているのが大きな原因かなというふうに思っています。そういう中で、各企業も含め、各自治体も恐らく人材の募集に非常に御苦労なさっているんじゃないかなというふうに思っています。と言いますのも、今回質問にあたり、担当課に資料提供をお願いしました。非常に素晴らしい資料がいっぱい出てきまして、すごいなと思った次第であります。そのときに担当課のある方に、今の志布志市職員の募集に関して最大の問題は何ですかというふうにお聞きしました。そしたら、応募者数が少ないということだったんですね。恐らく民間企業に流れていっているんじゃないかなと思います。民間企業もブースを設けて新入社員を募集

するんですけども、集まるブースはすごい集まると。集まらないところは全然集まってないという現象が起きているんですね。恐らく、そこら辺には様々な企業を選ぶ基準がある、学生の基準があらうかと思えますけれども、本市においてどのような募集をなさっているのか。そして、その効果はどれぐらいあるのか。そこら辺を一回分かっている範囲で結構ですので、教えていただけますか。

○総務課長（山田勝大君） 募集の在り方でございますけれども、一昨年からですかね、7月に1回目の募集、それから9月に高校生の就職が解禁になりますので、高校生以上を対象にした募集ということで募集を年に2回実施しているところでございます。そういった中で、応募者数等の状況でございますけれども、平成30年におきましては応募者数が95名、それから平成29年は75名、平成28年は63名ということで、応募者数としては増加しているということでございます。ただし、技術職の、特に土木技術につきましては、応募者が少ないということで、昨年は土木技師の採用に至らなかったという状況でございます。

以上です。

○3番（尖 信一君） すみません、募集方法も教えてもらえますか。

○総務課長（山田勝大君） 募集方法につきましては、各大学等へ直接お願いに行っております。そのときに募集要項等を手渡しをお願いをしているということです。それから、ホームページ、市報、新聞広告、そういったもので広く目にかかるにはしているところでございます。

○3番（尖 信一君） 平成30年度は、応募者が95名ということでした。過去10年間の資料をいただきましたけれども、大体概ね70名前後、少ないときで50人前後というところもありますけれども、なぜか去年は95名の応募があったということで、そのうち男性が71名、女性が24名、合わせて95名。採用されたのが20名、男性が14名、女性が6名という数字をいただいております。職員の数がずっと減少傾向にありながら、平成30年度の退職者と照らし合わせまして、なぜ今回20名になったのか、そこら辺をちょっと御説明願えますか。

○総務課長（山田勝大君） 20名に至った要因としましては、定年による退職、それから早期退職もございまして、20名という形で採用をしたところでございます。

○3番（尖 信一君） 早期退職者を入れて12名でしたかね。

○総務課長（山田勝大君） 平成30年度は定年退職、それから早期含めて17名というふうに確認しております。

○3番（尖 信一君） このいただいた資料を拝見しますと、見事に去年から一般職の方と嘱託職員が反転しています、数が。嘱託職員の方が増えてきております。そういう中で、様々な要因でそういう運びになっているんであろうというふうに思えますけれども、今回は95名の応募があったということですが、企業ではいろんなウェブサイトを用いたり、面接ももうスカイプを使ったりとか、スマホで面接をするとか、様々な取り組みをやっているようですね。それから、採用した職員の後輩、そこら辺を使ってルートを探って新規採用に結びつけていると。もう本当、企業は今、四苦八苦していますね。そういう中で、本市はまだ恵まれている方じゃないかなとい

うふうに思っていますけれども、先ほどの同僚議員の中からの質問の中で、職員の数が322名と答弁がありました。ちょうど11年前ですかね、ここからすると30人減って、その代わりちょうど嘱託職員が30人増えています。この傾向は、今後も続くのでしょうか。

○市長（下平晴行君） これ私、採用の在り方が、よく類似団体という文言があったんですけれども、今回お示ししたとおり、志布志市独自の採用の在り方をしていこうということでございます。これは、兵庫県の小野市が相当な割合で削減をしております。そういうことも含めて、志布志市でどうやったら人員の在り方が適正なのか。先ほどの質問でも、いわゆる働き方改革等々も含めて、午後6時消灯というふうなことをしましたけれども、その時間帯の業務の在り方等も含めて、全体的な取り組みの体制づくりを変えていかなきゃいけないというふうなことで考えているところです。

今回、20名採用したのは、おかげさまで97名という中で、私、びっくりしたのがすごい能力が高かったというようなことで、今回、より多くなったというふうに思っております。

○3番（尖 信一君） 本市独自の算定方法で今後適正化を図っていくということでございますけれども、ちょっとその前に総務課からいただいた、今、市長がちょっと触れられました、国が指定した適正な算出方法というのがありまして、それに基づいた鹿児島県内の自治体と、それから九州管内での本市との類似団体についての人口1万人当たりの職員数の表をいただきました。ちょっとそれを今から執行部と議員の方にお配りしますので、回覧してください。1人1枚ずつじゃないんで、回覧をお願いします。

ちょっとこの類似団体職員数の比較というところで、総務課から資料をいただいたんですけれども、非常に数字の羅列でちょっと分かりづらかったんで、先ほどの答弁でありましたけれども、見える化をして、散布図にしてみました。これを見ると、本市が大体どの位置にあるのかというのが分かると思います。県内では県平均、九州管内では全国平均と、先ほど市長から出ました小野市の指数を出しています。ちょっと見ていただければいいかと思います。非常に、本市がどの位置にあるかというのが御理解いただけるかなというふうに思います。見ながら聞いていただければいいかと思いますけれども、この指数は、総務省のホームページを見ますと類似団体ということで、ただ単に職員の数だけを比較するのではなくて、面積とか、様々な要因を算出して係数を掛けたり、面積を掛けたりして出している指数であります。当初、1の0というのが本市の分類だったんですけれども、総務省のホームページを見ますと、最近では1の1になっています。ちょっとこれ総務課にお聞きしたんですけれども、その理由まではお聞きすることはできませんでした。

そこで、市長はまだ本市独自の算定方法ということで大ざっぱな説明なんですけれども、そのところ、もし今、もう少し詳しくその算定方法が具体的になっているのであれば、ちょっと御説明いただけますか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、まだ算定方法についてはしっかりしたものは持っていないところです。

○3番(尖 信一君) ということは、その小野市を見本にして今後やっていくということでしょうか。

○市長(下平晴行君) 小野市が全国でも一番の取り組みをしているわけですので、その手法がどこまで生かされるか分かりませんが、そういうのを先進地の在り方がどうなのか、研修をしてまいりたいというふうに考えております。

○3番(尖 信一君) 施政方針の中で、市長は政策を進める上で4つの支柱を上げられております。顧客満足志向、それからオンリーワン、それから成果主義、最後が先手管理というのを上げられていますが、その表を見ていただいて、市長が目指しておられる、どれを採用したらいいのか分かりませんが、例えばオンリーワンという支柱からこの指標を見て、志布志はどこら辺にあるべきだというのは何か構想をお持ちですか。

○市長(下平晴行君) これは、オンリーワンはあらゆるものに当てはまると思います。農業にしても、商業にしても、今の人員の適正化に対しても。これは、やはりオンリーワンということに対して職員の意識改革を変えていこうというのが大きなことではないかと、自分でそういうふうに思っております。その中で、これはみんな一連するんですけれども、いわゆる成果主義にしても、これはスクラップアンドビルドも含めて、それから補助金のゼロベースについてもそうですが、やはり限りある予算の中での対応をどうしたらいいのかということと、それから先手管理、それから顧客満足度志向、これもやはり市民サービスをするためにどういう形が市民の皆さんが満足していただけるのかということも含めて、まずはそういう職員の意識改革をして、そしてそれなりの事業の在り方を再検討する必要があるというふうに考えております。

○3番(尖 信一君) 前回の質問でもちょっと職員数については触れましたけれども、何も減らせ、減らせと言っているわけではないんですけれども、総務省が2030年度までに地方公務員を3万人減らせるといふふうに指針を出しています。それに併せて、当然人口も減少していく様々な要因の中で、限られた予算の中で、当然職員の数も減少傾向になっていくのではないかなど、応募者も当然少なくなってくるでしょう。そうなったときに、適正な予算編成ができるような形を今からでも取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

前回、業務の簡素化、それからRPAの導入という形で御提案申し上げました。この職員の減少とRPAの導入というのは、やはり両輪だと思うんですね。省力化しながら、業務の改善をしながら職員の負担を減らすというのが大きな目的じゃないかなと思います。

先月の後半に大阪でITの展示会がありまして行ってまいりました。あまり大きな展示会ではございませんでしたが、50~60社ほど様々なITの展示をやっていました。ほとんどソフトですが、その中で、やはり多かったのがITの導入、それからRPAの導入というのが大きな展示品になっておりました。その中で、びっくりしたのが1業務、程度とか量にもよるんでしょうけれども、1業務、RPAの導入を5万円でやりますというブースがありました。それは見てびっくりしまして、RPAでもワンコイン時代かなというふうに思った次第であります。そしたら、今日たまたまスマホを見ていたら、ビジネスITというところからメールが来まして、

リクルートコミュニケーションという会社がございます。ここがグループ企業の中の500の業務を3年で、人員30人で120業務、RPAを導入して無人化したというのが出ていました。やっぱり民間はすごいなというふうに思った次第であります。いずれそういう時代が来るでしょうし、そういうソフトの売り込みも当然出てくると思います。そのときに、本市の執行部がきちっと対応できるような形に今からでも取り組んでいただきたいなというふうに思います。

その志布志独自の算定方法、できれば早く指針を出していただいて、その策定方法とか、算出方法とか分かれば、またお知らせしていただきたいなというふうに思います。

それから、研修の件でございますけれども、条例を見ますと研修計画といいますが、研修が6つ上げてありました。順次申し上げていきますと、1番目が新規採用職員研修ですね。それから、2番目が一般職研修、3番目が管理監督者研修、4番目が専門職研修、5番目が派遣研修、そして6番目がその他の研修とございました。いただいたこの平成31年度の志布志市の職員の研修計画を見ますと、本当に素晴らしい項目で様々な研修があるなとびっくりした次第であります。その中で、階層別研修というのが一番先に来るんですが、ここは12項目挙げてあります。これは、この条例の1から6までを細分化した研修と認識してよろしいですか。

○総務課長（山田勝大君） 階層別研修につきましては、新規採用、一般職、それから係長、課長という段階で踏みますので、細分化したものということでございます。

○3番（尖 信一君） 特に新規採用の職員の研修というのは、OJTが必要かと思えます。そういう意味で、ちょっと古い話になるんですけども、私が初めて志布志に帰って来て、バイクのナンバープレートの変更に市の窓口に行きました。そしたら若い男性が出て来られて、なかなか対応できなかったんですね。どの書類が必要かというのが分からずに右往左往されてずっと拝見しておりました。もう6年ぐらいの前の話になりますけれども、そのとき奥から管理職の方が出てこれでパパッと書類を出していただいて私に示していただきました。全部記入して管理職の方にお渡ししました。それで私、帰ったんですけども、帰る途中、職員とその若い職員の方と管理職の方の対応をちょっと遠目から見っていました。というのは、分からなかったことを教えるのかなと思ってたんですね。そしたら、教えなかったですね。見てたんかもしれませんが、いや、これではちょっとOJTも、現場の対応も違うなど。これでは、新人の職員は恐らくその場で学ぶことはできなかったんじゃないかなというふうに思ったんですね。恐らく管理職の方はよかれと思ってやっていただいたんだとは思いますが、OJTにおける現場での指導が十分ではないんじゃないかなというふうに、今回の質問をするにあたって当時のこと思い出した次第であります。ちょっとそれは、参考程度に聞いていただければなと思います。

この研修が階層別研修、それから特別研修、それから市独自の研修、派遣研修と四つに分かれておりまして、今質問しました階層別研修で12項目、特別研修で26項目、それから市主催の研修が3項目、派遣研修が3項目ありますね。私これ見たら、とても数十年の間に消化できるかなというふうに思いました。この研修の参加率といいますが、消化率といいますが、そういうのは数字が出せますか。

○総務課長（山田勝大君） 階層別研修につきましては、その職になったときに、当然出るべき研修ということで案内しているところでございます。

それから特別研修につきましては、研修を案内してそういった研修を受講したいという希望者が受講するようになっておりますけれども、特別研修の職場での部下育成というのが平成30年度で1人です。それから、論理的問題解決が1人、8番ですね。それから、9番のファシリテータースキルが1人、それから簿記の基本と財務指標の読み方が4人、それからモチベーションマネジメントが1人、プロジェクトマネジメントが1人、それと別途行政の危機管理という研修が昨年ありまして、そこに1人の計10名が特別研修に出席しております。

それから、市主催の研修につきましては、一番のメンタルヘルスが11名、人事評価研修が164名、それから3番はなくてコーチング研修というのを昨年別途しましたけれども、それが36名で、計211名でございます。それから、派遣研修につきましては、市町村アカデミー研修に1人、それからその他で国交省の研修に1人、計2人、階層別研修を含めまして平成30年度は延べ270名の参加があったところでございます。

以上です。

○3番（尖 信一君） 平成30年度が270人ということで、そのうちの164名が人事評価研修と。やっぱり今の若い人はシビアなんかだと思います。この研修の中で、今、担当課長がおっしゃった1番の階層別研修、これは必須ですかね。必須であれば、その消化率というか参加率は分かりますかね。

○総務課長（山田勝大君） 平成30年度の実績でございますけれども、新規採用試験の前期・後期、これいずれも11名でございます。それから、3番が5名、4番の一般研修が5名、5番の主査研修が1人、新任係長研修が11名、新任課長補佐研修が7名、新任課長級研修が4名、それから9、10、11番はちょっとなくて、12番が3名でございます。これにつきましては、業務の都合でどうしても参加できない場合は、次年度に参加をさせていただいておりますので、階級と参加人数が一致しないところがございます。

以上です。

○3番（尖 信一君） 聞いておられる方は、この階層別研修、特別研修、どういう内容かなというのはお分かりにならないので簡単に言いますと、階層別研修というのは、これはいろんな職務の、主査とか階層がありますけれども、その個別の研修ということですね。それから、特別研修、先ほど担当課長から詳しく人数を教えてくださいました特別研修というのは、ほぼこれ自主参加ですね。希望する人は受けるという形の分が特別研修です。先ほど言いました階層別研修というのは、必ず受けないといけないという研修のようでございます。

なぜこの研修の、一生懸命参加率を聞いたりしているかといいますと、ある職員の方から聞いたんですが、先ほども一般質問の中で出てきました土日出勤で代休を消化できないと、それぐらい忙しいと。有給休暇も1日しか取れなかったと。土日勤務の代休が36日あったけれども、1日も取れなかったという職員がおられました。そういう方が、更にこの研修を受けられるのかなと

いうふうに思ったがために、ちょっと今この参加率について詳しく触れさせていただきました。この中でずっと見ていきまして、去年の6月に質問させていただきましたけれども、セクハラとか、パワハラとかいうことについての研修が見当たらないんですけれども、これはどうなっていますかね。

○総務課長（山田勝大君） そういったものにつきましても、階層別研修の中に含まれて実施されております。それから、別途、私どもの課でなくて他の課、ここの研修にうたっていないセクハラ・パワハラの研修というのも、当然あるところでございます。

○3番（尖 信一君） それは、各課で、個別で実施しているということになりますか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 職員研修等につきましては、私ども企画政策課の男女共同参画の方の係の中で年に1回以上はセクハラの研修、それからライフワークバランスの研修等について実施しているところでございます。

○3番（尖 信一君） はい、分かりました。なぜこんな質問をしたかといいますと、去年もセクハラについて質問をしたことがありましたけれども、いろいろこの通告書を出した後に、ちょっと小耳に挟んだことがありましたんで、ある課でパワハラのようなことがあって、非常に優秀な職員が5月末で2人辞めたということを知ったもんですから、これはちょっと問題かなと思った次第であります。そして、また今月ももう一人お辞めになるということなんですけれども、非常に厳しい採用をしながら、長年、変な言い方ですけども、手塩に掛けて育ててきた優秀な人材が、職場でどういうことがあったかわかりませんが、辞めざるを得なくなったと、非常に残念なことも起きているわけですね。そういうことがありますので、この男女共同参画の中で年に1回、セクハラ・パワハラの研修をやっていると。それぞれ1回ですね、各課でやりますね。ちょうど今年パワハラ防止法というのも成立しました。いろんな新聞でも特集が組んでございます。その中で、やはりパワハラ・セクハラをする方は管理職が多いというのは書いてございました。ぜひとも、これをもう一回見直していただきたいなど。優秀な職員を失わんがためにも、それ相応の管理職の立場にある方は、ほとんどの方が優秀で素晴らしい管理職だと私も思っていますけれども、ひょんなことからこういうことが起きたんじゃないかなと思いますけれども、ぜひとも、市長、もう一回、この研修の在り方、特に優秀な人材を失うようなことがないような研修をもう一回取り組んでいただいたらどうかなと思いますので、市長の考えをちょっと聞かせていただけますか。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるように、パワハラ・セクハラについては、受ける側の対応の仕方もこれはあるというふうに思っておりますので、おっしゃいますように、この研修については、十分対応していきたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） このパワハラ防止法成立は、成立しましたが、大企業は2020年から、中小企業は2022年からということで、自治体もどちらかに組み込まれていくんだろうと思いますけれども、もう一つ、相談窓口を設置しなさいということで義務化されますけれども、それは取り組んでいけますか。何か考えておられますか。

○総務課長（山田勝大君） ハラスメントに関する窓口につきましては、本庁、支所、それぞれ2名ずつ配置をしているところでございます。

○3番（尖 信一君） ぜひとも研修をしながら、このようなことが起きないように対処していただきたいなと思います。

それから、最後のこの派遣研修というのがございます。この資料によりますと、市町村のアカデミー研修、それから自治大学校研修、それから自己能力開発研修というのがあります。以前、市長とちょっとお話をしたときに、民間企業との研修をやりたいというようなことをちょっとお聞きしたことがありましたけれども、その件について、市長は何か具体的な考えをお持ちですか。

○市長（下平晴行君） これは、大学、あるいは高校を卒業してすぐ職員になったということにつきましては、やはり民間の取り組み等が分からないわけでありますので、今回も民間の、期間的には1週間、2週間程度で研修をしていこうという取り組みをしてみたいと思います。

○3番（尖 信一君） この人材育成の中で、私の考えでございませうけれども、一番重要なことは、職員の皆さんそれぞれが、それぞれの能力をお持ちだと思ふんですけれども、地域の問題を解決する能力がやはり一番必要じゃないかなというふうに思っているんですね。それと、その問題解決の方法を見つけて実行できる力、実行できる能力、これがやはり行政マンにとっての一番重要な人材育成ではないかなというふうに考えております。問題を見つけて解決する、企業で言えばソリューション型ビジネスと言いますけれども、問題を見つけて解決していくという方法なんですけれども、例えば先ほどリクルートの話が出ましたけれども、それから私が非常に興味を覚えているのが外資系のコンサルタント会社なんですけれども、マッキンゼーとか、ボストンコンサルティングとかありますけれども、こういうところに職員交流で1年ぐらい職員を年に2名ぐらい、30歳前後の若い方を派遣するという、そのような計画はどうでしょうか。突拍子もない計画ではしょうが、市長どうですか。

○市長（下平晴行君） 今、志布志市では東京にふるさと納税の関係で派遣をしておりますけれども、ああいう形で取り組むことができるのかなというふうには考えております。ただ、民間の場合に、例えば1年、2年になった場合の受け皿ですね、その人材をやって、またこっちに置くのか。そこら辺も十分内容を詰めていかないと、こちらだけの考え方では成り立っていかないでしょうから、そこら辺も十分相手の企業とのそういう関連性、そこも含めて検討してみたいというふうに思います。

○3番（尖 信一君） 今、まさに市長がおっしゃいました。ふるさと納税で一生懸命頑張っておられる職員が1人派遣されていますけれども、それがあからこそ、私は職員の2人ぐらいの研修ができるんじゃないかなというふうに思っておりますね。東京で男3人が一緒に住むかどうか分かりませんが、やろうと思えば可能ではないかなと。特に今申し上げた企業なんかは、問題解決能力が大変優れています。人事交流することで、社員が来ていただけるかどうか分かりませんが、本市の問題点を探って、協働して解決していくというような手法も今後必要ではないかなというふうに思います。恐らく将来有望な人材

が育ってくるんじゃないかなというふうに思っております。これもぜひとも、今後検討していただきたいなと思います。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。

○議長（西江園 明君） 答弁確認のため、しばらく休憩します。

○

午後3時25分 休憩

午後3時30分 再開

○

○議長（西江園 明君） 会議を再開します。

○3番（尖 信一君） 続きまして、2番目の質問に入らせていただきたいと思います。

環境行政についてということで、使用済み紙おむつの再資源化事業については、多くの初期投資のほか、継続的に費用が見込まれるという報告がございました。今後の事業展開について、もう少し具体的にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○市長（下平晴行君） 平成28年5月に志布志市使用済み紙おむつの再資源化推進協議会を設置し、使用済み紙おむつの再資源化に向けて協議を実施したところでございます。また、ユニチャームとそおりサイクルセンターと一緒に、紙おむつの再資源化について研究試験を行っており、既に基礎的な技術は確立されております。現在、松山地域のあじさい団地自治会、有明地域の下通山自治会、志布志地域の下宮内自治会でモデル回収を行っていますが、今年度は有明地域の川西地区で使用済み紙おむつのモデル回収を8月から実施し、排出していただく際の問題点等を検証しながら、市民の皆さんの理解を図り、令和2年10月の志布志市全域での回収、令和3年4月から本格稼働に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） この事業が始まってからの投資金額を教えてください。

○市長（下平晴行君） 平成28年度から平成30年度まで6,030万円程度を支出しております。平成28年度が980万円、これは地方創生加速化交付金が980万円、10分の10でございます。平成29年度に2,990万円、これは地方創生交付金が750万円、そして二酸化炭素排出抑制対策事業費等の補助金1,400万円、平成30年度が2,060万円、地方創生交付金が1,020万円という内容でございます。

○3番（尖 信一君） 平成30年度・31年度の予算説明書では、国の支出金が2分の1ということになっていますけれども、この予算書の中に技術開発費として2,000万円というのがあるんですけれども、これはどのような内容か、分かりますかね。ユニチャームが負担する金額とは、また違うんですよね。

○市民環境課長（留中政文君） 今、お尋ねの件につきましては、実証実験ということになっておりますけど、委託先はそおりサイクルセンターでございます。その中で、紙おむつの実証実験、ちゃんとした紙おむつができるか、また、パルプとかSAP（高吸水性高分子）といった部分についても、ちゃんとした繊維ができるかというようなことも、いろんなことを試しながら今実証実験をやっているところでございます。

○3番（尖 信一君） 分かりました。

もう一つ、一緒に聞けばよかったですけれども、平成31年度は動画作成に100万円という計上があるんですけれども、これも御説明いただけますか。

○市民環境課長（留中政文君） この平成31年度で予算化しております動画作成費につきましては、紙おむつ、今のパネル等でいろいろ説明をして、説明会とか回っているんですけれども、それをより分かりやすいような形で、使用済み紙おむつがこういった形で再資源化になるんだよということを具体的に分かりやすい形にする動画作成を予定しております。

○3番（尖 信一君） これ、市の職員では作れませんか。委託になっているんじゃないですかね。市の職員で作るんじゃないんですよね。

○市民環境課長（留中政文君） これにつきましては、委託を考えております。

○3番（尖 信一君） 市長は常日頃、「入るを量りて出ざるを制する」とおっしゃっていますので、ここら辺ももう少し、できることは自分たちでやるというのを心掛けていただきたいというふうに思います。

それから、予算説明会でも説明がございましたけれども、もう一回お願いします。最初、呼び掛けた近隣の自治体で参加を断った自治体と、その理由が分かれば教えていただけますか。

○市民環境課長（留中政文君） 参加を断った自治体につきましては、当初、大隅半島4市5町でやろうというようなことで計画しておりましたけれども、焼却施設等があったり、コストの問題とかというのがございまして、実際、大崎町と志布志市の1市1町で取り組みをしております。以上です。

○3番（尖 信一君） 私も公民館の館長をやっている時代から、この事業説明はずっと聞いてきておりますので、何かこうじっくり来ないというか、心がすんと落ちない事業の一つなんですよね。何でかなとずっと思っていたんですけれども、未だに分からないです、すみませんけれども。ただ、ユニチャーム、それから本市、それから大崎町、そおりサイクルセンター、4者が協定を結んでこの事業に一生懸命取り組んでおられるのは理解します。その中で、ユニチャームの社長が去年の5月7日にある雑誌でコメントを出しておられました。たまたま見つけたんですけれども、ほんの数行でしたけれども、志布志市と紙おむつの再資源化に取り組んでいると。今後、この事業を展開していきたいということが書いてございました。その中で、ただこの技術が確立した後は、例えば普通であれば特許申請とかするんでしょうけれども、パテントフリー、要するに自由に使っていただくというふうなことをコメントで述べておられたんですね。当初の契約の中でどういう契約になっていたか分かりませんが、先般も市長の答弁の中で、この4団体が解散することはないとはっきり明言されましたけれども、事業というのは、やっぱりいつ止めるかというのも視野に入れた計画を立てないと、何か起きたときに対応できないんですね。これが一番の行政の弱点じゃないかなと。決めたことは最後までやるんだというようなことが大きな欠点じゃないかなと思うんですね。その中で、ちょっと私も、なぜこう気持ち的に納得できないのかなと思っていたんですけれども、市長、この4社の共同事業ということで、ユニチャー

ムとの何か契約書とか、そういうのはございますか。

○市民環境課長（留中政文君） 昨年、ユニチャームとそおりサイクルセンター、大崎町と志布志市の4者で、今現在行っております実証実験についての協定を4者で結んでおります。今それに基づいて、実証実験を行っているところでございます。

○3番（尖 信一君） ということは、今後、ユニチャームが設備投資して、この事業がスタートした後の契約は、その後、また別途結ぶということですか。

○市民環境課長（留中政文君） はい。実際本格稼働になったとき、また別途結ぶ予定です。また現在も、もう一回実証実験についての覚書を今回取り交わそうということで、今計画しているところです。

○3番（尖 信一君） 新しい課長に本当に申し訳ない質問ばかりしていますけれども、申し訳ないなと思いつつ質問させていただいております。

ビジネスをやっていた私としたら、契約解除をするときにペナルティ、契約解除の項目がどうなるのかというのが非常に気になるものですから、もし事業を進める上で新たな契約を結ぶのであれば、そういうペナルティ条項がないような契約を結んでいただきたいなというふうに思います。

それから、市長にはもう1か月ほど前でしたかね、新たなごみ処理の方法ということで少しお話をしたことがあったかと思えますけれども、本市は27品目の資源ごみを回収し、更に一般ごみは埋め立てを行っています。その中で、もう20年前から北海道で始まった、非常に素晴らしいごみ処理方法がございまして。技術名は、「亜臨界水処理」といいます。これは、もう既に全国各地で実施されています。半年ほど前、テレビでもちらっと紹介されました。亜臨界ですので、臨界まではいかない。臨界というのは、20気圧とか22気圧とかですね、温度も370℃ぐらいまでそのタンクの中でやって、いろんなものを廃棄物を全部処理してしまうと。ただ、そこまでやってしまうと残渣が出たり、いろんな悪臭が出たりするものですから、その一歩手前、大体2気圧、200℃ぐらいで止めて処理するという方法がございまして。これは、本当にもう紙くず、金属以外、廃プラから今回のこの紙おむつとかですね、動物残渣、様々なものが一緒に処理できます。金属以外であれば、ほぼ何でもいけると思えますね。特殊産業廃棄物、例えば感染症、こういうものも、紙おむつも入れられます。この処理方法を今既にやっている事業所もありますし、大阪の、この前行ったところの堺市でもやっていました。なぜこれがいいかといいますと、まず無臭化、臭いがしない。それから、残渣をペレットにして燃料化できると。それから、発電ができるという様々なメリットがございまして。設備費用も結構します。ただ、これを本市のある業者がやろうとしているんですね。てっきり志布志市でやっていただけるのかなと思ったんですけれども、いや、志布志市ではしませんと、鹿屋市でやりますと言われたんですね。もう土地を取得なされて、鹿屋市の行政とも話をなさって、事業がスタート寸前までできています。なぜこれがいいかなというふうに思ったんですけれども、これをやると、今のごみの収集運搬2億8,000万円ほどの予算が上がっていますけれども、これのほとんどが要らなくなるんですね。処理する業者自身が

回収してくれると。無料かどうかは分かりませんが、ほぼ自分たちのところで発電して、それからペレットになった残渣物を販売できるわけですから、ほぼ回収業務としては委託料は要らんというような業者がおるんですね。こういうのがもう既にあるわけですから、この紙おむつの事業がこのまま進んでいくことに、どうしても私、違和感を覚えていたのはこら辺なんです。本市もそういうことを研究材料として、今後、ぜひとも先ほどSDGsの話が出ていたけれども、市長はそういう面は非常に詳しく、素晴らしい取り組みを今までなさって来られたので、非常に興味のある分野じゃないかなと思いますけれども、市長、どうでしょうか、こら辺。

○市長（下平晴行君） 今、議員がおっしゃった臨界の処理については、私もちょっと勉強させていただいたところであります。ただまだ内容的にはしっかりと確立したものができてこないということですので、そういう今までの手法をガラッと変えることができるのかどうか、こら辺も含めて十分、これは行政だけの問題じゃなくて、それに関わっていらっしゃる市民の皆さん方もいらっしゃいますので、これは全体的な協議と申しますか、しっかりやって、そういう方向で取り組むのであれば、こら辺で一緒になって協議をして進めなきゃいけないだろうというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 技術的には確立しています。実際、稼働しています。ただ、それを本市でやるかどうかは、またこれは別問題だと思いますけれども、これをやることによって、今の市民が負担しているごみの分別とか、そういうのもかなり軽減されますし、ごみの収集運搬の2億7,000万円、8,000万円の費用のほとんどが発生しないというメリットもあります。ぜひとも市長、これ真剣に取り組んでいただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

最後に、教育行政について質問させていただきます。先ほどの小野議員の質問の中でも教育長が何度か答弁なさっておりましたので、あまり私の方から聞くことはないんですけども、来年度から始まる小学校の高学年で英語教育及びプログラミング教育の授業が始まるわけなんですけれども、その準備が、様々な自治体で行われております。早いところは3、4年前から取り組んでいるところもございます。本市では、恐らく今ある限られた小学校でやっておられるというふうに聞いていますけれども、ただその地方によっては都市部とかなり格差があると、進み具合についても、進捗状況、取り組み自体をまだやってないところもあるということであるようでもありますけれども、教育長、そのところの取り組み方、進捗状況、よろしければ御説明いただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。来年度から小学校で、再来年度から中学校で、新学習指導要領が完全実施となります。特に小学校では、英語教育やプログラミング教育など、新しく始まる学習に向け移行期間中である現在、その準備を進めているところであります。英語教育については、小学校3・4年生で外国語活動が、小学校5・6年生で外国語科が完全実施となり、それぞれ35時間、70時間の実施となります。志布志市では、英語活動を推進するために、英語専科教諭を2名、ALT3名、小学校英語指導支援講師1名を全ての学校に配置しながら、

外国語の授業を支援しているところであります。

一方、プログラミング教育では、コンピューターに自分の意図した処理を指示することを体験させながら、プログラミング的思考を育成していきます。市情報教育担当者会で校内の情報教育指導体制の構築について共通理解を図るとともに、昨年度は全ての教職員を対象としたタブレットPCの研修会を開催し、スクラッチを用いたプログラミング教育を体験してもらっています。各学校では、総合的な学習の時間や理科、算数、特別活動の時間等でプログラミング的思考を育成する時間を設定し、完全実施に向けた準備を進めているところであります。

○3番(尖 信一君) 本市では、積極的に取り組んでいただいているということでございますけれども、2018年、文科省が全国の1,745の教育委員会でアンケートを採りましたところ、授業のスタートの準備をしていないというところが52%あったようでございます。本市では、この前、教育長との話で、マイクロビットを使いながら伊崎田小学校で授業を進めているというふうにおっしゃっていました。そのマイクロビットについて、ちょっと御説明いただけますか。

○教育長(和田幸一郎君) 先週の土曜日でしたか、土曜授業のときに、企業の方の協力をもらいながら3・4年生と5・6年生に対してプログラミング教育を実施したところでございます。私は、特に詳しいわけではありませんけれども、5・6年生に対してはスクラッチを用いながらパソコン上で子供たちがいろんな操作をしていく活動をしておりました。3・4年生につきましてはロボットを使いながら指示を出すビットを入れ込みながら、例えば真っ直ぐ3歩行く、そして右に2歩行く、そしてまた3歩下がって元に戻る。そういうプログラムをビットというんですかね、あれを差し込みながら学んでいく、そういう活動をしておりました。先ほど議員が格差があってはいけないということを言われましたが、本年度は準備期間ですけれども、はっきり言って本市においても土曜授業を行った学校などは非常にプログラミング教育については積極的に今年度から取り組みを進めておまして、総合的な学習の時間で10時間ほど3年生から6年生まで取り組んでおりますし、学校によってはなかなか取り組みが進んでない状況というのがあるのは事実かと思えます。

○3番(尖 信一君) 1年ほど前ですかね、志布志にケーズデンキがありますけれども、そのパソコン売り場に行きましたら、こういう冊子が何冊か無造作に置いてありました。パソコン教室ですね。パソコン活用プログラミングと書いてありますけれども、この中にマイクロビットも少し触れてあります。教育長、覚えておられますか。去年、私が議員になり始めたころ、マイクロビットが全国100校に各20個ずつ無料で配られますよというふうに情報提供したと思うんですけれども、覚えておられませんかね。

○教育長(和田幸一郎君) そのことを受けて、マイクロビットをこちらの教育委員会の方にいただいたということはしておりません。申し訳ございません。

○3番(尖 信一君) マイクロビットというのは、あまり御存じない方も多いかと思えますけれども、パソコンのボードがありますね、いろんなCPUとか指したやつが、手のひらぐらいの大きさのやつで操作するんですけれども、金額的には2,000円ぐらいです。マイクロソフトメイ

クコードというところとイギリスのBBCが共同開発したんですけれども、先ほど教育長が、教員はスクラッチをやったというふうにおっしゃっていましたが、スクラッチというのは非常に初歩的なやつで、ブロックを組み立てていって、もうコードを変えたりするんじゃないんですね。決められたブロックがあって、それを重ねていって動作を作っていくというやつなんで、恐らく先生は1日で飽きに来るんじゃないかなと思うんですね。ただ、子供たちにしてみたら非常に論理的な思考ができるというふうに思っています。できましたら、高学年、5年生、6年生になると、このマイクロビットはあまり長く興味を持つようなレベルまではいってないと思うんですね。できれば、ラズベリーパイというのがあるんですけれども、これが非常に安くて、パソコンを小さくしたやつなんですね。書店に行けば本がもう何十冊もあるぐらいの、これも同じくパソコンのボード、基盤みたいなやつですね、これも安いやつは3,500円とか2,700円とかありますけれども、モニターにもつなげます。USBも差し込めます、キーボードも差し込めます。ですから、パソコンの本体が小さくなったやつなんですね。こういうのを取り入れていただいて、少しでも興味が持続するような取り組みをしていただきたいなというふうに思います。

それから、この前のお話では、外部の団体、鹿児島大学の学生さんに協力をいただいたというふうに聞いたんですけれども、それは間違いはないですか。

○教育長（和田幸一郎君） 本市は、鹿児島大学と提携を結んでおります。その中で、鹿児島大学の、それぞれ専門の先生方がたくさんいらっしゃいますので、道徳の先生、それからいじめ問題関係の先生、それから今回のこのプログラミング教育に関わって、山本先生という非常にそういうプログラミング的な考え方を持って指導している素晴らしい先生がいらっしゃいますので、その先生の指導をこの前の学校でも仰いだところですよ。併せて、それだけでは足りませんので、鹿児島大学の学生等も活用しながら、それぞれの学校でできるだけそのプログラミング学習ができていくような体制を取っているところをございまして、これからもまた鹿児島大学の学生を積極的に活用していこうかなと、そういうふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 鹿児島大学、かなり距離はあるんで双方が大変だと思うんですね。依頼する方も大変だし、来ていただく方も大変だと思いますね。そういう意味では、本市の中で大学がないというのが非常にそこら辺が弱点になっているかなというふうに思っております。この小学校の高学年からプログラミング教育、それから英語教育が始まるということで、たまたま6月11日でしたか、政府の総合イノベーション戦略推進会議でAI戦略の2019年度の素案が上がってきております。その中で、小学校、中学校、それから高校生に至るまでAIの教育の重要性をうたっております。もう私たちの世代になると今から取り組むのは非常に難しいですけれども、小学生の、せめて高学年ぐらいから、このようなものに取り組んでいけば、将来、抵抗なくこのような関係の仕事に就くことができるんじゃないかなというふうに思います。本市をITに特化した、進化した自治体ということで、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

それから、最後に英語教育の件で少しだけ御質問させていただいて終わりたいと思います。

先ほどの関連質問の中で、ALTが3名というふうな御説明がありましたけれども、それから英語専科2名でしたか、先ほどの御説明の中で。この人数で小学校が35コマ、中学校が70コマでしたかね。これで全部で21校あるんですけども、カバーできるんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほどALTが3名、それから英語専科教諭が2名、その他に小学校英語指導支援講師、この方を1名ということで、計6名体制で今取り組みを進めていますが、欲をいえば、またもし本市に人材等がおれば活用したいなどの思いがありますけれども、残念ながら今のところ、この人材で精一杯というところで、各学校、回さざるを得ない状況がございます。そこが先ほど地方の格差と言いましたけれども、そういう人材というのがなかなか見つけれませんので、叶うことであればまだまだ必要な人材がいたら余裕を持って各学校回れるのかなと、そういう思いはしております。

○3番（尖 信一君） 予算の関係もあろうかと思えますけれども、人材確保という意味では御苦労なさっているかなと思えます。このALT3名、就業ビザで来られていると思うんですけども、この方の教育実績とかいうのはございますか。

○学校教育課長（谷口源太郎君） お答えいたします。

ALT3名ですけども、JETというところから派遣されておりまして、そこで研修をしっかり受けた方が志布志市に派遣されておりまして、定期的に研修を受けておりまして、資質向上を図りながら小学校、中学校に派遣されておりまして。

○3番（尖 信一君） このALTという方は、教員資格は不要ですし、おっしゃる経験も特別基準があるわけではないですよ。今、JETとおっしゃいましたけれども、派遣というふうな判断でよろしいでしょうか。

○学校教育課長（谷口源太郎君） はい、そのとおりでございます。

○3番（尖 信一君） 派遣先で確認はされていると思うんですけども、外国国籍の方ですかね。もしそうであれば、就業ビザの確認も最終的には必要かなと思えますけれども、どうですか。

○学校教育課長（谷口源太郎君） そちらの方もきちっと確認して採用しております。

○3番（尖 信一君） はい、ありがとうございます。それで安心しました。また問題が持ち上がったら大変ですから。

先ほど教育長のお話の中で様々な問題があるということで、今、行政として、教育委員会として、いろいろ御苦労なさっているようでございましたけれども、この英語教育、プログラミング教育について、加配の具体的な計画はないんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど言いましたように、英語教育については加配が2人入っております。それから、先ほどの小学校英語指導支援講師については市単独で雇用しているということになります。プログラミング教育については、特に加配というのは今のところございません。したがって、いろんな方々の協力をもらいながらやらなきゃいけないのかなというふうに思います。英語教育とプログラミング教育については、はっきり言いましてそういうことを前提に先生になってない方たちがほとんどなわけですね。そこが非常に難しいところで、本来ならばみんな

国語の免許とか、社会の免許とか、そういうのを持って教員になっているわけですが、このプログラミング教育とか、それから外国語教育の免許というのは、小学校の先生方は持った上で教員になっておりませんので、そこら辺の課題が一番大きいので、私どももいろいろと苦労している部分がございます。

○3番(尖 信一君) 本当、教育長、御苦労なさっていると思います。いずれ教員資格の中にプログラミングの必修科目が入ってくる可能性もありますよね。それから、英語指導の中で地域の人材を活用したい、できればというふうにおっしゃっていましたが、案外、本市で英語を話せる人がいらっしゃるんですね。ぜひともそういう方を、短期採用でも結構ですので、本市で採用して活用していただければいいんじゃないかなと思います。何人かいらっしゃいます。ぜひともそこら辺を検討いただければなと思います。

○教育長(和田幸一郎君) 先ほどのプログラミング教育で、本市独自で1人、ICT支援員という方を雇用しております、その方に各学校大体16時間、これから回っていろいろと指導していただく、そういう予定にしておりますので、大事なICT支援員のことを先ほど答弁しておりませんでしたので、申し上げたいと思います。

それから、英語指導の雇用についてですが、私どももいろんな情報をもらいながら、ぜひ英語教育の方で支援をしていただきたいということをお願いするんですが、やっぱり時間が決まっているという、そこがなかなか一歩踏み出せない状況がございます。ある好きな時間に行けるといいう状況じゃないもんですから、決まった時間に必ず行ってもらわなきゃいけないという、その枠があるもんですから、そこら辺が一つのネックなのかなというふうに思っていますが、これからもまたぜひ志布志市に住んでいる、そういう人材活用を私どももできるだけアンテナを高くして図っていききたいと、そういうふうに思っております。

○3番(尖 信一君) この英語教育、特に英語教育というのは、前回の一般質問でもちょっと説明しましたけれども、英語だけで入れる医学部も海外にあるわけですから、そういう意味では英会話ができるようになると、子供たちの将来の幅が広がりますし、職業の選択肢も広がりますし、収入もアップする可能性が十分ありますので、そこら辺は志布志市の大変な事情も分かりませけれども、ぜひとも突出した英語教育ができるようお願いして、質問を終わります。

○議長(西江園 明君) 以上で、尖信一君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長(西江園 明君) お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(西江園 明君) 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。
お疲れさまでした。

午後 4 時08分 延会

令和元年第2回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和元年6月14日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平 野 栄 作

南 利 尋

青 山 浩 二

市ヶ谷 孝

鶴 迫 京 子

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと小野広嗣君を指名いたします。

○
日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、10番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○10番（平野栄作君） 改めまして、午前10時を過ぎました。こんにちは。本日、第1番目となります。昨日の4番目が本命だったんですけれども、若干時間がずれてまいりました。会派、志みらいに所属しております平野栄作です。今回は、水道事業及び山重幼稚園の運営についての2問について質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に、我々会派の活動について、若干紹介をしてから質問に入らせていただきます。

令和元年から新たに会派といたしまして、志みらいを立ち上げました。我々会派は、立ち上げに際しまして、共通認識を共有するという意味から、設立趣意書、規約を作成しております。

会派の理念といたしましては、将来の輝かしい志布志市の未来像を描きつつ、志布志市の市民代表としてその負託に応えるべく、常に市民目線での活動に重点を置き、研修・研究・研鑽・議論を重ねることで、志布志市及びそこに暮らす市民が永続的に安全・安心を共有する社会構築に全力で取り組むとしております。

まずは、活動指針として6項目を掲げております。その一つといたしましては、勉強会、研修会、語る会を開催し、地域情報の収集並びに蓄積に努め、課題の共有化を図るとともに、解決に向けて活動を行う。

そしてまた、取り組みの理念といたしまして、3項目あります。その一つとしては、市政における施策・事業の組み立ては、持続可能な視野に立って取り組むという内容になっております。

時間の関係で全ては紹介できませんけれども、一応こういう理念や活動指針を根幹とした活動を展開しております。

さらに、今回質問に際しましては、まず水道事業についてなんですけれども、先般、真政志の会と我々志みらいと合同で開催いたしました水道事業者との異業種懇談会を基礎としているところです。今回、要望事項としては、非常に多岐にわたっているいろいろありましたけれども、その一つ一つを取り上げていこうとは思っておりません。今後、市民の生活に直結する部分について、

ちょっと疑問を感じた点について、1点だけですね、そこを質問させていただきたいと思っております。当局の明確な答弁を期待し、質問に移らせていただきます。

それでは、1点目の水道事業についてであります。

国において水道法が改正され、民間企業の参入問題、いろいろな側面での議論が高まってきているようです。先ほど述べましたように、会派、真政志の会と志みらいでは、5月24日に市内の水道事業者の皆様方と異業種懇談会を実施いたしました。会の中におきましては、水道事業に携わっていらっしゃる業者の皆様方の抱えている現状の課題、そして疑問、いろいろなことを多く聞かせていただきました。初めて耳にすることも多々ありました。内容は多岐にわたるわけですが、詳細については会派の方で今報告書を作成中ですので、それを事務局等を通じて、また担当課にも出したいというふうに考えておりますので、詳細については御検討をいただきたいと思っております。

まず、会を通じまして、強く私が感じたことなんですが、自治体がこれまでどおり事業を運営していくとしても、関連している事業者無くしては、適切な管理・維持は推進していけないという点を非常に強く感じたところです。将来的に円滑に水道事業の運営を継続するためには、水道事業者とのいい意味での連携が必要であり、更に今後の少子化、高齢化が進展していく中、更なる連携をいかに構築していくかが大きな課題になると感じているところです。

また、3月定例会時の産業建設常任委員会で「志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例」の審議の際、直近の市内水道事業者の従業員年齢別構成が示されたわけなんですが、事業者全般において高齢化が非常に顕著でありました。そしてまた、併せて若年求職者が非常に少ないと、若年層の空白化が目立っている状況にあります。このことは、10年後、15年後の安定的な水道事業は、どうなっていくんだろうということを非常に明確に表しているんじゃないかなと思ったところです。

水道事業の継続の上で非常に危惧される側面だというふうに感じております。行政が事業者を支援するというのではなく、事業に参入しようとする若年者をいかに確保していくのかといった面で、行政、事業者が知恵を出す時期にきているのではないかと感じております。特に水道施設の維持管理は、生活に直結するライフラインであり、永続性、安定性が求められます。

現在、ほとんどの自治体では、水道修繕当番店が設定され、ホームページ等に掲載をされています。当市においても、各地区ごとに毎月の当番店が決められていますが、この修繕当番店の在り方等に対する市内事業者の皆様方の負担感が非常に増しているように感じているところです。

まずは、この点について、市当局の認識をお尋ねをいたします。

○市長（下平晴行君） 平野議員の御質問にお答えします。

水道事業における漏水対策及び関連事業者との連携につきまして、お答えをします。

まずはじめに、各地区で設定される水道修繕当番店の負担感が増しているのではないかと御質問でございますが、水道修繕当番は市内13社の水道施設工事店が組織する「管工事サービス連絡協議会」が設定しているものでございます。修繕当番は、旧町単位で設定されております。修

繕当番の間、休日や時間外も対応していただいております、心から感謝をしているところでございます。

また、修繕当番事業者の負担軽減のため、休日確保や時間外労働の面から、水道課と管工事サービス連絡協議会で本年2月から協議を重ねている状況でございますが、いまだ結論には至っておりません。

○10番（平野栄作君） この点ですね、その会の中で業者さんから聞いた話なんですが、今の水道当番店の位置付けは、民間、家庭での漏水等と、公管、公の管の修繕、突発的な漏水等についての当番店となっており、我々もそのように認識をしておりましたが、当初この当番店が管工事サービス連絡協議会ですか、そこで始まった由来としましては、公の管に対する当番店という認識だったというのを聞きました。

私もそこは初めて聞いたんですが、そこについて、市長、どうですか。そういう認識があったか、無かったか。

○市長（下平晴行君） これは、先ほど言いましたように、管工事サービス連絡協議会、そういうものが設置されているという面では認識をしていたところです。

○10番（平野栄作君） 確かに、毎月詳しく修繕当番店は、どこの業者ですよというのが出ております。他の市町村のホームページを見ましても、ほとんどそういう形で月ごと、また土曜・日曜の当番店が決められているんです。どこもやはり家庭と公管の当番ということで、時間まで設定しているところは、午前6時からずっと24時間が当番ですよという、きちんとしたルールが定められているようです。

ただし、当初、この管の協議会ですか、ここが当番店を作った由来に遡ると、やはり公共の部分の漏水というのは非常に大きい量にもなりますし、箇所等によっては多大なる被害を起す可能性もあるということで、当初はそういう形でその当番店が早急に対応に当たるといったことだったと。

ただし、今の現状でいきますと、民間の方々からも漏水が発生した場合には、連絡が来るというような形になっているということらしいんですが、そこをもう一回、市長、どうですか。私が言った、私も聞いたことなんですけれども、長年、市役所の方で勤めていらっしゃるんです、そこあたりの認識をちょっとお示してください。

○市長（下平晴行君） ただいま議員がおっしゃったのは、いわゆる管工事の加盟していない業者に連絡が来るというようなことでございますか、今の質問。ちょっとすみません、そこを。

○10番（平野栄作君） いいえ、当番店に連絡が来るんですよ。だから、この当番店の考え方というのが、聞いた話によりますと、なぜ当番店を作ったのか。漏水が公の管で発生した時には、この当番店が24時間対応しますよということで最初スタートしたと。ただし、今は、民間の家庭内での漏水に対しても、この当番店が連絡を受けて対応しているということらしいんですよ。ただ、私もそのいきさつが分からないものですから、市長はそのいきさつ等は御存じないのかなと思って、お願いしているところです。

○水道課長（新崎昭彦君） 私もはっきりは言えないんですけど、当初は本管工事の修繕当番だったと思います。市報に修繕当番を載せるようになってから個人宅の修繕もするようになったと考えております。

○10番（平野栄作君） なぜこれを言うかという、先ほど冒頭でも説明しましたように、従業員の高齢化が非常に進んでおり、民間の分までになると24時間対応ということもあり、非常に幅が広がって、なかなか対応できない。というのが、電話がきた時に、まず、どこで発生しているかというのを住宅地図を広げて見ないといけないものですから、転送ができないため事務所に誰かがいないといけない。そういうことで拘束される時間が非常に長くなるということが、デメリットになっている。公管であれば、ある程度の場所というのは把握できている。詳細については分からないところもあるかもしれませんが、そこについてはすぐ連絡が取れると。だけど、個人宅となると、どうしても事務所にある住宅地図等を見ないといけないということが1点。

それと、もう1点が、新築工事は施主の知っている業者さん等で配管工事をしてもらっても、修理はその当番店に来ると。だから、そこが、そういうところであれば、当番店ではなくて、そういう施工した業者がやはり修理までをすべきだと。

そういう点が非常にグレーゾーンというか、もうちょっと今後ですね、ここすぐ答えが出る部分ではないと思ったものですから、今回質問しているんですが、そこらあたりをうまくやはり整理をしていかないといけないということを思ったんです。

2月から協議を進めているということなんですが、どういうことを協議していらっしゃるんですか。

○水道課長（新崎昭彦君） 内容につきましては、修繕当番の休日設定と時間外対応についてどうするかということをお協議しております。

○10番（平野栄作君） 今、いろいろインターネットを見ますと、ほとんどが当市と同じ形でやっていて、その中身がですね、まだ経費負担があるのかどうか、そこはちょっと私も把握していませんが、1か所だけがですね、修繕当番店はこの形で全部列記してあるんです。突発の漏水についての連絡先が、別個1社にあるところがあったんですよ。これ家庭だったから、ちょっと私もプリントアウトをするのを忘れていましたので。結局うちと一緒に、修繕当番店というのはこういうことですよ。ただし、家庭内の漏水についてはここに連絡をしてくださいと。1社のみ。そういうところもありました。だから、今いろいろ当地区におきましても、民間の会社でそういうのを特化した形でやっている業者さんもいるようですよね。だから、そういうものを踏まえて、もうちょっと中身を今後早い段階で検討してもらいたいということで今回質問しておりますが、市長、どうですか。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるように、施工業者が例えば市外、あるいはそれ以外のところ、市内でもそうなんですが、その事業をしたところが実際補修等もしていけば、これは何ら問題無いというふうに思います。

しかしながら、そういう体制が現状ありますので、そこら辺の体制づくりをどうするかということになるんじゃないかというふうに思いますので、これは相当議論しないと解決できるものじゃないんじゃないかなというふうに思っております。そういう面でも内部で十分協議して進めていきたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 私も、いろんな課題・要望がありましたが、やはり一番大きい、お金の解決できない部分がこの部分なのかなと思って、今回取り上げました。というのが、やはり今後、今うちの水道はどこよりも非常に安く供給しているし、市民の方々は大変恩恵を受けていると思っております。ただ、これが、今後、漏水管の腐食が進んでいく、そういうことになると、どうしてもどこかで料金の値上げというのが発生してくる。そして、規模が大きくなると、その上げ幅というのは非常に大きくなっていく。そこしか、これ企業ですから、そういう形で収入を上げざるを得なくなる。その中で、業者さんの位置付けというのは非常に高いものがある。だから、そこらあたりも踏まえた中で、日常の中でのそういう細かい取り扱いのルール、そこらあたりを早い段階で模索しながら、今後、本当、今の業者さんの現状をもう一回把握し直して、本当、今後どうすればいいのか、そのお金で対応しようと思っても、多分これ何年か先には行き詰まってくると思うんですよ。だから、そこを根本的にやはり市民も交えて考えていく時期にきているんじゃないかと思っております。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、そういう漏水等についても、先ほどのこととつながっているというふうに思いますので、そこら辺を十分どう対応できるのか、協議してまいりたいというふうに思います。

○10番（平野栄作君） それと、今までは土曜とか祝日等に出動というんですかね、出勤になるのか分かりませんが、した場合についての経費というのは発生、市側から公管に対して、もし何かあった場合についてはその修理代という、そういう位置付けだけで、その待機料とかというのは無いわけですよ。

○水道課長（新崎昭彦君） 待機料については、ございません。

○10番（平野栄作君） そこで、今議論されているんだから、決着はつかないということなんですけれども、業者さんとしてはやはりそこに待機料じゃないけれども、そういうものがあつた方がいいという見解だと思うんですが、そこについては民間からも多分くると思うんですが、そこで民間とのトラブルとか、そういうものって今まで発生したことは無いんでしょうか。

○水道課長（新崎昭彦君） 民間とのトラブルにつきましては、金銭的なトラブルが数件あつたと聞いております。

○10番（平野栄作君） 具体的に分かりますか。

○水道課長（新崎昭彦君） 修理代が高いとか、あとは修繕代の未払いとかあるようでございます。

○10番（平野栄作君） そんなたくさんは無いんだろうとは思いますが、そういう現状があると。だから、どうしても水道というと、公的な機関が行っているものであつて、全て公的な

ものが維持管理をすべきだというような、何かそういう認識が市民の方々の一部だと思いますけれども、あるんじゃないかと思うんです。

ですから、その部分についても、やはりこうして裏方で一生懸命そのライフラインを支えていらっしゃる業者の皆さん方も大変なところもあるわけなんでしょうけれども、一生懸命やっぺらっしゃる。そういう気持ちもくまれるのもなんです、市民にもやはりこの水道というものの捉え方、そこらあたりをやはり熟知してもらって、そしてやはり自分たちが知っているところで施工したのであれば、そこをやはり優先してもらおうとかいう形で、それで、修繕当番店というのは本当に緊急の時の対応の在り方であって、緊急でない場合については、やはり控えることも伝えていかないといけない。これを全面的に出すんじゃないかと、やはりいろんな場で協議をしていくようなことも考えていかないといけないのかなと思うんですが、その点、どうでしょう。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長が言いましたように、やはりお金を払っているんだから、修繕するのが当たり前みたいですね、そういうのはあるんじゃないかなというふうに思います。おっしゃいますように、やはり広報とホームページ等々でその内容についても具体的に広報していかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

○10番（平野栄作君） 水道課については、漏水対策、個人宅の漏水対策を今後また取り組んでいくとか、非常に一生懸命やっぺらっしゃいます。だけど、結局、民間の方々は、民間の自分たちの所で漏水対策をしている。それは、自分でお金を払えば済むことなんでしょうけれども、大きな形で市にとっては損失というようなことになりますので、そこあたりの認識をやはりもう少し改めていただきたいなど。

それと、法改正になりまして、民間が公共でなくて、その水道事業を運営できるというような形になります。今、いろんな形で外国等の状況等を見ると、非常に水道料が上がっていくケースが多いということで、世界的な流れの中では公共から民間に移ったものが、民間からまた公共の方に戻っていくというようなケースがあるようです。

ただ、この前、市長は、今後も市でやっぺっていくんだということをおっしゃっておりますので、その点については安心なんです、そのバックアップとなる業者の方々の今後の負担の軽減をどう図っていくのかということと、やはり「ひねれば、ジャー」と昔は言いましたけれども、そのジャーがお金なんです。そこをやはり市民の皆様方も十分認識をしていただくものと、やはり自分たちの自宅においても、定期的な点検とか、そういうものやっぺっていくような気運をやる必要もあるんじゃないかと。これもごみ問題と一緒に、資源の一つですので、大きな資源の一つだと思っておりますので、そういう形での取り組み、全市を挙げて、そういう形で取り組んでいくということで、また大きな形で反動が返ってくるんじゃないかと、それに期待をして、今回質問をしているんですが、最後、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 家庭でできる範囲内のは自己管理をしていくと。それと合わせて、修繕当番事業者の、先ほどの休日の確保、それから時間外労働の面の課題、更に水道技術者や後継者の確保等々もございますので、そこら辺も含めた情報提供をしていくべきだというふうに思

いますので、しっかり対応していきたいと思います。

○10番（平野栄作君） ぜひそうしていただきたいというのと、この部分では最後になりますけれども、今、働き方改革が非常に叫ばれて、本市においても残業を無くすとかいう方向でやっていますが、その問題と、今この水道事業が抱えている問題とは本当反比例している状況ですよ。公的なものがそういう形でどんどん残業を無くして行って、負担を軽減していく中において、一方では、どんどんその負担を増やしていくという非常に曖昧なものをその船頭役である市が認識していないというのが、どうも腑に落ちなかったところで、ぜひこの問題には率先して取り組んでいっていただきたい。他の関連事業者も多分いろいろあると思いますが、今回、水道という形で特化しておりますが、そういう形で付随する事業者との連携及びその働き方改革を末端まで広げるといふ意味合いで、ぜひここには率先して取り組んでいただきたい。

最後、どうでしょうか、市長。

○市長（下平晴行君） 働き方改革も含めてですが、やはり水道事業を守っていただいているわけでありますので、その働きやすい環境づくりをどうしたらできるのか、そこら辺も水道課と中に入って、一緒に議論していきたいというふうに思います。

○10番（平野栄作君） それでは、2番目に入ります。

非常にお恥ずかしい話で、先般、畑で草を作ろうとしたら、うちの親父が気を利かせて、堆肥をまいてくれたんですが、畑かんの給水栓を引っ掛けまして、漏水をさせてしまいました。平日であったということと、担当課に連絡を取って、早急に連絡が取れて、それでもやはり30分間かかっておりました。

ただ、これが休日だったらどうだったんだろうかなと思ってですね。それと、まず自分なんか平日であったから、土地改良区じゃなくても市役所の方に連絡をして、そこから連絡をしてもらったんですが、一般の方だったら多分連絡ルートもよく分からないのかなと思ったところです。

そこで、2番目にお尋ねをしたいのが、こういう突発的な漏水が発生した場合、公共・民間別、また昼間・夜間・平日・休日という形で、ケースは非常に分かれることになるんですが、この連絡体系がきちんと取られないと、漏水量が非常に多くなるということが予想されます。

この分については、公共の部分でいいんですけども、公共の部分、道路に埋設してある管が破損して、漏水しているということで、市民が通報する場合に、平日、そして休日の場合、どういう形で今連絡体系が取られているのか、そこをちょっと教えていただきたいなと思います。

○水道課長（新崎昭彦君） 平日の場合につきましては、直接、水道課に連絡がきますが、休日、時間外に関しましては、本庁・支所の警備の方に連絡がまずいきまして、そこから職員の方に連絡が来るようになっております。

○10番（平野栄作君） そうすると、一応職員を経由して、その当番店等に連絡を取って、対応をするということですね。ということは、職員も必ず立ち会うということでもいいわけですね。これも24時間ということですか。了解です。

というのが、この流れもやはり周知をしておかないと、まず言われるのが、前もあったんです

が、道路で漏水していると、どこに連絡していいか分からないものだから、走って来られると。見たときに、今、畑かんなのか、水道なのか分からないところがあるんですよ。結局、畑かんだろうと思って、畑かんに連絡したら、結局本管が破れていたと。それで、多分1時間程度、漏水しているわけですよ。だから、非常に特殊な部分もあるかもしれませんが、市民の方々がやっぱり見つける確率というのは非常に高いわけですので、そういうときの連絡体系もやはり周知しておくべきじゃないか。自宅なら分かりますよね、自分のところですから。だけど、公管について、その公管という意味合いがどこまでが公管なのかということと、もし公管内で漏水が発生した場合の連絡体系の在り方、そこらあたりの周知、そういうのも今でいくと、水道当番宛てに直接でないわけですので、そこあたりを周知して欲しいと思うんですが、そこどうでしょう。

○市長（下平晴行君） 今、指摘のありましたその体制をしっかりと水道課の方と連携を取って、対応をしていきたいと思います。

○10番（平野栄作君） そうしてください。そうでないと、高齢化してきておりますので、ほとんど今携帯を持っていらっしゃる方が多いけれども、なかなかどこにどういう形で連絡していいか分からない。そしてまた、たくさんの市民の方がその地域に暮らしていらっしゃるわけですから、自分のところで早期に漏水を発見できたら、漏水量というものも限定的になるわけですので、そういう連絡体制の在り方というのも日頃からやはり周知しておくような体制も必要じゃないかなと思っているところですので、この部分については、ぜひ早めに対応していただきたいと思います。

それでは、この部分の3番目に移りますが、冒頭言いましたように、水道事業者側においては職員の高齢化と若年求職者が少ない状況が現に発生しているわけなんです、また国においてもその働き方改革が進められております。それを受けて、当市においても、様々な点で改革が進められております。

一方、事業者側にとっても、抱える職員数等に限りがある現状と市民の利便性を踏まえると、そのギャップはますます広がっていくと危惧するところです。

先ほども早期に対応するというようなことでしたけれども、本当に今、市長として今の現状を見たときに、急がないといけないと思いますか、それとももうちょっと後でもいいやという感じですかね。

○市長（下平晴行君） これは、水道課長から内容については聞いておりますので、やはり水道の管工事の事業者も含めて、やはり働きやすい環境づくりをしっかりとしていく必要があるというのは、それは重々分かっております。そういうことも含めて、水道事業工事の施工の在り方との関連も十分詰めて対応していきたいというふうに思います。

○10番（平野栄作君） 本当に、働き方改革で、一般の方々は難儀していらっしゃるなというのをつくづく感じました。まだ、この他にも多々あったわけですが、この点については、早急に対応していただきたい部分だなと思っております。

これについては対応していただけるということなんです、やはりその事業者等を交えての検

討会とか、改善策を検討する場、そういうものを設けて、今後、定期的に開催していくという形で捉えてよろしいですか。

○市長（下平晴行君） そのとおりでございます。

○10番（平野栄作君） ぜひそのようにしていただきたいと思います。

それとあと、課長の方から聞きましたけれども、今、水道の維持の在り方を言いましたが、いろんところで、どこまでが自分たちがやるべきところなのか、公的なものがやるべき箇所はどこまでなのかということが、多分一般の方々にはよく理解できない部分があるのかなと思います。そこについては、今後、周知を図るといような答弁もありましたので、ぜひそこらあたりも周知を図ってもらえると、あとは、やはりこの問題を考えたときに、我々も反省しないといけないのは、家を建てて、水道設備がちゃんと整ってから、点検するかというと、点検しないんですよ。点検しようもないというのが実際だと思います。ただ、一つは、メーターがあります。あのメーターを完全に水を止めた状態で回っているか、回っていないか、そういうものを月に1回ぐらい点検しようよというような運動をすれば、早い段階でその漏水の有無も確認できるし、大きな被害になる前に、そしてまた余裕を持って、修理依頼もできるのかなと思ったところでしたので、その点については、要望というか、今後、参考にしていただければ有り難いと思っていますところでは。

それでは、次に移ります。

今回は1時間をめどにしておりますので、早口でまいります。

次に、山重幼稚園の運営について、お伺いさせていただきます。

近年、共働き世帯が増える中、早い段階で保育所等に子供を預ける家庭が増えてきているように感じます。我々が小さい頃はまだ共働きというのはあまりなかったんですが、だんだんだんだん増えてきているような気がしております。

また、近年につきましては、労働力を提供してくださるという意味で、出産により一時離れた仕事に復帰する方や、また新たに地域の産業で能力、技術を生かしたいという方々の女性進出、そういうものが非常に企業にとっては有り難い存在となってきています。

このような社会情勢がある中で、民間の幼稚園におきましては、幼保連携認定こども園等へいち早く移行し、民間のニーズに対応してきていらっしゃるようです。また、保育園や幼保連携認定こども園では、保育所等整備交付金事業を活用して、施設整備事業も積極的に導入するなど、保育の質の向上に尽力をされていらっしゃいます。

現在、志布志市では、保育環境は順調に整ってきている現状がある中でありますが、唯一の公立である山重幼稚園については、園舎の改築以来、話題になっておりませんでした。

今回、その運営状況について、まずお尋ねをいたしますが、一つ目といたしましては、近年の園児数の推移についてお聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 近年の園児数の推移についてでございますが、山重幼稚園は、市が設置する唯一の公立幼稚園で、昭和46年4月に地域の幼児教育の高まりを受け、旧有明町が設置した

ものでございます。

近年の園児数の推移につきましては、平成28年度が23名、平成29年度が13名、平成30年度が15名、今年度が3歳児2名、5歳児4名の計6名の園児が通園している状況でございます。

○10番（平野栄作君） 確か定員35名だったと思いますが、大分少なくなってきた。この少なくなっている要因というのは、どういうふうに分析していらっしゃいますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

今、議員言われましたように、共働き家庭が非常に増えているということで、山重幼稚園の場合は、通園バスもございません。それから、延長保育というのも限られた時間でしか延長保育をしていないというような状況ですね。それが一番大きいのかなというふうに私どもは認識しております。

私自身は、山重幼稚園というのは、非常に質の高い幼・小連携ということで、教育、そういう意味でのすばらしい園の取り組みはしていると思いますけれども、どうしてもやっぱり保護者の方々は、共働きをしているということで、預けやすい環境というのを求めますので、延長保育、そして通園バスが無いというのが一番大きな要因かなというふうに理解しております。

○10番（平野栄作君） そうだろうなとは思いますが、ただ、言われるように、非常に環境としては、幼稚園と小学校が同じ敷地の中にあって、連携が非常に取りやすい、あそこが定員で35人、全員が地元というわけにはいかないんでしょうけれども、その方が山重小学校に上がっていく、そういうルートづくりというのが非常に理想的な形なのかなと私個人としては思っているんですが、非常に園児数が減少してきているということで、まずこの今6名ということでしたけれども、この6名の地域別の内訳、山重地区から何人来ていらっしゃるのか、地区外から何人来ていらっしゃるのか、そこが分かれば、お示してください。

○教育長（和田幸一郎君） 今年度6名ですけれども、6名の内訳で言いますと、市内からの通園で、松山地域、志布志地域、有明地域から通園しておりまして、そのうち山重地区からの通園者は現在1名ということになっております。

○10番（平野栄作君） 地元が1名ですね。山重地区以外から来られる、預けていらっしゃる要因というのは、どういうことなんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 山重幼稚園の保育料というのは、他の幼稚園あるいは保育園よりも安いということもあります。それから、今預けている方々というのは公務員の方が多いというのが今の現状でございます。

○10番（平野栄作君） 一般の保育園に出すと、保育料が高くなる関係でこちらを利用される。

でも、今後、幼児教育が無償化になる傾向にありますけれども、そうなった場合に、それでもまた預ける方がいらっしゃるのかなというのを危惧するところなんですけれども。

それはさておいて、じゃあ、今後、山重幼稚園を希望される方というのを把握をしていらっしゃれば、何人ぐらいの利用者があるというのが分かれば、お示しをいただきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 今、山重小学校区に住んでいる、来年1年生に上がる子供たちの中

で、山重幼稚園に在園している子供は1名ということになります。来年、山重小学校に入学する予定の子供の数は、7名おります。

ちなみに、今年は、14名の子供たちが山重小学校に入学しました。そのうち、山重幼稚園から山重小学校に入った子供は2人ということで、他の子供たちは、全て他の保育園、幼稚園に通っていたと、そういう状況でございます。

○10番（平野栄作君）　じゃあ、保護者の方々も少なくなられているということですけども、今現在の保護者の方々から現状を見たときに、何かその要望とか、そういうものは上がってきていないんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君）　学校長を通じて、いろいろと保護者の方々の意見を求めているんですが、一番の願いは延長保育で、結局、朝の時間、それから放課後の時間の延長保育というのを保護者が求めているのかなと思っています。

○10番（平野栄作君）　分かりました。

それでは、次に移ります。

民間では幼保連携認定こども園に移るケースが多くなってきております。これまでも移行についての議論は無かったのか。無かったのであれば、その理由をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君）　認定こども園等への移行はどうかということでございますが、方向性については、来年度の園児募集の関係もございまして、学校関係者、保護者等の意見をお伺いしながら、早い段階で示す必要があると認識をしているところです。

現在、まだ具体的な方向性は出しておりませんが、御提案のありました公立の認定こども園につきましては考えておりません。

○10番（平野栄作君）　早い段階で検討を始めるけれども、認定こども園の移行は考えていない。そうすると、最後の質問になってしまうのかな。

じゃあ、もう一つ、今まで、ずっと減ってきている状況はあるんですが、この中でも何も保護者からの意見など吸い上げながら、そのことへの対応策を講じてこられなかったんですか。そこをちょっとお聞かせください。

○教育長（和田幸一郎君）　山重幼稚園につきましては、大体20名前後をずっと推移してきておりまして、幼稚園は学校ですので、学校の目的として集団生活の中で、遊びを通して、環境を通して学ぶというのがすごく大事なことでありまして、35名の定員に対して20名前後ということで、どうにか山重幼稚園として学校の機能を果たしているのかなということで運営してきました。

ところが、今回6名という人数になりました。私としては、結局、子供たちにとっては初めての学校で集団生活を営む上で6名という人数はどうなのかなという、そういう懸念はものすごくいたします。

ただ、幼稚園・保育園が全ての小学校区に大体ございます。山重小学校区にも、この山重幼稚園が一つだけあると。他も全ての小学校区に幼稚園・保育園がございまして、もし山重幼稚園

が無くなるということになれば、校区の方々にとっても課題になるのかなと思います。

今後の在り方については、また市長の方ともいろいろ相談をしていきますけれども、これまで全然議論してきていないということじゃなくて、やはり今、私が学校の方に、幼稚園の方に一番求めているのは幼・保・小連携の中で山重幼稚園ならではの幼・小連携、それを特色として出していきたいということです。ずっとお願いしましたので、そういう意味では、山重幼稚園は他の幼稚園・保育園に無いぐらい、素晴らしい幼・小連携が行われています。

例えば、隣に小学校の子供たちがおりますので、いつでも幼稚園の方に行って、1年生、2年生の子供が幼稚園の子供に読み聞かせをしたり、芋掘り体験も一緒にしたり、それからALTがおりますので、ALTも幼稚園に派遣したりということで、そういう意味では公立幼稚園として、他の幼稚園に無い魅力を持っているという、そのところをうんとアピールして園児確保に努めて欲しいということをお願いしましたが、何しろやっぱり保護者の方々は、そういう教育の質の部分と、先ほど言いましたように、働きやすい環境を求める共働き世帯が多いですし、山重幼稚園には通園バスも無い、それから延長保育もなかなか無いという、そういう状況の中で今回6名という人数になったと、そういうふうに理解しております。

これまでも、全然何もしていなかったということではなくて、質の充実を図って欲しいということでもずっとやってきたところがございます。

○10番（平野栄作君） 送迎とか、そういう問題は別としまして、その延長保育については、なぜ、じゃあ、取り入れられなかったのか、そこをちょっと教えてください。

○教育長（和田幸一郎君） 今、幼稚園には、市の職員が1人、それから嘱託職員が2人、3名体制でやっております。

幼稚園というところは、大体14時頃終わるわけですね。その後、延長保育を全くしていないということではなくて、午後5時半まで一応延長保育はしているんですが、保護者の要望というのは、もっと遅くまでして欲しいというようなことで、なかなか人的確保も難しいということもあって、延長保育も今のところ午後5時半までということで、これでいくと、他の幼稚園・保育園に比べると、まだまだ足りない。もっと遅くまでして欲しいという保護者の要望が多分あるんだろうと思っています。

朝の方も、基本午前8時15分、学校ですから、8時15分、それに対して、午前7時半から前倒しで園児を受け入れる、そういう体制をとっているんですが、そういう状況で延長保育が今のところぎりぎり午後5時半までの状況ということで行っているということです。

併せて、幼稚園は学校ですので、夏休みとか、それから冬休みもありますので、そのところが、また保護者からみれば、なかなか預けにくい環境になっているのかなと、そういうふうに思っております。

○10番（平野栄作君） そこで、民間は、保育園と幼稚園の機能を合体した形での運営に切り替えていって、結局は、そこで保護者のニーズに応じていく形ですよ。早くから預けるというのが、自分なんかも仕事をしている時には、午前7時過ぎには出るわけですので、子供さん方も一

緒ぐらいに出て、午後5時まで仕事をして、その後、迎えに行く。ちょっと遅くなる可能性もあるから、それに対応する、そういうことで市内全域で、そういう形での幼保連携認定こども園になっていったのかなと思うんですが、唯一公設でありながら、その部分について、今、市長はやらぬというような答えだったんですが、なぜやらぬという形になってしまったのか、そこをちょっと教えてください。

○市長（下平晴行君） これは、先ほど言いましたように、昭和46年に地域の方々が幼児教育を受けさせたいという考え方で幼稚園を設立された。そういう基本的な考え方、取り組みの考え方があるものですから、やはりそれを公の立場で、それをひっくり返しますよということとはできないということで、これは、先ほど言いましたように、学校関係者、そして保護者、地域、やっぱりそういう方々のもちろん意見を聞きながら、これを進めないと、当初取り組んだ趣旨、目的が違ってくるんじゃないかというふうに考えたところで、できないと言ったところでございます。

○10番（平野栄作君） 私も立ち上げに対して、どういう経緯でその幼稚園というものを公立でしたのかというのを聞いたところでした。当時は、農業に従事する人が多くて、昼過ぎぐらいまで面倒を見て、御飯まで食べさせてもらえれば、あとは畑に連れてきて、一緒に仕事をしながら見られると、何かそういう意味合いの中で幼稚園を選択をされたというような経緯があったというのを聞きました。

ただ、時代が変わってきていますよね。預ける側も、その当時と比べると、全く違っている形態になっていると思います。だから、やはり時代背景に即した受け皿を持たないと、そこに乗っかってくるものが無いことには、その受け皿自体をどれだけ整備しても意味の無いものになっていくのかなというのを感じているところなんです。

これが多分最後の質問にもつながっていくということなんです、今も公営での運営をずっと考えて、公営というか、幼保連携型認定こども園には移行しないということですので、今後についても今の状態で運営されるという捉え方でよろしいのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいました方向性でございますが、これは早い段階で示す必要があると認識をしております。その中では、公立のまま運営していくのか、他の運営形態へ変更していくのかも含めて、今後検討していかなきやならないというふうに思っております。

○10番（平野栄作君） 相当な時間がかかるのかなと、今、その答弁を聞いて思ったんですが、市長としてはどれぐらいを目安にしていらっしゃるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） いつとは言えませんが、早い段階で取り組みをしていきたいというふうに思います。

○10番（平野栄作君） 来年の入園者も少ない中で、公費の投入というのも、結局、人数が少なからうが、一緒ですよ。そこらあたりも換算すると、やはり効率的な運営と、やはり地域ニーズにあった形態への移行、そこらあたりを地域を含めて、やはり考えないといけない時期じゃないかなと思います。

それと、もう1点、私、いつも思っていたのが、自分がPTAにいる頃から、若干保育園の在

り方が変わってきました。というのが、従来であれば、地元の保育園・幼稚園は山重だけでしたので、保育園・幼稚園を出て、そして地元の小学校に入る。小学校の前段階という扱いでの保育園というのが定番だったと思っています。

それが崩れて、何年ですかね。結局、それが崩れた要因は、マイクロバスの送迎が実施されてきたこと。そして、定員枠が大きくなったのかな。結構、広範囲での移動で、そういう形で取り組む園が増えてきたこと。だから、その時代にも若干議論したことがあったんですが、やはり保育園としては運営しないといけない。

ただ、我々も、逆に言えば、子供を預ける側にすれば、何のために、その保育園に出すのか。今回言っている、この山重幼稚園については、非常に他の、蓬原が若干近いのかなと思いますけど、安楽も近いのかな。一つのエリアの中で連携が図られる、そういう好立地条件の中であって、それがそこを出て、結局地元の学校に行くのが1人、2人の状況。これって、本当ちょっと考えないといけないのかな。

確かに、今まで幼稚園のメリットというのがあって、保育料の関係等で遠方から来られる。特に公務員の方々が出されていたというのも分かってはおりますけれども、ただ、それだけでいいのかどうかというのもちょっと考えていくべき時期にきているんじゃないのかな。

今、非常に社会全体でちょっと子供たちにとっても、いろんな形で影響が出てきております。交通事故の問題もなんですけれども、どこから考え直せばいいのかは、ちょっと言えませんが、やはり今、何かを考えていかないと。どこが、どこをどうすればというのは、具体的には分かりませんが、私はやはり保育園・幼稚園と、あと学校との連携の在り方、従来あったものを生かすのか、生かさないのであれば、民間活用を通して、また民間と一緒にあって、小学校との連携を図っていく。そういうものを強く構築していかないといけないような気がしまして、今回はこの山重幼稚園の問題を取り上げさせてもらっております。

あと、私が1回質問しましたがけれども、今、小学校の選定についても、保護者の方で、自由には言いませんけれども、ある程度希望するところに入れられる時代になってきて、地域にいて、地域の小学校に行かない子供さんが多分多いわけなんですけれども、地域の中がそういう形で本当に足下からぐらついている。校区という基盤がぐらついている状況です。だから、もうちょっとこら辺りの基盤の整備、特に山重幼稚園の場合は、非常にメリットがある所にありますので、整備をしていただきたいと思っています。

最後に、市長、どうでしょうか。今後、早い段階でということですが、その地域の方々、保護者等を交えまして、どうすればその活用がうまくいくのか、そういうものを早い段階で取り組んでいただきたいんですが。

○市長（下平晴行君） 以前も、一般質問の中で旧有明地区にある唯一の公立幼稚園として幼児教育を担っており、引き続き公立幼稚園として設置運営していくと答えております。そのために、これまで具体的に民間移管等についての議論はしていませんが、時代の流れの中で、認定こども園等も設置され、今後については幅広い選択肢から検討を重ねてまいりたいと考えております。

これは、公で運営するという事ではないことでの答弁です。認定こども園でない考え方で進めてまいります。

○10番（平野栄作君） 民間移譲。

○市長（下平晴行君） はい。認定こども園等も設置されてますから、公のあれじゃないということでの答弁です。分かりましたか。

○10番（平野栄作君） 分かりやすく。

○市長（下平晴行君） 認定こども園を公ではしないということでございます。

○10番（平野栄作君） じゃあ、民間等の活用も考えて、公ではもうやらないと。今の現状でいくということなんですね。分かりました。

保育園等についても、志布志市は本当に整備をされてきております。その中で受け皿としては、完璧に整っているのかなというのを感じているんですが、唯一ここだけが若干今後どうなるんだろうというのを危惧する部分がありました。ここは、地元の方々も、せつかく地元にあるわけですから、活用しやすい形で、また考えていただければ、また地元の方々も有り難いんじゃないかなと思うところです。

それと、もう1点が、やはり地元の方が地元の学校を出て、地元の行事に参加してという、従来の形というのが、今後取り戻せと言っても無理なんでしょうけれども、やはりそういう形が取れば、またにぎわいのある地域が生まれてくるのかなと思っています。そういう中で保護者も交えて、地域も一緒になって、こういう問題を一緒になって解決していく、そういう組織というのもあっていいんじゃないかなと思っています。

今後、幼児教育無償化とか、いろいろな問題でまたこの幼稚園についても大変危惧される場所もあるんですけども、前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ地域の方々の思いに沿った形での公立幼稚園の在り方という形で進めていただければ有り難いかなと思っています。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

次に、2番、南利尋君の一般質問を許可します。

○2番（南 利尋君） こんにちは。南利尋でございます。

私事ではございますが、私は、「上から目線でものを言うな」と、よく言われることがあります。私の場合、体が大きいので、立って話をしても、座って話をしても、相手よりも上になってしまうので、そうとられてしまうことが多々あります。この壇上においても、同僚議員よりも20cm高い位置から執行部の方々に発言させていただくわけですから、見た目的には上から目線で発言していることになります。

しかし、私は、普段から人並み以上に、子供目線、若者目線、同年代目線、高齢者目線を意識して、活動をしております。私の座右の銘は、「実るほど頭を垂れる稲穂かな」であります。これからも、市民の方々に謙虚な姿勢で向き合い、全力で志布志市議会議員活動に精進してまいります。そういう点を御理解いただいた上で、通告書に従って質問させていただきます。

まず、本庁舎移転計画について伺います。

本庁舎移転計画については、これまで市民説明会や全員協議会が何回も行われてきました。津波問題や駐車場問題などが議論されてきましたが、法的な観点からは議論があまりされなかったような気がしております。

私は、日本国憲法、地方自治法、志布志市議会基本条例に鑑みると、移転は妥当であると考えます。もっと法的な観点からも市民への説明が必要ではないかと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えします。

本庁舎移転に関する法的な観点からの考え方としましては、地方自治法第4条第2項の規定に基づく市民サービスの向上を基本的な考え方として、基本方針でもお示しをしているところでございます。事務所の位置は、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」と規定されております。位置決定の合理的判断基準として、将来の都市の発展形成も配慮し、広義の意味で住民の利便に最も適合するようにすることが求められているとする解釈が示されていることから、今回の本庁舎移転が法の趣旨に沿ったものであると解しているところであります。

このことにつきましては、市民の皆様に分かりやすくお伝えするため、志布志市が今後大きく発展するためには、経済発展の拠点が必要であり、タイムリーな情報発信とスピード感ある施策の推進を行う拠点づくりの最優先課題が本庁舎の移転であるという表現で説明を行ってきたところであります。

○2番（南利尋君） 私は、本庁舎移転計画への市民の方々の考え方は、行政が計画して説明する前から計画の内容に関係なく賛否を決めておられる方が多くいらっしゃるのが現実ではないかと実感しております。市長が公約に掲げられた時点から、市民の賛否はさほど変わっていないような気がしております。

私は、本市にとって最重要案件であるとの認識を持ち、必ずいろいろな集まりの中で、本庁舎移転計画を話題に出してきました。先日も、ある集まりの中で、反対という意見の方に、「財政状況の厳しい時に、駐車場を買収したり、庁舎を増設することは、市民のことを全く考えていないではないか」とか、「本庁がどちらにあっても変わらないだろう」など、数多くの意見を聞きました。賛成の意見には、「内容はあまり把握していないが、賛成です」という意見がありました。中には、「市長が代われれば、また変わるんだから」という声もありました。これは、最近の会合での話であります。

私が、今までたくさんの市民の方々と対話をして感じたことは、多くの方が固定観念の中で判断されていらっしゃるのではないかとということです。市長も同じように思われたことはありませんか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 恐らくそのことについては個々の考え方がいろいろあろうかと思いますが、志布志・有明・松山が合併して、志布志市になったわけでありまして。そして、港・道路がこ

のように整備がどんどん進んでおります。私は、そういうときだからこそ、本庁舎をしっかりと志布志にもって行って、活性化を図りたいという考え方であるわけですが、今話がありましたように、やはり固定観念があって、抜けきれない市民も大分いらっしゃるだろうなというふうに、それは感じているところであります。

○2番(南 利尋君) ということを、市長も多少は感じていらっしゃるということの答弁をいただきましたが、例えば津波問題に関しては、国土交通省は、本市の最大津波高を7mと想定しております。志布志支所の海拔は、11.5mです。

調べてみますと、人口約40万人の宮崎市の津波高は16mと想定されております。本庁舎の海拔は、6mであります。人口約12万人の延岡市は14mで海拔9m、人口6万人の日向市は15mで海拔7m、肝付町は10mで海拔10m、東串良町は9mで海拔12m、南大隅町は7mで海拔9mであります。

国交省の南海トラフ被害シナリオの中で、一番大切なことは、「防災訓練や研修会への参加、自主防災組織や町内会、自治会、自らの防災訓練や避難体制を整備すること」と書かれてあります。

駐車場に関して調べてみますと、人口約16万5,000人の都城市役所では、職員や市民が利用するスペースが350台分、人口約5万3,000人の日南市役所では123台分です。両自治体にお聞きしたところ、「何も問題はありませぬ」とのことでした。人口比率で見ると、日南市と志布志支所の台数は全く同じになるわけです。都城市は、志布志支所よりも大分少ない現状ですが、何も問題無いわけです。

全員協議会でも説明がありました。今まで大きな会議は、文化センターで行われているとのことでした。

私なりにいろいろ調査してみた結果、津波、駐車場に対する志布志支所の現状は、近隣自治体の現状よりも条件的には良いのではないかと判断しております。

市長も、海拔、駐車場の件に関しては、このような観点からも問題無いと認識されていると思いますが、見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) これは、議員がおっしゃるように、駐車場の問題、そして津波の問題にしても、私どもは、行政は、市民の生命・財産を守る義務があるわけですね。そうなりますと、当然、志布志町の方に移転しますと、目視で見えるし、その避難誘導等々がすぐできるというようなことも含めて、これは、私も志布志町役場に三十二、三年勤めておりました。駐車場については、私は民間の空き地をお借りをしていたということでございます。今も141名の職員で、上に駐めるのは55名だというようなことであります。そうなりますと、当然駐車場の問題も、何ら問題は、私は無いような気がします。もちろん保健所等々、民間の駐車場等も、施設、空き地もありますので、そういうふうに捉えておるところでございます。

○2番(南 利尋君) という認識でおられるということで答弁をいただきましたので、そこで、私は、今まで議論が少なかったように思える法的な観点から伺います。

法律や条例は、時代の変化によって改正される事例が数多くあります。13年前の本市の状況と今の現状を比較してみると、いろいろな観点から変貌を遂げてきたと思われます。

そこで、日本国憲法第94条に、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」とあります。まさに時代の流れの中で条例を改正し、行政の軌道修正をすることが認められているわけであります。

地方自治法第4条第2項に、「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とあります。市民の方の利便性、銀行や公共機関との位置関係、警察署、消防署との緊急を要した時の緊密な連携をすばやく取るための位置関係、港湾関係者のスピードある業務処理、交通事情、全てに鑑みると、移転の必要性がはっきりしてきます。

よく行政と議会は、車の両輪に例えられます。志布志市議会基本条例第1条に、「この条例は、議会及び議員に関する基本的事項を定めることにより、議会及び議員の活動の活性化、市民への情報公開並びに市民参加の推進を図り、もって市民の福祉の向上及び市政の発展に資するとともに、本市の目指す将来像を実現することを目的とする」とあります。第6条に、「議会は、市民に対し、積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない」とあります。「説明が足りないのではないか」という意見がありますが、説明責任は、行政にも議会にもあるわけです。行政・議会、両方に説明責任があるわけですから、車の車輪をスムーズに稼働させて、市民の方々に計画の進捗状況を告知端末や市報、議会だよりなどを活用して、分かりやすく、詳しい情報を発信していくべきではないでしょうか。市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、法的な根拠等も含めて、市民の皆さんに、なぜ本庁舎の志布志市支所への移転が必要なのかということも含めて、情報発信をいろんな形でホームページ等々も含めて取り組みをしまいたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひ多くの市民の方々に理解していただけるように、行政と議会が一丸となった情報発信に取り組んでいただくことを、市民を代表してお願いいたします。

次に、市長は、本年第1回定例会において、野村議員の一般質問の中で、「本庁舎ありきではない」と答弁されました。市長のまちづくりに対するグラウンドビジョンをお伺いします。

○市長（下平晴行君） まちづくりに関する方向性については、都市計画マスタープランの拠点整備の方針において基本的な考え方を示しておりますが、本市では人口減少や高齢化が進む中で、商店街の空き店舗が増加するなど、市街地のにぎわいや求心力が低下し、集落では商店の閉店による利便性の低下や地域コミュニティ活動の衰退が進んでいる状況でございます。

そこで、合併後の一体的な発展や市民の生活環境の維持・向上のために、都市活動の中心となる都市拠点と農村集落など、各地域のコミュニティを支える地域生活拠点の形成によるメリハリのある都市構造を目指すこととしており、志布志市街地を都市拠点として、有明本庁及び松山支所周辺を地域生活拠点として位置付けて取り組むこととしております。

特に、志布志支所周辺につきましては、都市拠点の中でも市の顔となるコンパクトでにぎわい

のある商業核に位置付けられており、都市基盤の整備・充実や商業・業務施設の集積を図る必要があることから、経済発展の拠点となる本庁舎の移転により、人と人の交流、そしてヒト・モノ・カネ・情報が交流することで大きな経済効果が期待できるものであるというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 今答弁をいただきました経済効果の対策の観点からお伺いします。

先日、志布志支所で全員協議会と現地視察がありました。その帰り、議員同士でラーメンでも食べに行こうとか、あそこの定食を食べようとかの声がありました。商店街へ向かって行かれました。それも一つの経済効果ではないかと考えました。残念ながら、私は誰からも声が掛らず、帰ることになりました。

昨年の本庁への県外からの来訪者は、約6,000人とお伺いしております。出張で本市に来られた方々や港湾関係者に話を聞いたところ、「宿泊先は鹿屋とか都城が多い」という意見が多くありました。「有明本庁から志布志に戻るより、鹿屋、都城に宿泊したほうが空港や鹿児島中央駅まで近いから」との意見もありました。「志布志で全ての業務ができるのであれば、志布志でのんびりしたい」との意見もありました。志布志で全ての業務ができれば、市街地を利用して、宿泊する方も多くなるのは确实だと考えます。

志布志港の発展で、今まで以上に交流人口が増えることが見込まれます。県外からの来訪者が近隣自治体ではなく、本市に宿泊されたら、仮に1人当たり昼食代、飲食代、宿泊代、朝食代を考えると、1万円以上の経済効果が見込めるのではないのでしょうか。港の交流人口が増えて、本市に宿泊される方が多くなれば、飲食業、サービス業の方々に対しても、確実に売り上げアップが見込まれます。目標を1万人にすれば、1億円以上の経済効果がある可能性も出てくるわけです。どうでしょうか。市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃいましたように、本庁舎移転のこの取り組みをして、昨年の12月に志布志市まちづくり委員会の中でも、移転問題が出たおかげで70%ぐらいだったホテルの稼働率が、現在は100%だという、旅館業をされている方がおっしゃってくださいました。特に今、「さんふらわあ」が、新造船が2隻来ているわけですが、「ヒト」については114%、「モノ」については109%であるようでございます。

そういうことを考えると、これから都城志布志道路でも、来年は有明東から志布志、そして鹿屋串良から志布志に供用開始が始まるということになりますと、今おっしゃいますように、年間ここに6,000人ぐらい来ていただいている、そういう人たちの何割かは向こうに引き込めるという面では、いろんな形で私は経済効果が出るものだというふうに期待をしているところでございます。

○2番（南 利尋君） そうなると、宿泊施設が足りないわけです。現状でもスポーツ合宿や大会に来られる方が近隣自治体に宿泊されているわけですから、まちづくりに対して、まず宿泊施設の企業誘致を進めることが重要課題になるのではないのでしょうか。現在、本市に宿泊施設を考えている企業があるのかも含めて、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 現在、志布志にホテルを設置したいという事業者がいらっしゃいます。それと合わせて、やはり民間企業者というのは、大変敏感であるというふうに思います。おかげさまで誘致企業者も来ておりますし、そしてそういう面では、特に先ほど言いましたように、泊まる所が無いということでありましたけれども、「ホテル志布志」が開業されて、そのおかげで志布志に泊まるんだという、泊まれるというようなことも聞いております。

おっしゃいますように、やはり宿泊施設がこうなりますと、まちの活性化の基本になるんじゃないかなというふうに思いますので、いろんな方面からもそういう誘致の呼び掛けもしていきますし、そして先ほど言いましたように、民間事業者というのは、やはり志布志が今後、5年、10年、どうなるのかということも、先を見据えた考え方で志布志に入って来られるというふうには思っているところでございます。

○2番（南 利尋君） ぜひ、そういうホテルの民間企業の方々が来ていただけるようなまちづくりを検討していただければ有り難いと思います。

昔から、「時は金なり」ということわざがありますが、今は、「時間貯金」という言葉があります。効率良く仕事を済ませることで時間貯金が増えるわけです。時間貯金を少しでも多く貯めて、自分の自由な時間をつくるのです。時間貯金は、おいしいものを食べたり、ショッピングを楽しんだりするときに使うわけです。

ぜひ、時間貯金とキャッシュを本市で消費していただけるような、本市の現状をもっとアピールして、スピードある宿泊施設の企業誘致に取り組んでいただくことを強く要望します。

次に、本庁舎移転に関して、「今やるべきことではない」とか、「もっと時間をかけてやるべきである」という意見が多くあります。市長は、「行政は最大のサービス産業である」と言われます。民間企業は、一番利益の見込める場所や、将来性を考慮し、タイミングを見て、本社をどこに置くかを決めるわけであります。また、市の財政を家庭に例えて説明されることもあります。お金を貯めてから家を建てる方はあまりいらっしゃらないのではないのでしょうか。月々の支払いの計画を立てて、家を建てる方の方が多様な気がします。

そういう観点から見ると、家庭も企業も行政も計画をして、試算を出し、実行するという点では、規模は違うかもしれませんが、基本的には同じではないのでしょうか。市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、言われるとおり、私は、民間あるいは家庭の経営と一緒にというふうに思います。

これは、私も経営指針の中に顧客満足度志向というのを挙げております。これは、市民の皆さんがいらっしゃるから市役所があって、そして職員の皆さんもここで働いていられる。そして、顧客満足度志向というのは、やはりこれは企業では当たり前のことであるわけです。行政サービス、市役所が行政サービスの根幹である。企業と同じような考え方で取り組むという、対応の仕方ということによって、市民サービスが得られるということでございますので、これは家庭と全く一緒の考え方で取り組みをする。

昨日も、財政の問題でもありましたけれども、やはり実際、歳出については、「入るを量りて出ざるを制す」という基本的な考え方と、それからやはり限られた財源の中でどうやっていくのかという、両面からあるわけでありますので、そこら辺も含めて、まちづくりにはどうやったらその金が入ってくるのか、経済効果があるのかということを中心に考えて、取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひ、詳細な情報まで市民の方々に伝えながら、行政、議会が一丸となって、本庁舎移転計画が実現するように、下平市長のリーダーシップに期待しております。

次に、インバウンド対策についてお伺いします。

地方創生の成長戦略にはインバウンド対策も重要な課題ではないかと思えます。グローバル社会の中で、交流人口や関係人口を増やすには、本市でも日本語学校や各種学校の設立も検討すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 日本政府観光局の発表によりますと、訪日外国人人数については、平成30年で3,119万人となっております。過去最高を達成したようでございます。日本への関心の高まり、アジア諸国の経済成長、ビザ要件の緩和等を背景に今後も増加傾向であろうと思うところでございます。

一方、国内という枠組みにおいては、人口減少という課題を抱え、地域での人手不足に対応するため、今年度、鹿児島県においても商工労働水産部に外国人材受入活躍支援課が設置されるなど、外国人材との関わりについて具体的な検討を始める時期にきているものと認識をしているところであります。

本市におきましては、外国人材を受け入れていこうとする日本全体の大きな流れの中で、まずは志布志市として向かうべき方向を見極める必要があると考えます。その上で、日本語学校などの各種学校については、先進事例等を情報収集させていただいて、今後のまちづくりの参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 私が、地域活性化の進んでいる自治体を調べてみますと、他の自治体に取り組んだことのない事業に取り組んでいる自治体がほとんどだと思われまます。

今回は、本市でも取り組める事業ではないかと考え、提案させていただきます。

本市の基幹産業は、農畜産業であります。高度な技術を持った生産者がたくさんいらっしゃいます。その高度な技術を海外に教えていただくことは、社会貢献、国際貢献につながっていくのではないかと思います。

そこで、本市に農業学校を設立すればどうでしょうか。現在、本市の農家の方は、人手不足という問題があります。学生達が研修や実習で行けば、人手不足も解消できる可能性が出てくるわけです。また、介護職員不足は全国的な問題になっております。介護学校があれば、農業学校と同じ効果が見られます。

市長、新たなまちづくりを考えるならば、そのような各種学校を設立したらどうでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 日本語学校など、各種学校につきましては、短期的に外国人観光客を増やす施策や、労働力不足を補う施策とは異なるものと考えております。学業の傍らで、アルバイト等をしていただき、一時的に労働力を担うという考え方もございますが、半年や1年でという期間で生活してもらう中で、まちを知り、好きになっていただき、将来的にまたこのまちに貢献したいと感じていただくことこそが、学校という媒体を使うことの意義ではないかと考えております。

まずは、本市に必要な外国人材の在り方を見極め、本格的に取り組むとすれば、いずれの施策であっても、20年、30年という長期的な視点が必要であろうというふうに思いますので、慎重に議論してまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） やっぱり慎重になって検討しなければいけないというのは分かりますけど、やっぱり私は、この日本語学校を調べてみますと、結構いろんな所にあるわけですね、全国的に。

しかし、志布志市は基幹産業が農業であるということで、本当にいろんな農業関係の方々がいるような技術を持っていらっしゃると思いますので、それを講師として、協力していただければ、いろんな展開ができてきますし、本市にとってどのようなメリットがあるかということで、ちょっと発言させてもらいますと、まず300人の学生を受け入れたとすると、人口は300人増えます。地方交付税も増えます。空き家対策に対しても、300人は入居します。入学金、授業料も入ります。学生の家族や友達が本市を訪れたり、卒業した学生が訪れてくれると、グローバルな交流人口、関係人口が増えることになります。地元の方との縁があれば、移住・定住にもつながると思います。農畜産業、介護事業の人手不足の解消にもつながる可能性も出てきます。市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、簡単には私はいかないというふうに思います。受け入れて、志布志市で学校を設立するという考え方でありますので、これは十分そういうことが実際できるかどうか、そして、これを何とか受け入れて、そこで研修をして、志布志市で働いてもらうことができないかというような話もきているところでありますが、そこら辺は受け入れ態勢がどういう形でできるのか。これは、内部でいろんな方、いろんな関係機関と十分協議をして進めなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

○2番（南 利尋君） 例えば、今回は、一つの事例として、北海道の東川町で日本で初めて公立の日本語学校が設立されました。東川町では、廃校になった校舎を総務省の過疎対策交付金を活用して開校したとのこと。人口8,200人の町で、日本語学校ができてから、カフェが25店舗から60店舗に増えて、商店街の売り上げも上がったそうです。

私が考えたのは、本庁舎が移転した場合、今の本庁舎には広いスペースができるわけです。新たなまちづくり計画には、有明地域は農畜産業を中心とした地域づくりとあります。例えば、今の本庁舎の別館を農業学校として活用できれば、有明庁舎の周りにはグラウンドや体育館などの施設もあります。300人の学校ができれば、コンビニエンスストアや飲食店も必要になります。

有明地域にある空き家も利活用できる可能性が出てきます。何より有明地域には高度な技術を持った農家の方々が多くいらっしゃるということです。

高齢化率の高い松山地域には、介護学校を設立すればどうでしょうか。300人の学校ができれば、同じくコンビニや飲食店などができて、活性化につながるのではないのでしょうか。

こういう事業こそが、新しいまちづくりにつながるのではないかと私は考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） それはよく理解できるんですが、ただ受け入れ態勢がどうなのかという、その以前の問題をもうちょっとクリアしなきゃできないんじゃないかというふうに思っています。

○2番（南 利尋君） その辺も県の関係機関にいろいろ説明をしていただきました。

まず、できるか、できないかということや、受け入れ態勢には、いろんな課題があると思います。ただ、流れとしては、入国管理局に申請を出して、法務省より告示認可を受け、県知事の許可を受ければ可能であるとのことでした。

今、市長が危惧される、日本語学校というのはいろいろありまして、例えば全く日本語をしゃべれない方を3か月で入れて、多少の日本語を勉強していただくとか、長期コースの日本語学校の生徒の方は、御自分の国である程度のレベルの日本語を話せるようになってからの日本語学校への受け入れなわけですね。例えば、いきなり日本語を全くしゃべれない方を受け入れて、じゃあ、「農業、介護のそういう学校に来てくれ」「実習に行ってくれ」と言われても、なかなか今度はそういうコミュニケーションがとれないわけですから、例えば御自分の国でここまでの日本語を勉強して、クリアした方は、志布志市の農業学校、介護学校に入れますよみたいな、そういうマニュアルがあれば、いろんな観点から考えると、県の関係機関もそういう手続きをとれば可能性はありますよということをおっしゃっているわけですから、ぜひ新しい本市全体のまちづくりの一つの手段として取り組んでいただけるように強く要望します。

次に、ごみ処理対策について伺います。

子育て世代の方々から、資源ごみの収集日の回数を増やして欲しいとの要望を多く聞いております。特に、志布志市街地の周辺や通山地域の子育て世代の方々の意見が多くあります。新興住宅地域というか、新たにUターン・Iターンで、家族と一緒に借家を借りて、生活をされた方が、新たにいろんな自宅を建てて、一生懸命子育てに頑張っている方々の意見です。

時代の変化により、ビニール類やトレイ、プラスチック、ペットボトルなどのごみが多く出るようになったわけでありまして。月2回の回収が行われていますが、1回出さないと、2週間のごみを家の中に置いておかなければならない状況だということです。倉庫や置いておくスペースのない方もいらっしゃるわけです。

そこで、市内全体ではなく、要望の多い地域に対して資源ごみの回収日を増やす考えはないか、お伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えします。

アピア前の駐車場での資源ごみ収集については、本市の資源ごみの約3割が集まっているとい

う状況ですので、市民からすると、非常に利便性が高く、利用しやすい場所になっているというふうに認識をしているところでございます。

資源ごみにつきましては、段ボールやプラスチック容器等、非常にかさばるものが多く、アパート暮らしの方が回収日まで保管しておくのは大変であると感じてはおりますが、アピアでの回収は自治会での回収指定日に持って行くことができなかつた方のために始めたことでありますので、ここを利用していただければというふうに思っております。様々な課題があると思いますが、まずは自治会やアピアでのごみ出しをしていただくことをお願いしたいと思います。

これを始めるときに4Rを推進しました。これは、一つ目がRefuse（リフューズ）です。これは、断る。ごみになるものは、まずは買わない、断るということですね。Reduce（リデュース）、これは、減量です。減らすということです。ごみになるものは、持ち帰らない。それから、Reuse（リユース）、再利用。これは、再利用ですから、使えるものはどんどん使っていくということでございます。そして、今は、Recycle（リサイクル）でございます。再資源化です。何回も使えるものは使うということでございます。

最近、Repair（リペア）ということで、修繕というのがあります。これは、できるだけ長く使うために修繕をするということでございます。

そういう、4R、5Rにぜひ取り組みをしていただくことについて、市民環境課の方にも話をしているところでございます。

そういうことで、ぜひこの5Rの取り組みをしていただいて、ごみ減量の御協力をいただければというふうに思っているところでございます。

○2番（南 利尋君） 今、4R、5Rという、そういう趣旨を御説明いただきましたが、その辺も大事なことだと思いますので、私も一生懸命PR、市民の方々にいろいろ説明したいと思います。私の今回の質問のテーマは、時代の変化に対応したまちづくりであります。30年、40年前は、仕事から帰って、紙もビニールもプラスチックも庭先で焼いておりました。生ごみは家畜が食べたり、畑に埋めていた時代でした。行政が1軒1軒焼却炉の設置を推奨していた時期もあったと聞いております。子育て世代がごみ処理に苦勞することは無かつたわけです。

しかし、時代の変化により、今の子育て世代の方は、朝の一番忙しい時間、限られた日時にしかごみ処理をすることができないわけでありまして。

昔は、ビニールとかプラスチックやペットボトルはあまり無かつた時代でした。今は、ビニール、プラスチック、ペットボトルが主流の時代です。今は、「分ければ資源、混ぜればごみ」と書いてあります。昔は、「燃やせば終わり、埋めれば終わり」だったわけです。

現在、本市では「ごみ捨て難民」と言われる方々に対して、市の職員や社協の方々がごみの分別の指導をされています。高齢者の方や障がい者の方の中には、志布志のごみの分別は難しいということで、家の中がごみ屋敷状態になっている方も数多くいらっしゃるということです。

リサイクル日本一の称号も大切かもしれませんが、一番大切なことは、市民の心に寄り添った市民目線のごみ処理方法も考えるべきではないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるように、そういう忙しい環境の中でということではありますが、これは昔から忙しいのは若い人たちから年寄りまであったわけでありまして。

これは、環境の変化でこういうふうな、いわゆるいろんなものが販売されて、先ほどRefuse（リフューズ）、断るといのは、過剰な包装等を断るということであります。そういうことで、できるだけ、この27品目をそのままじゃなくて、そういうふうには持ち帰らないことで、その数も減っていくわけでありまして、先ほど言いましたように、財政の問題も、財源には限界があるわけですね。だから、そういう中で、議員がおっしゃるとおり、またそれなりの経費も上乗せしていかなきゃいけない。だから、限りある予算の中でどう対応していくかと。それは、市民の皆さんにもしっかりと協力していただかなきゃいけない部分もあります。もちろん、今まで協力していただいたおかげで、こういう分別ができていると感謝はしているところでございますが、しかし、あれもこれもじゃなくて、あれかこれかという時代になってきているんだということを、昨日も財政の問題でお話ししましたが、そういうことは、先ほど議員がおっしゃいましたように、議会と執行部と同じ目線で市民に対しての対応もやっていただくというのをぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○2番（南 利尋君） 私も、そういう趣旨から市民の方々にはいろいろ説明させていただきたいと思いますが、例えば今、市長が言われた「持ち帰らない」という言葉がありますね。いろいろコンビニで買った時は、例えばそのビニール袋はいりませんか、そういうのはできるわけですね。例えば、肉を買いますよね。そこで外して、トレイはいりませんか、そういうことは不可能なわけですよ。ところてんを買いました。中だけくださいとか、そういうことはできないわけですね。本当の現実としては、「昔もごみのそういうことはありました」と言いますが、昔は、本当に、時代の流れで、紙とか段ボールとか、木材とか、そういうごみが結構主流だったわけですね。

今の場面は、例えばお聞きしますと、今の子育ての実例を出しますと、3人ぐらい小さい子供さんがいらっしゃる家庭があるわけですね。包丁もあまり使わないという場面があるわけですよ。仕事が共働きで忙しくて、子供を迎えに行くと、スーパーから惣菜を買ってきて、そこは全部ビニール類とかトレイとか、そういうものになっていくわけです。であれば、時代の流れによって、それなりの市民の声をしっかり聞いた上で、いろんな方法を考えていかなければならないということも大事ではないかということで、今提案させていただいておりますが、見解を伺います。

○市長（下平晴行君） 議員がおっしゃるのは、よく分かります。私どももこう言いながらも、「市民が主役のまちづくり」、「市民に寄り添って対応していく」ということを言っておりますので、そこら辺を考えながら、これはどこまでやっていいのか、これは、本当に、市民の皆さんそれぞれ違うんです。「もう今のままでよか」という人もいるし、「2か月に1回でよか」という人もいます。だから、そういうことを考えると、いろんな全体的な考え方で行政というのは、市民の立場に立った取り組みをしていかなきゃいけないということと、先ほど言いましたように、財源的な問題もあると。だから、両面から取り組みをしていくという考え方でありますので、そ

こら辺も含めて、先ほど指導しているというふうにおっしゃいましたので、ぜひお願いしたいと思います。

○2番(南 利尋君) 今おっしゃいました、いろんな意見があるわけですよ。例えば、今のままでいいとか、回数をまだ減らしてもいいよという場面があります。だけど、私が、今発言させていただいているのは、世代目線ですね。高齢者の方は、極端なことを言いますと、これは今まで一生懸命苦労されて、今そういう老後でいろんな自分の人生を謳歌されている方もいっぱいいらっしゃいます。そういう方々は、朝5時には起きられるわけですよ。ゆっくりごみ出しもしっかりやられて、ちゃんとできるわけですね。だけど、もし仮に今の子育て世代の20代、30代の共働きの方が5時に起きたとしても、弁当を作ったり、何をしたり、洗濯をしたり、なおかつ子供の学校の準備をしたりということで、全く条件が違うわけですよ。その朝の時間ということがですね。

そこで、今、市長が答弁された、「今のままでいい」ということもおっしゃる市民の方もいらっしゃいますということ、いろんな目線で考えた上で、全ての事業を検討していただきたいということで、私は今提案しております。見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 先ほども答弁しましたけれども、全体的なそういう取り組み体制については、しっかりと担当関係課と協議、関係課というより、全体的なことですので、全課で取り組み、このことについても協議してまいりたいというふうに思います。

○議長(西江園 明君) ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。

—————○—————
午前11時55分 休憩
午後1時04分 再開
—————○—————

○議長(西江園 明君) 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

○2番(南 利尋君) また今回も一般質問で2回に分けて質問させていただいて、大変有り難いと思っております。まだ午前中の続きで、ごみ処理問題に対して質問させていただきます。

さっきの市長の答弁でありましたので、ぜひUターンやIターンなどで志布志に移住・定住する子育て世代の意見も取り入れたごみの収集の在り方を検討していただくことを要望します。

次に、資源ごみの収集場所になっている市駐輪駐車場の管理状況について伺います。

昨年9月定例会の答弁で、根本的なごみ出しの在り方を考えていくとありました。場所の移転も検討しているとのことでしたが、進捗状況をお伺いします。

○市長(下平晴行君) アピア前に代わる場所については、香月地区公民館前グラウンドの下の空き地等を検討したところでございますが、フェンス等の設置に伴うコストや地元の厳しい意見等で移転先については決まっていない状況でございます。

そういった状況もありまして、現在は、市民に定着しているアピア前につきまして、駐車場入口の改修や駐車場内を資源ごみの日だけ一方通行にするなど、より利用しやすいようにすることで市民の利便性を高めることを検討しているところでございます。

以上です。

○2番(南 利尋君) 検討されても、なかなか移転場所が決まらないということが現状だという答弁でありましたが、やっぱり自分の家の近所でそういうことを負うということは、皆さんやっぱり協力したいけど、なかなかという場面が出てくると思います。

でも、移転が難しいのであれば、一番大事なことは、今おっしゃった、その入口の改修とか、一方通行にするとか、そういうものも大事なことです。不法投棄とか、環境保全に対する、景観を害するような行為がなされることも多くあると聞いております。

移転が難しいのであれば、不法投棄などの抑止力を高めるためにも、防犯カメラを設置すべきではないでしょうか。もっとルールを守らない方に対しては、警察などとの連携を図り、厳しい対応をしていかなければ、不法投棄などの問題は解決しないと考えますが、見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) おっしゃいますとおり、監視カメラの設置につきましては、不法投棄等を監視して、そして適切な指導につながるものと思っておりますので、必要というふうに感じているところでございます。設置していく方向で検討しているところでございます。

○2番(南 利尋君) ぜひ不法投棄などの行為をした方には厳しい対応がとれるような取り組みを要請します。

アピア前での収集日を、例えばビニール、プラスチック、ペットボトルだけの資源ごみ収集を第2・第4土曜日に行うことは、検討していただけないでしょうか。先ほども言いましたが、現代は、ビニール、プラスチック、ペットボトル、毎日の生活の中で必ず出るわけです。子育て世代の中には、「家の中にごみを置いているだけでストレスがたまる」との意見もあります。

隣の人口1万8,000人の串間市では、毎月、資源ごみ4回、一般ごみ8回の収集が行われております。

本市では、道路沿いの不法投棄が多いことに驚きます。同僚議員も、前回、前々回の質問の中で、畑や田んぼの周りとか、コンビニなどいろんな不法投棄が目につくということで、処理も大変だということで質問をされておられました。また、コンビニエンスストアの方々も、「家庭のごみを持って来られて、本当に困っている」ということの経営者の意見もあります。検討していただけないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) このことについては、ちょうど私が担当したときです。これ、なぜあそこに設置したかと申しますと、先ほど言いましたように、指定日に出せない方、例えば病院に行くとか、そういうためにあそこに設置したんですね。そして、仕事に行く前に持って行く、そして昼時間に持って行くということで午前7時から午後1時という間ですね。それも月に2回ということでありますので、私はこういう形で取り組んでいった方がいいんじゃないかなというふうに、今のところ増やすという考え方は持っていません。

○2番(南 利尋君) 回数的にいけば、例えば今、月2回と、アピア前があるということは、4回というわけですから、それはそれで考え方によっては、ある程度の措置はなされて、回収はできているのかなと思いますが、しかし、本当に小さい子供とか、小学生、中学生のおられる共働きの方々は、例えば週末になるとスポーツの大会で子供を連れて行かなきゃいけないとか、いろんな用事で、例えば時間のある方は、さっき市長がおっしゃいました、今のままで十分だという方も多くいらっしゃると思います。ただ、やっぱり次の時代を担うような子育て世代の方々に対して、27品目を全部やっってくださいというわけでないわけですよ。例えば、担当課の方にお聞きしたところ、アピアの経費が六十何万円の経費がかかっているということでありました。その予算の問題に対しては、いろいろ大変かもしれませんが、もうちょっとビニール、プラスチック、ペットボトル、それだけのものを回収するような場面をつくっていただきたいという要望なんです。

それは、市長が言われるように、その時間帯も猶予して、提案していますよということではありますが、なかなかその時間帯に当てはまらない方々もいっぱいいらっしゃるわけですね。今を対応するわけではなく、市長がこれから新しいまちづくりを目指されるわけですから、若者が増えてきたときのごみの処理の在り方というものをもう一回検討するためにも、いろいろ検討していただきたいということで今提案しております。見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) そういう品物の分類で回収するということは、これはちょっと難しいかなというふうに思っていますね。やるのであれば、しっかりと今のような体制でやるということを取り組んでいかないといけないんじゃないかなというふうに思っておりますが、今のところこの回数を増やすということは内部でも協議していませんし、そこら辺がどこまで、今、議員がおっしゃるような、その若い方たちがどういう形で求めていらっしゃるのかを行政として把握することができるのかについては、全体的なことですので、そこはやりませうという答えは今のところ出せないところです。

○2番(南 利尋君) だから、今答弁いただきました、そのとおりだと思うんですけど。例えば子育て世代に御協力いただいて、アンケートを取るとか、その辺によっては地域性のいろんな状況も見えてきますし、本当に世代別のアンケートとか、そういうのも必要になってくると思いますので、私が何回も言いますが、子育て世代の意見や身体の不自由な方々の多くの意見を聞いていただき、市民の心に寄り添って、すばらしい志布志市の景観が失われることのないようなごみの収集の在り方を検討していただくことを要望します。

次に、新たなごみ処理システムを構築する考えはないか、お伺いします。

香川県の三豊市では、「ごみはすべて資源」というフレーズで、トンネルコンポスト方式という日本初のシステムでごみ処理を行っております。生ごみ、ビニール、紙、プラスチックを一つのごみで収集して、日本初の技術のトンネルコンポスト方式で固形燃料にしております。設備とごみ収集、ごみ処理は、全て一つの民間企業で行われています。三豊市は、市内で出るごみを民間企業に売却しているだけのことです。時代の流れによって、このような事業も行われている

わけです。

本市も新たな処理システムの構築を検討するような方向で考えてみたらどうでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ただいま議員の御質問をお聞きしまして、技術は日進月歩だと、こういった画期的な方法も出てくるものだというふうに感心をしているところでございます。

御存じのとおり、本市では、生ごみの回収及び堆肥化など、分別によるリサイクルが確立されております。現在のところ分別の方法を変えたり、品目を減らすことは考えていないところです。特に、生ごみの処理につきましては、松山有機センターの安定稼働のため、現在のまま続けていきたいというふうに考えております。

しかし、三豊市の事業は、先駆的事例なので、とても興味があります。視察でもして、調査・研究はしていきたいなというふうには思っているところでございます。

○2番（南 利尋君） この件に関しましては、担当課の方にホームページでいろいろ調べてくださいとお伝えしたところでした。私も調査・研究を行って、これからの定例会で質問させていただきますので、行政の方でも検討していただくことを要望いたします。

次に、観光振興について伺います。

志布志港旅客船埠頭（観光船バース）の景観の維持管理については、昨年9月定例会の答弁で、「県との連携を図る」とのことでしたが、依然として管理が行き届いていないように感じます。現状をどのように考えていらっしゃるか、お伺いします。

○市長（下平晴行君） 港湾地区における環境の整備につきましては、これまでもお答えをしておりますとおり、市民や関係機関からの要望を受けたことに対しまして、港湾管理者である鹿児島県に迅速に要望を行っているところでございます。

県につきましても、順次環境整備を行っておりますが、志布志湾地域全域の環境整備までは行き届いていないのが現状であります。

このことによって、平成29年度からもっと市民や観光客に親しまれるような港を目指して、市民が親しむ港づくり事業を実施して、旅客船埠頭やその他緑地、歩道の景観維持に努めているところでございます。

このことにより、最近ではきれいになっているという市民等からの声も届いているところであります。前からすると、景観は大分良くなっているというふうには私も感じているところでございます。

○2番（南 利尋君） 今、市民の声として、「景観が良くなっている」という答弁がありましたが、私は、昨日の現場も見てまいりました。周りの雑草は結構伸びておりまして、もちろんトイレも汚いという状況が昨日の時点ではありました。

この件に関しては、昨年9月14日に質問させていただきました。ちょうど今日で9か月が経ちました。公衆トイレの件に対しての答弁で、「障がい者の方には大変申し訳ないと思います。トイレの場合は、県が管理しているので、市が勝手に対応できないわけでありまして。今後は、関係

機関と連携を図り、対応してまいります」とのことでした。

市長がよく「すぐできることとできないことがあるわけです」ということをおっしゃいますね。9か月経過しても、障がい者用のトイレは、使用禁止のままです。この事例から見ると、関係機関との連携が図られていないのではと勝手に思っています。

市が勝手に対応できないのであれば、県に対してどのような要請をなされたのか、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） このことについては、先ほど議員がおっしゃったように、県との連携を取って、対応をしているということではありますが、修繕については、港湾管理者の方が、メーカーによる修繕が必要ということで調整中だと伺っているところでございます。

○2番（南 利尋君） 県の方もいろいろ検討はされているわけでしょうけど、私が思うには、本当に前回も言いました、障がい者の方のトイレというのは、なかなか無いわけです。市内です。コンビニのトイレを障がい者の方が借りる時であっても、なかなかスペース的なものもあって大変だと思います。

私は、この前の市長の答弁で、いろいろそういう周りを汚したりする方が結構いらっしゃるのでという答弁を聞きました。であれば、トイレの横とかに防犯カメラを設置したらどうでしょうか。昨年9月の質問で私は提案しましたが、自動販売機を置けば、その自動販売機の売り上げによって維持費は賄えるわけですね。それは、もちろん県と協議をしなきゃいけないわけですけど。

例えば、そこの観光船バースには自動販売機ひとつ無いわけですよ。でも、県のスペースですから、それは市がいきなり勝手にということはできないと思います。ただ、自販機を置いたりするような、その売り上げによって防犯カメラを作動させるということも、結構そういう景観を汚すような方に対しての抑止力につながると思います。また、あそこの障がい者用トイレには、おむつ交換のできる、そういう設備もあるわけです。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、港湾商工課と港湾管理者とのつながりという、私、見ていますと、大変うまくいっている、連携が取れているというふうに思っております。

今、課長にも確認したところですが、修繕も何回かしております、それでもやはり先ほど言いましたように、メーカーからの修繕というか、交換をしていかなければ直らないような状況でございますので、これは、県のトイレでありますので、そこら辺も含めて、再度どういう形で県の方が考えているのか、要請をもう一回、直接対応していきたいというふうに考えております。

それから、防犯カメラの件でございますが、これは、先ほどおっしゃいましたように、県の所有地でありますので、市がどうこうできませんので、そこら辺はまた港湾管理者の方とも協議をしてみたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） もちろん、県のトイレであるということでありましたが、県のトイレなんですけど、市民が使うわけですよ。県の職員の方が使うわけではなくて、市民の方があの観光船バースで、例えば子育て世代でも、高齢者の方でも、あそこでのんびり過ごすような時間もあっていいと思うわけですね。そこを、「できることとできないことがあります」という答弁を想

定して、今言いますけど、例えばふるさと納税とかありますね、そういうので県に寄附するとか、そういう意味でも、市がこれを提供しますので、ここに設置していただきたいということを、市民の福祉のために使っていくことも私は大事ではないかと考えおります。ぜひそういう検討もしていただくことを要望します。

観光船バースは、今、市民の方や市の職員の方々がボランティアで清掃活動を行っていらっしゃるということも聞いております。市長も自ら刈払機で作業をされているということも聞きました。私も次回から参加させていただきます。

市民の方や観光客がいつ訪れても、志布志港のすばらしい景観の中でゆっくり過ごしていただけるように、関係機関との連携を図り、保全管理に対応していただくことを強く要望します。

次に、本市の観光拠点であるダグリ岬周辺の景観維持について伺います。

夏井荘は解体されましたが、その他の老朽化した施設等の現状と対策についてどのように考えていらっしゃるのか、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬周辺の景観維持につきましては、ダグリ岬公園周辺整備基本計画に基づき整備を進めているところでございます。

計画によりますと、まずはダグリ岬海水浴場周辺の危険廃屋等の撤去を優先的に行っております。今年度は、休憩所跡地の構造物の解体撤去と用地の取得を本議会に提案させていただいております。海水浴場周辺以外の景観の悪い所につきましても、継続して、所有者等と接触を図り、景観改善に向けて交渉を続けているところでございます。

○2番（南 利尋君） 今回の議案にも上がっております海の家とか、あの辺も買収して、これから市の方でダグリ岬の整備をされているという計画もお聞きしております。

私は、おととい現地へ行きました。現状を見てみますと、いろいろ夏井荘跡も解体されて、土砂コンみたいなもので整地されておりました。

私が毎回提案しているのは、本市の多くの方々や串間市の多くの市民の方々が、「パラダイス跡の施設が周辺の景観に悪影響を及ぼしている」とよく言われるわけですね。昨年9月定例会で、「適切な管理をお願いする」との答弁がありました。今年3月定例会では、「所有者については確認を取った。連絡はしていない。今後においては、適切な管理をお願いしたい」とありました。

志布志市、串間市の多くの方々が、「危ない」「怖い」と言われている現状があるわけです。私は、市民の安心・安全を確保するために毎回質問しております。所有者とのコンタクトを取られましたか。お伺いします。

○市長（下平晴行君） 御質問の以降に、所有者に対してたびたび連絡を試みているところでございますが、接触には至っておりません。今後、ダグリ岬海水浴場に隣接する休憩施設跡地の景観整備事業が決定した後に、市の計画と方向性を御理解いただき、施設の適正管理に努めていただくよう説明とお願いに出向いていくということでございますが、今のところ接することができていない状況であります。

しかし、このことについては、基本的には自分の土地・物については自己責任という、自己管

理しなければいけないとなっているわけですね。そこも含めて、今、そういう接触の仕方をして
いるわけでありましたが、6月4日でございました。これは、第三者なんですけれども、韓国の方
があそこを気に入られたということでございましたので、この地番等を送ったところであります。
その方は、韓国で15の施設を経営しているということで、志布志市のあのダグリー帯が大変気
に入られて、あそこで何らかの形で事業をしてみたいというようなことでございますので、そう
いう面については、先ほど言いましたように、自己での管理と、それからそういう外から来る人
がいたら、そういう形での取り組みを進めていきたいと考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひその民間企業の方と所有者の方をいろいろコンタクトを取れるよう
な役目を行政の方でしていただいて、市民の安心・安全を確保するためにも、スピードある対応
を取っていただくことを強く要望しておきます。

今年も海水浴シーズンがやってきました。夏井海水浴場と高松海水浴場の景観維持、保全管理
には、格段の差があります。観光のまち、志布志を語る時、恥ずかしい気持ちでいっぱいになり
ます。今、何かを提案しても、今シーズンには間に合わないわけでありますから、せめて国道沿
いとダグリー周辺の徹底した除草作業に取り組んでいただくことをぜひやっていただきたい。高
松・夏井の海水浴場があつて、二者択一でせつかく夏井を選んでいただける方に対して、少し
でも気持ちのいい感覚で海水浴場を使用していただくためにも、国道沿いの除草作業、またダグ
リー周辺の除草作業、おととい行きましたが、本当に雑草が生い茂って、何年も経つ、そういう雑
草が道路に被さって、例えば夕方行くと、いろんな犯罪があそこで起きてもおかしくないよう
な薄暗い場面になっている箇所もありますので、その辺の対応をしていただくことをぜひ願
いします。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ダグリー岬周辺の雑草が生い茂った国道敷につきましては、大隅河川国
道事務所に対して伐採を依頼しているところでございます。また、海水浴場周辺の市道敷につ
きましても、適宜状態を確認しながら対応していきたいというふうに考えております。

今、議員のおっしゃいましたとおり、外から来た人はやはり景観がまず目につくわけであり
ますので、そこら辺のことはしっかりと河川事務所等とも連携を取りながら対応していき
たいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 何回も言いますが、結局、海開きがもうすぐ来ますね。できること
とできないことがあるわけです。この件に関しては、そのシーズンが今度の海開きがある前
に対応していただけますかね。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） このことについては、しっかりと指定管理者もおりますので、そこ
ら辺も見極めて、そういう周りの景観等も対応していきたい。特に、海水浴シーズン中になり
ますと、トイレ、更衣室周辺も含めた景観をしっかりと対応していきたいというふうに考
えております。

○2番（南 利尋君） ぜひそういうシーズン前に取り組んでいただきたいと思
います。

できれば、シャワールームとかトイレが結構さびて、何かちょっとあそこに魚の絵とか、ち
ょっとした塗装で、もうちょっと垢抜けた、そういうイメージを作っていただければ。やっ
ぱり何

か怖いわけですね。あのさびた、外のシャワー口とか、全部何かさびて、そういう状況になっていますので、点検も重ねて要望します。

ぜひ本当に隅々まで除草作業していただいて、せっかく志布志に来てくださる方に対して、心のあるおもてなしをしていただくことを要望いたします。

先日、私の尊敬する先輩の奥様が、「南さんは、志布志の地図にどういう絵を描けますか」と質問されました。私は、ちょっとびっくりしまして、酔いもさめてしまいました。本当に具体的に絵を描くことはまだ私にはできません。いろいろな観点から、いろんなことを学ばないと、全体に対しての絵はなかなか描けないと思います。

最後に、市長にお伺いします。市長は、本市のランドデザインをどういうふうに描いていらっしゃるかをお伺いして、終わります。

○市長（下平晴行君） これは、「しぶし」は、志布志市の憲章であります。「し」自然に親しみ、ふるさとを愛し、「ぶ」文化の香り高い先人の叡智に学び、「し」幸せと平和を求め、「“ころろざし”あふれるまちを創ります」と、こういうことでございます。よろしく願いいたします。

○2番（南利尋君） 私もそういうイメージはあるわけですよ。だから、いきなり言われて、こういう絵を描きますということは、なかなか示せないかもしれませんが心の中には絶対あると思います。市長は、リーダーですから。

ぜひ私もその絵を必ず描けるように精進していきたいと思いますので、市長の描かれているランドデザインをぜひ皆さんにアピールしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（西江園明君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

次に、5番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○5番（青山浩二君） 改めまして、こんにちは。会派、真政志の会、青山でございます。

本年4月30日に天皇陛下が御退位され、5月1日には新しい天皇陛下が御即位されました。それと同時に、新しい元号「令和」の時代が始まりました。通常、新元号は、天皇陛下即位時に発表されますが、今回は生前退位ということもあり、国民の混乱を最小限に抑えるよう4月1日に公表されたということでございます。

また、昭和から平成に変わる時のような全国民が悲しみに包まれた雰囲気ではなく、今回は国民の多くが自分の明るい未来について前向きに取り組む良い機会になるのではないかと考えております。

元号の改正というのは、私たちが生きている一生のうちに何度もあることではありません。そういう意味でも、今回の元号改正は、新しい気持ちで何かをチャレンジできるいい機会であり、新しいことを始めるのにぴったりのチャンスだと言えらると思います。

そして、私を含め、この議場におられる全ての皆さんが、昭和、平成、令和と3つの時代を経験しているところでございます。私たちは、今始まったばかりのこの令和時代を、これまでの経験と知恵をフルに生かして、新しく、そして明るい志布志市に生まれ変わることができるように、

執行部、議会のお互いが努力していかなければならないと思っておりますので、一緒に頑張っていきたいというふうに思います。

それでは、質問通告に基づき、順次質問をしていきたいと思えます。

今回も、前回に引き続き庁舎移転計画問題について、これ一本で質問していきます。

実は、前回の質問終了後、様々な方から、また様々な団体から御意見を伺ったところでございます。その民意を踏まえながら、前回質問ができなかったところ、そして今回の変更された移転計画案について聞いていきたいと思えます。

そして、どうなるか分かりませんが、どちらに転んでも、24日には、私たちは賛成票か反対票を投じなければなりません。そのどちらかの票を投じるための判断材料にするために、私は真正面から市長にぶつかっていきますので、市長におかれましても真正面で受け止めていただき、市長の思いというものを私に直球でぶつけていただければというふうに思えます。

まず、前回の定例会が終わってから、5月15日に議員全員による志布志支所の庁舎内視察を行いました。そして、5月21日には庁舎移転計画の変更案が示され、6月4日より詳しく改訂された庁舎移転基本方針が示されたところでございます。

市長におかれましても、3月定例会終了後、様々な視点で協議を重ねてきての変更案だとは思いますが、まずこの変更された基本方針の具体的な内容についてお示しいただきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 青山議員の御質問にお答えいたします。

本庁舎移転計画につきましては、先の3月定例会において議員各位から様々な御質問を受けたところでありますが、今6月定例会に本庁舎移転に関する条例改正案及び予算案を提案するにあたりまして、5月の全員協議会での御質問等を踏まえた本庁舎移転基本方針の改訂版をお示したところでございます。

主な変更内容につきましては、段階的移転計画に関する中期計画・長期計画について、新庁舎建設を含めた検討を市民の皆様や専門家等を交えて行う中長期計画として位置付け、移転に伴う職員の具体的配置や駐車場計画に関する内容を新たに追加したものでございます。

さらに、参考資料としまして、「まちづくりの観点からの分析」及び「本庁舎移転による経済効果について」を追加し、総合振興計画や都市計画マスタープラン等の上位関連計画等の整理を踏まえた本庁・各支所におけるまちづくりの拠点施設としての客観的分析と本庁舎移転による職員の移動及び来庁者の変動を条件とした経済効果をお示しをしたところであります。

○5番（青山浩二君） それでは、これから一つ一つ細かく聞いていきたいと思えます。

まずはじめに、3月定例会で私の質問の中に、「執行部と議会は別庁舎で何ら不都合はない。なぜ議会も一緒に移す計画なのか」という質問に対して、市長は、「議会内部で協議をして、議会は有明庁舎でもいいという判断であれば、それはそのことを尊重して対応していきたいと考えている」と答弁されました。そして、示された今回の変更案ですが、議会も一緒に移す計画のままでございます。

議会は何も結論を出していません。この一緒に移すという計画は何なのか。前回の答弁の真意

は何だったのか。まず、お伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 昨年12月にお示ししました本庁舎移転基本方針では、議会関係についても管理部門等と一体として位置付けるとしており、その考え方は今回改訂しました基本方針においても同じであります。

3月議会の青山議員の質問の中で、「議会と執行部は連携を取るために一緒の方がいい」と申し上げ、「議会の方で内部協議があれば、そのことを尊重したい」という答弁をしましたが、一体的に考えていくという基本的な趣旨は、これまでと同様変わっておりません。

なお、このことについては、5月21日の全員協議会におきまして、改めて行政と議会は車の両輪でありますので、議会、議場についても、「管理部門と一体化」として進めていくと述べたところであります。

○5番（青山浩二君） あくまでも、車の両輪であると、そして議会も管理部門であるという認識の下、議会も一緒に移すという、そういう結論でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） そのとおりでございます。

○5番（青山浩二君） 分かりました。市長の思いということでございますので、理解しますということになると思います。

それでは、次に今回一番大きく変わったところを聞いていきたいと思えます。

変更前では、中期計画で、短期計画完了後、5年をめどに本庁全体の移転を、また長期計画で、2038年から2048年をめどに新庁舎の建設を計画しておられました。

今回の変更案では、先ほど市長が述べられたとおり、中長期計画というふうに統合されております。この中長期計画の具体的な内容について、詳しくお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本庁舎移転につきましては、段階的に計画を進めてまいりますが、市民説明会等の中で様々な意見をいただいたところでございます。

短期計画後の中期計画・長期計画につきましては、2つを合わせた中長期計画と位置付け、調査検討委員会を設置して、本庁舎全体の移転や新庁舎建設等につきまして、市民、専門家の皆様と調査・研究を進めていきたいというふうに考えたところでございます。

○5番（青山浩二君） それでは、変更前の中期計画というものは、可能性として完全に無くなったと理解してよろしいでしょうか。それとも、まだ若干ではあるが、可能性としては残っているというふうに理解してよろしいでしょうか。どちらでしょうか。

○市長（下平晴行君） 基本的な考え方には変わりはないわけですが、スペース的に問題もあることから、保健所や民間施設の活用も視野に検討する必要があると考えております。

現時点では、具体的な依頼はできない状況でありますので、この内容も含めて、中長期計画に位置付けて、調査検討委員会を設置し、本庁舎全体の移転や新庁舎建設等につきまして、市民、専門家の皆様と調査・研究を進めていきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 今、市長の思いというのは分かったんですが、変更前の中期計画というものは、短期計画完了後、5年程度を目標に本庁全体の移転を計画していますという計画です。

この計画自体は、まだ残っているんですかということをお聞きしているところでございます。

○市長（下平晴行君） これは、先ほど言いましたように、専門家等を入れた、いわゆる検討委員会を立ち上げて、その中での意見等も聞きながらということで、全体的にはあまり変わっていないということでございます。

○5番（青山浩二君） 全体計画ではほぼ変わりはないということですので、この変更前の中期計画ですね、これはまだ可能性として残っているというふうに理解します。それでよろしいですかね。はい、分かりました。

それでは、この中長期計画の中に、「本庁舎全体の移転及び新庁舎建設等について、市民、専門家を含めた調査検討委員会を設置する」と示されております。この委員会の設置時期、おおよその人数、また市民の選考方法等はどうなっていくのか、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 短期計画が決定した場合には、次の段階として中長期の調査検討委員会の設置を検討してまいります。

設置の具体的な時期につきましては、まだ申し上げる段階ではございませんが、できるだけ早い時期から調査・研究を行うことが重要であるというふうに認識をしているところでございます。

最終的な新庁舎建設を踏まえた調査・研究になることから、調査の規模や候補地の選定など、専門家や市民の様々な視点からの検討が必要なため、他の自治体の事例も参考に検討していきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） それでは、まだ設置時期、それからおおよその人数、そして市民の選考方法、これは具体的には決まっていないということよろしいですか。

○市長（下平晴行君） そのとおりでございます。

○5番（青山浩二君） それでは、今、職員のみで設置されています本庁舎移転検討委員会、これとの関係性はどうなっていくのかということが気になってくるところでございます。

この本庁舎移転検討委員会は廃止をして、市民、専門家を含めた調査検討委員会で今後は議論していくことになるのか、そこをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 庁内の協議であります本庁舎移転検討委員会につきましては、具体的な進捗に合わせて、いろいろな課題も出てくるというふうに思われます。また、市民サービスの向上の観点からも、この検討委員会は継続していきたいというふうに考えております。

新たに設置する市民参画の組織とは役割分担をしていく考えでございます。

○5番（青山浩二君） それでは、職員のみで設置している移転検討委員会、それから市民、専門家を含めた調査検討委員会、両方、今後は存在するということになるということよろしいですか。はい。

では、この類似の2つの委員会が存在するというについては、若干ではございますが、混乱が生じるような気がいたしますし、両委員会が全く別の方向性を向いてしまって、そして全く違った結論を出してしまうということになれば、どうなるんだろうという気もいたします。

そういった混乱を避けるためにも、可能であれば一本化した方がいいのではないかとこのように

にと思いますが、市長、いかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、検討する内容が全然違いますので、そこら辺はしっかりと対応していきたいというふうに思います。

○5番（青山浩二君） 分かりました。

それから、委員会の名称ですが、職員で構成されるのが「本庁舎移転検討委員会」、市民及び専門家が入るのが「本庁舎調査検討委員会」、名称も非常にややこしいというふうに私は思います。

職員構成の「検討委員会」が現在存在するのであれば、今後設置される委員会については、名称を一工夫された方がみんな分かりやすいんじゃないかなというふうにと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、やはり同じような名称ですので、ここら辺は名称自体をどういう形にするか内部で十分議論して決めたいというふうに思っています。

○5番（青山浩二君） 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今回変更が示された基本方針ですが、現在、市のホームページにアップされているのか、お伺いします。先ほどの南議員とのやり取りの中で、「積極的に情報発信をしていきます」と答弁されておりましたが、この変更された基本方針、現在、ホームページにアップされておりますか。

○市長（下平晴行君） 基本方針については、ホームページには掲載をしていないところでありますが、今後は、市民の皆様に分かりやすい形で市報、そしてホームページなどで情報発信をしていきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） そちらの方もどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

やはりこういった大事な基本方針は市民の皆さんに周知するためにも、ホームページのトップページに新着情報というところがありますよね。そういったところに積極的に載せるべきだと思います。

私は、基本方針をいただきましたから、内容は分かります。そして、執行部の皆さんは作った側ですので、内容は当然分かると思います。

ただ、市民の皆さんは、今この一般質問のやり取りでしか内容を今の段階では知ることができません。私もこの内容を全部が全部聞いていくわけではありませんので、市民の皆さんはところどころしか分からないと思います。

ですので、市長は、こういう思いでこういった計画を立てたいんだというのを分かっていたくためにも、やはりホームページに載せるべきだと思いますが、いつ頃載せるおつもりでしょうか。

○市長（下平晴行君） 掲載できる時期については、やはり今回の議会後になるというふうに思います。

○5番（青山浩二君） 分かりました。

それでは、次にいきたいと思います。

基本方針の冒頭部分に、「志布志市が発展していくために、市役所本庁舎については、地理的優位性のある志布志支所に移転し、新たなまちづくりを推進していきます」と書かれております。

変更前も、市長は、幾度となく「地理的優位性のある志布志支所に移転する」と発言されておりますが、これは何と何を比較して、志布志支所は地理的優位性があるというのか、具体的にお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 前回の基本方針におきましても、道路網や港湾整備による交通アクセス向上の観点から地理的優位性の考えをお示ししておりましたが、今回の基本方針、改訂版におきましては、現状分析データにより有明本庁、志布志支所、松山支所の位置や周辺の状況を整理しております。

中でも、生活利便施設との位置関係、公共交通アクセス、徒歩・自転車圏内人口、国・県等関係機関との距離、防災拠点、防災拠点間の連携などの項目により分析した結果、志布志支所周辺が本市の都市拠点として位置付けられ、人口や生活利便施設、国・県等と関係機関等が集積した利便性が高い地域であることから、地理的優位性が高いと判断をしたところでございます。

○5番（青山浩二君） 私は、この志布志支所の方が地理的に優位性があるという表現には若干違和感があるところでございます。これは、データ分析に基づくかもしれませんが、人の感性、感覚の部分も多分にあるかと思っておりますので、私と市長の考えは異なるかもしれません。

私自身は、志布志支所が地理的優位性があるとは思えません。そして、ここ有明庁舎についても、地理的に優位性があるとも思えません。どちらにあっても、同じぐらいの経済発展の核となることが可能だと今でも思っております。

ですので、志布志支所の方が優位性があるという表現に若干違和感を感じているということでございますが、市長、どうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） それは、議員がおっしゃいますとおり、それぞれの感性、そういうものが違うから、そういうことになろうかというふうに思いますが、私は、先ほど言いましたように、例えば地方自治法第4条第2項にありますとおり、国・県がどういう状況なのか、あるいは交通アクセスの問題等々を含めて、そして、今先ほども言いましたけれども、港・道路、こういうところはどんどん整備されている中での、いわゆる地理的優位性というもの私は考えておりますので、そこが議員との考え方の違いかなというふうに思っているところでございます。

○5番（青山浩二君） 分かりました。市長の考え方というのは、十分分かったつもりでございます。

では、次に本庁舎移転の考え方ということで、地方自治法第4条で、「市役所、事務所の位置は、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」と定められております。

市長は、この市民サービスの向上の観点から考えても志布志支所に移転するんだというお考えの下、移転計画を立てられておりますが、私は、ここ有明庁舎でも適当な配慮を払うに十分な場

所だと今も考えておりますが、いかがお考えですか。

○市長（下平晴行君） 有明地域につきましても、地域生活拠点として位置付けております。その特性を生かしたまちづくりが推進されているところであります。

地方自治法第4条では、「市役所、事務所の位置は、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」と定めてあります。

「適当な考慮を払うに十分な場所」については、最も利便性の高い地域、最も地理的優位性の高い所という点で志布志支所を本庁とするところがございます。

○5番（青山浩二君） やはりこれも考え方の違いだというふうに思っております。私は、有明庁舎でも適当な考慮を払うに十分な場所だというふうに主張をしておきます。

それでは、次に駐車場問題について聞いていきたいと思えます。

志布志庁舎は、短期計画が完結すれば、職員数が現行の142名から215名になるとしております。増減で言いますと、プラスの73名ということになります。

そこで、この計画の中では、職員の割り当てとして支所駐車場に20台分確保してあります。この20台分を来庁者用に振り替えるという計画でございますが、私はこの職員20台分はそのままの方がいいのではないかと考えます。やはり職員の中にも足の不自由な方、また体調面を考慮して、近くに駐めた方がいい方など、いらっしやるかと思えます。そういう方々にあの坂道を歩きなさいというのは酷な話ではないでしょうか。

そういった面も考えて、私は、この職員用20台分はそのままにしておいた方がいい、むしろそのままにしておかなければならないと考えますが、市長はどういうふうに考えますか。

○市長（下平晴行君） 志布志支所駐車場の現状につきましては、文化会館の北東側29台、南東側に68台の計97台分の駐車スペースに、臨時嘱託を含む市役所及び外部団体の職員分を合わせて55台が利用されております。

移転計画に伴う職員割り当て分の20台、職員増分73台全てと議会分の19台が文化会館を利用することになりますと、約70台分の駐車スペースが必要となるところでありますが、文化会館南側66台分の駐車場を利用することで対応していきたいと考えております。

現在も60名程度の職員が徒歩や自転車・バイクでの通勤や民間駐車場を利用するなどしておりますので、対応が可能だというふうに考えております。

それから、職員の分の20台でございますが、体に障がいがあったり、疾病や緊急を要するというような場合は、志布志支所駐車場の使用申請をお願いして、期間を定めて、許可証とともに駐車場の使用承認を行っているところでございます。

現在2名が許可を受けて利用しているという状況でございます。

○5番（青山浩二君） 私が聞きたかったのは、今、市長が最後に答弁された部分になるかと思えます。この職員用駐車場20台分ですね、特別許可をいただいている所、ここは可決になるろうが、否決になるろうが、このままにしてくださいというような要望なんです、そういった形で進めて

もらってよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 基本的に今まではこういう形をとってきたわけですが、しかし、大部分の141名という職員は、先ほど言いましたように、55人は文化会館の方に、それ以外の人は自転車なり徒歩ですかね、そういう形で出勤をしておりますので、公平感から見ますと、これは、全職員やはり文化会館からという考え方に変わりはありません。

○5番（青山浩二君） それでも、足の不自由な方とか、体調面を考慮して、特別に許可を出されるような方については、配慮をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、今、市長がちょっと答弁で触れられましたけれども、この職員の駐車場計画でございしますが、あえて今話をした現在の職員割り当て20台分も入れて、計算をしてみました。

文化会館北東側29台分、それから南東側68台分、そして職員割り当て20台分、これを足しても117台分、この台数しか確保できないというところがございます。

文化会館の南側66台分、道路向いの北西側174台分、これは、各種イベント、会合、そしてゲートボール等があった場合の駐車場として現在も利活用されておりますので、ここは数字に入れたらいけない部分かなというふうに思っております。

職員215人に対し、現在確保できている駐車場台数117台、このままでは約100台分駐めることができないと私は計算しました。これは、どうやって対応していくのか、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 志布志支所駐車場の現状につきましては、文化会館の、今おっしゃいました北東側29台、南東側68台の合計97台分の駐車スペースに市役所及び外部団体の職員分を合わせて55台が利用されている状況でございます。

移転計画に伴う職員割り当て分の20台、職員増分73台全てと議会分の19台が文化会館を利用することになりますと、約70台分の駐車スペースが必要となるところでありますが、文化会館南側66台分の駐車場を利用することで対応したいというふうに考えているところでございます。

現在も60名程度の職員が徒歩や自転車・バイクでの通勤や民間駐車場を利用するなどしておりますので、対応は可能だというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 今、市長が言われました文化会館の南側66台分、ここについては、市民の皆さんが利用するスペース、そういった観点での駐車場ではないのでしょうか。

○志布志支所長（小山錠二君） 文化会館南側の駐車場におきましては、現在、ゲートボール場も1面あり、通常、市民の憩いの場としても確かに使われておりますが、今回、市長から答弁があったように、職員の駐車場としても利用可能だと考えております。

以上です。

○5番（青山浩二君） そういった場合、ゲートボールとか各種会合等があつて、そこに駐めたいという市民の方々は、駐められないということになっていきますかね。

○市長（下平晴行君） このゲートボール場の利用等も含めて、文化センターの駐車場自体が恐らく百何十台駐めるスペースがあるわけでありまして、その分についてはしっかり対応できるんじゃないかというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 今、市長も申されました文化会館の道路向かい側ですね、広い駐車場、あそこが174台駐められるスペースはあるんですが、ここに職員の皆様が駐めることはあるんですか。

○市長（下平晴行君） 今のところは、先ほど説明がございましたとおり、文化会館から東側に駐車スペースとしてとっているところです。

しかし、事情によっては、あそこも一つの駐車場でございますので、利用することは可能でございます。

○5番（青山浩二君） 私は、ここの道路向かいの駐車場ですね、ここには本当に駐めて欲しくないというのが感想でございます。文化会館でいろんな会議、イベント、そういうことが多分にあります。そういった場合、市民の皆さんに大分不便を強いることになるんじゃないかなというふうに思いますが、それでも市長がここに職員の皆さんも駐めるんだよということであれば、駐めることになるんでしょうけれども、市民に不便を強いることになると思いますが、その点についてはいかがですか。

○市長（下平晴行君） 先だって、保健所の敷地の話がありましたが、私、知事と直接会って、あの施設については利用してもいいですよという了解をいただいておりますので、あの保健所の駐車場が何台駐められるのか、これは大隅地域振興局の課長ともお話をしているところでございますが、利用することについてはOKだということで、直接、私、話を聞いておりますので、あとの駐車可能な台数の問題、そこら辺は今後調査をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 今、保健所等のお話がありましたが、私は、この文化会館道路向かいの174台分駐められるスペースには、職員の皆さんはちょっと御遠慮願いたいというふうに思っております。本当にいろんな行事が重なった時に、市民の皆さんが不便になるというのは明確に言えると思いますので、そこはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、民地利用のことも触れられておりますが、何か進展があるんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 民地利用についても、今、議会でこういう審議中でございますので、まだそこら辺のお願ひというものはできていないという状況でございます。

○5番（青山浩二君） 分かりました。

民地利用のことについても、明確にこの土地を借りる、あるいは買い上げるといった地権者との協議が済んで、全ての職員の皆さんの駐車場が確保できていますよという観点から提案をしていただきなかったなと思っております。若干協議はしているかもしれませんが、確約が取れていないという状況だと思いますので、やはりそういった面もしっかり取り組んでいかないと、今の時点でこういった計画では賛成することはできないということになると思います。

ですので、一回、冷静になって、市長の立ち止まりが必要であるというふうに3月から再三申しているわけですが、既にこの短期計画については提案されております。まだまだこれから協議をしなければならないこと、こういった課題が山積しているんですが、それでも短期計画が提案されたということについて、市長はどういうふうにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今回提案させていただいているのは、やはり駐車場とか南海トラフ地震とかという課題もありますけれども、やはりまずは本庁舎移転計画の取り組みをする中で、経済をどういうふうに発展させていくのかということが市長に立候補した私の公約でもあります。ただ、公約だからということじゃなくて、やはり合併して、志布志市になったわけですので、どう活性化させるか、このことが一番の思いでございますので、本庁舎移転計画の取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 分かりました。

それでは、次にまいりたいと思います。

次に、移転に伴う設計業務委託料、これが今回430万円上程されております。今、明確に出せる費用としては、この設計料の430万円だけあります。この設計の結果、本当にどれぐらいの金額になるのかは不透明なところでありますが、概算で執行部も計算しているようでございまして、志布志支所の改修に9,500万円、概算ですよ、有明本庁の改修に、こちらも概算ですが、640万円と示されております。志布志支所と有明本庁を足すと、約1億円かかるという試算でございます。

私は、この1億円という数字も本当にこれで収まるのか不安であり、心配でもあります。大幅に上回るような結果が出たらどうするんだと。例えば、2億円、3億円かかることも想定されます。このような結果が出てしまえば、どういった対応をとっていくのか、お伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 5月21日の全員協議会におきまして、本庁舎移転に伴う志布志支所の改修費を約9,500万円、有明本庁の改修費用を約637万円とお示しをしたところでございます。

これは、建築・防災・端末パソコン・電話機配線・電気・空調設備について、現段階での見積徴取等により積算した金額でございます。

概算金額でありますので、詳細につきましては、今回提案しております補正予算の設計費の中で積算をしてみたいと考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） 大体、今説明を受けたわけですが、この430万円で設計をした結果、2億円とか3億円とかかかることも想定されると思います。そうなったら、どうしていくんですかということをお聞きしたところでございます。

○市長（下平晴行君） いくらなんでも2億円、3億円、2倍、3倍とは絶対無いと思います。そこに誤差は何百万円かあるかもしれませんが、そういうことは無いというふうに思っております。

○5番（青山浩二君） 分かりました。

じゃあ、どれだけかかっても誤差の範囲内で収まりますよと。この改修費用、約1億円、これ前後で収まりますよというような感じでよろしいですか。はい、分かりました。

それでは、3月議会におきまして、八代議員からもありました引越しに係る費用の明確化、それから野村議員からもありました看板、案内板の設置や変更に係る費用の明確化、こういった細部にわたって費用を明確にすべきというふうに思いますが、それ以前に本庁舎移転計画を提案

することになったと思います。ここについては、いかがお考えですか。

○市長（下平晴行君） 今回お示ししたのは、本庁舎移転に伴う庁舎の改修費用でございます。

議員御指摘の引っ越し費用、看板、案内板などは含まれておりません。移転に伴うその他の経費については、現在調査を行っておりますが、段階的な対応をしていきたいというふうに考えております。

本庁舎移転に関する改修費用につきましては、先ほど言いましたように、多少の変動はあろうかというふうに思いますが、大幅な増減は無いものと見込んでおります。

○5番（青山浩二君） やはり3月も言ったんですけれども、移転費用が明確でないということになれば、私は正確な判断ができません。そういうことも含めて賛成しかねるということにつながっていくということでございます。

それでは、多くの市民の皆さんから御意見をいただきましたことを一つだけ言わせていただきたいと思います。「移転に係る費用、そういったお金があるのであれば、他に使い道があるはずだ」と。「例えば、保健・福祉・教育、まだまだ困っている人たちはたくさんいるのに」と。「まして、一般財源の持ち出しが出てくるようなことがあれば、なおさらだよ」と。「他に使ってほしかった」「他に使い道があったのに」という意見が多く聞かれたところでございます。

これは、本当に純粋に市民の立場からの意見だなというふうに感じますが、このことを聞いて、市長はどう感じましたでしょうか。

○市長（下平晴行君） 恐らく経済効果の内容が分からないから、そういうことを言われるんじゃないかなと思います。私は、先ほども言いましたように、先人たちが本当に努力して、今の志布志港ができた。そして、志布志港ができたおかげで、都城志布志線も整備される。これをどう生かすか。これは、私たちの責任だと思うんですね。議員の皆さんも一緒です。このことを生かして、そして次の世代にどう引き継いでいくかというのは、私どもの役割だというふうに思っておりますので、このことを基に経済が発展するような取り組みをしていきたいと。これが本庁舎移転でございます。よろしく願いいたします。

○5番（青山浩二君） 経済効果が分からないからということではございますけれども、そうであるならば、なおさら先ほど話にも出しましたアナウンスが足りないんじゃないかなというふうに思います。そういったこういうことがあるから移転を進めるんだよというのをもっと広い範囲でアナウンスして、先ほども言いましたホームページにもしっかりと載せるべきじゃないかなというふうに思いますので、アナウンスについては、本当にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

先日の本会議の時に、岩根議員からありました質問の中で、私自身納得のいく答弁ではなかったので、再度聞きたいと思います。

「地方自治関係実例集」という本が議会の図書室にあります。この本です。見られたことがあるかもしれませんが、この本になります。この中で、地方自治法第4条について書かれている部

分がございます。

まず、今回の位置条例制定の提案に対し、この本を参考にされましたでしょうか。

○市長（下平晴行君） 行政実例のとおり、取り組みをしたということでございます。

○5番（青山浩二君） では、岩根議員からもありましたが、こう書かれております。事務所位置、変更条例の制定時期ということで、「建築に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することは適当でない」というふうにされております。

また、その実例に対しての注釈にも、「当該条例は、少なくとも建築に必要な財源の見通しが立ってから制定すべきものであって、それ以前に制定することは適当でない」ということがしっかりと書かれております。

こういう実例、そしてそれに対する解説もしっかり書かれているのにもかかわらず、今回の提案となったわけでございますが、そこについての見解をお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃいますように、この行政実例によって取り組みをしているところでございますが、事務所の位置の変更に関する条例の制定時期について、事務所の建築着工前か、建築完了後とするかについて、「当該市町村の判断でよいが、財源の見通しが立ってから制定すべき」との回答であります。

本市の場合は、現時点における概算費用についてもお示しをし、財源につきましては、施設整備基金を充当する考えでありますので、財源の見通しについては立っていると理解できるものと考えております。逆に、今回の提案が、位置条例は提案せず、設計予算だけの提案となりますと、条例と予算の整合性がとれないものと判断しております。

なお、今回の条例及び予算の計上につきましては、鹿児島県市町村課とも協議を行ったところでございます。

○5番（青山浩二君） それでは、概算で出されたこの約1億円ですね、これが必要な経費ですよということで制定することになったと。財源もちゃんと見えていますよということでの判断で、これに基づいて提案したということによろしいですね。

○市長（下平晴行君） はい。

○5番（青山浩二君） 分かりました。

それでは、私は、この「地方自治関係実例集」、こういった参考書を参考にしながら、今概算でございましたが、建築費用の明確化、そして財源の見通しの明確化、それから条例制定の提案というのが一般的であって、王道であるんじゃないかなというふうに思っておりました。

今、市長が言われました、概算でも1億円出しているんだからということで、このとおりに進めていますよというのであれば、それはそれでいいでしょう。ちゃんとやっているということですので、そこは理解いたしました。

それでは、次に今回の基本方針は、前回の3倍ぐらいのページ数でありまして、また参考資料も添付されていることから、前回からすると大分中身が濃くなったなと感じるところでございます。

その参考資料の中で、「本庁・各支所の位置付けの整理」という箇所、有明庁舎の周辺のまちづくり方針として、「地域生活拠点として周辺集落の生活利便性や地域のコミュニティを維持する小さな拠点として、生活利便施設や公共施設の集約・統合を図ることとされている」という方針があるのにもかかわらず、「周辺での整備事業等の方針は無い」と評価されております。これについては、松山支所も全く同じ方針であり、評価も全く同じでございます。

「生活利便施設や公共施設の集約・統合を図る」という方針と、「周辺での整備事業等の方針は無い」という評価ですが、一体どういうことなのか、整合性が全くとれていないと思いますが、市長の見解を求めます。

○市長（下平晴行君） この評価は、「まち」の観点から松山地域・志布志地域・有明地域のまちづくり構想をまとめたものでございます。

有明・松山地域については、地域生活拠点として、生活利便性やコミュニティ維持の拠点としての整備は実施されていくが、都市基盤整備や商業集積地としての整備方針が無いということでございます。

前のページに地域別のまちづくりの方向性としてお示しをしてあるように、それぞれの拠点としての整備は行う考えでございます。

○5番（青山浩二君） 前のページを見れば、おおかた分かると思いますが、やはりこういうふうに書かれていますと、変に誤解を招く可能性があるんですね、本当に。こういう書き方については、ずっとこの基本方針は残るわけでございますので、今後は慎んでいただきたいというふうに思っておりますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、やはり誤解を招くような表示の仕方はいけないと思いますので、これから十分注意してまいりたいというふうに考えます。

○5番（青山浩二君） それでは、同じく参考資料の自動車アクセスの箇所になります。

各3庁舎とも、地図と主な主要道路からの写真が載っておりますが、志布志支所は、「国道220号線からの視認性は低い」と評価されております。松山支所においては、「県道塗木大隅線からの視認性が非常に高い」と評価されております。ただ、有明本庁に限っては、「県道志布志有明線からの視認性が非常に低い」というふうに評価されております。

これですね、有明本庁については、写真を撮るポイントに問題があるんじゃないかなというふうに思います。確かに、この写真を撮るポイントからだとも視認性は非常に低いのは認めます。ですが、あと300m宇都鼻方面に行けば、同じ志布志有明線沿いで市役所へのアクセス道路もあるポイントがあるわけですね。具体的に言うと、志布志有明線からアサヒ測量さんの所に出てくる道路になるわけでございますが、そのポイントから撮影をすれば、視認性は非常に低い、こういう評価にならないわけですね。そのポイントですと、市役所は箱ごと、丸ごと全部見えます。ですので、私が評価をする立場なら、「県道志布志有明線からの視認性は非常に高い」というふうに評価をします。

こういうのも、わざとではないというふうに思いますが、若干配慮が足りないんじゃないかな

というふうに思わざるを得ません。いかがですか。

○市長（下平晴行君） このアクセスの視認性については、幹線道路から庁舎までの接続距離が最も短い接続地点からの視認性としておりますので、有明本庁については、県道志布志有明線から市道吉村・牧ノ内1号線に接続する地点からの視認性を用いたということになったと思っております。

○5番（青山浩二君） 市長の言い分もよく分かりますが、本当に公平な立場でこういった資料作りもしていただきたいと、そういう思いでございます。

次に、防災の観点からお聞きしたいと思えます。

この問題については、3月議会で私を含め、多数の同僚議員も質問をしており、それについての一定の答弁もいただいているところでございます。市長の答弁は、一貫して「支所の標高は11.5mであり、予想される最大津波高は7m、だから、志布志支所は大丈夫だよ」という答弁がありました。そのことを踏まえてお聞きしたいと思えます。

土砂災害・津波浸水想定箇所、志布志支所については、拠点周辺に土砂災害や津波による被害の危険性があるというふうに評価されております。そういった評価が出ているのに、それでもなぜ短期計画の提案に至ったのか、その真意をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 志布志支所周辺に津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域があるのは事実であります。土砂災害警戒区域は、「急傾斜」や「土石流危険渓流」合わせて市内全域に1,169か所指定されております。志布志支所周辺に限ったことではありません。危険箇所については、市民の皆さんにお知らせをしておく必要があると考えておりますので、そのことも含めて、今回このような評価になったところでございます。

あくまでも、志布志支所周辺に危険性があると評価しているものであり、支所そのものが危険であると評価しているものではございません。

○5番（青山浩二君） また、周辺地域が浸水をすれば、それだけで街中はパニックになるというふうに考えます。そういう状態の中で、浸水周辺地域にある志布志支所の職員の皆様は、市民の生命・財産を守るために素早い対応ができるのか、甚だ疑問ではございます。市役所内で足止めになって、身動きがとれなくなると私は思いますが、本当にこういう状態の中で素早い対応ができるのか、そう思っているのか、お伺いします。

○市長（下平晴行君） 身動きがとれなくなるとするのは、庁舎自体が被災することを想定されたことだというふうに考えますが、庁舎が被災することは、志布志支所だけでなく、本庁・松山支所もその可能性はあるわけでございます。状況に応じて的確に判断し、行動すべきものであるというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） では、本年3月に「志布志市津波防災地域づくり推進計画」、こういうものを市が策定しております。この冊子ですね。私たちもつい最近いただいたんですが、この中で、「第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方」ということで、細部にわたって、行政機関というところがあります。49ページになります。ちょっとここを読み上げていきたいと思

います。「志布志警察署、港湾事務所等が浸水想定区域内にあります」と。「円滑な災害応急対応のため、浸水想定区域内の行政機関は防災対策を進めるとともに、必要に応じて浸水想定区域外への移転等について検討することが考えられる」というふうに結論付けられております。

確かに、市長が先ほど言われるように、志布志支所自体は直接的な被害は無いかもしれませんが。警察、港湾事務所、こういったところが防災の対策上、移転すべきというふうに私はこの冊子を見て理解しましたが、それでも危険区域周辺にあえて移転するのはあまりにもリスクが高すぎるというふうに私は思っております。

市民の生命・財産を守るべき立場の職員の方々がしっかり機能できるのか疑問しかございません。それでも、本庁舎の志布志支所への移転というお気持ちは変わりませんか。

○市長（下平晴行君） 志布志支所だけでなく、本庁及び松山支所周辺にも危険箇所は指定をされております。本市に影響を及ぼすと考えられる災害のうち、最も甚大な被害が想定される災害は南海トラフ地震に伴い発生する津波災害であります。その津波から市民の生命を守るためには迅速な避難しないと考えております。実際に津波浸水想定区域内に居住される市民の方がおられますので、津波の際はいち早く避難行動をとっていただくことが大事であると考えております。

現在の段階では、津波浸水区域外であること、支所北側斜面は治山工事が実施されており、安定していると考えられることから、志布志支所に移転しても対応を図ることは十分可能であると判断をしているところでございます。

○5番（青山浩二君） 市長の一貫したお考えは変わらないということで理解をいたします。

今、有事の際の話をしてしておりますが、私も市長も、そして全ての市民の皆さんも、本当なら有事は起こって欲しくないというのが本当の共通した願いであります。ですが、最悪の場合を想定して議論をするのは必要不可欠でありますので、こういった質問をしているところでございます。

本当にどちらが素早い対応ができるのか、今一度考えていきたいと思っておりますし、市長におかれましても、様々な有事に対してのシミュレーションをしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、私ども行政というのは、市民の生命・財産を守るのが義務でございますので、そこはしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 本当にそここのところについては、いろんな場面を想定して、シミュレーションしていただきたいというふうに思います。

それでは、そろそろまとめの質問に移りたいというふうに思います。

まず、短期計画が可決してから、その後に中長期計画を具体的に考えていくという従来のスタンスは変わらないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 変わりございません。

○5番（青山浩二君） そこも、ずっと3月から言っておりますが、先の具体的計画が示されないうまま、その前提である短期計画に賛成することができない理由の一つでもあります。しっかりと費用も含めて、全ての計画が示されての短期計画の提案であって欲しかったというふうに思い

ます。

ただ、私は、市長の提案に対しまして、全て反対ということではないです。長期計画については、建設的に議論する価値は十分あると思います。これは、3月から一貫して言い続けております。

ただ、先ほども言いましたが、工事に関する予算、またそれに付随する付帯工事関連予算、こういったものが明確に示されないと、正しい判断をすることはできません。

さらに、中期計画が先ほど可能性として残っているという答弁でしたので、これが可能性として残っているのであれば、これは大問題であると思います。もう庁舎は短期計画の段階で職員はいっぱい状態です。これ以上受け入れることはできないと思います。そうなれば、別館建設、さらには新たな駐車場整備という話も出てくると思います。そうなれば、もう問題外だと私は思います。とてもじゃないけど、賛成することはできません。それらを踏まえて、長期計画一本に絞ることはできないかと、3月から一貫して言い続けておりますし、私はこれを主張いたします。

ただ、もう短期計画が提案されてしまっておりますので、「時すでに遅し」という感じではございますが、ただ採決の結果、どうなるか分かりませんので、市長は、長期計画一本に絞るといふ、こういった提案にはどのような考えをお持ちでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、道路網の整備、港湾の整備により交通アクセスが向上している状況でございます。この効果を最大限に生かし、志布志市が発展していくために、地理的優位性のある志布志支所に本庁を置き、新たなまちづくりを推進してまいります。

短期計画につきましては、公約でもありますので、スピード感を持って取り組み、中長期計画につきましては、「調査検討委員会」を設置して調査・研究を進めていきたいという考え方でございます。

○5番（青山浩二君） 市長の気持ちも分かりました。

それでは、私から100歩譲るといふわけにはいきませんが、30歩ぐらい譲った提案をしてみたいと思います。

市長は、行政と商工、行政と観光、行政と港湾企業がそれぞれ密接に連携することにより、タイムリーな情報発信、スピード感ある施策の推進ができるのであり、その拠点が市役所であるというふうに常々言っております。

平成29年2月でございます。志布志市商工会、旅館組合、金融クラブ、漁協の四者連名で、「港湾商工課の志布志支所への移転について」ということで陳情が出されております。これは、下平市長が市長になる1年前の陳情ですが、市長も御存じだと思います。知っている前提で話をしてよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 十分知っております。

○5番（青山浩二君） 分かりました。

結果につきましても、そうしたら市長は知っていると思います。

平成29年3月から12月にかけて継続審査というふうになりましたが、結果、審議未了、廃案となった経緯がございます。こういった陳情も過去出されたことですし、市長の思いにもマッチングすると思いますので、私、30歩ぐらい譲ってみますね。

港湾商工課のみの志布志支所への移転ということは考えることはできなかったのか。私は、これなら建設的な議論に値すると今なら考えます。市長は、どうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、今回、短期の取り組みで、市長、副市長、そして管理部門と港湾商工課、一緒に移動することで、いわゆる活性化がより早くなると。港湾商工課だけで移転しても、やはり有明本庁に市長がいるわけでありますので、その連携がうまくいかないというふうに思っていましたので、やはり一緒に取り組みの方がより早くいろんな事業が進むというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） あくまでも管理部門と一緒に移転したいということですね。

それでは、港湾商工課長は、いかがお考えでしょうか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今、市長から答弁があったとおり、当然、市長の下で業務することがより迅速にサービス向上に結び付くというふうに理解しております。

○5番（青山浩二君） 課長の気持ちも分かりました。

市長について、それから課長の考え方についても分かったところでございます。市長につきましては、一貫したお考えには変わりはないようでございます。

それでは、最後の質問にしたいと思います。

市長は、以前の市民説明会の際、市民から「次に市長が代わったら、また本庁舎の移転はあり得るのか」という問いかけに、はっきりと「それはありません」とお答えになりました。

でも、私は、その可能性は十分にあると思います。今回の下平市長のように情熱を持って、有明に本庁舎を戻すんだという方が当選したとするならば、それはそれで十分可能性はあるんじゃないかなというふうに思います。ただ、そういうのは、可能性としてはあるかもしれませんが、現実的には乏しいのかなというふうにも思っております。

だからこそ、そういうことにならないためにも、市長の今任期中に長期計画一本に絞って、基金の造成を開始し、15年後、20年後には上の台地に市役所を建設するんだということを決定して欲しいと思います。

少し政治的な話になりますが、それは、何も市長の選挙公約違反にはならないと私は考えます。なぜなら、20年後の志布志市を考えて、今任期中に大きな、そして偉大な決断をしたのだから、誰も責めることは無いと思いますし、何も恥じることは無いというふうに思います。それより、苦しかったかもしれないけど、よく決断したねと褒められることの方が多んじゃないでしょうか。

20年後でございますが、私は、議員をしているかも分かりません。市長も、市長をしているのか分かりません。今いる職員の皆さんもほとんど退職されていると思います。でも、20年後の志布志市には市長という方はいらっしゃると思います。もちろん職員の皆さんも議員もいます。そして、

何より20年後も志布志市民はいるわけでございます。その時の未来の方々のためにも長期計画一本に絞り、一日でも早く基金の造成を開始し、日本一災害に強い志布志市を目指していただきたいというふうに思います。そのためなら、私はどんな協力も惜しまない覚悟であります。

市長、本当に短期計画、中期計画が必要なことなのか、今一度考え直して欲しいと、そう心から思っております。

最後に一言、言葉をいただけますか。

○市長（下平晴行君） 合併して14年目を迎えるわけでありますが、先ほど言いましたように、道路、そして港湾の整備がどんどん進んでいる状況でございます。近い将来、飛躍的に発展するこの志布志市の姿がやっと見え始めてきたところでございます。これを更に加速させるためにも、それぞれの地域を拠点とした新たなまちづくりの推進が必要でございます。そのための大きな柱が本庁舎の移転でございます。よろしくお願いたします。

[青山浩二君「終わります」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。3時5分まで休憩いたします。



午後2時54分 休憩

午後3時05分 再開



○議長（西江園 明君） 会議を再開します。

一般質問を続行します。

次に、4番、市ヶ谷孝君の一般質問を許可します。

○4番（市ヶ谷 孝君） 皆さん、こんにちは。会派、志みらい所属の市ヶ谷でございます。

本日は、当然ながらクールビズ期間ではございますけれども、別に間違えて着けてきたわけではございません。本日、私、この場に立たせていただいて、今この上着にバッジを4つ付けております。

1つは、当然この場に立たせてもらっている、その資格たる議員バッジをこちらの上の方に付けさせてもらっています。

下の方に付けているのが、我々会派の会派章でございます。見えるかな。見えますね。はい。こういった形で私どもの野村代表がデザインをして、我々会派のメンバーに配っていただきました。こちらを右側に付けております。

左側なんですけれども、こちらでちょっと画像が粗いんですけれども、このJ C Iという名称の入ったバッジを付けさせてもらっております。こちらは、Junior Chamber International（ジュニア・チャンバー・インターナショナル）、国際青年会議所ですね。私は今年度、曾於市、志布志市、大崎町を活動地域とする青年会議所の理事長の職をお預かりしております。そちらの理事長のみが付けられるバッジ、ちなみに無くしますと、弁償が6万円ぐらいになりますけれども、

6万円ぐらいのバッジを今付けさせてもらっております。

ここからが本題ですけれども、その下にある、この輪っかですね、これもちょっと粗いです。拡大したらこんな色になります。全部で17の色がございます。同様に、この派手派手しいネクタイですけれども、こちら全部で17の色が入ったネクタイとなっております。こちらは何かと申しますと、既にお察しいただけているかと思えますけれども、昨日、小野議員の方で一般質問していただきましたSDGsという、Sustainable Development Goals (サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ)、国連が推奨する17の開発目標、こちらをかたどったネクタイとバッジとなっております。

こちらは、少し宣伝になりますけれども、我々青年会議所は、全国各地でこのSDGsを日本一推進する団体であろうということをスローガンに4年ぐらい前から、国連で採択されてから、すぐにこのことに取り組み始めて、各地で様々なSDGsのそれぞれのゴールに関連する事業を行っております。

特に、最初の2年ほどは、SMILE by WATER (スマイル・バイ・ウォーター) という形で、安全でおいしい水の提供、特に、現在ではまだ発展途上にある地域の方々に対して、おいしい水、安全な水を飲めるような環境づくり、募金であったり、署名活動であったり、または現地に赴いての技術提供だったり、そういった活動を主にやらせてもらっております。

この志布志市も、環境行政に対しては、並々ならぬ決意と努力をもって、近年取り組まれております。ぜひとも、私からもこのSDGsに関しまして、昨日の小野議員に追従となりますけれども、志布志市としてこのことにより一層取り組んでいただきたいという思いを持ちまして、本日、このバッジとネクタイを見せびらかしに来ました。

というわけで、終わりましたので、脱ぎますので、少々お待ちください。

ちなみに、4日前になりますけれども、志布志中学校の方で、我々青年会議所、授業をさせていただきました。講演会授業ですね。そのときにこのネクタイを着けて、代表挨拶をしましてところ、志布志中学校の生徒から笑われました。そういったこともありましたので、メンバーからは、私がこうして着けていこうと言ったら、やめろというふうに言われたんですけれども、熱い思いを持って、本日、こういった形で紹介をさせていただきました。

同様の形で、市長も庁舎移転に関しましては、並々ならぬ熱い思いを持って取り組まれ、推進されたと思いますので、本日はそのことにつきまして一般質問させていただきます。

それでは、通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。

先ほどの青山議員とテーマについては、同じでございます。

本庁舎の移転につきまして、本年3月定例会、平成最後の定例会でございましたけれども、こちらの方で大勢の議員がこのテーマについて、それぞれの立場、それぞれの角度から一般質問されました。市長も、施政方針の中で、新しいまちづくりの大きな柱としてこの庁舎移転を掲げておられます。

このことにつきましては、我々に示されている志布志市の本庁舎移転基本方針、こちらが昨年の12月に策定をされて、先月、令和の初めでございますけれども、5月に改訂をされ、我々議員

に示されたところでございます。

この基本計画につきまして、まず市長の基本的な考え方、捉えているイメージをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 市ヶ谷議員の御質問にお答えいたします。

今回の本庁舎移転基本方針の改訂にあたりましては、段階的移転計画の見直しや、具体的配置計画の追加等を行っておりますが、基本的な考え方そのものは、当初の方針と変わっておりません。本庁舎移転により創出されるまちのイメージにつきましては、総合振興計画等の上位関連計画におけるまちづくりの趣旨に沿ったものであると認識をしているところでございます。

施政方針にも述べておりますように、まちの発展には、経済発展の拠点が必要であります。その拠点を中心に人と人の交流、そしてヒト・モノ・カネ・情報が交流することで新たな魅力が生まれ、雇用の創出や税収の確保など、まちの持続的な発展につながる大きな効果が発生します。

志布志港の発展や高速道路網のインフラ整備による交通アクセスの向上を軸に、松山地域、志布志地域、及び有明地域の特性をどのように生かして、地域経済の好循環を生み出していくかが、今後の市政発展の重要な鍵となり、そのために市役所本庁舎を新たなまちづくりの拠点として、地理的優位性のある志布志支所に移転し、タイムリーな情報発信とスピード感のある施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 今定例会では、この庁舎移転に関しまして、この基本方針に基づいて、位置条例の改正案、そして志布志支所、庁舎の改修設計事業の予算案が提案をされております。

このことを当然この定例会の中で審議をしていくわけですが、この一般質問であったり、本日、私の他に南議員と青山議員がそれぞれの立場からこのテーマで一般質問をされていましたが、それは置いておいて、まず我々がこの審議をするにあたって、一番の判断材料、根拠とすべきものは、当然この基本方針になります。その観点から、あらかじめ申し上げておきますけれども、現時点で私の立場は反対の立場でございます。

ただし、これも言うておきたいんですけれども、私自身はといいますか、議会としては、「両輪」という言葉がありますとおり、執行部が、そして当局が進めていく様々な事業に対して、どうしたらより良くこの事業が達成されるかということを念頭に置いて、それを考えて、議論をしていったり、時には厳しい意見を言ったりしているつもりでございます。頭から反対というわけではなく、この庁舎移転もできる限り全ての方に納得していただける、少しでもその納得度が上がるような形でやっていただきたいという思いで、この一般質問、本日、私は、発言通告といいますが、一般質問の通告をさせていただいて、この場に立っております。何も興味が無ければ、ただ一般質問をせずに反対をすればいいだけです、できるだけその思いといいますか、そちらを汲んでいただいて、答弁いただければと思います。

では、この改訂されました移転の基本方針について、まず何よりも先にですね、細かい質問事項は当然用意はしておりますけれども、一番最初にお聞きしたいと思います。改訂前の最初に提示された基本方針では、中期計画、長期計画という形で、こちら繰り返しになりますけれども、短期

計画がまずありまして、その5年後をめどに中期計画、庁舎全体の移転があり、そして数十年後に新庁舎の建設という形で長期計画を、という表記があったかと思います。もちろんそちらが改訂された、この改訂案の計画の中では、今後調査・研究をしていくという文言に変更されております。

今しがた、市長が冒頭の答弁でおっしゃいました「全体的な考えは変わっていない」と、そして、先ほどの青山議員との一般質問のやり取りの中でも、当初思い描いていた中期計画の案は、可能性としては残っていると、完全に断ち切って、ゼロから考えるわけではない。ゼロから考えているのかもしれませんが、「可能性としてはある」という御答弁をされておりました。

しかし、繰り返しになりますけれども、我々がこの今回提案されている条例改正案と、そして予算案を審議するにあたって、判断材料とすべきはこの基本方針なわけです。ここで、中期計画、長期計画、考え直された中長期計画とされていますけれども、こちらに対して、ただ今後調査・研究をする、というだけで、何ら具体的な文言が入っていない、この基本方針を基に果たして条例改正案などを審議することができるのでしょうか。強い言葉を言わせていただくと、基本方針を基に考えた場合、今回提案されている条例改正案などは、そもそも審議するに値しない議案であると私個人は思っております。これは、別に廃案というわけじゃなくて、時期が尚早であると。

私は市長とお話をする時に、数字的な根拠、経済効果などのものを提示していただかないと、我々が市民に説明をする際に納得できる説明ができないということを常々申し上げておりました。

経済効果につきましては、短期計画において、この改訂された基本方針の中でしっかりと示されております。

しかし、今度は、改訂されたことで、中長期計画のイメージがここでは全く見えなくなっていると。市長の中には基本的に変わらず、改訂前にあった中期計画、長期計画があるんだという話もありましたけれども、少なくともこの資料からはそれが読み取れない。その読み取れない資料を基にして審議をする場合、そもそも審議ができるのかという思いがありますけれども、市長、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどの青山議員の質問の中でもありました。これは、市民の皆さんからの御意見等も踏まえて、やはり専門的な方を入れたほうがいいんじゃないかというようなことがありまして、そしてこれも中期、長期の中に入れて取り組むということなんです。検討委員会はこのまま残す。そして、調査委員会、これは名称をまた変えますけれども、その調査委員会が入っていただくということで中長期としたところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） そのところは十分理解できます。

ただ、今定例会で既に条例案が出されております。それを審議するこの段階においては、当然、仮称ですけれども、調査研究委員会も存在していなければ、当たり前ですけど、その調査・研究した結果も出ていないと。現状では、この基本方針って、移転の基本方針ではなくて、移転の短期計画の基本方針にしかなくなっていないと私は思うんですよ。出されている経済効果であったりも、当然、短期計画による経済効果しか載せられておりませんし、その後、どういう形になるのか。

少なくとも資料をもらっている我々にすら、そのイメージは示されておられません。その段階で審議を、言葉はあれですけれども、させるというのはいかななものかと思うんですけれども。

この条例改正案ですね、改修の設計費用の予算案が出ておりますけれども、3月の定例会でもずっと思っておりました。なぜこの6月の上程といいますか、提案にこだわるのか。ひるがえって言えば、令和3年1月1日からこの短期計画を実施をして、移転後の職務を始めたいという考えでございますけど、そこにこだわる理由が何かあるのか、伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） こだわるのか、ではなくて、先ほども言いましたように、港の整備、道路の整備、あらゆるものが今整備されております。5年、10年というんじゃなくて、今の整備の状況というのは、目を見張るものがあるわけでありまして。そのための対応をするためには、しっかりと本庁舎を移転して、その中でタイムリーな、そういうことも含めて対応していくという考え方で今回の議案上程に至ったということでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） 意地悪な言い方をしますと、9月では駄目だったんですか。

○市長（下平晴行君） 6月議会に上程すると言っておきまして、いい加減に9月と言ってしまうと、私の信頼は全く無くなります。だから、しっかり決めた時期に対応するという考え方で6月に上程をさせていただいたということでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） そこについては、おっしゃるとおりであると思います。

であるならば、なおさらこの6月にもともと照準を合わせているんだったら、この基本方針、中長期計画も含めて、少なくとも市長の考えているイメージは載せていただきたかった。そして、他の議員がおっしゃるとおり、経済効果は載っております。毎年1,000万円ちょっと生まれるであろうと、見込まれるだろうというのは。

一方で、単純な話、経済効果と費用とバランスをとって、考えて、どうだろうかという話にも当然なってくると思うんですよ。特に、市民の方々は、お金の使い方だったり、この本庁舎が移転することによってどういった効果が生まれるのか。そこに費用以上の効果が見込まれるんだったら、それはそれで納得される方もいらっしゃると思うんですよ。

そういった思いがあって、ずっと経済効果のことを申し上げていたんですけれども、今度は経済効果は載っていますけれども、予算については載っていないと。先ほど青山議員からありましたけれども、具体的に示されている、確定しているものは、設計予算の430万円だけという状況であります。

中長期計画が具体的に示されていないこともそうですし、この予算が示されていないことについて、当然、理由等は、これまでのやり取りの中でお聞きはしていますけれども、これをもって審議をするのならば、概算でもいいので、かかる費用は載せていただきたかったのが本音のところでございます。

見積書の積算で我々に示された概算の費用というのは、志布志支所は9,500万円と、有明本庁が640万円であったと思いますけれども、その見積書というのは公のこういった資料として効力は発揮できないんですか。

○市長（下平晴行君） これは、先ほども説明したわけでありますが、設計の予算で430万円計上しているわけです。そして、内部の改築費については、9,500万円と、有明本庁の分ですね、それも設計するわけですので、その分が計上されておりますので、予算と移転の問題については、何ら問題無いというふうに解釈をしているところです。

それと併せて、中長期計画にかかる予算、なぜそういうものを示せないで本庁舎移転の取り組みをするのかということですが、これは今まで全協でもお示しをしながら、私としましては段階を踏まえて説明をしてきたというふうに思っているところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） 本日、2人目でありました南議員の一般質問の中で、議会基本条例の第6条が引用されておりました。議会としても、市民に対する説明責任であったり、広報等をしっかりと積極的に図っていくという中で、当然、我々議員がそれぞれの地域でいろんな会合等に参加する場合、非常に高い確率でこの庁舎移転の話は出てまいります。そこで、当然、様々な御意見をいただきながら、それに対して我々が分かる範囲でお答えをしていくんですけども、その際にこの9,500万円という数字は、公に流してもいい数字ということによろしいんですか。それをもって説明という形にしてよろしいんですか。

では、逆に言えば、その公にできる数字をこの基本方針に載せなかった理由は、もう一回聞きますけど、何でですか。9,500万円というのは、当然公にしてい、実際に説明に使える、信頼に足る数字というわけですね。それをこの基本方針に載せなかった理由は何かあるんですか。なぜ費用のことを載せなかったんですか、という話ですけど。

○市長（下平晴行君） これは、9,500万円については、新聞等々でも出て、掲載をされております。額については、5月21日の全員協議会の資料には掲載して、6月4日の全員協議会ですか、そのときは資料に載せていなかったということでございます。

○議長（西江園 明君） 執行部、なぜ載せていないかというのを聞いているんです。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 改修費用の関係でございまして、これにつきましては、5月21日にありました全員協議会資料の中で志布志支所の改修費用の明細、それから有明地区の有明本庁の改修費用ということで、資料としてお付けして、御説明をしたところでございました。

今回の新たな基本方針になぜこの部分が載っていないのかということでの御質問でございますけども、私どもとしましては、昨年12月に基本方針として示した内容の中で変更があった部分を、今回整理してお出ししたところでございます。それから、まちづくりの関係とか、費用対効果が足りなかった分について、今回参考資料として付けさせてもらったということで御理解いただきたいと思います。

○4番（市ヶ谷 孝君） 当然、私もその場にいましたので、5月21日に別のプリントでリストといたしますか、かかる費用の表をいただいたところではございます。それは当然理解しております、繰り返しますが、なぜここに載せなかったんだろうという疑問があったので、お聞きをいたしました。

当然そういった資料はもらっているんで、当然議員としては把握しているんですけども、ど

うなんですかね。再三繰り返し申し上げますけれども、私は、今定例会、直前にこの改訂版、基本方針が出されて、今定例会で条例改正案と設計予算の提案がなされた。その中において、私は、この改訂された基本方針を基に庁舎移転に関する案件については判断をしようというふうに思っておりますし、現在も思っております。であるからこそ、疑義をただして、冒頭に申し上げましたとおり、少しでもこの庁舎移転がいい形に進むように考えて、協力といいますか、少しでもいい方向になるように努力をしていきたいというふうに思うスタンスは変わっておりません。だからこそ、ちょっとこの基本方針だけで考えると、これも繰り返しになりますけれども、果たして審議に値する議題なのかなという気が今でもぬぐえておりません。

全体については、分かりました。

それでは、細かい項目について、質問に移らせていただきます。

それでは、ここからは少しこの基本方針から離れて、これまでの庁舎移転の関係について御質問させていただきます。

まず、1点目が、半年近く前になりますけれども、今年の1月末、そして2月初頭にございました3会場で庁舎移転に関する市民説明会が開催されました。そのときに多くの参加者の方がいらっしゃって、それぞれにアンケートを記入をいただいたと思いますけれども、このアンケートの設問の設定ですね。私は、アンケートというものは、何か事業であったり、イベントを行った時に、その効果測定を行うために取るものであるという認識でおります。単純にただ取るものだけのものであったら、わざわざ手を煩わせてまで取る必要はないのかなという観点から見たときに、このときのアンケートの設問ですね。「説明が分かりやすかったか」「時間はちょうど良かったか」というような正確な文言は覚えていませんけれども、内容的にはこういった旨の設問が設定をされていたと記憶をしております。これは、市民説明会のアンケートではあっても、庁舎移転説明会のアンケートではないですよ。何でこんな設問の設定にしたんですか。もっと庁舎移転に関する市民の考えなどを集められるのであったら、もう少しこだわった設問設定がなされてしかるべきかなと思うんですけれども、この設問の設定、どういった協議で設定されたのか、お伺いいたします。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 市民説明会に関することをございますけれども、3会場で実施したところをございます。全体で234名の参加でございました。

設問の内容ですけど、内容につきましては、お住まいの地域、それから市民説明会の開催のこと、市民説明会の時間とか内容はどうでしたかということでございます。それから、庁舎移転に関する御自由な意見ということと、市政全般に対する御自由な意見ということでもあります。

このアンケート、どういった意味合いでということをございますけれども、まず説明会をするにあたって、今後またこうした説明会を進めていく中で、皆様方の意見を聞きながら、なるべく分かりやすい説明会をしていきたいというような観点から御意見を聞いたところをございまして、時間や内容のことを確認しまして、今後の参考にしていきたいということをございます。

また、設問の後段の部分には、本庁舎移転に関する御自由な意見を書く欄がございましたので、

たくさんの意見はお受けしているところでございます。移転方針に関すること、費用に関すること、建設に関すること、防災もろもろ、支所に関することの御意見をいただいております、それについては、しっかり整理はしたところでございます。

その賛否といいますか、そういった意見の直接的な設問については設定していなかったところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） では、「説明が分かりやすかった」であったり、時間の適当さなどをお聞きして、次に生かしたいという、これは庁舎移転にかかわらず、今後様々なテーマでの市民説明会に資するための設問ということによろしいですかね。

以前、市長は、この庁舎移転に関する市民説明会に関しては、このような形では二度と行わないとおっしゃいました。ただ、要望があれば、出前で赴いて、説明をするという旨の発言をされておりましたけれども、こことは全く関係なく、全体的なといいますか、一般的な市民説明会についての今後より良い説明会を開くためのアンケートということによろしいですよ。

では、庁舎移転に関するところと言えば、その自由欄ですね、記入できるところのみが判断材料になると思うんですけれども、実際、200名以上の方が参加されて、この自由欄、記入された方は何名いらっしゃいましたか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 参加は、234名でした。それから、自由欄について、移転に関することの記載があったのは、55件でございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） このアンケートの中で庁舎移転に関する意見を吸い上げられるのは、この自由欄だけであると思いますけれども、230名に対して、当然複数会場に同一の方が出られているケースもありますので、一概には言えませんけれども、単純な計算として、230名ちょっとに対して55件、この数字は十分と考えますか。

○市長（下平晴行君） これは、記入していただく方がどういう思いで記入されたのか、そこら辺も含めて考えますと、多いか、少ないかということの判断は、こちらでちょっとできないところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） 当然そうですよ。でも、アンケートを取る以上は、そういったものを測定するために取るわけですから、そこもしっかりと分析をしなければいけないと思うんですけれども。

逆に記入されていない延べでいったら177名ですかね、その方々、あえて記入しなかったのか、特にこれ以上もの申すことが無いから記入しなかったのか、それぞれ同じ空白でも、思いはまた違うと思います。そういったところまで、できれば吸い上げられるように、丸を付けるだけで意思表示ができる庁舎移転に関する設問の設定ですね、そういったものもあってよかったんじゃないかということはずっと思っておりました。

このことにつきましては、市民説明会が終わって、かなり時間が経っておりますし、それぞれ自由欄とか、しっかりと集計されて、分析も当然終わっていらっしゃいますので、このことについては、今後、同じような形で庁舎移転に関する出前講座などがですね、あった際にはそこまで

配慮して、アンケートを取ったほうがその後の進め方に資する形になると思いますので、こちらはぜひともそういった配慮をしていただければと思います。

続きまして、アンケートは終了いたしましたので、次、庁舎配置の話ですね、現在のここ有明本庁、そして移転先である志布志支所庁舎について、現在、有明本庁に主要課がそれぞれ配置されているわけですが、別館、本館合わせて市民が訪れる窓口といたしますのは、高くても2階まで、下は1階までという形になっております。

志布志支所に短期計画で移転をした場合、また今後、中長期計画で本庁機能が移転をした場合、なおのことですけれども、志布志支所、1階といたしますか、正面玄関からしたら下になりますけれども、1階は観光特産品協会が入る予定となっておりますので、2階から4階までになりますかね、市民の方が窓口としていらっしゃる課の形は。そこだけ揚げ足を取ってしまえばそれまでなんですけれども、市民サービスは低下にはなりませんかね。訪れる階層が高くなる。2階まででいい本庁なのに、志布志支所に移ったら、3階、4階まで上がらざるを得なくなる。そういうことについては、どう考えますか。

○市長（下平晴行君） 志布志支所は、おかげさまでエレベーターが付いておりますので、そこについては問題は無いというふうに考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 当然そういう答えになりますよね。それについては、それ以上は申し上げません。

では、先ほど青山議員からありましたけれども、駐車場のことですね。青山議員の方で台数の話はされましたので、そちらについては割愛いたしますけれども、志布志支所の駐車場は、当然、市長もというか、ここにいらっしゃる職員の方は皆さん御存じでしょうけれども、文化会館の駐車場は置いておいてですね、まず支所の駐車場、あそこは確かに台数は数字どおり入りますけれども、どう思われますか。言葉は悪いかもしれませんけれども、ある程度多くの車が駐まっている場合、狭さを感じませんか。

例えば、私自身も議員としてもそうですし、いろんな一般の団体の役割として、教育委員会関係だったり、志布志支所を訪れることがありますけれども、多くの車が駐まっている場合、非常に周遊といいますか、駐車場の中をぐるっと回るだけでも結構気を遣いながら車の運転をすることがございます。駐めて、そこから出る時も、なかなか通路の幅が狭くて、他の車にぶつけないように気を付けながらそろっと出て、ぐるっと回って、外に出ることもよくあります。

台数としては、先ほど同僚議員の質問の中で十分という話があったけれども、実際その感覚的な狭さですね。ましてや、志布志庁舎に本庁が移転したら、年間で来庁者が1,500人増えるという試算もありますけれども、そうなってくるとなおのことその狭さというのは実感として市民の方に精神的な負担がかかるんじゃないかと思うんですけれども、そこについて、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますように、広さ的には下の部分だけですとそういう状況でございますので、現場の状況をしっかり把握しながら、そして来庁者へのサービスの充実を図っ

てまいるということで考えております。

また、移転後の当分の間は駐車場内の誘導・整理をしていきたいということも考えているところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） どうしても各項目についてこうして質問していくと、重箱の隅をつつくような形になりますけれども、そこは何があっても市民の方に説明を求められた時に答えられるようにということで御容赦をいただければと思っております。

今、誘導・整理の人員配置の話がありましたけれども、こちらはちなみに職員で対応されるのか、それともシルバー人材センターとか、他の外部団体に委託をして、お願いするのでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、外部団体の方にお願いをしていきたいというふうに考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） それでは、引き続きまして、駐車場といいますか、文化会館の駐車場、南東駐車場から志布志支所に降りてくる連絡通路という表現でいいんですかね、そのことについてお伺いいたしますが、3月の定例会だったと思うんですけれども、確か野村議員の一般質問の中で、あそこの連絡通路の安全性等を鑑みて、整備が必要でないかという問いかけに対して、市長は必要無いという答弁をされたのかなと思っております。

ちなみに、志布志支所に本庁が移った場合、先ほど駐車場の台数のところで我々議員も上の方に含まれていましたけれども、市長、副市長も上の方に駐めて、あの連絡通路を通過して、降りてきて、登庁されるという認識でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 職員が上に駐めて、市長、副市長が下に駐めるというのは、これはあってはならないと思いますので、しっかりとその辺は対応していきたいというふうに思います。

○4番（市ヶ谷 孝君） その連絡通路についてなんですけれども、例えば雨の時、階段部分とコンクリートの坂といいますか、スロープの部分がああ連絡通路にあると思うんですけれども、その坂の部分ですね、特に雨天時、しかも、出勤される方々は、革靴を履いていらっしゃる方も多いので、非常に滑りやすいと思うんです。思うんですといいますか、私が議員になる前、少しの間だけ教育委員会で働かせていただいたときに、実際にそれを実感しておりますし、何回か滑ったことはあります。そういった状況、これは庁舎移転に関係なく、現在志布志支所の職員の方々は、実際直面されている問題だろうとは思いますが、その状況は当然認識された上で、特に手入れはしていないという答えでよろしいんですか。

○市長（下平晴行君） 雨の日の状況でございますが、特に職員からの苦情は無いところでございます。朝の出勤時は、下りの階段と通路を歩いての登庁となっております。帰庁時につきましては、雨の日のみならず、職員割り当てにおいて各課駐車場への送迎を行っているところであります。

階段、通路の環境改善につきましては、今年度、通路の古い大木を伐採し、通路周辺の草木等の伐採と合わせて環境改善を図るというふうに考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 分かりました。

続きまして、駐車場の問題については、そういった答弁をいただきましたので、そちらを信頼といたしますか、認めまして、次に移ります。

次は、文書等の問題についてお伺いいたします。

現在、先月から元号が改正されまして、令和になって、窓口等で出される申請書類等はですね、「平成」と既に印刷されているものは二重線で消して、「令和」と書き換えて使用しているケースも実際あると思います。

庁舎が移転されて、どういった記載になるのか、3つとも支所という形にするのか、志布志は本庁として、有明支所、松山支所にするのか、そのあたりは分かりませんが、庁舎移転によってそういった文書等について、問題が発生する可能性はありますか。

○総務課長（山田勝大君） 文書、特に今現在表記してございます封筒でありますとか、そういったものについて、印刷されているものは、修正が必要かというふうに思います。

文書につきましては、市長名で出しますので、そういったものについて必要があれば、適宜修正をして、発送するという事になるかと思っております。

以上です。

○4番（市ヶ谷 孝君） 理解いたしました。

ちなみに、今現在、「平成」から「令和」に修正して使っているケースについては、基本的に職員が1枚1枚修正をして、対応しているんですかね。それとも別な形ですかね。

○総務課長（山田勝大君） 印刷済みの申請書、あるいは封筒等につきましては、ゴム印で修正をしているところでございます。

それから、文書につきましては、元号が変わった際に、システム上の変更をしておりますので、今のところ大きなトラブルは無いところでございます。

以上です。

○4番（市ヶ谷 孝君） 理解いたしました。

細かいことを聞いてまいりましたが、次が最後になります。空調関係になります。

空調関係については、市民説明会の市長答弁の中でもありましたし、全協の中でもありましたけれども、施設の維持管理という観点からもそういった整備がなされると。そういった場合、移転費用には含まれないんだよという説明があったかと思っております。

今回、予算案として上がってきています庁舎移転に関する改修の実施設計の費用、こちらにはその空調まで含まれているのか。そもそもこういった資料をいただいている市民の方には、そもそも空調って何だという話になりますけれども、この空調とはどこの部分を指しているのか、改めて説明をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 5階の議場の空調整備改修工事の経費は、約3,380万円でございます。本庁舎移転に伴う志布志支所の改修費用は、先ほど言いましたように、9,500万円、その中に含まれているということでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） ということは、今現在の考え方としては、この議場の空調設備の改修

は庁舎移転の費用で含めて見ているわけですか。

○市長（下平晴行君） 本来であれば、これは通常の実費で対応しなきゃいけないというふうに思います。しかし、今回、空調の整備がされていなかったために、この中に盛り込んだということでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） むしろその答弁でいいんですけれども、逆に施設の維持管理で改修するって話になった場合、もっと突っ込みどころがあったので、そういった答弁でしたら、特にこれ以上問うことはございません。

最後になります。繰り返しになりますけれども、今定例会には、位置条例の改正案、そして何回も繰り返しますけれども、移転に係る改修の実施設計の費用の予算が上がってきております。この後、一般質問が終わった後も、この位置条例の改正案につきましては、3つの常任委員会全てが連合して審査を予定をしております。どうか引き続き、この連合審査の場でも、市長をはじめ、執行部の皆様の誠意ある御答弁をお願いしたいと思っております。

何度も言いますが、頭から反対ではございません。ただ、特に私が根ざす有明地域は、どうしても反対の方が多地域でございますので、そういった方々の代表という立場でここに立っている以上は、どうしても否定的な角度から市長に質問せざるを得ませんので、そこは御理解いただいて、その連合審査の場でも、もしかしたらその後、総括質疑等でまたいろいろあるかもしれないけれども、ぜひとも誠意ある答弁をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、市ヶ谷孝君の一般質問を終わります。

次に、14番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

今、通告しましたけど、ここで4時まで休憩いたします。

その後、鶴迫京子さんの一般質問をお願いします。



午後3時50分 休憩

午後3時59分 再開



○議長（西江園 明君） 会議を再開します。

一般質問を続行します。

次に、14番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○14番（鶴迫京子さん） 皆さん、改めまして、こんにちは。鶴迫京子です。

6月に入り、あちらこちらにあじさいの花がひときわ雨に打たれて美しさを増していますが、そのあじさいの花が、時には悲しく泣いているように映る痛ましい事件、事故が全国各地で発生しております。特に、保育園児や小学生などの弱者と呼ばれる子供たちが犠牲になる交通事故や、学校内のいじめや、父親から、母親からという我が親から虐待される事件などです。

子供たちは、家庭の中で一番安心して愛情を受け、注がれ、育てられなければなりません。こ

のことは、子供の権利の一つです。

このところ、テレビや新聞報道を見るたびに、心がつらくなり、繰り返されることへのやり場のない憤りを感じるとともに、筆舌しがたい、悔しい思いも込み上げてきます。この世に生を受けた、たった一つの命が、いとも簡単に子供自身の意思とは全く関係なく絶たれるのです。

少子高齢化社会の中で、「人生100歳まで健康寿命を全うし、生涯現役で頑張りましょう」というのが今の世相です。昔、人生50年といわれた頃に比べれば、これからは、世界的にも、社会的にも、自然環境的にも、これまでの常識、物指しでは計ることのできない予測不能なことが待ち受けていると思えます。

子供は、地域の宝です。子供は、可能性を秘めております。合計特殊出生率が年々減少していく中であって、未来を担う大切な子供たちの問題は、私たち高齢者も含め、大人たちの問題であり、第一に解決していかなければならないと考えます。

複雑で多様化するあらゆる課題に対して、今、私たちは個人個人でできること、また地域では何ができるのか、自治体、志布志市では何ができるのか、今一度立ち止まり、一人ひとり見つめ直すときがきていると感じています。

今回の質問は、命を見つめ直すという観点からの質問であります。3項目、いじめ等防止条例、安全確保、公園について、通告書に従い、一問一答式で質問してまいります。

まず、1項目の質問、いじめ等防止条例についてであります。

このことについて、今年3月の定例会において一般質問いたしました。ここに議会だより第53号がありますが、「いじめ等防止条例の制定を」ということで質問しております。市長の答弁は、「しっかり策定する」ということで、議会だより第53号でも皆様に周知しております。

その内容ですが、兵庫県小野市では、いじめ・虐待・DV・男女共同参画・人権啓発等の情報の一元化による迅速な対応を行うため、平成19年にいじめ等に関する専門部署であるヒューマンライフグループを創設し、また翌年の平成20年には全国初となる「いじめ等防止条例」を制定し、「いじめ等追放都市宣言」をしています。

「いじめ等」とは、ここが大事であります。いじめ等とは、様々ないじめが対象で、学校内だけでなく、職場や地域や家庭での虐待や暴力・セクハラ・DVなどを定義しております。情報の提供ということで、発見時の通報義務や活動の連携など、市民や企業などの責務や役割を明記しております。

いじめ等防止条例の第3条では、「基本理念」として、ここもすごく大事だと思っております。「すべての市民は、何人に対しても、いじめ等をしてはならない」と、いじめ禁止を明文化しているところです。

本市でも、このような先進地である小野市にならって、市民総ぐるみでいじめ根絶に向けて取り組むために、いじめ等防止条例を制定する考えは無いかという質問内容でした。

市長は、「本市の人権教育啓発基本計画では、当然いじめ対策も講じており、この計画を基本に時代に即した見直しを適宜実施しながら、更なる推進を図りつつ、いじめ等防止条例の制定に

向けて調査及び検討を行っていく。全課で前向きに取り組み、しっかり策定する」と答弁されました。

その後の進捗状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の御質問にお答えを申し上げます。

3月議会で議員から兵庫県小野市のいじめ等防止条例を参考に制定するよう提案があったところでございます。

制定に向けて検討を行ってまいりました。現在、今年の12月議会で提案をし、令和2年4月施行を目指して取り組んでいるところでございます。

議員から例として出された小野市のいじめ等防止条例は、平成19年に制定されておりますので、平成25年の「いじめ防止対策推進法」制定前に制定されたことから、まさに先手管理となっているところでございます。

しかし、同法が制定されたことで、本市では平成27年に「志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を制定し、児童及び生徒に関しては対策を講じているところでございます。

今回のいじめ等防止条例制定にあたっては、同条例の調整や、最近、いじめ等防止条例を制定した他の自治体の例を参考にして、より実効性のある条例となるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 今、市長の答弁で、平成27年には学校内でのいじめに対する対策というのはやっけてきているが、その他のことに対しては無いということで、「しっかり策定する」という答弁のとおり、まだ今3か月しか経っておりませんが、このことに対しましては、有言実行で先手管理という、いつも市長がおっしゃっております先手管理主義で、リーダーシップを発揮され、進捗状況の説明を受け、大変安心いたしました。

志布志市から虐待など、様々ないじめなどを防止するために市民総ぐるみでゼロということになるような取り組み、体制がスタートいたします。今年の12月に議案を上程しまして、令和2年4月施行ということでありますので、条例施行に対しまして期待いたします。

それでは、次に移らせていただきます。

2項目は、安全確保についてであります。

平成31年4月19日の高齢者による池袋暴走事故に始まり、5月に入り、滋賀県大津市で起きた散歩中の園児死傷事故、神奈川県川崎市の児童殺傷事件など、このところ幼い子供たちを含む、何も落ち度のない尊い命が一瞬にして奪われております。

その後も、福岡、大阪で、高齢者ドライバーの運転した車による死傷事故が相次いでおり、新聞など、マスコミ報道に接するたびに、交通事故の恐ろしさ、車は動く凶器で、その車を日々運転しているのだと、私自身もこれまで以上に強く意識するようになりました。

大人も含め、子供たちの尊い命を守るための安全確保対策は、幼稚園、保育園や学校などの教育関連施設にとどまらず、自治体の喫緊の課題です。

これらのニュース報道を受けて、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） ただいま議員からございましたとおり、東京都の池袋や滋賀県大津市で発生した交通事故では、幼い子供やその保護者などが死傷する大変痛ましい事故となったところでございます。亡くなられた方々の御冥福を心からお祈りしますとともに、御遺族の方々の心の痛みが癒えること、また負傷された方々が一日も早く通常の生活に戻られることを心からお祈りしております。

本市におきましては、幸いにして幼い命が奪われるような事故、交通事故は発生しておりませんが、いつ、どこで、このような痛ましい事故が発生するか分かりませんので、これまで以上に関係機関と連携を密にしながら、交通安全の推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西江園 明君） 教育長はよろしいですか。

○14番（鶴迫京子さん） お願いします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

池袋での暴走事故や大津園児死傷事故など、幼い子供たちの尊い命が奪われる事故が相次いでいることは大変痛ましく、あってはならないことと感じております。

突然に家族を失った遺族の苦しみ、あるいは悲しみを思うと、このような悲惨な事故が決して繰り返されることが無いよう強く願うばかりです。

本市においても、このような事故が起こらないような対策をこれまで以上に関係機関と十分な連携を図りながら、児童生徒等の安全確保体制の一層の強化を図っていきたいと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 市長と教育長からの見解をお伺いしまして、それでは、次に移ります。

2点目、児童の通学や通園路での危険回避や交差点での注意喚起など、子供たちの命を守るための安全対策について、これまで以上に行政や学校関係者などはもちろん、住民を交えた事故の抑止及び防止策を検討していく必要があると思っておりますが、見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 通学・通園路の安全対策については、学校関係者や警察、地域住民によるスクールガード、PTAなどの立しょう活動など、地域一体となって子供たちの安全確保を行っているところでございます。

市としましては、通学・通園路に関連する市道についても、路面標示や舗装補修など、必要がある箇所を関係機関と連携し、対策を講じながら安全確保に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 私の方から学校の取り組みについてお答えいたします。

全国で多発している様々な事故を受けまして、各小・中学校においては、これまで以上に安全確保のための対策として、登下校時の管理職や教職員、PTAの立しょう指導、警察署や駐在所への見回りの依頼やスクールタクシー停留所の周囲の安全や送迎の状況確認などを行っております。3人のスクールガードリーダーを配置して、市内全小学校の巡回指導を行い、スクールガードや防犯ボランティアの協力も得ながら、登下校時の安全確保に努めています。

今後とも、子供たちの大事な命を守るために、学校やPTA、地域が一体となり、見守りの強

化や青パト隊等の協力を得て、子供の安全確保に努めてまいります。

○14番（鶴迫京子さん） ここに新聞があるんですが、令和元年6月7日の新聞ですね。「事故多発地点を特別診断」、これは鹿児島県警が行ったことですね。「高齢者視点、命を守る」ということで、過去3年間で、人身4件、物損14件の事故が起きている所を特別診断をして、行政や学校関係者、住民を交えた検討会を開いたというようなことが書いてあります。

その検討会では、周辺住民の高齢化が課題として挙げたということでもあります。また、「自分自身も運転回数を減らしている。免許返納を視野に身体能力の衰えと向き合いたい」と周辺住民の方が話したということでもあります。

そしてまた、これはいつだったですかね、志布志市の交通事故多発地点で合同現場診断ということで、令和元年5月30日に有明町原田であったということで新聞に出ていました。

その中で、警察署長さんが、「児童の通学や大型車も多い道路では事故抑止策が必要。皆さんの意見をいただきたい」と挨拶され、その中で、参加者からは、「道路の優先度が分かりにくい」「交差点を知らせる注意喚起策が欲しい」などの意見や要望があったということで、連日、新聞に交通事故に関するいろいろな記事が載ります。

そしてまた、昨日でしたか、東京都の池袋の交通事故は、「アクセルとブレーキの踏み間違いではなかったか」という、本人からの事情聴取の話が出ていました。事故の原因は今からほとんどん明らみになってくるとは思いますが、本当にこの交通事故の問題は、高齢者、子供たちだけでなく、運転する側の事情、そしてまた地域性もあります。そういういろいろな地域性、事情を踏まえて、そしていろいろ市としても抑止対策を練っている。学校としてもスクールガードなど、そしてまたスクールガードリーダーとか、そういう方を養成されまして、ちゃんとやっていらっしゃるということで、今報告を受けて、大変、本市のこの体制はしっかりされているのではないかと思います。

ところで、今、学校関係でコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入、推進がなされています。そういうことも踏まえて、地域の方々のいろんなボランティアの力、いろんなことを中に取り込んで一緒になって開かれた学校を運営していこうと学校運営協議会というものが各学校に設置されています。

自分のことですが、香月校区に住んでいまして、香月小学校は「CS香月あいさつ・安全見守り隊」というのを4月から地域のボランティアを集めまして、ボランティア活動をしています。それは、スクールガードとして帽子とたすきをもらって、そして名前まで付いて、今は名前を書いていないと、いくらこの帽子をかぶっていて、こうしていても、名前を表示することで子供たちは安心感があるということで、名前も表示しています。以前、スクールガードというか、安心・安全のそういう地域ボランティアが殺人の犯人であったという事件も起きました。ですので、今は、名前をしっかり書いて、そういうことに取り組んでいます。

教育長にもお伺いしますが、このCS推進員というのも香月小学校には配置されていますが、各学校にも配置されているのか。そしてまた、このスクールガードの取り組みというのは、自分

は香月小学校しか存じ上げていませんが、これは独自の活動なのか、これをまた広げていくとか、そういうことにはならないのか、ちょっと今の現状をこの抑止策と防止策ということで、子供たちを守る防止策ということで少し現状を教えてくださいたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

志布志市内の全ての学校に、今言いましたコミュニティ・スクール学校運営協議会というのが設置されております。

この学校運営協議会の役割というのは、やっぱり学校のいろんな取り組みに対して、いろんな意味で支援をしていくということでもあります。

それぞれの学校側の実情がありますので、例えば、ある学校運営協議会はできるだけ子供たちをたくさん学校に通わせるために空き家対策をどうしようとか、そういうことが一つの柱になっていたり、今、例えば香月小学校の方はそのような形で非常に交通量が多い所ということで、多分、学校運営協議会でぜひそういう面での協力をもらおうということでそのような組織が立ち上がっているんだろうと思います。

あくまでも学校運営協議会は、それぞれの学校の実態に応じた取り組みをしていくということになりますので、一概に今、香月小学校で行っているようなそんな取り組みが全部で行われているということではございません。

子供たちの安全を守るためには、基本的には、子供たちはまず自分で自分の安全・命を守るためのそういう教育というのを進めていかないといけない。でも、反面、それだけでは対応できないので、家庭や地域やいろんな方々の協力をもらわなきゃいけない。その一つとして学校運営協議会の方々というのは、本当にいろんな意味で側面から支援をいただいていますので、学校としては非常に有り難い、そういう運営協議会になっているのかなと、そういうふう感じております。

○14番（鶴迫京子さん） 学校運営協議会ということで、学校ごとにその抱えている実情が違いますので、また目指す目標というか、そういうこともいろいろ出てきていると思いますが、このコミュニティ・スクールの導入というのは、今から人口減少で少子化社会になっていく中で、地域に開かれた学校ということでとても大事なことはないかなと思っております。

4月からこの「CS香月あいさつ・安全見守り隊」ということで、香月校区、自治会長に声が掛りまして、一応自治会に呼び掛けまして、うちの自治会から14名が登録をしまして、女性ばかりなんですが、交代で毎朝行っています。

土日と雨の降る日は、なぜだか車での送迎がほとんどです。雨の日も見守り隊で立ったんですが、いなかったですね。皆さん、雨の降る日は車での送迎になっていました。そういうことで、5、6人で交代し、「いつでも どこでも だれでも」というキャッチフレーズが大変すばらしくて、本当にいつでも、どこでも、だれでも参加しております。

そういう中で、子供たちを見守る中で接するにあたって、いろんなことが見えてきます。私も4月から立っていてまだ3か月足らずですが、いろんなことが見えてきていまして、本当にいろ

んなことを痛感させられて、気付きの場所でもあります。そして、自分が運転している、ハンドルを握っているときには気付かなかった、「ああ、そんなに注意していなかったな」とかいう思いもあって、そういうことも分かるようになりました。

それで、市長もですが、子供の見える範囲、そして大人に見える視野ですね、その範囲をテレビでやっていたんですが、御存じですか。子供と大人のこの視野というのは、同じだと思いますか。

○市長（下平晴行君） これは、自分が小さいときはすごく大きい人だなというのが、だんだん大人になると、そこら辺と高さ、目線が一緒だということでは、小さい子供は世間自体がそんなに見えないんじゃないかなと。やはり大人はその分の視野が広まるということからすると、子供たちの視野は狭いんじゃないかなということじゃないかというふうに思います。

○14番（鶴迫京子さん） テレビで報道していたんですが、子供の視野は90度らしいんです。そして、大人の視野は150度ということで、そこにおのずと子供は90度しか見えていないので、大人は150度、そして大人が運転して、横断歩道に向こうから子供が渡るときに、大人は150度ですので、「ああ、あそこから子供が渡るな」というのは見えていても、子供は90度ですので、右折ですので、左に車が止まっていて、運転者は間に合うだろうな、あの子供は自分の車は見ているから、こう曲がっても大丈夫だなと思って右折してしまうと、子供にはその時点で見えていないので、事故に遭うというこの視野の違い。そのテレビを見てまして、びっくりしました。本当に、えっ、90度と150度、そうしたらちょっと交通事故起こるよねというので、そして、そういう意味で通路に立っていますと、子供たちは本当に小さいですね。1年生なんか本当に小さくて、6年生はまあまあですが、車のタイヤの高さぐらいのところを歩きます。そして、ちょうどアーバン香月、松下病院、あそこに行く手前にちょっと立っていますが、白い斜線の細い所があります。そこは1人でも、車は車道です。だから、そこを通るときには、大きな声で、「一直線、一直線」って言っているんですね。そのことも、またテレビで言っていました。私、女性ですので、「一直線だよ」って、「気を付けて」とか、それも言いますが、「一直線」って言ったら、みんなすごく感心ですよ。一直線にこう並んで行きます。

ですので、そうしたらテレビで言っていました。新聞にも載っていました。子供たちは、気を付けてくださいとか、そういう言葉はあまり分からない。何に気を付けたらいいのかも分からないので、子供の用語とか、そういうことで注意しながら、安全喚起、注意喚起をしてくださいというようなことを言っていました。

ですので、やはりこういう大人の考え方、子供の考え方、そしてまた視点、子供の行動とか、そういうのを考えて、やはり自分たちは運転しないといけないんだという思いを強く持ちました。本当に反省をしておりますが、この時点では、最後になりますが、市長、いかがですか。

○議長（西江園 明君） ちょっと質問の趣旨を、いいですか。

○14番（鶴迫京子さん） そうですね、はい。

子供たちの事故防止、抑止ということで、大人のマナーが悪いのではないかなというのを常々

感じています。子供は、指導したら指導したとおり、しっかり守ります。

ですので、それでもパトカーとか、そういうパトロールしている車が無いところは、私たちがみんな立っていても、すごいスピードで通っていきます。なぜかというと、午前7時から8時の間ですので、仕事とか、そういうのに遅れないようにということがあると思います。本当に慌ただしい時間帯であるとは思いますが、一瞬間違ったら、そういう尊い命が無くなりますので、そういうことに関して、市長も大人としてマナーを、志布志市全体の大人のマナーということで、この事故防止ということで見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 今、おっしゃいましたように、子供たちの視野が90度ということや大人が知っていて、子供たちは見えていないんだと、見ていないんだということや大人が知ることがまずそういう事故を防ぐ一つのポイントかなというふうに思ったところでした。

○14番（鶴迫京子さん） 次に移ります。

3点目の質問です。

平成30年6月定例会において、ゾーン30の推進について質問いたしました。現状はどうかであります。

再度、説明いたします。

ゾーン30ということで、通山小学校の付近がゾーン30になっていまして、亀ん子ロードということで、これ大分前に質問をしたときに使った資料ですが、亀ん子ロードということやあります。ゾーン30の入口のイメージとしてこんな感じであるのですが、皆さんも御存じだと思います。同じ志布志市内にあるわけやありますので、通られたことがあると思います。そういうことで、ゾーン30化するということは、通学や通園の子供たちの命を守るための安全確保策として大変有効な政策であると考えます。

平成28年6月定例会において、「志布志小学校周辺地域をゾーン30指定に」と質問しました。その後、平成29年12月定例会、そして平成30年6月定例会、今回、令和元年6月定例会ということで、3年間で4回目のこのゾーン30推進を質問しております。

平成28年と平成29年は本田市政でありましたが、平成30年、平成31年は下平市政であります。行政は継続されるものだと思いますが、私の思いも今日まで変わることなく継続しております。これまでの経緯も踏まえまして、本市の現状はどうかということで、まず志布志小学校区の周辺付近でのゾーン30の推進への取り組みをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 志布志小学校周辺のゾーン30については、平成30年6月定例会において答弁したとおり、この周辺は県道であり、バス路線であることから歩道が整備されていること、そういうことで指定は難しいと考えております。

○議長（西江園 明君） 教育長にもしあつたら、教育長に求めるんだつたら、教育長にそう言ってください。教育長にも通告しているんだつたら、教育長にもって言って、答弁を求めてください。

○14番（鶴迫京子さん） 教育長にも答弁を求めます。

○教育長（和田幸一郎君） ゾーン30のことについてでございます。

現在、志布志市内の全ての小・中学校で交通安全教室あるいは学級活動等を通して、道路横断時の左右確認の徹底、それから自転車に乗る際のヘルメットの着用、交通ルールを遵守することの大切さと児童生徒への安全指導の徹底を図っております。また、学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう家庭や地域と連携した見守りの取り組みも行ってまいります。

通学路におけるゾーン30の導入については、先ほど市長が答弁したとおりでございます。いろんな事情があるようでございますので、そこら辺はまた専門の方々のいろんな意見をいただかなきゃいけないのかなと思っております。

○14番（鶴迫京子さん） 志布志小学校周辺地域のゾーン30化に向けては難しいという答弁を、この前もいただいたんですが、はっきりとまたいただきましたので、それでは、平成30年6月定例会、1年前ですね、1年前に「安楽小周辺をゾーン30へ」ということで質問をしております。

「現在は時速40kmゾーンなので、地域住民の強い要望があれば、関係機関と協議する。行政も前向きに検討していく」と答弁されました。あれから1年経過しております。

前畑や宮脇団地など、また安楽小学校の裏通りの線路跡地の道路など、安楽小学校周辺地域は、通学路のみならず、保育園もあり、通園路にもなっております。また、生活道路も集中しており、交通事故が大変危惧されます。子供たちの命を守るためにも、歩行者等の通行を最優先するためにもゾーン30の実施が必要であると思っておりますが、見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 安楽小学校周辺のゾーン30については、区域内に生活する住民の方々や通行される多くの皆様の理解が必要であります。地域の気運が高まれば、関係機関と協議をしていきたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 市長の答弁で、地域の気運が高まれば、関係機関と協議をしていくということでもあります。

地域の方々からいろいろ意見を聞くわけではありますが、大変危ないということで、私は伺っております。

教育長、先ほども学校運営協議会というのがありましたが、ここは安楽小学校であります。安楽小学校の学校運営協議会では、このゾーン30の件は出ていないもののでしょうか。そこまでは把握されていませんか。

○教育長（和田幸一郎君） 学校運営協議会の議題等については、一応教育委員会の方が全部把握をしています。

安楽小学校でそのことが出たかどうかというのは定かじゃないんですが、ただ、私は市内の学校を見たときに、確かに安楽小学校の所は時速40kmゾーンですけれども、かなりスピードを出して走る車がいます。

それから、野神小学校の所とか、それから森山小学校の所が、非常にスピードを出して走る車がありますが、ただ、ゾーン30については、先ほど市長の方からありましたように、通勤する方々がたくさんいるというような状況の中で、ゾーン30だけいきなり指定するというのもなかなか

か難しいんだらうと思います。そういう意味で、地域の方々がやっぱりここはゾーン30に指定すべきだなというような、そういう気運が高まったときに、初めてゾーン30が指定できるのかなというふうに思います。

子供たちの安全を守るということでの趣旨の発言だと思いますが、そこには地域の方々のいろんな声というのをやっぱり大事にしなきゃいけない部分もあるんだらうなと思っています。

○14番（鶴迫京子さん） 地域の声が大変大事ではなかろうかという答弁でありました。

その地域の声の一つ一つ拾い上げ、そしてまたその気運が盛り上がってくるということになれば、市長も先ほど答弁されましたように、何らそのゾーン30推進に向けてやぶさかではないという答弁でありましたので、このことは引き続き、私も議員として、また志布志市の市民として、しっかり皆様の意見を吸い上げながら、どういう意見を皆さんが持っていられるのか、そしてこのことに対して、推進ということの方に向けていけるのかどうかも踏まえまして、時間をかけて、じっくりしっかり検討していきたい、そしてまた頑張っていきたいなと思っています。

そこで、当面、志布志市でできることということは無いですでしょうか。ゾーン30が明日できるということにはなりませんので、今の答弁においてですね。当面、志布志市、今、野神小学校も出てきました。いろんなところの学校周辺がそういう生活道路もあつたりして、子供たちの安全という意味では、どうかなという答弁もいただきましたので、志布志市のそういう危険な所というか、志布志市でできることというのは無いのかということをお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほども答弁いたしました。路面標示や舗装等ということでございます。

先日、有明地区で実施されました交通事故多発地点特別対策合同現場診断において、昨年度実施した交差点内のカラー表示やドットラインが警察や関係機関に大変好評であったようでございます。

住宅密集地等であるこの安楽小学校周辺にもかなりの効果があると思われまますので、予算の範囲内で対応してまいりたいというふうに考えております。

交差点の中に黄色く表示をして、点線で優先道路との見分けを運転者が分かるような表示の仕方です。

○14番（鶴迫京子さん） 当面、志布志市でできることということで、市長の方から今新しい対策といいますか、そういうカラー表示をして、ドットラインですか、黄色い表示を設けるといのが、安楽小学校付近には大変有効かなという答弁であつたらうかと思ひます。

大変期待して、その効果を待ちたいと思ひます。

ところで、志布志市でできることということで、今提示していただいたんですが、そういうこの交通安全対策ということで、いろいろ新聞報道を賑わしておりますので、国もですが、県としてもいろんなこの交通安全対策、交通事故防止ということで取り組んでいるのではないかと思ひますが、国や県で実施している支援策というか、そういうのは特別に何か無いものでしょうか。

○市長（下平晴行君） 志布志小学校周辺については、国の生活道路における交通安全対策の新

たな取り組みとして、昨年10月に生活道路対策エリアの登録を行ったところでございます。この登録により、エリア内の潜在的な危険箇所を特定し、効果的な交通安全対策を進めることができるとともに、県の事業要望等の資料としても効果があると思われまます。

エリア内を通過する車両に搭載してあるE T C 2.0により収集された速度や経路、急ブレーキなどのビッグデータを活用することにより、エリア内の情報を収集し、効果的な安全対策を推進ができるというものでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 今、市長の方から大変新しい対策と申しますか、志布志小学校周辺地域が生活道路対策エリアに登録されたということですが、その登録箇所は県内で何箇所あるのか。そしてまた、今、市長の方からちょっと文書を読むように教えていただいたんですが、初めてお聞きしますので、もう少し、担当課でもいいですので、詳しくちょっと教えていただけますか。

○建設課長（假屋眞治君） 今、市長の方から説明のありました生活道路対策エリアということで、これは国土交通省が推進しておりまして、このエリアになりますと、先ほどのE T C 2.0というのはまだなかなか付いていないんですけれども、そういうデータを使って、その車が速度を出している場所のデータを集積できるというものであります。

それ以外にも、ハンプと申しまして、ちょっとした段差をつけたりとかいうことを協力しながらやっていくことも、実証実験とかもできるということでございます。

それから、生活道路対策エリア一覧によりますと、今19か所が登録済みで、あと1か所が今申請中ということでございます。

ちなみに、こちらの地区では、曾於市と志布志市、2か所ということでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 生活道路対策エリアに19か所登録して、近隣では曾於市と志布志市が登録しているということで、そういう意味では、先進的な登録になったのかなと思っておりますが、この登録することによって得られる効果というのは、今少し述べられましたが、もう少しそのところを詳しく、その登録することによって、そしてそのことがどのようにこれからの交通安全対策とか、そういうゾーン30が志布志小学校はできないということでありますので、そういうことがどのように効果が生まれてくるのか、お聞きしたいと思います。

○建設課長（假屋眞治君） 志布志小学校の周辺に、ゾーン30ができないかということで、お願いがありました。このエリアとほぼ同じところが生活道路対策のエリアとして今回登録されたところでございます。

ということで、もともとここが時速30km規制があるところではあるんですけれども、しかしながら、なかなか通り抜けということで速度を出す方々もいらっしゃるというような状況がありまして、先ほど言いましたとおり、今後、E T Cのデータがビッグデータとして登録されると、どこでブレーキを踏んでいるとか、どこが通り抜けが多いとかいう情報が分かるので、その情報を提供してもらおうと、そこに今度はちょっとした規制とか、先ほど言いましたハンプみたいなものを、カタンというやつですけれども、そういうものを設置するとスピードを落とす効果があ

ったりするということをございますので、注意喚起にはなるのかなというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 何かビッグデータとか人口知能の世界になっていくのですかね。それは、志布志市で1か所登録ということで、また何年かしたら安楽小学校周辺地域とか、先ほど出てきました有明地域の、野神小学校周辺地域とか、そういうふうと同じ市で2か所とも、ということではできないんですよね。

○建設課長（假屋眞治君） 昨年、大隅河川国道事務所の方と協議をしまして、こういう場所を増やしていこうということをございます。

そういうふうには段差をつけたりとか、ちょっと狭くしたりとかいうことをやっていくわけですが、条件として車がゾーン30に近いような時速30km規制なんですけれども、車がたくさん通らないと、そういうE T Cのデータが拾えませんが、交通量が多い所を指定していくというような状況ですので、そこを加味しながら申請をして、国が指定するというような状況でございます。

○14番（鶴迫京子さん） 交通事故防止対策として、やはり国も県もいろいろと対策を考えて、そういうふうに進んでいるのだなというのを今の答弁をお聞きしまして、そして、生活道路対策エリアに志布志市も登録されたということで大変朗報だと思います。

それで、安楽小周辺地域をゾーン30にということも合わせて、またいろいろな取り組みで子供たちを交通事故から守るといことがいろんな形で総合的に複合的にいろいろ一つの策ではなくて、いろんな形をとり合わせて対策を打っていけば、そういう命も救われるのではないかなという思いがいろいろしました。日進月歩でいろんなことが進んでいくのだなという思いがしておりますので、これで終わりということではなくて、担当課と協議したり、伺ったりしたいと思えます。

そして、安楽小学校周辺地域のゾーン30も、地域住民のそういう意識の醸成とか、またどうしているのかを考えていらっしゃるのか、そういう意見も聴取したりして、またこれも諦めずに追っていきたいと思っております。

それでは、最後の質問に入ります。

公園についてであります。

少し時間が迫ってきて、私の方がちょっと疲れているんですかね。

平成29年12月定例会、平成30年6月定例会での一般質問を踏まえた上での今回の質問になります。

安楽地区公民館には駐車場が無いということで、市としては山宮神社の駐車場を使わせていただいているという現状から始まり、「駐車場付きの公園の設置は」とただしたところ、「公園は無理ですよ。子供広場的なものならいいですよ」ということで、「民地を確保しないといけないので、使う目的など考え、検討していく」と答弁をもらっていました。

最初の質問より1年半経過しました。その間いろいろと状況把握がなされたと思いますが、その後の検討状況をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 以前から質問のある安楽地区に公園を整備できないかとの質問でございます。

今のところ地元公民館等より要望等が無いことから現状のままでございます。

なお、本市の都市計画区域内の公園については、志布志市都市公園条例第4条において、1人当たりの公園敷地面積が決められていますが、既に1人当たりの公園敷地面積が充足している状況でございます。

新たな都市公園としての整備は考えていないところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 今の答弁も、平成30年、去年の6月の定例会の答弁と全く同じであります。

そこで、平成29年12月議会の一般質問、安楽公民館の駐車場が無いということで、山宮神社の駐車場を借りているというところから始まっていますので、その質問と、そして平成30年6月の質問、そして今度の質問になりますが、学校としても原則登下校時の車での送迎は禁止だと思います。ですが、決まりを作り、許可している現状があるのではないかと考えております。

香月小学校は、給食センター跡地にできた駐車場をそのときには使ってくださいというか、そこが駐車場になっているのではないかと思います。志布志小学校では、体育館横の駐車場ということで利用されています。安楽小学校でもやむを得ない事情がある場合は、東は山宮神社の駐車場までと、西は安楽郵便局までは送迎といいますか、車で来て、そこで降ろして、その間は徒歩で通学するようになっているのではないかとお聞きしました。ここでも、安楽地区公民館だけでなく、安楽小学校もやむを得ない場合は、山宮神社の駐車場を利用している現状があります。

平成29年12月の一般質問でも、「山宮神社の善意で借りている駐車場なので、やはり本市で駐車場の整備が必要ではないか」とただしました。そのことと合わせて、香月小学校、志布志小学校に比べて、安楽小学校のみが近隣に駐車場が無いために、日常的に利便性を欠いている。また、運動会などのときも、駐車場が無いために大変不便を強いられている。教育環境整備の公平性ということで、果たしてこのことは公平であるといえるのか、どうかと考えます。

この2点の理由から、安楽小学校周辺地域に駐車ができるようなスペースはないのか。民地の借り上げなど、民地利用も検討に値すると思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 議員もおっしゃいましたとおり、昨年度からの質問でございます。

今のところ用地の相談等も無いということで、進捗は無いところでございます。

なお、前回も申し上げましたとおり、広場的な用地相談等がございましたら、より現実味が帯びてくるというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 市長の答弁は、少し前向きでなくて、現状維持といいますか、相談があったら、その相談に乗るということでもあります。

私は、相談があったらということではなくて、この前にもその答弁をいただいているんですね。その中で、やはり今申しましたとおり、駐車場という問題もあるわけです。小学校がおかれている駐車場の問題、登下校、先ほど言いました。そして、前段で子供たちの交通事故の問題も質問

しております。ゾーン30ですね。そういういろいろな思いを込めて質問をしているわけでありませぬ。その思いを込めている質問に対しては、少し答弁として何ら変わっていないように思いますので、もう少し積極的な市長の答弁を期待いたします。

○議長（西江園 明君） 鶴迫議員、公園の整備ということで通告してありまして、駐車場のことは通告していないですから、その辺のところは整理をして質問をしてください。

今の鶴迫議員の質問に答弁できますか。

ちょっと待ってくださいね。もし反問があるんだしたら、私の方に許可を得てください。

鶴迫議員に質問の内容を協議するということですか。

市長、反問を許可します。

○市長（下平晴行君） 登下校で必要だということの質問でございますので、それは誰が求めているのかですね、そこら辺も全然分かりませぬし、そのことについては学校教育の方で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西江園 明君） 今のことで、鶴迫議員。

○14番（鶴迫京子さん） 質問通告に無いっておっしゃいましたが、それでは、最後の質問に入りますということで、公園ということについてでありますということで、平成29年12月定例会、平成30年6月定例会での一般質問を踏まえた上での今回の質問になりますというのを、先に冒頭に申しております。そして、なぜその駐車場にきたかという、その平成29年12月定例会は、市長は、本田市長でありました。そのときの答弁からずっと流れてきている今の駐車場の問題なんです。

結局、安楽公民館に駐車場が無いということから始まりまして、では、駐車場をやっぱり設置すべきではないかということで、その時にはJAの跡地とか、消防団の詰所跡地とか、そういうことも提案しました。そして、その後、それは駄目だということでした。だから、そういう流れの中の質問で、子供広場というのは、「公園を」って、その時も言ったら、「公園は駄目だよ」って、先ほどの市長の答弁のとおり、駄目だということを理解いたしました。

それで、では、子供広場的な、なぜそれを言うかと申しますと、やっぱり駐車場が無いということに遡るわけですね。

そうすると、公園には駐車場がちゃんと付いていますし、そういうことになって、質問をしているわけでありませぬ。

そして、今、昨今、交通事故とか、そういうのもありますし、安楽小学校周辺を取り巻く環境の中でのこの総合的な質問になっていて、「通告に無い」と言われれば、少し、そうしたら、通告書に全てを書かないといけなくなるのではないのでしょうか。

○議長（西江園 明君） 鶴迫議員、質問をですよ、もう一回、今、市長の反問に対して、鶴迫議員の説明ですというふうに理解しますので、再度、質問をしてください。そして、整理してですね、今のと繰り返しになるかもしれませんが、再度質問をして、市長の方か、教育長の方か、そのところをですね、答弁を求めてください。

〔「通告のない質問になっているのでは」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 今、ちょっとですけど、市長からの反問に対して説明がありまして、その中で、整理して、執行部の方でそれについて、市長部局、教育委員会、答弁ができればしてくださいということです。

もう一回、整理をして、質問できますか。

○14番（鶴迫京子さん） ちょっと外れますが、通告の仕方ということで、ちょっと質問したいと思いますが、通告ということで、一番に大きな「福祉行政について」とか、何々についてということでもあります。

○議長（西江園 明君） ちょっと今おっしゃりたいことは分かりますけど、それは、議会の運営委員会の中でのとか、議会議長に対してのことですので、ここでは、市長部局、教育委員会への質問になりますので、整理をお願いします。

○14番（鶴迫京子さん） それでは、もう一遍になりますが、子供広場的なことに対しては、民地の借り上げなど、相談が無いので、検討していないということでありましたが、再度お伺いしますが、そういう相談があったらしますよということですか。待ちの姿勢なのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、議員が公園から広場、そして広場的なスペース、そして最後はスペースという「駐車場」になっているんですね。ですから、やはりこれは、先ほど言いましたように、広場という、あるいは駐車場というのであれば、そういう広場的な用地相談等があれば、対応していきますよということをお答えしたところでございます。

○議長（西江園 明君） ここで、お諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

○14番（鶴迫京子さん） それでは、相談があれば、子供広場は検討するというので、用地、民地でよろしいのでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、必要性があるかどうかでございます。それであれば、用地の、いわゆる相談等がございましたら、そういう現実味がでてくるんじゃないかということを申し上げたところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 通告で公園についてとしておりましたので、今度は駐車場とか、そういう問題のことは別な機会にまた質問したいと思います。

終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

○

○議長（西江園 明君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

6月17日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後5時02分 延会

令和元年第2回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和元年6月17日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 報告

日程第3 一般質問

小 園 義 行

日程第4 議案第51号 財産の取得について

日程第5 議案第52号 財産の取得について

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時03分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと小野広嗣君を指名いたします。



日程第2 報告

○議長（西江園 明君） 日程第2、報告を申し上げます。

第95回全国市議会議長会定期総会において、本議会から1名表彰を受けておりますので、報告いたします。

特別表彰、議員20年以上、小園義行君。以上であります。

ここで、伝達のためしばらく休憩します。



午前10時04分 休憩

午前10時12分 再開



○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

受章者の小園義行君にあいさつをお願いいたします。登壇お願いします。

○19番（小園義行君） おはようございます。

改めまして大変ありがとうございます。今議長から全国議長会で20年の表彰ということをおいただきました。ここに私がいますのも、ひとえに住民の皆さんの御支援、御協力のたまものと心から深く感謝を申し上げたいと思います。

私は、町議会議員に当選をさせていただきましてから、一貫して住民の皆さんが主人公と、その立場で寄せられます声に真摯に耳を傾けて、それを行政当局にお届けをし、実現のために誠実に努力をしてきました。この間、私が最初議員になりましたころ、先輩の議員からいろいろ御指導をいただきました。また、この間、同僚議員の方から協力をいただき、そして行政当局においては御理解の下で、私が今ここで議員として活動をさせていただいている、そのことに深く感謝を申し上げたいと思います。

これからも、ひとえに住民の皆様の声を行政にお届けすると、そのことをもって実現のために誠実に謙虚に私は議員としての活動をしていきたいと、そういう思いでございます。その思いをお伝えしまして、私のお礼の言葉とさせていただきます。貴重な時間を大変ありがとうございました。

[拍手]

○議長（西江園 明君） ここで、一般質問の準備ためしばらく休憩します。
5分ほど休憩いたします。

午前10時14分 休憩
午前10時18分 再開

○議長（西江園 明君） 会議を再開します。

日程第3 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第3、一般質問を行います。

19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） 改めまして、おはようございます。日本共産党の小園義行でございます。何年議員をしても、いつも議会というのは緊張します。そういった意味で先ほど表彰していただきましたけれども、本当に謙虚にこれからも努力をしていきたいと思っております。

今、国会が開かれていまして、政権のやることに対して皆さんそれぞれいろんな思いがあるでしょう。100年安心とうたってこられた年金の問題ですね。これが諮問した側が受け取らないという、まさに何ということだろうという思いがしております。これは与党・野党問わず、やっぱり国会議員は国民の負託を受けているわけですから、そのことをもってどうあるべきか、どういった年金制度にしたらいいのかと、そのことを本来は与党も野党も一緒になって議論をして、主権者である国民のために、きちんとした年金制度を確立していく、そういった姿勢が私は必要だというふうに思います。

幸い志布志市においては、私たち議会からお願いをしました資料、そういったものについてもしっかりと提案をされて提供をされて、私たちが判断を間違わないようにきちんとした資料が出され、そのことで私たちが賛否を表すと、そういうことがしっかりとされているというふうに私は思っております。今後もそういった誰のために行政はあるのか、議会はあるのかとそのことを考えたときに答えは一つであります。まさに主権者である住民のために私たちは一緒になって、いいまちづくりをしていくと、そのことのみだというふうに私は考えております。

そういった意味で、今回通告をしましたその点について、順次質問をさせていただきます。

まず、国保について。ここに均等割を見直して負担の軽減を図る考えはないかということで、この間、昨年6月議会で質問をし、その中で国保に加入されている方と協会けんぽ、いわゆる中小企業等で働く従業員、その家族が加入されている健康保険、この違いの質問をして、市長の方から国保の場合、年間39万2,200円、協会けんぽでは年間20万6,000円となると、そういったことで倍近くのを納めているといったような状況等が認識として示されました。そして、今年の3月議会で、国保に加入されている方々の現状はどういうふうにお考えですかという質問をし

ました。そのときに国保加入世帯の所得水準は、平成26年度実績で協会けんぽ加入者と比較した場合に、1世帯当たり約100万円ほど低いというような答弁が出されて、国保に加入されている方々の実情が明らかになりました。

そうした中で、私は多子世帯含めて国保に加入されている方々の子供が多い世帯の負担軽減として、この均等割を見直してやる考えはありませんかということで質問をしましたところ、いわゆる市長の答弁としては、十分検討してそのような形でできるのか勉強をさせて欲しいということが答弁としてあったところです。このほかの税制にはない人头割、いわゆる人数がいることで負担が重くなっていくというこの税の在り方ですね、そこを含めて私はやはりこの負担の軽減ということが大事じゃないかなと思っているところです。

そういった意味でこの間で勉強をさせて欲しいということでしたので、約1年以上かかって市長が今現状どういう認識をされてこの問題に対応してこられたのか、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

本市の国民健康保険の状況については、年々被保険者が減少している中、平成30年度では、前年度に比べ療養給付費が2.73%増加しております。1人当たりの医療費も5.94%増加している状況でございます。そうした状況の中、県に支払う国保事業費納付金については、医療費が伸びていることなどの理由から、今年度では前年度よりも7,300万円増加しております。またこの納付金については年々増加することが想定されており、国保運営が更に厳しい状況に置かれるものと考えております。

県と市が共同で国保を運営することとなり、今年度で2年目となりますが、今後の国保運営を健全に保っていくには、国保基金等の財源を確保していくことが重要であると考えておりますので、現段階で、本市独自で均等割の軽減を行うことは難しいと考えております。

なお、均等割の軽減措置につきましては、全国知事会において国に対して要望しているようですが、実施には至っていないようでございます。

本市としましても、国において制度を実施していただけるよう要望を行っていき、安心して子育てができる環境を整えてまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） 今の市長の答弁ですけど、国にきちんとしたそういう制度にして欲しい、もちろんそうでしょう。でも、これは全国のそれぞれの自治体が頑張っていて、本来は国がやるべきことなんですけど、それをなかなかしないという状況があって、じゃあ我がまちでやるぜと言って、それぞれの自治体が、国がいろんなことを決めるその防波堤として、町や村、市、独自で軽減する。ひいては、県において独自施策をやるというそういうところが多いわけですね。本来は、こういったことを私たち地方の議会から行政からじゃなくて、真に国が国民のことを思うものであれば、しっかりとしたそういう施策をやっていただければいいわけです。しないから、こういうふうには私たちが大きな声を上げて、市長、一緒になって国に要望しませんかと、そういうことなんです。

一つの例が、この国保というのは、この町のここで決められる独自のものです。自治事務ですからね。これは県がしていますけど、ここの議会が決めない限りできないわけです。そういった意味で、私自身は国保に加入されている方々の実情というのは、ここに議員の方19名おられるんですけど、当局を含めて一番相談が多いのが国保税が高いということなんです。私もよく税務課に滞納されている方々のその後の処理の仕方ということで、分納にしたりいろんなことの相談をして税務課長さんに大変お世話になっているところです。こういった実情をみると、今市長が国に実施して欲しいということです。

市長、考えてください。議会の初日に専決処分をしましたね。国保の課税限度額を私が議員になってからずっと青空天井です。毎年毎年そういうことをしてきて、現実には92万円という状況までできているんですね。本当にそのお金がたくさんある人はいいです。一方では7割、5割、2割軽減ありますけど、これも広げていますけど、それでも大変というのが実情で2億2,000万円からの収入未済という実情になっているわけです、我がまちね。そうしたときに、我がまちの在り方として、この国保に加入されている方々の負担軽減という意味では、これまでのやり取りも前の本田市長ともしましたけれど、それは自己責任みたいなどころでの受益者負担だという、そういうもので果たしていいんでしょうかということを僕は思うわけです。

我がまちに子供が1人生まれます。3人生まれます。同じ家庭からです。うちもこの前長女に4人目の子供が生まれて、実は昨日お宮参りをしたところですが、4人増えると曾於市に住んでいるものですから、曾於市には4人分の地方交付税がきちんと計算されて来るわけですね。でも負担は4倍になるわけです。そういったことを考えたときに、ほかの税制でありますか。固定資産税だってたくさん住んでいるからその分を取りますよなんて同じ一つの屋根です、屋根の下に住んでいるんです。そんなことないじゃないですか、現実には。だからそういった意味で、この国保の均等割というのは子供さん、子育て世帯においては大変重たい負担になっているというのが実情です。そういった意味で我がまちは、これまで多子世帯の給食費の軽減、こういったものを作って努力されているというのはよく分かりますが、ここについても、僕は少し考えてやるべきじゃないかと思います。

市長に端的に伺います。均等割ってこういうものが果たしていいのかと。それは全国の市長会も少し国保の構造的欠陥があるから認めてくださいと、ちゃんと直してくださいとお願いをされているんです。その一員じゃないですか、市長も。全国市長会が要望しているんです、国に。だからぜひですね、そこら辺についてこの均等割については、もう1回やっぱり私は見直しをして、我がまちの子育て世帯の負担軽減という立場に立てませんかということをお聞きしているところです。お願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたとおり、県と市が共同で国保運営をしているのが今年2年目でございます。

そして私が感じるのは、今志布志市は3方式でございますが、4方式、2方式という形で、その応能・応益の部分でございますけれども、やはりそれぞれが均等割を設定しているという状況

はどういうことなのかなということも含めて、私もおっしゃるように子育てしやすい環境づくりをしていくためには、そういう均等割がなくなることで大分違うということは、もう本当に重々承知をしているところでございますが、そこ辺が果たしてそういう取り扱いをした場合に、先ほども言いましたように基金等のこういうものが無くなってしまう。そこ辺をもう少し具体的に入り込んで運営をしていかなければ、県と共同ということになりましたので、ここ辺をもうちょっと入り込んで協議してまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） この国保税の在り方というのは運営者は向こうです、県になりましたけど、実際にここの議会が認めない限り前に進まないんです。だからそういった意味では、さっきも言いましたけど、鹿屋市が国保税の均等割第3子以降を免除、これは新年度から始まっています。そして隣の曾於市、五位塚市長がこの前の一般質問で「18歳以下の均等割の全額を免除する場合には、1,776万4,000円の財源が必要になる」という答弁で、来年度から18歳以下の子供の免除を検討すると、もう考えを示されたんです。だからこれは少し勉強していただくと、自治体がどの立場に立つかとそういうことだと思うんです。曾於市でやった場合に、18歳以下ですと1,770万4,000円だという。我がまちで先の3月議会で少しお示しをしていただきましたけど、仮に第3子以降の均等割を免除したときに、我がまちだと約260万円あれば大丈夫ですよという、これです。この約260万円、こういった財源を基金からおっしゃる、市長よく見てください、基金はいくらありますか。基金として我がまちはもういっぱい使い果たしているわけです。だから一般会計から繰り入れをする、そういったものをしてこの261万円、第3子からできるというふうに当局が試算されています。ちなみに、不公平じゃないかという、それをおっしゃる方もいます。大変申し訳ないんですけど、農村集落排水事業に毎年1億6,000万円から繰り入れているんです。そういうことを考えたとき、この子育てを一生懸命されて国保に加入し、その負担の軽減を約260万円あれば第3子以降は負担の軽減という払いやすい国保税になっていくという、そういうのは試算が示されています、当局で。先の議会ではこれを示された上で勉強をさせて欲しいということだったものですから、どういうことですかとって全国いろんなことをやっているんです。私はそれをいちいち述べませんが、ぜひ、ここに住む子育て世帯の国保加入者の方々、次から次に国は上げていきます。市長がおっしゃるような立場になかなか立っていないわけで、この3月議会で示した261万6,300円ですと、そのときです。そういったものを考えたら、もう少しこの市長として、我がまちの一生懸命子育てをされているところの人たちに対しての思いというのが、少しどうなんだろうねと思います。もう1回お願いします。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいましたように、鹿屋市がそういう取り組みをしているということでございます。果たしてその取り組みがいいのかどうかというのもちょっと確認をさせていただいたところでありますが、そういう歳出の在り方が、おっしゃいますとおり額自体は261万7,000円ということではありますが、そこ辺のそういう支出することでの国保事業の体制が、ほかのものから出すということになると、また違ってくるんじゃないかなと思うんですけれども、そこ辺をもう少し国の方も歳出の在り方については、やはり考えるべきであるということの回答

もいただいているところでありますので、その市独自でどういう形で歳出ができるのか、ここはもうちょっと勉強じゃなくて、もうちょっと入り込ませていただいて、対応していきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今、少し踏み込んだ議論をしているんです、市長。

国民健康保険法の第1条に何て書いているかと、社会保障としてとその言葉をきちっとうたっているんです。社会保障というのはどういうことかと、全体のことを考えてということじゃないですか。基本そういった意味でぜひ本当によく勉強していただいて、このことについては取り組みをし、首長自身がそのことをよく理解をした上で、担当のところにきちんとならない限りは、私は前に進まないと思うんです。首長自身の考えが、本当にこのまちを住んで良かったまちにしたということ、その中でたまたま国保に加入されている世帯は協会けんぽの倍の負担がのしかかっているという、そこにある部分を少し対応していただだけませんか。いわゆる協会けんぽだと、子供が何人生まれても賃金に対していくらですからね。そういうことでは全然影響がないわけです。もちろん企業の負担はありますよ。だからそういった意味で、その人の収入に対してどうかということですから、国保はそうじゃないところに非常に構造的な欠陥があるというふうに私は思うものですから、この問題をこれまでも長く取り上げてきて、改善がされていませんけど、ぜひこのことについては勉強をするということですが、勉強するだけでは答えは出ません。どういう立場で勉強するかというのが大事だと思うんです。

ぜひ、そのことについてもう1回お願いします。

○市長（下平晴行君） 勉強を通り越して、もうちょっとそういう根拠ですか、今おっしゃいましたそういうことも含めて、内容を今までも国保については、ある部分は自分でも分かっているつもりなんですけど、おっしゃいましたような、質問されましたようなことをもう1回重々、よく内部でも協議して対応していきたいと考えております。

○19番（小園義行君） よく勉強していただいて、そのときにやっぱりどの立場に立つかということがとても大事だというふうに思いますので、市長がいつもおっしゃっている市民目線とかいろんなこともあるでしょう。基本、その立場に立たない限り絶対に前に行きませんので、そのことについては今やるという、勉強していくということでありましたので、よく理解をして、今後また引き続きこの問題は議論させていただきます。

次に、福祉行政ということで取り上げさせていただきます。

放課後児童クラブと放課後等デイサービスについて基本的な考え方を問うということで、通告をしておきました。

この放課後児童クラブと放課後等デイサービスというのは、性格が少し違うんですね。学童保育と普通言っているわけですけど、親が昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童を対象に学校敷地内の専用の部屋や民間の施設などで、放課後の遊び、生活、静養の場として学童保育があります。

一方、放課後等デイサービス、これは平成24年に法律の改正があって始まったんですが、6歳

から18歳の障がいを持っておられる子供さんたち。そして場所としては、いわゆる専用事業所が運営されているわけですね。療育が主なものですよということで、そういう違いがあるわけですが、学童保育と放課後等デイサービスそれぞれの基本的な役割について、当局としてどういうふうにこの認識をされておられるのかをお願いします。

また、教育長にお願いをしておりました。これは厚生労働省所管の事業であるわけですが、学童保育や障がいのある子供たちが放課後や休日に過ごす療育の場として、教育委員会としてはどうあったらいいというふうにお考えなのかという立場で、少しインクルーシブ教育というのを今文部科学省は進めておりますが、そういった立場から、この学童保育と放課後等デイサービスがどうあったらいいのかという教育委員会としての思いとして、少し所管としては違いますけど、子供を預かるそういう学童保育と、そういったものについての考え方をお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 放課後児童クラブにつきましては、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものでございます。

本市においても16クラブ、23支援単位において実施されておりますが、保護者などが働いている間、子供たちが安全で充実した生活を送ることができる事業であると考えておりますので、引き続き本事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

放課後等デイサービスにつきましては、小・中・高等学校通学中である障がい児に放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立の促進や放課後等の居場所づくりを目的としたものでございます。障がい児通所支援のひとつである本サービスは、平成24年の児童福祉法の改定により整備された事業であり、本市においても1事業所で実施されており、障がいのある学齢期の子供の健全育成に寄与する本サービスの運営につきまして、今後も関係機関と連携を図り、子供たちの個性に合ったサービスが提供されるよう、継続的な支援を図ってまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

本市では特別支援教育に関する理解や啓発が進んできたこともあり、本年度の特別支援学級の設置校は、小・中学校あわせて20校となっております。平成21年度が小・中学校あわせて8校だったことを考えますと、各地域での特別支援教育に関する理解啓発は大分進んできたのではないかと考えています。

2006年に国連で「障害者の権利に関する条約」が採択されて以降、障がい者等が積極的に社会参加、社会貢献できる共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築が求められています。現在、学校現場においてもインクルーシブ教育の理念に基づき、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学べるような柔軟な教育システムの構築を目指しているところです。

このような学校現場での取り組みにより、子供たちは道徳的な教育効果や正しい障がい理解等

により、多様な人間関係を通じた豊かな経験を得ることができます。このように、学校生活においてインクルーシブ教育の理念に基づいて学んだことは、放課後や地域活動等の子供たちの生活の場においても大いに生かされるべきものだと考えております。

○19番（小園義行君） 今、それぞれ答弁がありました。そこで、学童保育と放課後等デイサービスということで、それぞれ実情があります。そして、教育委員会としての思いが今教育長からも話されたところでは、そういうインクルーシブ教育を推進していくという意味で、この学童保育についてもそうだろうというふうに思っています、今回質問をしているところです。

そこで、学童保育の現状としては、今23の支援単位がそうだとということですが、障がいを抱えている子供さんたちがどれくらいその学童保育に通っておられるんですか。

○市長（下平晴行君） 市内の放課後児童クラブにおいては、平成28年度5名、平成29年度4名、平成30年度3名の受け入れを行っております。

○19番（小園義行君） なかなか子供さんたちの数としては5名、4名、3名ということで、今少し答弁があったところでしたけど、国がこの学童保育の在り方を変えようと今していますね。支援員1人でいいよというような議論が国でされて、そういうふうになっていこうとしていますけど、今教育長からもありましたような、そういう立場からしたときに、この学童保育の在り方の、有り様というのが、私は非常に大事になると思うんですね。本市でも小さい頃から様々な子供と一緒に育って、人と違うことが当たり前と思えることが障がいの理解に深くつながるんじゃないかというように思います。

なぜなら、私自身がうちの息子が保育園に入りました。障がいがあるからほかの子供と全然違うけど、普通に子供たちはやるんですね。小学校に行くとなんが起きるかということ、学級PTAに行くと同じ1年1組ですよ、うちの伸之輔君は、5分ぐらいすると立って出ていくんですね。ほかの子供はって思うんですけど、後ろのお父さんお母さん方はわざわざわかってるんですね。そういうことを感じながらああと思って、先生が探しに行かれて、2回目のときには私が行って、伸ちゃんあと5分ぐらいは頑張れと言ったんですけど、ほかの子供はその中で自分と伸之輔とは違うというのを既に学んでいるんですね。そしてお父様お母様たちも含めて、そのことで厄介な子供がうちのクラスに来たと受け取るか、それともちょっと障がいがあるかねと受け取るか、それもお互いに共通理解でいいよねという立場に立ってものを見ていただけると、障がいへの理解というのはとても深まっていくというふうに思うわけですね。

本市の今の学童保育の実情をみると、5名、4名、3名ということで、それ以外の子供たちは、じゃあ放課後等デイサービスについてどれくらい来て、我がまちで療育手帳なりいろんなを持っている子供が、どれくらい現実に小学校から高校の18歳まで何人くらいいて、どれくらい通っているのかというのはつかないですか。

○福祉課長（北野 保君） 現在の放課後等デイサービスの利用者につきましては、平成31年度で14名でございます。そのうち市内の施設を利用されている方が8名、市外の施設を利用されている方が6名になっております。

○19番（小園義行君） 今それぞれ出ましたけれども、現実にそういう状況があるわけですね。本来、地域にある学童保育でもそういうことは、全員そうしなさいという意味ではないです。共通理解をしていくためには、そういうのが大事ですよということで、志布志市が本当にそのことにきちんとした認識を持っていないとどうなんだろうねという、このインクルーシブ学童保育としては必要だという、先ほど教育長の答弁もありましたので、私は障がいのある子供を地域の子供たちと切り離さないことが大切だと思って、私自身はずっとうちの息子を保育園そして一般の小学校、一時期養護学校も利用させていただきましたけれども、地域の中で今42歳になろうとしています。そういった意味で、地域と一緒に障がいがあることを理解してもらおうというそのことの大切さを身をもって感じているところなものですから。

今回、志布志市の放課後等デイサービス、新年度へ向けて昨年からいろんなこと、おやめになるとかいろいろあったんですが、ここについても法人がやめると言ったらそれでいいということにはならないわけで、本市は実際に今年度を迎えるにあたっての対応というのは、保育所運営協議会やそういう中でどういう議論をされて、法人にもお願いし、我がまちとしてこの放課後等デイサービスが無くなっても仕方がないという立場だったのか、それともやっぱり必要だねとそういうことだったのかということについては、どういう認識で今年度を迎えられたんだろうねというのが少しあるものですから、少しお願いします。

○福祉課長（北野 保君） 昨年事業所より人員の調整が困難ということで、サービス休止を予定している旨、報告を受けたところでございますが、それ以降継続への方策について、事業所と協議を重ねたところでございます。

しかし、結果として休止という形になったものでございますが、今後につきましては、市と関連事業者が一体となって、検討を行う必要があると考えておりますので、関連事業所との協議の場を設定して、その中で何が課題なのか、どういった支援が必要なのかということも含めて協議ができればと考えております。

○19番（小園義行君） 今回いろんなことがあって、Aという法人でされているわけですけど、この放課後等デイサービス、報酬改定があって16区分でその子供たちを判定するわけですが、自治体がですね。そして報酬を2つの区分にして、重い障がいを抱えている子になると報酬がたくさんいくというそういうことになっているわけですけど、私から見たら、これは子供の尊厳とか、そういったものを傷つけているという思いがあるわけです。障がいが重いからこうだと、軽いからこうだとそんなのとてもじゃなけど、私たちから見たらおかしなことを国が推奨しているわけですね。だから今年度のそういうこと、今課長から答弁があったように、事業所とすると法人とすると、報酬の改定があって運営が厳しいというのが実情でしょう、今答弁を聞いていてね。だからそういうものはもうやめて、きちんと国にやれというそのことを、判定をするということもひっくるめて、このことについては、うちの子は障がいが重い、軽いからいいね、悪いねということじゃないと思うんです。そういうことと合わせて、これ市長、国にいわゆる子供の尊厳を傷つけるようなことをやめようよということと合わせて、この報酬の改定、ここをもう1回見直し

をしていかないと、更に今度学童保育も合わせてですけど、そこに配置する人の規制緩和なんかやったら誰も来なくなります。

そういうのをやめて、一緒に頑張ってきてちゃんとできるようにやれという声を、私は上げるべきだと思うんです。市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、国の指針によりますと、一般的に障がいの程度が重い児童の受け入れの促進を図ること、質の担保を図ることを念頭に行った改正であると認識をしているところでございます。

○19番（小園義行君） 国が、この放課後等デイサービスについて、言葉は悪いですよ、悪質な事業所がどんどん増えちゃって、まじめに一生懸命やっているところと大変いろいろ問題があるということでこういうふうにして、ここに16区分です、こんなね、うちの伸之輔を、これできる、できない、できる、できないをそれぞれいいでしょうけど、でも本来人として障がいがあるかなかろうが、この人格を持った人間としたときに、これをいつの間にかされているわけです、現実。こんなね、本当に先ほど教育長からもありましたように、国連の「子どもの権利条約」これを批准している我が国としては、とんでもないことだなと僕は思ってます。今市長がおっしゃったようにぜひこの判定区分をして、二つに報酬をやるとかね、そういったのはぜひやめて、子供たちが安心できるように、その学童保育と合わせて放課後等デイサービスも、この志布志市でやれるように国に声を上げていただきたいと思う。もう1回お願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、いわゆる16項目の欄の区分が算出した点数の合計ということで、13点以上というこういうものが設けられている。この指標にどうこうじゃなくて、やはりその子供たちがどういう環境で育つのか、その育つ中で普通と申しますか、そういう関わりのない子供たちにもすごくいい影響を与えるというふうに私は思うわけです。ですから、そこも含めて、国の方にもそういう受け入れ態勢の在り方を求めていきたいという思っております。

○19番（小園義行君） ぜひ、そういうふうに声を上げていただきたいと。併せて本市でもしっかりこの学童保育の質の確保だとか放課後等デイサービスがしっかり運営できるようなことに対しては、大いに努力をしていただきたいと思います。

次に行きます。三つ目に敬老祝金について、これまでもずっと一般質問をしてきました。平成30年の3月議会で予算が変わらないのであれば、内部で調査・研究させていただきたいというふうに市長は答弁されております。6月議会、本年度は節目支給で実施するが、今後全庁的な事業の精査を行い、真に必要とされる高齢者施策を実施していくにはどうすればいいか検討したいということでしたので、そのことについて、これまでどういうふうにこの間議論されてきたんですか。

○市長（下平晴行君） このことにつきましては、昨年9月定例会においても御提案をいただき、高齢者対策も含め本市の喫緊の課題である公共交通施策についても、現在その方向性を検討しておりますことから、その事業の実施開始時期や事業費等も勘案しつつ、敬老祝金の支給金額、

支給年齢、そして変更時期について今後更に調査・研究してまいりたいと答弁を申し上げたところでございます。

議員御承知のとおり、平成30年度におきまして、本市の公共交通施策の根幹となります「志布志市地域公共交通網形成計画」を策定し、本年度よりその計画内容の具現化に向けて取り組んでいるところでございます。また、老人クラブの方々を中心に、高齢者施策に対する今後の方向性などについて御意見をお伺いするなど協議を行ったところでございますが、本年度もこのような御意見をお伺いする会議を計画しているところでございます。

私といたしましては、高齢者対策を含め、本市の喫緊の課題である公共交通施策について、その方向性が具体的になりつつありますので、公共交通施策に必要な財源確保を勘案しながら、また様々な高齢者福祉施策全体の今後の在り方についても御意見を伺いながら、敬老祝金の支給方法等について更に調査・研究してまいりたいというように考えているところでございます。

○19番（小園義行君） そういったことなんでしょう。ここに条例がある以上、だから取り上げるわけです。

この第1条が、「この条例は社会福祉事業の一環として社会の進展に寄与した者の功績を讃えるため、高齢者に対し、敬老祝金を支給することを目的とする」ということで、第2条に支給の対象者、第3条で、「敬老祝金は、予算の範囲内で支給する」というふうに条例があるんですね。本来だと今市長がおっしゃるようなことであれば、この敬老祝金を廃止して、全て公平にしますよと。節目じゃなくて誰にも配りませんよ。その間、みんなのできるような今のそういったものにお金を使っていく。そういったことまでひっくるめて、議論をされているんだろうなと思うところですけど。私は条例があるから言うんですからね、そして高齢の人たちから言う。予算の範囲内で支給するというふうにわざわざ条例に書いているんですね。

それで我がまちのそれを全体でいくと、平成31年度の予算は1,546万2,000円です。対象者が1,785人、これ節目です。節目は、77歳、80歳、88歳うんぬんとなっていますけど。これで1,785名ですけど、75歳以上の全人口は5,911人です。これをこの予算の中でやると、1人当たり2,615円となるんですね。節目支給より4,126人も多い方に支給ができるわけです、この予算の中だと。で、その方がよっぽど効果的ではありませんかと、皆さん75歳以上になったら喜ばれるわけで、金額は予算の範囲内ですから、予算は市長が提案すれば増やしたり減らしたりできるわけですけど。こんなに同じ予算で4,126人に節目支給よりできる金額を変えさえすれば、それぞれ1,785人の方は3,000円、5,000円、1万円、2万円、5万円ですけど、よっぽどこの第1条の目的からしたときに、私はその方がいいと思うんですけど。

もう1回、その公共交通網のそういったものをきちんとやっていくという中で、予算はそちらに回すと。だからこれについてはこの条例にうたっているとおりにはしませんよと。今後同じ敬老の日を迎えて、去年も市長と一緒に行了きましたね。とても喜ばれるじゃないですか。それを5,911人に広げるか、1,785人で終わるかとその違いです、同じお金を使うんです。

もう1回そこについて、今後この敬老祝金はやめるよと、やめてそして別な方向にお金は使わ

せてくださいという考えも含んでの先ほどの答弁か、併せて二つ目にそういう広くやった方が、私はこの条例から見たら効果が大きいと思うんですが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、節目の総体のお金をそれぞれに配分したやり方がいいのかどうかということも含めて、先ほど言いましたように、公共交通施策にもお金があると。ただ、私は、先人たちが今の志布志市のために一生懸命していただいたということから、敬老祝金は予算の範囲内でしっかりと継続をしていかなきゃいけないと私は考えております。

ただ、志布志市では77歳以上としておりますけれども、他の自治体等では80歳以上というような形、88歳とかですね、85歳以上とかって、いろんなやり方があるんですけども、これは志布志市は志布志市なりのやり方でいいと思うんですが、そういう経費、いろんなお金もかかる中で、敬老祝金として今予算配分をしているお金の使い方については、今、議員がおっしゃるように、喜んでいただけるのがどっちの方なのかということと、今後は高齢化社会に突入するわけでございますので、そこ辺の在り方がどうなのかというのはこれは十分、この敬老祝金は私は必要だと思っております。

ただ、おっしゃいましたとおり、配分された予算をどういう形で支出をしていくのかということでございますので、ここも含めて、全体的ないろんなかみあわせがありますが、予算については、そういう形での支出をさせていただきたいなというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 敬老祝金を無くすと、そういった考え方じゃないということで、予算の使い方ということでした。ぜひ、この目的の第1条を正しく読むならば、今市長がおっしゃったように、何歳からというのは、それぞれ工夫していいと思うんです。

これまで志布志市を一生懸命守り、そして発展をさせて来られた方々に対する感謝の気持ちを届ける事業だと思うんですね。だからそういった意味じゃ、非常に大切な事業を本市は早くからやっているわけで、ぜひ、職員と一緒にこの事業を本当に御苦労さんでしたという感謝の心を届ける事業として、全員に、何歳以上というのはそれぞれ当局でお考えになるでしょう。私は75歳というふうに言いましたけど、そこについては今後ぜひ検討していただいて、本当に御苦労さんでしたという気持ちを持って職員一人ひとり持って上がる、職員の方たちも大変喜ばれると思うんです。そのことについて今答弁がありましたので、そういう立場で今後検討していただきたいと、そういうふうに思います。

次に行きます。職員の勤務の在り方についてということで、本市のパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等に対する認識と現状を問うということで、平成29年12月議会で、このパワハラ問題やセクシュアル・ハラスメントの問題を質問をしました。その後に対して、対応したいというような答弁があったわけですね。現状、質問しました。

その後にはセクハラそういったものについてはいろんなことが動きがあって、このパワハラを含めて現状の認識とその後の変化、対応はどうだったのかということでお聞かせ願えますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

職場におけるハラスメントは、職員個人の尊厳を傷つけ、その勤務意欲を減退させる要因とな

るとともに、職場秩序を乱し、公務能率の低下を招くなど、職場全体に大きな影響を与えるものであると思っております。また、一旦発生しますと、職場内で以前のような関係を再度構築することが困難になり、被害者に取り返しのつかない傷を負わせることとなります。

そのため、職場におけるハラスメントは、予防・防止が必要と考え、再三課長会においても訓示を行い、文書や散らしの配布、階層別研修や市独自の研修を行ってきたところでございます。

しかしながら、こうした取り組みを行っているにもかかわらず、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントに関する事案については、数件発生しているところでございます。このようなハラスメントが発生したことにつきましては、誠に遺憾であります。

今後もパワー・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントを防止、排除するために職場全体で、各ハラスメントになり得る言動を認識し、日頃からコミュニケーションを大切にし、各ハラスメントが生じないように、全員で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 市長、答弁は慎重にしてくださいね。私は平成29年12月議会でこの問題を質問しました。その後の対応として、現状の認識も併せてセクハラやパワー・ハラスメント、そういったものがどうだったんですかって、数件ありましたということでしたけど、そのセクシュアル・ハラスメントやパワハラが数件あったというふうに、今の答弁を聞くとそうなるんです。私が質問した時点でのことだということか、どういうことでその数件というのは、過去のことなんですか、現在もそれがあるということか理解していいんですか。その「数件ありました」という答弁だったものですか。

私が聞いたのは、平成29年12月以降にその後どんな対応がされて、実情はどうですかということ聞いたんです。

○総務課長（山田勝大君） ただいま市長が申しあげました件数につきましては、一般質問がありました平成29年12月以降の件数でございます。

それから対応につきましては、各課長会を通じて防止についての文書、あるいは規定等の改正の周知等を行っているところでございます。

○19番（小園義行君） 一応、このセクシュアル・ハラスメントについては、平成30年4月18日でハラスメントに関する指針について通知というものが出されて、そして平成30年6月7日に「志布志市職員の懲戒処分等の指針の一部を改正する要領について」ということで、処分まで具体的に作られていますね。これはそれでそういう形です。

一方、パワー・ハラスメントについては、法令上の定義がないから非常に難しいですよね。でも人事院職員福祉局が「管理者のためのガイドブック」ということで出していますけど、今課長から、私が質問した平成29年12月以降に数件あったというのは、セクシュアル・ハラスメントがあったんですか、それともパワハラがあったんですか。

○総務課長（山田勝大君） セクシュアル・ハラスメントが2件、パワー・ハラスメントが1件でございます。

○19番（小園義行君） 個々の案件について、私はどうこういうつもりもありませんけど、基本

そういったものが起きたときに、組織的にどう対応したのかと、今後どう対応するのかということが、非常に私は重要だと思うんですね。

ああいう実態があったにもかかわらず、セクシュアル・ハラスメントがその後2件あったと。そしてパワハラについても1件あったということですが、これ仮にそのセクシュアル・ハラスメントのことであれば、2件に関しては、具体的に「志布志市職員の懲戒処分等の指針の一部を改正する要領について」で具体的に処分までされたんですか。

○総務課長（山田勝大君） 改正しました指針、それから懲戒処分に関する規定等に基づいて処分をしております。

○19番（小園義行君） それについては、ここにそれぞれ停職、減給、そして訓告、戒告ですか、そういうのが処分としてある、そういうことできちんとした処分をされたんですね。セクシュアル・ハラスメントについては、相手がどう受け取るかということいろいろですよ。パワハラについても、私も議員という仕事をさせていただいて、職員の方と話をすると気付かないうちにパワハラをやっているんじゃないかなというそういう思いがときどきあります。これは議員と職員との関係性の問題だと思うんです。でも私は対等でいいと思うんです。議員の方が上とかね、職員の方が上とかそういうことじゃないというふうに私は思っていますが、気付かないでついやっている場合がある。そのことをしっかりと受け手の側が、これもう言われるとしょうがないじゃないですかね。だから、ぜひそうならないような関係性を作ることが大事だと私は思うんです。

もし、セクハラを受けていたりパワハラを受けていたりするときに、相談をどこにするかという非常にこれは難しいから、平成29年12月のときも第三者委員会、そういうことも含めて相談しやすい環境を作る必要があるんじゃないかということで提案をしました。この前、尖議員とのやり取りの中でも、相談員において相談していますとかいろんなことがありましたね。でも基本は、問題が起きたときに組織としてそのことにどういうふうに向き合い、加害者、被害者両方の立場に立って、どういうふうに関後志布志市としてこのパワハラ、セクハラが起きた場合にやっぺいこうというふうにご考慮されるのか、その対策についてちょっとお聞かせください。

○総務課長（山田勝大君） 今後の対策でございますけれども、特に相談窓口等につきましては、現在、支所・本庁含めて2名ずつ配置しているところでございます。それから、メンタル対策事業の業務委託先であります民間の会社等へも、相談ができるようになっておりますので、そのことについても引き続き再度通知をしたいと思っております。

セクハラにつきましても、改めました指針に基づいて十分な配慮をして、相談並びに解決をしたところでございますけれども、今後もそのような加害者・被害者のこと、双方の立場を十分理解しながら解決に努めていきたいと考えます。

○19番（小園義行君） セクハラについては、今よく分かりました。このパワハラについては、具体的なものが出ていないわけですね。

今後これについては、非常に作るのも難しいかなという思いがありますが、せっかく人事院

がそういうガイドブックを出していますので、そこについてはきちんとしたものをしないと、今おっしゃったけど支所のAさんです、松山支所のBさんですってそういうのが分からないでしょう。誰がその窓口、相談員になっているか。その職員の人たちとかこの中で起きたときに分からないですよ。相談を誰にしているんだらうって。だから勢い議員のところにもこうですよとみたいのが来たり。

そうしたときに私たちは、100条調査権がここでない限り、何もそんなことできないわけです、議員はね。だから、提案として今言っているのは、職員間でいろんなことがあった場合に、組織としてどうするのかというのが具体的にないと困るということなんです。一番手っ取り早くいうと、第三者委員会のここに相談してくださいという明確なものがあれば、もう即そこに行けるわけですけど、これ議員のところにも直訴したりいろんなことがあっても、それもいいでしょうけど、でもそれで僕たちは執行権がないから、そんなことでやれるのは100条調査権を発動しない限りできないわけで、当局としてそういう具体的なものを今後どうしていくのかというものがなくとも、そこを私が今問うているところですけど、考え方をお願いします。

○副市長（武石裕二君） このパワハラについては、先ほどから議論がありますとおり、非常に線引きが難しいと、上司部下の間でありますと、業務上の中での指導という立場で、先ほど言いましたとおり、つい感情的な部分が入って指導に入ると。当然部下としては、それをパワハラというふうに受け止めるような場合も当然あるのかなと思ったところでした。

総体的には総務課の方で、これは組織上でいけば対応するということ。それからセクハラについてはいろんな要綱、要領、方針を法の下で定めてございます。パワハラについては、先の5月29日だったと思いますけれど、改正労働施策総合推進法の中で、一応具体的なもの、これはこうですよと大方示されたんですけど、罰則規定等も定めがないということでしたので、今後国等が何らかの形で指針を示すと私どもも思っておりますので、それをしっかりと踏まえた上で、方針それから要綱等をしっかり定めて、先ほど言いましたとおり、どこに相談をするのか相談員が誰なのかということも踏まえて、課長会を通じ、そして全職員が認識できるように、今後更に指導を徹底してまいりたいというふうに考えます。

○19番（小園義行君） これぜひ、お互い職員間だと言葉は悪いですけど、Aさんが相談員ですといっても難しいですよ。そのAさんも難しいです。そういったことを考えたときに、第三者委員会といったところに相談をし、そこがそれぞれ動けるように、市として組織としてそういう対応をすると、動けるようにです。勝手に民間の人が来て、お前こんなんやっただんじやないかってこんなことできないわけで。市の方からお願いをしてそこに相談が来たら具体的こうできるという、そういったもの等を含めて何かやらないと、これ本当は無い方がいいんです。だから私もさっき言いました、私は議員という立場でこう職員の方たちをお願いしたりするときに、つい私自身は、パワハラをしているのではないかというそういうことを思うことが正直あります。それはなぜかという対等なんですけどね、議員と職員って。ただ執行権を持っている側と持っていない側ということで、私はお願いをし、そのことでどうかするというのが今日の議会だってそう

じゃないですか。私が市長ならすぐにやりますって言いますよ、執行権持っているから。持って
いないから市長いかがですかとやるわけで。

ぜひ、このパワハラの問題については、きちんとした相談ができる場所を設置して、そこが
具体的に動けるように組織としてそこが動けるようなものをこの志布志市として対応を考えてい
くべきだというふうに思いますけど。

そこについては、今副市長の方からありましたけれども、もっと明確なものが私は欲しい。こ
うだというものをやっぱり示さないと安心して相談ができないじゃないですか。そこについては
どうですか。

○市長（下平晴行君） 今までは弁護士等々に御相談したこともございましたが、今おっしゃい
ましたように今後につきましては、そういう民間企業の第三者委員会なる者を検討していきたい
というふうに思っております。

○19番（小園義行君） 最終的には市長に人事権までありますので、いろんなことをやれるん
ですけど。いちいち市長もそのことに個々の案件に関わる、そんな大変申し訳ない、忙しい中
ですので組織として対応ができるような、今おっしゃったようなことで理解をしますので、ぜひ努力を
していただきたいと思います。

今市長の立場ではそういうことですね。ただ、教育長に通告しておきましたけど、以前、旧志
布志町時代に、私は任命権者は町長じゃないから、町長がおっしゃること、そういうことは乗り
ませんよと言って、あるものが提出されなかったことがあります。そんなことは教育委員会とし
ても当然そういう考えは持っておられないと思うんですけど、一応教育委員会の任命権者は教育
長ですけど、今パワハラとかセクハラの問題については、当然教育委員会に所属している志布志
市の職員の方も、今市長が述べられたようなことと同じように任命権者でありますので、教育長
も全く同じだというふうに理解してよろしいですか。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会の服務に関する対応につきましては、市の方針に基づき
対応していくというのが基本的な考え方だと思います。

今後とも引き続き市長部局としっかり連携をしながら、共通認識を持って教育委員会におい
ても当事者の気持ちに寄り添う姿勢を忘れずに、快適に働きやすい職場環境づくりを進めてまい
りたいというふうに思っております。

○19番（小園義行君） 大変、教育長失礼しました。通告をしておいて答弁を求めないというは
大変失礼なことでした。それについてはおわび申し上げます。ありがとうございました。

最後に、政治姿勢ということで、今回本庁移転に関する条例改正が提案されていますけど、こ
のことについて質問をさせていただきます。

今回のこの提案ですけど、各支所の在り方そういったものを含めた議論が十分にされて、松山
支所、志布志支所、そして有明本庁、今回いろいろ提案され、この支所の在り方等を含めて議論
が十分にされての提案なのかということで、少しお願いします。

○市長（下平晴行君） 御質問にお答えいたします。

本庁舎移転につきましては、平成30年5月に本庁舎移転検討委員会を設置して、これまで検討を進めているところでございます。平成30年12月に本庁舎移転基本方針を策定、その後市民説明会等を経て、令和元年5月に一部改正を行い、新たな方針としたところでございます。本庁舎移転基本方針による行政組織の方式につきましては、現在は総合支所方式となっておりますが、条例改正案では、志布志市本庁兼志布志支所、有明支所、松山支所という形になります。それぞれに支所の役割があり、その中で管理部門等が設置される志布志支所を本庁とするものであります。本庁、支所の在り方につきましては、本庁舎移転検討委員会において現場の声をしっかり反映した形で取りまとめを行ってきたところでございます。

特に、新たな有明支所につきましては、一部の課の本庁機能が有明支所に残りますので、今後につきましても市民サービスの向上を最優先して、本庁、支所との連携を図っていきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君）　そういうことで議論されてきたんでしょう。じゃあそこで、大変申し訳ないんですけど、それぞれの松山、志布志、有明本庁、この耐用年数はあとどれぐらいあるんですかね。

○松山支所長（中吉広志君）　松山庁舎が、昭和44年の建設ということでありまして。耐用年数を60年としますと、松山庁舎が残り11年ということでございます。

○志布志支所長（小山錠二君）　志布志支所におきましては、建設年度が昭和56年、同じく耐用年数が60年としますと、残り23年ということになります。

○財務課長（折田孝幸君）　有明庁舎につきましては、昭和58年建設ということでありまして、耐用年数60年としますと、あと25年ということになります。

○19番（小園義行君）　今それぞれ松山11年、志布志23年、有明25年ということで、確かにこれでいくと、そういうことになっておりますけれども、なぜか、この段階的移転計画ということで、あんまり小さいというと変ですけど、中身について松山支所だけ何もこの中に書かれていないんですよ。耐用年数考えたら一番先に松山支所をどうするんだっていうことがないといけないのに、志布志支所と有明本庁のことしか書いていない。あとは生活基盤の拠点だとかそれはよくわかりますよ。でもこれをぱっと見たとき、一切これが書かれていないものですから一番短い松山支所どうなんだろうねって。さっき冒頭市長が答弁されましたが、基本的なそのことまで含めて本当に議論したんですか、ということがちょっとあって、今質問をしました。これ、なぜ書かれていないの。

○市長（下平晴行君）　このことについては、今後の活用の関係で、特に中長期の調査検討委員会を設置しておりますので、庁舎の在り方についてはその中で調査・検討していくということでございます。

昨日の質問の中にもありましたとおり、やはりその地域地域の特性を生かしたまちづくりをしていこうという考え方でございます。

○19番（小園義行君）　私は、この短期計画、中長期計画、私自身が勝手に読み解いたというこ

とで勘弁してください。本来とりあえず本庁を法に基づいて向こうに移すよと。そしてあとはこの中長期計画というそこについて残りの11年、23年、25年、そういったものを含めて議会から言われたいろんな人の意見を聞きなさいと専門家も入れてと。そういうことでこの中長期計画とされて、とりあえず短期的に志布志支所に移すけど、あと全庁的な移転だとか、そこを含めて耐用年数が来ますね。そのときに、はいつって言って議論しても遅いわけで。いろんなことをして今の場所がいいかどうか上に上げるかどうか、それも含めて議論をして検討委員会で結論を出していただいて、今のところがいいとなるか、上になるか分からないけどそこについては議会が求めているいろんな人の意見を聞きなさいというそのことを含めて、この中長期計画になっているというふうに理解をしているわけですけど。そして、基金のことも前から何回も言って早くしないと駄目でしょうということも、ずっとやってきました。そういうふうな思いで私はいるんですが。

今、下平市長としてそのことまで踏み込んで私が上の台地に作りますとか、そういうことは考えていないですよ。とりあえず、お金がないから財源を作り、そして場所については明確にいろんな専門家を踏まえて、住民の方々も入れた上できちんとやるというそういうふうに私は勝手に理解しているんですけど、そういう理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるとおり、中長期計画についてはそのとおりでございます。そのために、今までやった検討委員会を調査検討委員会、また名称は変わるかもしれませんが、そういう中で最終的には庁舎建設を踏まえたそういう調査・研究になることから、庁舎の規模やその候補地の選定など、いわゆる先ほど言いましたように、専門家や市民の方々から御意見をいただいて、その視点から検討が必要だということで、また今までそういう事例があった他の自治体のことも研修し、参考にしながら、取り組みをしていきたいと考えております。

○19番（小園義行君） 私自身もそういう方向、とにかく動くということがない限り議論ができなかったでしょう。この職員の人たちも一切このことについてはですね。そこで、私たち議会は第二次振興計画というのを認めたんですね、全会一致です、この第二次振興計画。ここで、私は人口減少社会に突入しているという議論をしたとき、審議会の委員の人たちからも、庁舎の位置の問題を含めて検討、議論されなかったんですかと言ったら、そこについてはあまり庁舎位置の検討はしなかったということ等もいろいろあった。でも、この基本目標の中にいろいろ書かれていまして、それを市長も途中で代わったから、この振興計画は反故にしてやるなんてことは、議会に対してとんでもないことなわけで、ぜひ、そのことについてはきちんとやっていただきたいと、そういうことで少し聞かせてください。

国立社会保障・人口問題研究所というところが、我がまちの人口をわざわざ予測してくれています。2025年度に2万7,952人、2040年度に2万3,000人、2060年度に1万7,500人と。我がまちの目標は2021年3万人にしたいということで目標があります。そこで、さっき言いました、このまちづくりの基本目標というところで「今後10年間のまちづくりに向けて、基本目標を定め、将来都市像の実現に取り組みます。」と当局が出したものを議会も認めたんです。その中にこう書いてあります。「少子高齢化の進行や人口減少が見込まれる今後のまちづくりにおいては、都市

機能を集約したコンパクトな市街地の形成が必要となります。」というところで、「志布志港及びJR志布志駅等の交通拠点や各地域の市街地など市民生活や産業活動を支える拠点の整備充実を図り、新たなまちづくりに向けた核づくりを進めます。」と。私は、ここを大変申し訳ないんですけど、そのときあまり庁舎の問題ではしなかったということです、人口減少はそういうことにしたときに、「新たなまちづくりに向けた核づくりを進めます。」これは本来、本田市長もその中に含めてたんじゃないかと勝手な推測です、私の。そういうふうにして、この核づくりを進めますという意味で、本庁を向こうに移すというのは、これにもきちっとマッチするなという思いがあって、この第二次振興計画を認めた議員として、私は今質問をしているところです。

そして、もう一つJR志布志駅周辺については、市民や事業者とともに、まちの玄関口にふさわしい魅力ある拠点となるように整備を進めますということで、本来、大変申し訳ないんですけど、この振興計画を最初から読むと、有明本庁を拠点にして、「ヒトとモノの物流が行き交うようなまちづくりをします」というようなのは1行も、大変申し訳ないですが、書いてありません。本当に、どこに本庁を置いたらいいのかということで、このまちづくりの基本目標というところの振興計画の中に、きちんとうたわれている。私はこれに基づいてされていかなければならない。そのためにはやっぱり本庁は、12年間ずっと言ってきました。実際13年と言ったほうがいいんですかね。本庁を向こうに移すという意味で、このまちづくりの基本目標から第二次振興計画から外れてやるというようなことじゃ、市長、ないですよ。そのことについて確認をしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 私も、市長になる選挙の公約の一つとして一番目に新たなまちづくりをしますと、作りますという公約。これは最初に本庁舎移転のことも含めて、いろんな形で合併して志布志市になった。この志布志市になって、その先ほど話がありました、港、道路、そして先人たちが一生懸命やってきたものをどう生かしていくか、それを次の世代にどう引き継いでいくか、これは基本だというふうに思います。

今おっしゃいましたように、都市基盤ということでは、やはりいわゆる都市機能を集約したコンパクトな市街地の形成が必要だと、そして駅周辺のまちづくりをすることによって経済が発展するんだということでもありますので、これは志布志市総合振興計画にしっかりとうたっていますので、このことをすることで、経済が発展するというふうに思って取り組みをしているところでございます。

○19番（小園義行君） 私は、合併前の選挙から一貫して、このことについては本庁は志布志支所に置くべきだということでもずっとやってきました。なぜそういうことをやってきたかという、私たちは法令遵守です。地方公務員法で括られていますので。今定例会3日目に南議員の方から、憲法94条ですね、ここに地方自治の権能ということで法律の範囲内で条例を定めることができるというふうにうたっています。それからいくと地方自治法、ここにも書いていますね、4条第2項が利便性の確保をする。そうしたときに、我がまちの条例第1条は志布志市有明町野井倉1756番地に置くとする。それが、憲法、自治法、そして我がまちの条例にしたとき少しそごがありま

せんかと、元に戻しませんかということでも本田市長にずっと言ってきたんですね。それはなぜかという、私たちは法律を守る、憲法を尊重するというその責務が与えられているからです。有明の本庁が悪いとか、志布志の支所がいいというそういう問題じゃなくて、地方公務員法で括られている議員として、私は一貫して憲法そして法律、条例はきちっとしたものでないと問題があるという、そのことをずっと訴えてきたところでもあります。そういった意味で、市長においても地方公務員法で括られてますので、実際特別職です、私もそうです。憲法も守らなくては行けないし、法律も守らなければいけない。そのための条例もきちっとしたそれにそごの無いようにしないといけないという、私はその思いで12年間やってきました。そのことについて、今回の条例改正は、まさにその立場で私は提案されていると思うんですけど、もう1回、市長にこの問題の条例改正を提案された思いと考えをきちっとしゃべってみてください。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、これは地方自治法の4条の2項に、その他の官公署がどういう位置付けをされているのか、それから交通アクセスの問題、そして住民の利便性ということでそういう病院、商店街等々の関係。

私はもう一つは、先ほど言いましたように志布志市は合併したわけでありますので、この合併した効果をどういう形でこれを生かしていくのか。これが今のこれから5年先、10年先じゃなくともうちょっと早めに東九州自動車道、そして都城志布志道路、これが港を通じて生かされる、整備されている。これをより生かすためにも、この条例の提案をしっかりとお願いして、まちづくりを進めていきたいという思いでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○19番（小園義行君） 今回条例改正案が提案されて、いろいろ議論審議されるでしょう。でも私は、本来私たちは市議会議員としてこの場に立っています。いろんな住民の人からいろんな声を届けていただいて、行政当局にお願いをするということですね。その一番の基本的な原則は、私たちは法律を守る、法律がおかしかったらそれは変えてもらうように国にお願いする、そして条例が問題があるとしたら、それは変える努力をしないと行けないと私は思っているところです。有明本庁が悪いとかそういうことじゃないんです、ぜひこの第二次振興計画に基づいて、しっかりやっていただきたい。

そのことをお伝えをして私の一般質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

日程第4、議案第51号及び日程第5、議案第52号以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議をすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号及び議案第52号以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議をすることに決定しました。

○

日程第4 議案第51号 財産の取得について

○議長（西江園 明君） 日程第4、議案第51号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号、財産の取得について説明を申し上げます。

本案は、消防ポンプ自動車を買収するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防ポンプ自動車を消防防災用として指名競争入札により、2,640万円で鹿児島県鹿児島市南林寺町16番6号の株式会社鹿児島消防防災から買収するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（山田勝大君） それでは、議案第51号、財産の取得について補足して御説明申し上げます。

今回取得する消防ポンプ自動車は、松山方面隊泰野分団に配備するものでございます。現在、同分団に配備されている消防ポンプ自動車は、平成7年10月に導入後、24年を経過しようとしており、老朽化に伴い今回更新配備するものでございます。

取得する財産の内容につきまして御説明申し上げます。付議案件説明資料の1ページをお開きください。

車両の型式はキャブオーバー型、ダブルシート、消防専用シャーシ、4輪駆動でございます。車両総重量は5,000kg未満、4サイクルディーゼルエンジンで、マニュアルトランスミッション、乗車定員は6名となっております。

主な取り付け品、装置につきましては、主ポンプはオールアルミ製、高圧2段バランスタービンポンプで、A-2級以上の放水能力を有しており、真空ポンプは無給油式、自動揚水式でございます。動力取り出し装置は、フルパワーP.T.Oであります。また、バーハンドル式鍵付きアルミシャッター扉の資機材収納庫をポンプ室上部及び車体後部に設置するほか、夜間活動のためのLED式サーチライトを車体の前方及び後方に設置し、併せまして車両運用時の安全確保のため、ルームミラー式7型カラーモニターの後方確認装置とドライブレコーダーを設置するものであります。

付議案件説明資料の2ページをお開きください。2ページにつきましては、吸管や可搬式照明器具など主な積載品、付属品を記載してございます。また、取得する財産の参考としまして、どのような型式の消防車であるかを説明するための写真を掲載しておりますが、これは昨年松山方面隊尾野見分団に更新配備した車両であり、全く同じものを取得するわけではございませんので、御了承ください。

納入期限は、令和2年2月28日となっているところでございます。

以上で、議案第51号、財産の取得についての補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第51号は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第52号 財産の取得について

○議長（西江園 明君） 日程第5、議案第52号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号、財産の取得について説明を申し上げます。

本案は、移動系デジタルMC A無線機を買収するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、移動系デジタルMC A無線機を防災行政無線移動系の老朽化及びアナログ解消に伴う設備の更新として、随意契約により5,876万2,000円で福岡県福岡市博多区上呉服町10番1号のパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社九州社から買収するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（山田勝大君） それでは、議案第52号、財産の取得について補足して御説明申し上げます。

今回取得する移動系デジタルMC A無線は、市内全域をカバーするものであり、本庁及び各支所に配備済みの指令基地局の改修、消防車両を主に車載型無線の購入、また現場活動用の携帯型無線機の購入を行うものであります。

現在、消防車両等に積載している無線機は、合併以前にそれぞれの旧町ごとに整備されたアナログ周波数の移動系無線機であり、老朽化による通信障害や、アナログ周波数の利用期限が令和

4年11月30日までとなっていることから今回整備するものでございます。

MCAとは、マルチチャンネルアクセスの略であり、複数のチャンネルを多数の利用者が共同利用する無線システムであります。通常の無線機は無線機間で電波の送受信を行い通信しますが、MCA無線は、一般財団法人移動無線センターが運用管理する全国の無線中継局で中継され、ほかの利用者の無線機と混信することなく、しかもデジタル方式であるため、秘匿性の高い通信が可能となっております。MCAの中継局は耐震性に優れた高層ビルや山頂に建設されているため、広いサービスエリアが確保されております。更に中継局は専用網でつながり、日本全国で利用できる唯一の無線通信システムであります。

取得する財産の内容につきまして御説明申し上げます。付議案件説明資料の3ページをお開きください。

取得する機器の数量は、半固定局無線機、これは既に本庁及び各支所に配備済みの指令基地局の改修で3台、車載型無線機、これはマイクやアンテナなど運用に必要な機器も含んで消防車両を中心に50台、携帯型無線機、これは充電器やマイクなど運用に必要な機器も含んで90台としております。

3ページ下の方から4ページにかけては、取得予定機の写真であります。

また契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約としておりますが、これは現在MCA無線機の機器が仮契約の相手方1社のみの製造であり、ほかに製造しているメーカーがないこと、また近隣の自治体なども同様の理由から随意契約で整備していることなどから、同施行令を適用し随意契約としたところであります。

納入期限は、令和2年1月31日としているところでございます。

以上で、議案第52号、財産の取得についての補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第52号は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は可決されました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日から6月23日までは休会とします。

24日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時53分 散会

令和元年第2回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和元年6月24日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第3 議案第34号 志布志市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第35号 志布志市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭
情 報 管 理 課 長 岡 崎 康 治	港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市 民 環 境 課 長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農 政 畜 産 課 長 重 山 浩	耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志 布 志 支 所 長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜
教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生 涯 学 習 課 長 萩 迫 和 彦	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと小野広嗣君を指名いたします。



日程第2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（西江園 明君） 日程第2、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員が、令和元年7月1日をもって任期満了となることから、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える7人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同規約第8条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（西江園 明君） ただいまの出席議員は、私議長を含め19人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定によって、立会人に、八代誠君及び小辻一海君を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

（候補者名簿配付）

○議長（西江園 明君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（西江園 明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（西江園 明君） 投票箱、異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（藤後広幸君） それでは、順をお願いいたします。

2番、南利尋議員、3番、尖信一議員、4番、市ヶ谷孝議員、5番、青山浩二議員、6番、野村広志議員、7番、八代誠議員、8番、小辻一海議員、9番、持留忠義議員、10番、平野栄作議員、

12番、丸山一議員、13番、玉垣大二郎議員、14番、鶴迫京子議員、15番、小野広嗣議員、16番、長岡耕二議員、17番、岩根賢二議員、18番、東宏二議員、19番、小園義行議員、20番、福重彰史議員、11番、西江園明議員。

○議長（西江園 明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。八代誠君及び小辻一海君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（西江園 明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数19票、有効投票19票、無効投票0票です。有効投票のうち、山口たけし君5票、室屋正和君0票、野畑直君0票、緒方重則君0票、篠原静則君12票、福永徳郎君0票、豊留榮子さん2票、以上であります。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

—————○—————

日程第3 議案第34号 志布志市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第3、議案第34号、志布志市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について

て、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第34号、志布志市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会ほか2常任委員会の連合審査における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月18日、総務常任委員6人、文教厚生常任委員7人、産業経済常任委員6人出席の下、執行部から総務課長ほか関係課長及び担当職員の出席を求め、連合審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の移転費用に含まれている志布志支所議会議場の空調設備の修繕費については、本来志布志支所の維持管理費として計上されるべきであると考えます。現在の志布志支所議会議場の活用状況と空調設備の修繕費が移転経費として積算された経緯についてただしたところ、志布志支所議会議場の空調設備については、平成25年頃に故障しているが、これまで空調を必要としない時期において、教育委員会関係の研修会等で利用されており、本年も4月、5月に校長会及び教頭会で利用されている。修繕等に係る費用については、庁舎の維持管理費の中で措置されるべきであると考えますが、現状においては修繕箇所の優先度に基づき予算措置している。よって、志布志支所議会議場の空調設備については、修繕に至っていなかったところである。本庁舎としてスタートする際に必要な経費であることから、修繕に係る費用約3,380万円を移転に係る費用として積算したところであるとの答弁でありました。

本年3月、志布志市津波防災地域づくり推進計画が策定されたが、どのような方法で周知を行ってきたのか。また、志布志支所の標高よりも低い位置に居住されている方々についてただしたところ、津波防災地域づくり推進計画の公表については、国を通じて昨年度末にホームページ等で公開している。また、志布志支所の位置する標高ではないが、標高10m未満に居住されている方々は約6,000人であるとの答弁でありました。

本庁舎移転基本方針の中で、隣接する保健所駐車場の一部利用について、県と引き続き協議を行っていくと明記されているが、現在の駐車場のあり方についても課題があると思う。移転の可否に関わらず、保健所駐車場の一部利用に向けた協議は続けていくのかとただしたところ、保健所を管轄する県との協議については、庁舎移転に伴い増加が見込まれる来庁者の駐車場を確保するため、公用車の駐車場としての保健所駐車場の一部利用を協議している。現状では、来庁者の駐車場利用について、混雑までは見られないと判断しており、駐車場の改善を目的とした県との協議については、市長を含めて今後考えていきたいとの答弁でありました。

交通網が整備され、交通アクセスがよくなっていくのは理解できるが、そういった一連のインフラ整備効果が現れた後に本庁舎移転の協議を開始してもよいのではないかとただしたところ、2020年には東九州自動車道が供用開始され、都城志布志道路についても全体の75%程度が供用開始になる。また、バルク港としての志布志港の整備も進むなど、急速なインフラ整備が進展する中、効果が現れるのを待ってまちづくりを考えるということではなく、スピード感を持って今の

うちから体制づくりを進める必要があるとの答弁でありました。

今回の移転に伴う執務スペースの確保について、国の基準を満たした適正なものとなっているのかとただしたところ、基本方針で示した配置図については、適正な執務が可能なシミュレーションをし、配置したものである。今後、設計等を行っていく中で適切な執務環境が確保されるよう確認しながら進めていきたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえた上で、議案第34号に対する市長の考え方について質疑を行う必要があるとのことから、市長への総括質疑を行いました。

主な総括質疑といたしまして、市長の公約として様々な取り組みを掲げているが、まずすべきことは本庁舎移転ではなく、より住民の生活に密着した事業に取り組むべきではないか。本庁舎の移転については、短期計画ではなく、長期的に考えていくべきではないかとただしたところ、本庁舎移転や子育て支援、農林水産業の振興等、公約に掲げたもの以外にも取り組むべき事業はたくさんあるが、道路や港の整備が進む中、本市の地理的優位性を生かすためには、まず本庁舎を移転し、まちの活性化を図らなければならないと考えているとの答弁でありました。

人口減少に歯止めをかけ、本市の人口を4万人にするという構想へ向け、本庁機能を移転することが経済の活性化、人の交流、住生活、住宅整備にどのようにつながっていくのかとただしたところ、本市の人口を4万人にするという高い目標を設定することで、4つの行政経営指針のもと、職員の意識を変え、職員とともに様々な知恵を出し合っていきたいと考えている。コミュニティ機能をしっかりと確立させるため、人の往来が盛んな場所へ本庁機能を移すことで、行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまちの実現が図られるものと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、移転に伴う費用について、現在明確に示されているのは設計業務委託料の430万円のみであり、庁舎の改修も含め、それに付随する引っ越し費用、看板、案内板の設置や変更に係る費用等、全ての移転費用については不透明であるなど、判断材料となるものが不十分であること。災害対策の観点から、南海トラフ大地震による津波発生時、志布志支所庁舎は直接的な被害はないかもしれないが、浸水想定区域周辺にあえて移転するのはあまりにもリスクが高すぎる。仮に短期計画が完結した場合、本庁舎移転基本方針の中長期計画では、本庁舎機能全体の移転を示している。現在の志布志支所では、別館建設や新たな駐車場整備等の問題が発生し、莫大な費用がかかることは容易に想像ができることから、議案第34号については反対である。

一方、賛成討論として、議会の議決事項でもある第2次総合振興計画においても、志布志地域の市街地を核としてまちづくりを進めるとあるなど、これまで議論を重ね、策定してきた各種計画に則って、都市計画や公共交通網の形成、住環境整備等の事業展開を図る必要があること。そうした中で、経済活性化の核を担うのは志布志支所周辺と考える。本庁機能が今の志布志支所に移転することで、施策のスピードアップにもつながり、より経済の活性化に拍車がかかるものであること。農村集落など各地域のコミュニティを支える地域生活拠点の形成によるメリハリのあ

る都市構造を目指しますとの提案に合致するものであることから、議案第34号には賛成である。
以上のように、反対、賛成の両討論がありました。

討論を終え、起立採決の結果、議案第34号については、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○5番（青山浩二君） 議案第34号につきまして、基本的に反対の立場で討論をいたします。

まず、移転に伴う費用についてでございますが、現在、明確に明示されているものは、設計業務委託料の430万円のみでございます。概算で志布志支所と有明本庁の改修費用として、約1億円を試算しているようでございますが、これはあくまでも概算でありますので、実際はいくらかかるのか、設計をしてみないと分からないところでございます。庁舎の改修も含めまして、それに付随する引っ越し費用、看板、案内板の設置や変更に係る費用、全ての移転費用がいくらかかるのか不透明でございますので、賛成することができません。

次に、災害対策の観点から、今後30年以内に80%の確率で起こると予想されている南海トラフ大地震でございますが、本市の予想される津波の最大高さは7mでございます。志布志支所の標高は11.5mでありますので、直接的な被害はないのかもしれませんが、ただ、市が策定した「津波防災地域づくり推進計画」において、志布志警察署、志布志港湾事務所等は、防災対策上、移転を検討すべきと結論付けてございます。そういった中、危険区域周辺にあえて移転するのは、あまりにもリスクが高すぎると思っております。市民の生命・財産を守るべき立場の職員の皆さんがしっかりとその役割を果たすことができるのか、疑問であり、不安でもございます。私は、その疑問と不安を払拭することができませんので、賛成することができません。

最後に、基本方針そのものについて、今回変更案が示され、中期計画、長期計画が統合されて中長期計画となっております。しかしながら、中期計画単独での可能性はまだ残っているという市長答弁でございました。仮に短期計画が完結すれば、中期計画では本庁全体の移転を考えており、そうなれば現在の志布志支所ではこれ以上職員の受け入れは不可能だと考えます。そうすると、別館建設、そして新たな駐車場の整備等の問題が出てくるということになります。それには、莫大な費用がかかることは容易に想像ができます。また、中長期計画には、費用面も含め、不透明な部分や課題が山積しており、まだまだ時間を掛けて議論していかなければならないと思っております。その課題が山積している中長期計画の前提である今回の短期計画には賛成することができません。

そういうことも含めまして、総合的に判断した結果、議案第34号については、反対といたします。同僚議員の皆様方の御賛同方、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（西江園 明君） 次に、賛成の方の討論はありますか。

○15番（小野広嗣君） それでは、私は議案第34号、志布志市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

本市の未来にわたってのまちづくりを左右する重要な議案ですので、少し長くなりますが、本日に至るまでの大まかな流れについて、少し触れておきたいと思います。

市長は、昨年（平成27年）の第1回志布志市議会定例会において所信を表明され、その中で政策の大きな柱が市役所の庁舎の在り方の問題であると述べられました。私たち議員にとっては、このとき初めて公の場で聞いた市役所の庁舎の在り方に対する市長の発言でありました。さらに続けて市長は、今後、市が発展していくためには、経済発展の核となる拠点が必要であり、その経済発展のために必要なことは、人と人との交流、そしてヒト・モノ・カネ・情報が交流することで大きな経済効果が発生するとして、そのためには行政と商工、行政と観光、行政と港湾企業がそれぞれ密接に連携することにより、タイムリーな情報発信とスピード感ある施策の推進ができると述べられています。さらに、都城志布志道路、東九州自動車道、志布志港の国際戦略バルク港湾の整備により、交通アクセスが向上しており、この効果を人口増加につなげていくためにも、志布志支所に本庁を置き、新たなまちづくりを推進すべきであるとされ、市役所の庁舎の在り方の問題については、これから市民の皆様、そして議員各位に丁寧に説明をしてみたいと考えていると述べられました。その後、志布志市本庁舎移転検討委員会を設置され、それ以降7回にわたって委員会が開かれております。その間も、区市町村課をはじめとした各関係機関との細かい協議を重ねられ、まちづくり委員会が2回開かれ、市民説明会も3地域で開催され、市民との意見交換もなされております。議会に対しても、本庁舎移転基本方針の説明が昨年12月7日の全員協議会で行われて以降、5回にわたって当局より説明を受けております。そして、本定例会において条例の改正案が示され、議案第34号は、先ほどの総務常任委員長の報告にありましたように、去る6月18日に連合審査の形態を取り、議員全員で審議した後、総務常任委員会の委員で討論・採決を行ったところであり、その結果については、ただいまの総務常任委員長の報告のとおりであります。

このような経緯を経て、本日の本会議での討論・採決を迎えております。

このように見てまいりますと、これまでの議論の中で少し拙速すぎるのではないかと、管理部門と港湾商工課の移転に伴う総体予算が示されていないことなど、様々な指摘がなされてまいりましたが、私はただいま述べた経緯をたどると、市長は所信表明で述べられたとおり、これまで市民・議員に対しましても丁寧に説明をされてきたものと思っております。また、基礎的資料や参考資料を提示するとき、不確定な要素を含む情報や、あるいはまだまとまっていない情報をそのまま細切れに出すことこそ、無用な混乱を招くことになり、行政の対応としては無責任すぎるとのそしりを受けることになるのではないかと考えております。

私はその観点からも、これまでの当局の説明で議会としての議論はほぼ尽くされており、その

可否については十分に判断できるものと思っております。

そこでここからは、本庁舎機能の移転について、私がなぜ賛成の立場なのかを述べたいと思います。今回、私たちに示された志布志市本庁舎移転基本方針には、市民サービスの向上として、地方自治法第4条には、「市役所事務所の位置は住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公庁との関係等について適当な配慮を払わなければならない」と定められており、今回の本庁舎移転についても、市内の関係機関との連携や窓口サービスの取り扱い件数を踏まえた効率的な配置と市民サービスの向上を重点に考えた配置計画を行い、松山庁舎、有明庁舎及び志布志庁舎がそれぞれの役割を機能させながら、それぞれの地域の拠点となるような利用を促進するとともに、特に今後の有明庁舎の活用を図るとあります。私見を申し上げますと、こういった考え方は下平市長になって唐突に出てきた考え方では決してありません。本市にとってのまちづくりを推進する上での最上位計画は、本田市政のもと、平成29年3月に策定され、議会においても全会一致で可決を見た第2次志布志市総合振興計画であります。その関連計画として、志布志市都市計画マスタープラン、志布志市まち・ひと・しごとこころざし創生戦略、志布志市地域公共交通網形成計画、あるいは志布志市住生活基本計画等々がございます。こういった計画がそれぞれ整合性が取れているのか、その進捗状況をチェックするのが議会の役目でもあります。

そこで、総合振興計画の第3章のまちの構造の方向を見てまいりますと、志布志支所周辺地域を市街地ゾーンと位置付け、「道路、交通、情報インフラ等の都市環境が整備され、医療・福祉、教育・文化、産業、交通、行政などの機能集積により、本市の核となる拠点を形成する」とし、現在の志布志市役所本庁周辺地域と松山支所周辺地域について、地域生活拠点と位置付け、「各地域の文化や生活の拠点として、都市機能の維持・集約を図る」としてあります。この最上位計画を受けて、市が定める都市計画の最も基本となる志布志市都市計画マスタープランの拠点整備の基本的な考え方では、「合併後の市域全体の一体的な発展や市民の生活環境の維持・向上のために、市域全体の都市活動の中心となる都市拠点と、農村集落など各地域のコミュニティを支える地域生活拠点の形成によるメリハリのある都市構造を目指します。」としております。拠点整備方針では、都市拠点については「市の顔となるコンパクトでにぎわいのある商業核」を目指すとし、「商店街や志布志支所、鉄道駅等の都市拠点における市民生活の核となる施設の周辺では、基本的な都市基盤の整備・充実、商業・業務施設の集積を図り、本市の顔となるコンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進めます。」としております。地域生活拠点の項では、「地域生活の核となる場所の確保、集積を図るとともに、都市拠点や周辺集落との交通アクセスや情報伝達の円滑化によるネットワーク形成を図ります。」としております。他の計画においても、志布志支所周辺をコンパクトなまちづくりの拠点として位置付け、有明、松山地域を地域生活拠点として交通アクセスや情報伝達の円滑化によるネットワーク形成を図ることにより、一体感のあるまちづくりを進める方向性が示されており、それぞれ整合性が取れており、本市のまちづくりの方向性は明らかであると思えます。

ここで、少し角度を変えて申し上げたいと思います。民間の有識者による日本創生会議が2014

年5月に、2040年には全国の約半数の市区町村で消滅の可能性があるとの推計結果を公表した際、全国に衝撃が走ったのは、皆さん、覚えていらっしゃると思います。今回の私の一般質問、「コンパクトシティ構想によるまちづくり」の市長とのやりとりの際にも申し述べましたが、日本創生会議の分析は、そのまま何もしなければ将来的に消滅する可能性が生じるということであり、2040年時点でいきなり消えてなくなるという意味ではありませんけれども、深刻な事態がそこに迫っていることに変わりはありません。コンパクトシティを成功させるのは、その危機感をいかに行政と住民が共有し、真摯に取り組めるかどうかにかかっていると私は思います。他の自治体が消滅あるいは破綻するのを目の当たりにしてから、慌てて取り組んだのでは遅いということでございます。

また、市長は平成31年1月18日に開催されました第2回志布志市まちづくり委員会の冒頭の挨拶でこのように述べられております。以前、地方行財政に詳しい鹿児島大学の教授に本庁舎が志布志支所にあった場合と有明庁舎にあった場合についてお話を聞いた際、今後少子高齢化が進む中で、他の観光地や交通アクセスなど、市街地が形成されている場所に本庁舎が置かれていないとまちは衰退をしていく。今のままでいくと、5年、10年後の衰退は目に見えると伺ったとされ、そのような意見も参考にしながら、できるだけ早く本庁機能を志布志支所に移して、ヒト・モノ・カネ・情報の交流を促進し、経済の活性化につなげていきたい。加えて、志布志市の場合、志布志港の発展が大きな軸となり、この軸を基本に志布志地域、有明地域、松山地域の特性をどう生かしてまちの活性化につなげていくかが大きな鍵となると思うので、市長自らがビジョンを示していきたいと、当時述べられております。

この危機感が、先に述べました日本創生会議の分析とも重なり、志布志市本庁舎移転の提案になったものと理解をするところであります。よって、その危機感を共有する立場からも、また本来、地方自治法が求めている立場からも、少子高齢化時代の深刻な事態に対応するための新たなまちづくりとなる今回の提案については、理解をするところでございます。

以上で、議案第34号、志布志市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について、私の賛成討論を終わりたいと思います。同僚議員の皆様方の御賛同方、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（西江園 明君） 次に、反対討論はありますか。

○17番（岩根賢二君） 委員長報告は、議案第34号については可決すべきということでしたが、私は反対の立場で討論をいたします。

まず、この本庁舎移転検討委員会は、市役所の全課長で構成され、移転の是非や必要性を議論することなく、市長の選挙公約に基づき、移転ありきで協議が進められてきたのではないのでしょうか。第三者の市民や専門家などを入れずに協議されてきたことは、市長の政治姿勢である市民の立場に立った市民目線の行政とは相反していると言わざるを得ません。移転計画の説明も二転三転し、理解に苦しむ部分があります。当初は短期、中期、長期としていた計画が、途中で短期と中長期に変わりました。また、議会の議場の在り方については、3月議会での同僚議員の一般

質問では、「議会の判断に任せる」と、そういう答弁でしたが、5月の全員協議会の説明では、「管理部門と同時に移転する」と前言を翻されました。また、市内3か所での説明会では、改修に要する費用は約1,000万円と説明され、全体の費用は積算中であるということでしたが、その後、発表された改修費用の約9,500万円や引っ越しに要する費用等については、市民に対する説明は行われていません。説明会については、当局は3回だけで十分だという認識でしたが、このことも市民目線の行政とは言えないのであります。また、短期計画による移転の場合、移転後の4、5年間は分庁方式となり、市民をはじめ職員の皆さんにも相当な不便を強いることも危惧されるのであります。しかも短期計画後に全課を支所に移すとなれば、さらに費用は増大するわけですから、将来的な負担についても考えなければなりません。そのことも示されない中で、この短期計画に賛成はできないのであります。

経済活性化については、有明に本庁があるとまちが衰退するのが早くなるとか、志布志に本庁が移るとまちが活性化すると、鹿児島大学の先生が言われたということでしたが、昨年3月に発表された県の推計によりますと、合併した平成18年度と9年後の平成27年度の比較で、本市の総生産額は1,188億円から1,397億円へと117%の伸び率を示しています。この間の日本国内の総生産額は499兆円から523兆円と伸びましたが、その伸び率は104.7%に留まっているのです。さらに、個人所得は213万円から251万円へと118%の伸びを示しており、1人当たりの所得は、県内では鹿児島市に次いで第2位、伸び率も県内で第2位となっています。今の有明本庁でもこれだけの躍進をしているということは、志布志市の誇るべき実績ではないでしょうか。市長は有明に本庁があると、本庁にいられた方の食事をする場所がないとか、宿泊するところがないから経済が活性化しないと言われますが、それは志布志市全体で考えればよいことでもあります。市内の3地域には、質・量の違いはありますが、それぞれ食事をするところや宿泊施設はあるわけですから、それらを利用してもらう方策を探る視点が必要ではないでしょうか。そのことで、市全体の活性化につなげていこうではありませんか。経済活性化の観点からは、東九州自動車道や都城志布志道路の延伸も喜んでばかりはいられません。本市へ入ってくる人よりも出ていく人のほうが多くなる、ストロー現象に対する方策も喫緊の課題ではないでしょうか。

職員の駐車場を文化会館にすることについては、職員の利便性や庁舎との往復の安全性確保に疑問があります。また、いろいろな会議を文化会館ですること自体が、志布志支所に会議のためのスペースや駐車スペースが十分でないことを物語っているのではないのでしょうか。

津波に関しましては、南海トラフ地震で予想される津波高より志布志支所のほうが高いので大丈夫だとの説明がありました。いざ、津波が来た場合には、支所そのものは大丈夫かもしれませんが、商店街や国道沿いは、がれきで足の踏み場もない状態になる可能性があります。そのようなリスクのあるところにわざわざ本庁を移す必要があるのでしょうか。昨今の異常気象や南海トラフ地震発生の予想確率を考えたときに、市民の生命・財産を守る行政の立場としては、より慎重になるべきではないのでしょうか。合併協議会のことにも触れておきたいと思います。私たちは合併協議会での決定事項を遵守することも考えなくてはなりません。合併協議会での本庁舎の位置を

決める小委員会では、地方自治法第4条第2項の条文を念頭に置き、慎重に議論をした結果、市役所の位置を有明町役場とし、志布志町役場と松山町役場を、それぞれ支所とする総合支所方式とするということを決めたのであります。この小委員会は、当時の3町の町長をはじめ、議員や学識経験者で構成されており、慎重な協議の結果ではないでしょうか。合併協議会での決定事項は、志布志市の新市まちづくり計画に受け継がれ、さらに市の総合振興計画にも反映されているわけですから、それに沿って長期的に新庁舎の在り方を協議する場を設けることは、これから必要になってくるでしょう。説明会の会場でも参加者の中から移転問題よりももっと身近な福祉の充実を考えてほしいという意見も出されました。市民の皆さんがスピード感を持って取り組んでもらいたいと思っておられるのは本庁舎の移転ではなく、そちらのことではないでしょうか。

このように、様々な観点から考えますと、議案第34号、市役所の位置を定める条例の一部を変更する条例の制定については、反対とするものでございます。

議員各位の賛同方、よろしくお願いをいたします。

○議長（西江園 明君） 次に、賛成の方の討論ありませんか。

○13番（玉垣大二郎君） それでは、賛成の立場で討論をいたします。

平成18年1月1日、有明庁舎を本庁とし、新しい志布志市が誕生いたしました。合併以来、私も志布志市民の一員として、志布志市の発展、特に本庁周辺での新たな開発による商店街の形成を期待しておりました。13年の月日が経過しても、合併直後と変わらない現状に残念でもあり、まちづくりへの難しさを感じたところであります。志布志支所周辺はというと、鹿児島大学の教授が指摘されましたように、人口減少が進んではいるものの、商店街は店主、顧客の皆さんの努力により現状を維持しているところであり、どうにか商業地区として機能してはいるものの、繁栄してきたとは言い難い状況にあります。平成29年3月、前本田市長の下で第2次志布志市総合振興計画が策定され、これに基づいた施策を展開していく中で、平成30年3月、志布志市都市計画マスタープランとして、志布志市市街地の都市拠点としての整備計画を立て、経済発展の中心とすべく、今回の議案提案になっているものと思っております。現在、整備中である高速道路網、国際バルク港、工業団地に誘致される様々な企業と南九州の物流拠点として機能していくためにも、行政、港湾関係者、企業従事者とのスピーディーな関係性を築いていかなければなりません。また、志布志市の顔となる志布志駅を中心とした商店街の開発や歴史を生かした観光のまちづくりと観光客の誘致促進、高齢者にも優しいコンパクトシティの早期実現を通しての人口増加策に取り組んでいくためにも、志布志地区の役割は大きなものであり、拠点として早急に整備していかなければならないと思うところです。先人たちが志布志市の港を築いてくれたように、未来へ躍動する創造都市志布志を未来ある子供たちへ引き継ぐためにも、地方自治法第4条第2項を尊重し、議案第34号に賛成するものであります。皆様方の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） ほかに討論ありませんか。

○20番（福重彰史君） 基本的に、賛成の立場で討論をいたします。

合併をいたしまして13年が経過をいたしている中、志布志港は国際バルク戦略港湾に選定され、

また東九州自動車道は、鹿屋串良から志布志間が2020年度中に開通、地域高規格道都城志布志道路は、県境区間及び有明東・志布志区間が来年には開通の見通しであります。また、めざましく工業団地が整備されていくなど、合併前の合併協議会の時点では想像もつかないような状況を目前に控えており、志布志市は志布志地域を中心に未来へ向けて大きく変貌を遂げようとしておるところでございます。

そのような中、市政の中核であります市役所本庁の位置の在り方を検討することは当然のことであり、誠に時機を得た取り組みであると考えているところでございます。有明本庁から志布志支所へ本庁機能を移転する提案がなされる中、様々な議論が展開され、特にその中で津波の問題、駐車場の問題、移転改修費等の問題、あるいは財政等、懸念や危惧された問題等々はほぼ解明され、大方納得できるものだと思っているところでございます。

志布志市は、志布志地域の市街地区域とその背後に控える広大な農業農村区域に大別されており、この両方の区域が共に発展することが本市の繁栄につながるものであります。今回の移転計画は、短期、中長期と分けられており、スピーディーにできるところ、そして慎重に、丁寧に、念入りにしなければならない部分に分けて取り組む、いわゆる段階的に機能を移す考え方は、無理のない、市民にも混乱を招かない取り組みであると思えます。

本庁移転により、市民の生命・財産を守ることはもとより、暮らしを守ること、また国・県の出先機関が集中している市街地区域の都市機能をさらに充実させ、また基幹産業であります第一次産業は、ふるさと納税の返礼品等々も含めながら、さらに振興を図るなど、これからの志布志市が交通の要衝、あるいは物流の拠点として南九州の玄関口となり、国内外へ大きく飛躍することが期待されるところでございます。

このような状況を鑑みると、この際、小異を残して大同につく、いわゆる大局的視点に立って本庁の位置の在り方を判断されまして、大いなる志布志市の未来像へ向かって前進していこうではございませんか。このことをもって、賛成討論とさせていただきます。どうか、御賛同方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） ほかに討論ありませんか。

○7番（八代 誠君） 反対、賛成、両討論がございました。私は、反対の立場で討論をさせていただきます。

本当に今回、この志布志市が今後どんな形になっていくのか、判断するのに厳しいものがあると私は考えています。ただ、短期計画、よくまとめられたなというふうに考えております。ただ、私は、両討論を聞いておりまして、私自身は中長期計画、自分の頭で今後の志布志市をイメージすることがどうしてもできません。市長には、できればそういったところを明確にということはやさしいかもしれませんが、夢のある、できれば言葉を聞きたかったなというふうに考えております。私は、まだもう少し時間を掛けて議論すべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（西江園 明君） ほかに討論ありませんか。

○8番（小辻一海君） 議案第34号、志布志市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について、基本的に賛成の立場で討論をいたします。

1点目は、市長は志布志支所への本庁移転を公約に掲げられ、市長に当選され、市長がよく言われますように、地方自治法第4条第2項、「市役所事務所の位置は、住民の利用に最も便利であるように、交通事情、他の官公署との関係などについて適当な配慮を払わなければならない」と定められており、また平成29年度3月に策定された本市の10年間のまちづくり指針を示した第2次志布志市総合振興計画の中に「都市機能を集約したコンパクトな市街地の形成が必要で、志布志港及びJR志布志駅等の交通拠点や各地域の市街地など、市民生活や産業活動を支える拠点の整備を図り、新たなまちづくりに向けた核づくりを進める」とありますので、長い将来を考えた場合、志布志市をまちづくりの核として将来都市像、未来へ躍動する創造都市志布志を目指し、行政と商工、行政と観光、行政と農林水産業、行政と港湾企業が密接に連携することにより、タイムリーな情報発信とスピード感ある施策の推進が可能になると考えます。また、志布志支所周辺は本市の都市拠点として位置付けられ、公共交通等によるアクセス性が高く、医療・商業・福祉施設などが数多く分布しており、住民にとって利便性の高いエリアとなっています。国・県などの関連施設も集積しており、利便性の高い地区で現在も港湾や道路整備などが進められており、広域な連携が可能であることから、志布志支所を本庁として新たなまちづくり拠点とすべきであると考えます。

2点目は、市民の方が危惧されます南海トラフ地震等による防災であります。私の3月定例会の一般質問の中で、志布志支所が本庁として市民の命を守る安心・安全な機能や役割が果たせるか、危惧する質問に、平成22年度に耐震診断が実施され、耐震診断新基準を満たしており、震度6強程度の地震に対しても倒壊などの危険性も低く、津波に関しても県が実施した調査では浸水想定区域外であり、国が想定した最大津波の高さ、最大7mよりも志布志支所は標高が高い位置にあり、危険性が低いと考えられるので、市民の命を守る安心・安全な防災拠点として十分機能や役割が果たせると答弁があったところでございます。

3点目に、前回の中期計画、長期計画が統一された形で、中長期計画に改められ、前回の中期計画で進められようとしていた短期計画本庁移転後、5年程度を目標に本庁全体を移転する計画においては駐車場問題、市民サービスのための窓口関係のスペースの問題などを支所周辺の民間の方々や保健所と交渉中で予算計画も必要になってくるので、今回は市長、副市長室、管理部門などと議会関係だけの移転になり、移転費用も少なく済む試算がされており、本庁全体の移転計画については、長期計画とされていた本庁舎建設など合わせて市民や専門家などを含めた本庁舎調査検討委員会に委ねて調査研究して十分な審議を進め、全体の中長期計画、長期計画が中長期計画に改められた計画については、市民へ早急にお知らせするとのことを連合審査の質疑で答弁をいただいておりますので、志布志支所を本庁として新たなまちづくりの拠点とすべきであると考えているところです。

以上、申し上げた3つの点を含め、条例の制定については賛成という立場でございます。

同僚議員の皆さん方の御賛同をお願いいたします。

○議長（西江園 明君） 次に、反対の立場の討論ありませんか。

○4番（市ヶ谷 孝君） ただいま議題となっております議案第34号、志布志市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、基本的に反対の立場で討論させていただきます。

私が反対する理由は3点でございます。

1点目、本庁舎移転基本方針において、5月の改定後、中長期計画においては、今後調査研究をするという文言に留まり、具体的な内容が示させておりません。このような状態で、果たして十分な議論がなされているとみなしてよいのか、私はとてもそうは思いません。

2点目、市民への説明が十分なされているという答弁または発言がございませうけれども、この基本方針の改定については一度として市民に対する説明がなされていないと考えております。果たしてこのような状態で市民への説明が十分に果たされているとみなしてよいのか、私はそうは思いません。

3点目、私の一般質問の中で、市長は志布志支所5階議場の空調について、移転費用に含めるという発言をされました。先の連合審査においては、担当課長がこの空調の費用については施設の維持管理のほうでみるという答弁をされました。

このように、当局の中で意見がまとまっていない状態で、果たしてこの条例の改正、そして移転を進めてよいのか、私はそうは思いません。

以上、3点の理由から、この議案につきまして私は反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（西江園 明君） ほかに討論ありませんか。

○2番（南 利尋君） 議案第34号について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、本庁舎移転ということではありますが、市民の方々に私が今まで説明したことは、結局、本庁舎移転という問題ですが、本庁の位置を定める条例なわけですから、機能は全く今までの有明、松山、志布志の機能は変わらないわけでありまして。ただ、これから先のまちづくりの在り方について、本庁という位置を定める条例を改正するわけですから、市民の方々の中には、本庁舎が移転するという感覚の中でその賛否をいろいろ考えられている方がいらっしゃいます。私もいろんな方々と今まで話をしてきましたが、結局本庁の位置を定めるということに対しては、役所の、松山、有明、志布志の役所のそういう業務に対することは何ら変わりはないことを今まで市民の方々に私は説明してまいりました。本庁舎移転での今現在で、本庁舎を建て替えるとか、そういう、例えば増設するとか、駐車場を買い上げて駐車場を増やすとかいうことであれば、私もまだこれからの計画を続ける必要があると思っておりますが、今現在のこの議案に対しては、本庁舎の位置を、例えば市長とその関連部署を志布志支所に移すということだけで、何ら有明の今の本庁の業務の内容について市民の方々が不便をするということは一切考えられる状況はないということもはっきり執行部の方々から説明を受けております。機能は全く今までのことと変わりはない

わけですから、これからの志布志市の発展を考えるために、本庁舎の位置を志布志支所に移すということをもっと市民の方々にも、これからも私も説明していきますので、同僚議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

○議長（西江園 明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで、討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（西江園 明君） 本案の表決については、地方自治法第4条第3項の規定に基づく特別多数議決であり、出席議員の3分の2以上の同意を必要とし、議長も採決に加わります。

ただいまの出席議員は、私議長を含め19人であり、その3分の2は13人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、八代誠君及び小辻一海君を指名いたします。

投票用紙を配布します。

（投票用紙配付）

○議長（西江園 明君） 念のため申し上げます。原案に賛成の方は賛成と、原案に反対の方は反対と記載してください。○×ではございません。原案に賛成の方は「賛成」、原案に反対の方は「反対」と記載してください。

重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第75条第2項の規定により反対と見なします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（西江園 明君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（藤後広幸君） それでは、順にお願いいたします。

2番、南利尋議員、3番、尖信一議員、4番、市ヶ谷孝議員、5番、青山浩二議員、6番、野村広志議員、7番、八代誠議員、8番、小辻一海議員、9番、持留忠義議員、10番、平野栄作議員、

12番、丸山一議員、13番、玉垣大二郎議員、14番、鶴迫京子議員、15番、小野広嗣議員、16番、長岡耕二議員、17番、岩根賢二議員、18番、東宏二議員、19番、小園義行議員、20番、福重彰史

議員、11番、西江園明議員。

○議長（西江園 明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。八代誠君及び小辻一海君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（西江園 明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数19票、うち賛成13票、反対6票。

以上のとおり、賛成者が3分の2以上であります。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）



日程第4 議案第35号 志布志市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第4、議案第35号、志布志市支所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経緯と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第35号、志布志市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会連合審査における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月18日、総務常任委員6人、文教厚生常任委員7人、産業建設常任委員6人出席の下、執行部から総務課長ほか関係課長及び担当職員の出席を求め、連合審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容については、志布志市本庁舎移転基本方針に基づき、志布志支所に本庁舎を移転することに伴い、現在の本庁舎を支所とするため、その名称、位置及び所管区域を定めるものであり、議案第34号と同じく令和3年1月1日から施行するものであるとの説明を受けた後、質疑に入りました。主な質疑につきましては、先ほど議案第34号にて御報告申し上げたとおりでございます。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、起立採決の結果、議案第35号については、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長（西江園 明君） ただいまの出席議員は、私議長を除き18人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、八代誠君及び小辻一海君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（西江園 明君） 念のため申し上げます。原案に賛成の方は「賛成」、原案に反対の方は「反対」と記載してください。

重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第75条第2項の規定により反対と見なします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（西江園 明君） 投票箱、異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（藤後広幸君） それでは、順をお願いいたします。

2番、南利尋議員、3番、尖信一議員、4番、市ヶ谷孝議員、5番、青山浩二議員、6番、野村広志議員、7番、八代誠議員、8番、小辻一海議員、9番、持留忠義議員、10番、平野栄作議員、12番、丸山一議員、13番、玉垣大二郎議員、14番、鶴迫京子議員、15番、小野広嗣議員、16番、長岡耕二議員、17番、岩根賢二議員、18番、東宏二議員、19番、小園義行議員、20番、福重彰史議員。

○議長（西江園 明君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。八代誠君及び小辻一海君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（西江園 明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数18票、うち賛成13票、反対5票。

以上のとおり、賛成者多数であります。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から6月27日までは休会とします。6月28日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午前11時25分 散会

令和元年第2回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期日：令和元年6月28日（金曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告第2号 継続費繰越計算書について
- 日程第3 議案第32号 志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第33号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第36号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第37号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第38号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第39号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第40号 志布志市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第10 議案第41号 志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第42号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第43号 志布志市市民センターの指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第13 議案第44号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第14 議案第45号 志布志市老人憩いの家の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第15 議案第46号 市道路線の認定について
- 日程第16 議案第48号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第49号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第50号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第20 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第21 議員派遣の決定
- 日程第22 閉会中の継続審査申し出について

(総務常任委員長・産業建設常任委員長)

日程第23 閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと小野広嗣君を指名いたします。



日程第2 報告第2号 継続費繰越計算書について

○議長（西江園 明君） 日程第2、報告第2号、継続費繰越計算書についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告第2号、継続費繰越計算書について、御説明を申し上げます。

平成30年度志布志市一般会計予算の継続費に係る歳出予算の経費を、繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 報告第2号、継続費繰越計算書について、補足して説明を申し上げます。

継続費の平成30年度年割額に係る歳出予算のうち、支出を終わらなかったものについて、翌年度に逓次繰越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げます。

付議案件説明資料の1ページを御覧ください。今年度の一般会計当初予算書の抜粋となります。8款、土木費、2項、道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業の平成30年度から平成31年度の2年間の継続費の総額が4億円で、平成30年度の年割額が2億円でございます。このうち、平成30年度の支出済額は8,000万円、残りが1億2,000万円となり、この額を翌年度へ逓次繰越したものです。

議案の平成30年度志布志市継続費繰越計算書に記載しておりますが、繰り越した財源の内訳は、国・県支出金が7,062万円、地方債が4,690万円、繰越金が248万円でございます。繰り越しとなった理由につきましては、資材単価特別調査に3か月程度を要したため、資材単価確定後の積算及び発注が遅延したことによるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

以上で、継続費繰越計算書についての報告を終わります。



日程第3 議案第32号 志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第3、議案第32号、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） おはようございます。

ただいま議題となりました、議案第32号、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員6人出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の任用制度については、嘱託職員及び臨時職員の立ち位置や身分保障をはっきりさせようというものだと理解している。現在、本市では何人の嘱託職員及び臨時職員を雇用しているのか。また、現在雇用している全員が会計年度任用職員となった場合、現状と比較しその見込み額についてただしたところ、本年4月1日現在で、嘱託職員が、市長部局96人、教育委員会126人、農業委員会1人、水道課6人の計229人。臨時職員が、市長部局68人、教育委員会30人、農業委員会5人、水道課2人の計105人で、合計334人である。今年度の嘱託職員及び臨時職員にかかる経費が4億5,700万円程度であるが、来年度、期末手当1.45月分として、現行のままで試算した場合、総額で5億900万円程度となり、その他共済費が7,300万円程度必要なことから、1億700万円程度の増額を見込んでいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第32号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

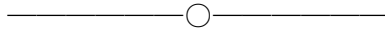
これから、採決します。

お諮りします。議案第32号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第33号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第4、議案第33号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第33号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員6人出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料により、条例の改正内容については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、会計年度任用職員制度を創設する措置が講じられたため、関係条例の規定の整備を行う必要があることから、条文の整理を行うものであるとの補足説明を受け、質疑に入りますが、質疑はなく、討論を行いました。討論もなく、採決の結果、議案第33号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

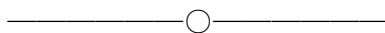
これから、採決します。

お諮りします。議案第33号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第36号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第5、議案第36号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第36号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員6人出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正において、児童扶養手当を受給する世帯のうち、単身児童扶養者で合計所得金額が135万円以下の方々に対し、個人住民税を非課税措置とするとのことだが、本市における対象者数は何名か。また、この措置による本市への影響についてただしたところ、本市における単身児童扶養者は、本年5月現在で44名である。この改正による適用は令和2年の所得からとなっていることから正確な数字は把握できないが、これまでの税の申告状況を見ると、対象者は非課税の方がほとんどであり、本市への影響は少ないものと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第36号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。

お諮りします。議案第36号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第36号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第37号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第6、議案第37号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第37号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、従来、都道府県が実施していた放課後児童支援員認定資格研修を指定都市においても実施できる措置が講じられたことを受けての条例改正であるとの説明であったが、放課後児童支援員認定資格研修の実施状況と参加状況についてただしたところ、放課後児童支援員認定資格研修については、鹿児島県が主催して実施している。平成30年度については4回開催され、本市からの参加者は、10保育園の13人となっている。今回の省令改正により、人口50万人以上の指定都市である北九州市、福岡市、熊本市での実施も可能になったことから、開催主体が拡充され、研修に参加しやすくなるとの答弁でありました。

市内の事業所に放課後児童支援員は何人いるのかとただしたところ、市内で23単位のクラスが運営されているが、26人の放課後児童支援員が従事されているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第37号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第37号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第38号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第7、議案第38号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第38号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市内に家庭的保育事業等を行っている事業者がいるのかとただしたところ、市内で家庭的保育事業等を行っている事業者はいないが、認可外保育所に位置付けられている事業所内保育事業、企業主導型保育事業が3事業所で行われているとの答弁でありました。

市内において保育園等への入所待機児童はいるのかとただしたところ、現在、市内に待機児童はいないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第38号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。議案第38号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第38号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第39号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第8、議案第39号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第39号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和元年度及び令和2年度の第1号被保険者の保険料のうち、第1段階から第3段階の保険料率が引き下げられた背景についてただしたところ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づき、平成31年度予算関連事項のうち、施行に必要な規定の整備を行うものであるが、今年10月からの消費税10%への引き上げが大きな要因であるとの答弁でありました。

介護保険特別会計の第1号被保険者保険料が約3,500万円減額されているが、本市の介護保険計画への影響はないのかとただしたところ、第1号被保険者保険料の減額分については、国が2分の1、県と市が4分の1ずつを負担することになるため、一般財源分の持ち出しについては若干増加することとなる。現在の第7期計画策定にあたっては、消費税引き上げ分も加味していたが、第8期計画策定にあたっては、総体の給付費を考慮しながら保険料率について検討していくことになるとの答弁でありました。

保険料率の引き下げについては、国が示す範囲内の最大値での引き下げとなっているのかとただしたところ、国が示す範囲内の最大限の減額率となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第39号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第39号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第40号 志布志市森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第9、議案第40号、志布志市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

本案は産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第40号、志布志市森林環境譲与税基金条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本市における私有林・人口林面積と林業就業者数ほどのくらいかとただしたところ、私有林・人口林面積は、林野庁の森林資源現況調査から6,972ha、林業就業者数は平成27年の国勢調査から46人であるとの答弁でありました。

具体的に譲与される額はどうなるのかとただしたところ、県の試算によると、令和元年度から令和3年度まで1,000万円、令和4年度から令和6年度まで1,700万円が単年度ごとに配分されるとの答弁でありました。

令和元年度から令和6年度までの譲与率は同率とされているが、配分額が異なる理由は何かとただしたところ、国が譲与のための原資とする借入額が、令和元年度から令和3年度までが200億円、令和4年度から令和6年度までが300億円と異なっているためであるとの答弁でありました。

私有林・人工林面積が6,972haと広大であることから、相当な作業量となり管理が追い付かないのではとただしたところ、山林の所有者へ意向調査を行い、その結果を基に市で経営計画を作成するが、調査対象となる面積は約2,800haと試算しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第40号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

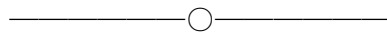
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。議案第40号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第40号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第41号 志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第10、議案第41号、志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第41号、志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「自転車通行帯」の設置が必要な道路は市内にどの程度あるのかとただしたところ、今後、道路の新設や改良を行う場合に設置することになるが、現時点で要件を満たすのは、市道香月線のみである。なお、水ヶ迫線については、今後、自転車通行量が多いと判断される場合は設置を検討しなければならないところであるとの答弁でありました。

今回の条例改正によって設置される「自転車通行帯」はラインのみであるようだが、縁石やブロック等で区切るような安全面を考慮した措置はないかとただしたところ、今回の提案は、自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯状の車道の部分として自転車通行帯を整備するものであり、柵等を設置する措置はないが、車両や歩行者の通行はできないこととされているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第41号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

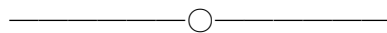
○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。

お諮りします。議案第41号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第41号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第11 議案第42号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第11、議案第42号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第42号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員6人出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例改正については、上位法である国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に合わせて改正しているが、条例は各市で制定している。改正の判断は自治体ごとに違うのか。また、今回増額されている金額の根拠は何かとただしたところ、改正の判断については自治体ごとに定めることができるが、国の改正基準に基づき改正を行った。金額の根拠についても、国が現在の物価の上昇等を勘案して改正した金額の上げ幅に合わせ、改正したものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第42号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

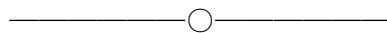
○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。

お諮りします。議案第42号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第42号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第12 議案第43号 志布志市市民センターの指定管理者の指定の期間の変更について

日程第13 議案第44号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定の期間の変更について

日程第14 議案第45号 志布志市老人憩の家の指定管理者の指定の期間の変更について

○議長（西江園 明君） 日程第12、議案第43号から日程第14、議案第45号まで、以上、3件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第43号、志布志市市民センターの指定管理者の指定の期間の変更について、及び議案第44号、志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定の期間の変更について、議案第45号、志布志市老人憩の家の指定管理者の指定の期間の変更について、以上3件の文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について、一括して報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市市民センター、志布志市老人福祉センター、志布志市老人憩の家の現状についてただしたところ、市民センターについては、平成30年4月からの指定管理者指定の際の審査においても、建屋に傾きがあることから、その危険性等が指摘され、短縮された2年の指定管理の期間にあっても、移転先が見つかり次第、移転することが望ましいとの意見

があったところである。老人福祉センター、老人憩の家の指定管理者である社会福祉協議会においては、財政健全化策の一環として、現在の総合支所方式から本庁方式に運営形態を転換されることから、協議を重ね、市民センターの指定期間変更と合わせ、提案するものである。期間変更後の社会福祉協議会の支所機能については、市役所松山支所内にスペースを確保し、臨時職員2人体制で対応することとなる。

なお、老人福祉センター、老人憩の家の建屋については利用可能であるため、直営とし、公共施設管理計画に基づき管理していくことになるとの答弁でありました。

平成30年4月から2年間であった指定管理期間の短縮は、社会福祉協議会の現状を踏まえての対応なのかとただしたところ、社会福祉協議会の経営状況については、大変厳しい状況であると聞いており、財政計画案により健全化に努められている。その計画では、支出抑制策として、本所・支所の組織見直し、職員適正化計画に沿った人件費抑制、経費節減、事務事業の見直しを段階的に実施していくこととしている。また、収入増対策として、社協会費等の収入アップのほか、介護保険事業の増収に資する訪問介護事業、訪問入浴介護事業、障害者居宅介護事業の拡大と合わせ、新規収益事業の実施による収入増についても検討されている。その計画に基づき、支出抑制策のひとつとして、人件費抑制につながる松山支所の人員体制見直しにより、管理ができない旨の申し出を受けての期間の短縮であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第43号、議案第44号、議案第45号の以上3件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから、議案第43号に対する討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。議案第43号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第43号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。
これから、議案第44号に対する討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。

お諮りします。議案第44号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第45号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第45号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第46号 市道路線の認定について

○議長（西江園 明君） 日程第15、議案第46号、市道路線の認定についてを議題とします。

本案は産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第46号、市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、審査に資するため、市道路線の認定の現地調査を実施し、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、現場も確認したが、今回の上ノ浜・波見線は、大型車両の通行が可能かとただしたところ、臨海工業団地にも接しており、大型車両の通行を想定していることから、可能であるとの答弁でありました。

供用開始の時期についてただしたところ、上ノ浜・波見線は来年から工事を始める予定であり、臨海工業団地より早めに完成させたいと考えているが、現在の時点では不透明であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第46号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第46号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第16 議案第48号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第16、議案第48号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員長（福重彰史君） ただいま議題となりました議案第48号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員全員出席の下、審査に資するため、ダグリ岬海水浴場休憩所跡地、仮称、上ノ浜・波見線の現地調査を実施し、6月20日、委員8人出席の下、また、6月24日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、情報管理課分について報告いたします。執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の補正予算は、自治体中間サーバー・プラットフォーム次期システム更新に係る国の補助金交付決定によるものであるとのことだが、国からの内示が出たのはいつかとただしたところ、平成30年12月26日付の地方公共団体システム機構発出の文書において、負担額の通知及び財源の種類のお知らせはあったが、補助金の名称及び補助率等については記載されていなかった。その後、平成31年3月27日の総務省からの文書において、補助金の名称と補助率が判明し、今回の補正予算での計上となったとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

総務課分の主な質疑といたしまして、消防団資機材整備事業について、今回の備品購入費の予算計上に至った経緯と今後の整備及び訓練計画等についてただしたところ、国が各自治体におけ

る救助に関する資機材整備の遅れを危惧し、緊急的に整備を進めるため、3か年の補助事業が創設された。今回の整備では、AEDを14台、チェーンソーを28台購入し、各分団に配備するが、今後、補助対象となっている油圧切断機、エンジンカッター、油圧ジャッキ、携帯用無線機についても補助事業期間内での整備を予定している。整備する資機材の配備と併せ、備品操作方法等について、訓練参加への周知や講習会の開催等検討したいとの答弁でありました。

選挙管理委員会分の主な質疑といたしまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者、開票管理者等の報酬額の改正が行われ、今回、管理者や立会人報酬が増額されているが、この報酬額の改正は、7月実施予定の参議院議員選挙から適用されるのか。また、それぞれの報酬単価についてただしたところ、適用は7月実施予定の参議院議員選挙からとなる。日当を含めた各報酬額については、開票管理者が1万600円から1万800円に、投票管理者が1万2,600円から1万2,800円に、期日前投票管理者が1万1,100円から1万1,300円に、選挙立会人が8,800円から8,900円に、開票立会人が8,800円から8,900円に、投票立会人が1万700円から1万900円にそれぞれ増額するもので、今回の改正により、日当も含め国の基準と同額となるとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の補正予算において、臨時職員1名分の賃金を計上しているが、税務課は専門的知識が必要とされる部署である。職員ではなく臨時職員における業務遂行となると、業務に支障をきたすのではないかと。市長等へ職員配置の要望・協議は行ったのかとただしたところ、現在、1名減となった職員分の業務を残りの3名で割り振り対応しているが、業務が加重となったため、税務課内の他の係とも連携し業務の補完を行うとともに、臨時職員を1名雇用し、窓口対応業務や封入作業をお願いしている。職員の配置については副市長ヒアリングなどで、要望しているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域おこし協力隊事業について、今年度初めて、地域おこし協力隊員起業・事業継承支援補助金制度を活用し、任期満了により退任した協力隊員の起業支援を行うとのことだが、起業予定者はどのような事業展開を計画しているのか。また、制度には事業継承も補助対象となっているが、事業継承の場合は、どのような経費が補助対象となるのかとただしたところ、今回の起業予定者の事業計画では、畜産農家が所有する牛舎への監視カメラ設置のほか、家畜への餌やりを自動化する機械の開発や、要望次第では、商店街への防犯カメラ設置等にも取り組む計画もある。

また、起業ではなく事業継承を行う場合には、起業の際に補助対象となる設備費等のほか、古くなった備品等の更新や法人登記の変更にかかる費用等も補助対象となるとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。執行部より、予算書及び説明資料による補足説

明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、現地視察も行った、ダグリ岬周辺景観整備事業について、海水浴場に隣接する危険構造物を含む休憩所跡地を取得することだが、用地取得の予定時期と取得後の活用策・維持管理についてただしたところ、取得時期は今年の海水浴シーズン終了後を予定している。今回の用地取得は、危険構造物を取り除き海水浴客やイベント時来場者の安全確保を最優先に取得するものであるが、ダグリ岬海水浴場施設の指定管理者による自主事業、「ダグリ岬サマーフェスタ」を開催するなど、積極的に活用していく。また、用地取得後の維持管理については、同指定管理者へお願いしたいと考えているとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、多面的機能支払交付金事業については、農用地等の保全管理に大きく寄与しており、その成果も感じられる中で活動を終了する組織もあるが、今後の展望はどうかとただしたところ、この事業はこれからも継続していくが、畑地帯への拡大を今後推進していきたい。また、組織の高齢化もあることから、対策として土地改良区との提携も検討していきたいとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、あんらく保育園、伊崎田保育園、さゆり保育園の3保育園を建て替える保育所等整備交付金事業の補助金が増額されているが、保育園によって増額、減額となった要因と負担割合の違いについてただしたところ、伊崎田保育園については、市が無償譲渡した園舎と法人が建設した園舎で運営されている。今回の建て替えは、市が無償譲渡した園舎のみであったが、法人が建設した園舎も含めた保育定員の基準単価を用いた事業費積算となっていたため、法人が建設した園舎を除く譲渡した園舎のみの保育定員の基準単価による積算とすべきとの国の指摘を受けたことから、再度積算し、大幅な減額となったところであるが、法人の理解も得られている。あんらく保育園、さゆり保育園については、事業内容の見直しによる設計変更や人件費、資材費の高騰などが増額の要因である。国庫補助金の負担割合は、通常2分の1であるが、建て替え後、保育定員を増員する計画であるあんらく保育園、伊崎田保育園については、3分の2に引き上げられており、増員計画のないさゆり保育園については、通常の2分の1に過疎地特例分が加算され、10分の5.5となっている。また、さゆり保育園については、幼稚園部分を含まない保育所部分のみの整備であるため、幼稚園部分に対する補助である県補助金は、該当しないため、負担割合が異なっているとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業用ハウス強靱化緊急対策事業について、事業主体を構成する全員が実施することになるのかとただしたところ、今回は、本事業によって、各事業主体の一部の

方がハウスの補強を実施されることになっている。本事業では、ハウス共済への加入が義務付けられることから、事業主体を構成する各自において実施の判断がなされており、必ずしも全員の実施とはならないとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護保険特別会計繰出金については、所得の少ない被保険者の保険料のうち、減額した額の総額を特別会計へ繰り出す分であるとの説明であったが、その対象者数についてただしたところ、減額の対象となる被保険者については、第1段階から第3段階の5,858人を見込んでいる。内訳については、第1段階3,029人、第2段階1,646人、第3段階1,183人で、被保険者総数の約54.5%となっているとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、設計調査委託料は妥当なのかとただしたところ、道路の詳細設計を委託する中で、舗装構成を決めるための地質調査も2か所必要である。また、標準となる設計委託料の積算根拠に基づき計上しているとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本年10月から消費税率が10%へ引き上げられることを受けて、下水道使用料が77万円増額され、一般会計繰入金について、同額を減額している。農業集落排水への加入率が増加することで、一般会計からの繰入金を抑制できるのかとただしたところ、事業開始当初、下水道使用料の算定については、処理施設、管路等の維持管理費を賄い、施設建設や建設に伴う償還金、人件費については、一般財源からの繰出金で賄うこととした経緯があり、現在もその考え方に立った運営としている。平成30年度の決算見込額については、2億9,043万554円であるが、そのうち、償還に要する費用が2億373万2,786円、人件費が1,490万7,697円、維持管理に要する費用が、7,179万71円となっている。維持管理費を賄うべき下水道使用料については、7,268万5,608円となっていることから、現状においては、下水道使用料で維持管理費を賄っているが、加入率が上がることで償還金、人件費に充当している一般会計からの繰出金を抑えることは可能であると考えるが、償還金に充当する一般会計からの繰出金は必要であると認識しているとの答弁でありました。

現在、下水道使用料の収入で維持管理費が賄えているとの説明であったが、収入を増やすための加入促進はもとより、現年度、過年度含め滞納分を徴収することで、少なからず一般会計からの繰出金抑制につながることを想定される。滞納徴収への取り組み状況についてただしたところ、滞納徴収については、訪問徴収を基本としており、週5件以上の訪問徴収を担当職員において実施している。徴収の際に、滞納者の生活状況等も見ながら、分納の相談も実施しているところであり、今後も徴収率向上に向け、努力していくとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特定寄附金を活用した図書館備品整備事業として、移動図書館車の更新等が計上されているが、更新に伴い処分される現在の移動図書館車の利活用の有無と購入契約の方法、納車時期についてただしたところ、現在使用している移動図書館車については、南アフリカ初等教育支援の会、一般社団法人日本外交協会と協力し、南アフリカ共和国への寄贈による利活用について、現在調整しているところである。この取り組みに係る本市の費用負担については、廃車手続きの費用のみで、輸出に向けた国内輸送費や整備補修費、輸出費用等の負担はないと確認しているところである。補正予算の積算については、特殊車両に分類される移動図書館車の購入であることから、対応可能な業者等を確認したところであったが、確認できなかったため、平成9年度に導入した現在の移動図書館車納入業者からの見積もりによる積算となっており、契約についても同事業者との随意契約になると見込まれる。納入時期については、発注後、改造等に要する期間が6か月程度必要であるため、来年の1月か2月頃の納車になると思われるとの答弁でありました。

巡回車として、軽自動車1台の購入が計画されているが、その用途についてただしたところ、現在、巡回車として活用している軽自動車を更新するものであるが、その用途については、本館と5つの分館での本の入れ替え等に係る図書搬送のほか、団体等や高齢者、図書館利用が困難な方への貸し出しのための宅配業務が主な用途となるとの答弁でありました。

最後に、財務課分について報告いたします。執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志支所庁舎改修事業について、改修工事実施設計業務委託料430万円の財源として施設整備事業基金を活用するとのことだが、現在の基金残高はいくらか。また、今後、改修工事を施工していく際の財源についても、施設整備事業基金を活用していくのかとただしたところ、施設整備事業基金の残高については、今定例会に提案している令和元年度志布志市一般会計補正予算（第2号）が議決された後の基金残高が5億8,700万円となる。改修工事施工の際の財源については、地方債が施設の延命化や機能強化等に資する事業に要する経費を対象としており、県にも確認したが、今回の改修工事を起債事業の対象とするには難しいとのことから、現段階では、新たな財源が見つからない限り、施設整備事業基金で対応していきたいと考えているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第48号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第48号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第49号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第17、議案第49号、令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第49号、令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護保険制度の改正に伴い計上されている介護保険システム改修委託料251万8,000円について、改修内容と契約方法についてただしたところ、システム改修の内容については、介護保険料軽減、処遇改善加算の見直し、特定個人情報データのレイアウト変更を反映させるための改修である。今回のシステム改修については、現在運用しているシステムの改修であるため、現システムの納入事業者との随意契約になるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第49号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第49号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第18 議案第50号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第18、議案第50号、令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第50号、令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、使用料及び手数料の77万円の増額補正は、令和元年10月からの消費税引き上げに伴うものかとただしたところ、当初予算については、消費税8%で積算しているため、10月からの消費税率10%に向け、2%の上乗せ分について徴収率等を考慮し算定した増収分が77万円になると見込んでの増額補正であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第50号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

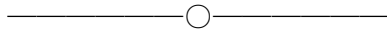
これから、採決します。

お諮りします。議案第50号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第19 陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（西江園 明君） 日程第19、陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本案は文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考意見として、法の趣旨に基づき、教育課題の解決と国民の負託に応える教育の振興、充実を目指す中であって、教育の機会均等の保障やその水準の確保、豊かな学びの実現及び教職員の確保と適正配置を行うためには、国において必要な財源を安定的に確保することは、重要なことであると考えている。

以上のような点から、義務教育費国庫負担制度2分の1復元等に関しては、お願いできれば有り難いと思っているとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

主な意見として、学校現場における様々な課題は山積しており、子供たちの豊かな学びを保障する安定的な財源の確保を要請する本陳情の趣旨は十分理解できるものであり、本陳情については採択すべきである。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第5号については、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。陳情第5号に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



日程第20 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

○議長（西江園 明君） 日程第20、発議第1号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への負託を省略します。

日程第20、発議第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました発議第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請については、文教厚生常任委員会に負託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備に係る十分な時間確保が不可欠であります。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のための授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっており、豊かな学びを実現するためには、教職員定数の改善や教職員の長時間労働の是正が必要不可欠であります。また、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた義務教育費国庫負担制度の下、地方自治体によっては独自財源による人的措置が取られていますが、地方財政の圧迫、自治体間の教育格差が生じる状況であり、教職員の定数改善に向けた財源を保障し、全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられる憲法上の要請を実現するためには、国の施策としての条件整備が必要不可欠であります。よって、国会及び政府における地方教育行政の実状認識と地方自治体の計画的な教育行政確保のため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、大島理森、参議院議長、伊達忠一、内閣総理大臣、安倍晋三、財務大臣、麻生太郎、総務大臣、石田真敏、文部科学大臣、柴山昌彦でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。賛同方、よろしく願いをいたします。

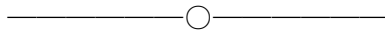
○議長（西江園 明君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。ただいま議決されました発議第1号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

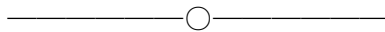
○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。



日程第21 議員派遣の決定

○議長（西江園 明君） 日程第21、議員派遣の決定を行います。
お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。
これに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。



日程第22 閉会中の継続審査申し出について

○議長（西江園 明君） 日程第22、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。
配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、産業建設常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。
お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○

日程第23 閉会中の継続調査申し出について

○議長（西江園 明君） 日程第23、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○

○議長（西江園 明君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和元年第2回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時23分 閉会